

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
97

2023.12

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

1 ～法制度整備支援のこれから～

法務総合研究所長 瀬戸 毅

#### 外国法制・実務

5 [カンボジア] アンコール遺跡周辺の土地に関する占有をめぐる問題—アンコール遺跡のゾーン1・2—

カンボジア王立法律経済大学非常勤 チア・シュウマイ

19 [インドネシア] インドネシアにおけるベースライン調査について(2)

前JICAインドネシア長期派遣専門家(現名古屋地方裁判所判事) 西尾 信員

56 [インドネシア] インドネシアにおけるドラフター制度の概要

JICAインドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

75 [ラオス] プロジェクト活動における本邦研修の戦略的活用について

JICアラオス長期派遣専門家 澤井 裕

82 [スリランカ] スリランカ刑事訴訟法の改正経過—刑事訴訟の迅速化の観点を中心に—

国際協力部教官 茅根 航一

105 ASEANの基本構造と法務・司法分野に関するASEAN分野別会議等の近時の動向

国際協力部教官 福島 崇之

#### 活動報告

##### 【会合】

128 「ビジネスと人権」ウィークの試み～今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待～

前国際協力部教官(現大阪高等検察庁検事) 國井 弘樹

##### 【国際研修・共同研究】

139 [インドネシア] インドネシア法整備支援 第15回本邦研修

国際協力部教官 坂本 達也

##### 【海外出張】

147 [ウズベキスタン] ウズベキスタン出張報告～国際会議参加及び関係諸機関訪問～

国際協力部教官 後藤 圭介

##### 【講義・講演】

154

総務企画部国際事務部門国際専門官 飯澤 聖愛

##### 【研修等実施履歴】

155

総務企画部国際事務部門国際専門官 飯澤 聖愛

##### 【活動予定】

158

総務企画部国際事務部門国際専門官 飯澤 聖愛

#### 専門官の眼

159 「初めてのICD、再びのICD」

総務企画部国際事務部門統括国際専門官 三宅 妙子  
国際専門官 飯澤 聖愛

#### 各国の法制度整備支援の現場から

163

JICAベトナム長期派遣専門家 大西 宏道

JICAカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希

JICアラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝

JICAインドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

JICナパール長期派遣専門家 磯井 美葉

#### 編集後記

166

総務企画部国際事務部門国際専門官 飯澤 聖愛

## ～法制度整備支援のこれから～

法務総合研究所長

瀬戸 毅

### 1 はじめに

令和5年7月11日付けで法務総合研究所長を命じられた瀬戸毅です。どうぞよろしく申し上げます。私は平成元年に東京地検検事として任官し、現在35年目です。これまで、最高検、東京高検のほか、東京、佐賀、名古屋、広島及び徳島の各地検で勤務しました。前任は広島地検の検事正です。検察庁以外では、法務省の刑事局、人権擁護局、法務総合研究所、外務省の在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、そして金融庁の証券取引等監視委員会事務局で勤務した経験があります。過去の法務総合研究所勤務は5年半に及びますが、国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所いわゆるアジ研の次長及び所長としての勤務であり、それ以外の部署での勤務経験はありません。アジ研が東京都府中市から昭島市に移転して以降、アジ研とICDは同じ建物で業務を行っていますが、私自身がICDの活動にかかわることはなかったため、ICDの活動に関する知識はほとんどありませんでした。ただ、法務省が推進している司法外交を担うという観点では、アジ研もICDも同じですので、アジ研での経験も生かしながら、ICDの活動を早期に理解し、今まで以上に司法外交を先に進めていきたいと思っています。

### 2 ICDの成り立ち

平成6年当時、アジアの開発途上国の間では、経済発展の礎となる近代的な法制度の整備を進める動きが強まり、欧米の法制度を継受した経験を持つ我が国に対し、法制度の整備に関する支援要請がなされるようになっていたところ、法務省は、アジア地域の発展と安定は我が国にとっても有益である上、我が国の国際社会への貢献としても意味があると考え、ベトナムに対する法制度整備支援を開始しました。

その後、平成7年度からは法務総合研究所が法制度整備支援を担当し、平成13年には同所にICDを設置し、同部が当該業務を担当するようになって現在に至っています。本誌ICD NEWSが創刊されたのは、その翌年平成14年の1月でした。

以来、現在までに、アジアを中心に10か国以上の国々に対し、民法等の法律案の起草や人材育成等の支援をするようになりました。このように、ICDの法制度整備支援は確実に進展を続けており、アジ研の活動とともに、法務省が推進する司法外交の中心となっています。同時に、このICD NEWSも本号で97号となり、創刊100号が間近に見えてきました。

### 3 司法外交閣僚フォーラム

我が国は、令和5年、先進7か国首脳会合いわゆるG7サミットの議長国として、5月に広島でG7広島サミットを開催したほか、全国各地で担当大臣によるG7会合を開催してきましたが、法務省も7月7日にG7司法大臣会合を開催しました。その際、我が国は、G7で唯一のアジアからの参加国であることを踏まえ、その前日にASEAN各国の法務大臣を招へいして日ASEAN特別法務大臣会合を開催したほか、G7司法大臣会合当日には、ASEAN・G7の法務大臣が一堂に会したASEAN・G7法務大臣特別対話も実施しました。

法務省においては、これらの会合に、各国や関係機関との会談を加えた一連の行事を司法外交閣僚フォーラムと位置づけ、関連イベントとして、日ASEAN特別ユースフォーラムや法務省の施策を発信するイベント・展示を行いました。

ICDは、公益財団法人国際民商事法センター、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所と共催で、7月7日に、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」と題するシンポジウムを開催し、ビジネスと人権に関連する紛争解決と法制度整備支援の果たす役割について議論したほか、ICDの活動を紹介する展示を行っています。

日ASEAN特別法務大臣会合で採択された共同声明においては、日ASEANの法務・司法分野における協力の強化をうたいつつ、第5項において「本会合は、ASEAN地域における法の支配の促進に貢献してきた日本国法務省法務総合研究所・国際協力部（ICD）による法制度整備支援の成功裏に行われてきた取組を引き続き強化し、ポスト2023年の時代にふさわしい日本とASEANの間の法制度整備支援を展開することを目指す。」と明記した上、第11項において、「共同コミットメントを実現するため、友好、協力、対等なパートナーシップの精神の下、ワークプランに基づき引き続き緊密に活動し、日ASEANの協力関係を次なるフェーズへと昇華させることにコミットする。」と続けています。

そして、同じ日、同会合は、それ以前に日本とASEANの法務高級実務者の間で採択されていたワークプランを承認しましたが、同ワークプランは、第3項において、より強固なパートナーシップの実現に向けた法制度整備支援の要素を探求するため、法制度整備支援に関するこれまでの成果を棚卸し（ストックテイキング）するとともに、今後の支援の在り方の要素について検討するための協議を実施すること、また、第4項において、法務・司法分野の専門家の交流を通じて人材育成と能力構築を促進するため、ASEAN各国と法務総合研究所の間で、計画的・組織的な人材交流を可能とするスキームを策定すること、を定めています。

#### 4 これからの法制度整備支援

これまでも、我が国の法制度整備支援の在り方は、我が国の法制度を所与のものとして、それをそのまま対象国に導入するのではなく、対象国において必要な制度は何か、ということを対象国の立場で検討し、我が国の法制度も参考にしつつ、あくまで対象国にとってもっとも役立つ形で法制度を構築していく、いわゆる寄り添い型の支援でした。

このことは、前記共同声明における「対等なパートナーシップ」との文言や、ワークプランにおける「強固なパートナーシップ」との文言、また、前記日ASEAN特別法務大臣会合において高見康裕法務大臣政務官（当時）が行った「日ASEAN双方の法務・司法分野におけるニーズや関心を把握し」「両者が対等なパートナーシップの精神の下、様々な分野での協力を強化する」旨の発言からも明らかです。

ICDは、これらの文言や発言を念頭に置きながら、今後も寄り添い型の支援を今まで以上に推進すべく、新たな支援の在り方を模索しているところです。

まず、各国の基本法制の整備は現時点では相当の成果を出したと認識しており、今後は、その制度がいかに適切に運用されるかに関心が向かっています。そのため、司法分野における人材育成は引き続き重要な課題となります。

また、国際化、情報化の進展に伴い、同じような問題を抱えた国が複数存在することが明らかになりつつあり、そうすると各国個別に支援をするよりも、多国間で共通の問題を議論し、同時に解決していく方が効率的であることが分かってきました。そこで、支援というともすれば一方通行とも見られる形式ではなく、各国の問題を持ち寄って解決策をお互いに検討するという共同研究の形式で協力をしていくことが適切と考えるようになりました。

では、これらを踏まえてどのように活動していくこととなるのでしょうか。

人材育成については、現在も支援として行っていますが、将来のリーダーを育成して行くためには、ネットワークを構築して、切れ目ない関係を築く必要があります。具体的には、法制度整備支援に参加した対象国の参加者を中心に同窓会的な枠組みを作り、ICDを中心としたネットワークを構築することを考えています。アジア研は既に同様のネットワークを構築し、強い絆で結ばれていることから、これを参考にできればと思っています。現在、法制度整備支援における研修等の参加者は、それぞれの機関における幹部級だけでなく、中堅、若手もいます。ネットワークを活用し、中堅、若手の参加者との絆を維持、強化できれば、将来、彼らが各国で重要な立場になったとき、ICDの活動への深い理解から、我々の活動に協力的に対応してくれることが期待できます。そうなれば、我々も、より効果的に支援を行うことができるようになると思います。

共同研究に関しては、題材によってはICDの教官より大学の教官の方が専門性を有するものもあります。したがって、現在以上に大学、特にASEAN諸国からの留学生を受け入れている大学と連携して、各題材についてより深い検討ができる環境を整えることが必要となります。特にASEANの司法機関から派遣されている留学生について

て、日本滞在の間に I C D の活動にも関与してもらえれば、留学生にとって大学では経験できない実務的な知見を体得できるほか、I C D としても日本にいながら各国司法機関の関係者に直接接触し、支援の効果を高めることができるといった利点があります。

ここで述べた方策は、まだ検討を開始した段階であり、将来的にどう具体化されていくか明確に示すことはできませんが、法制度整備支援を始めてから 30 年が過ぎようとする現在、その活動が新たな方向に展開しようとしていることは確実です。

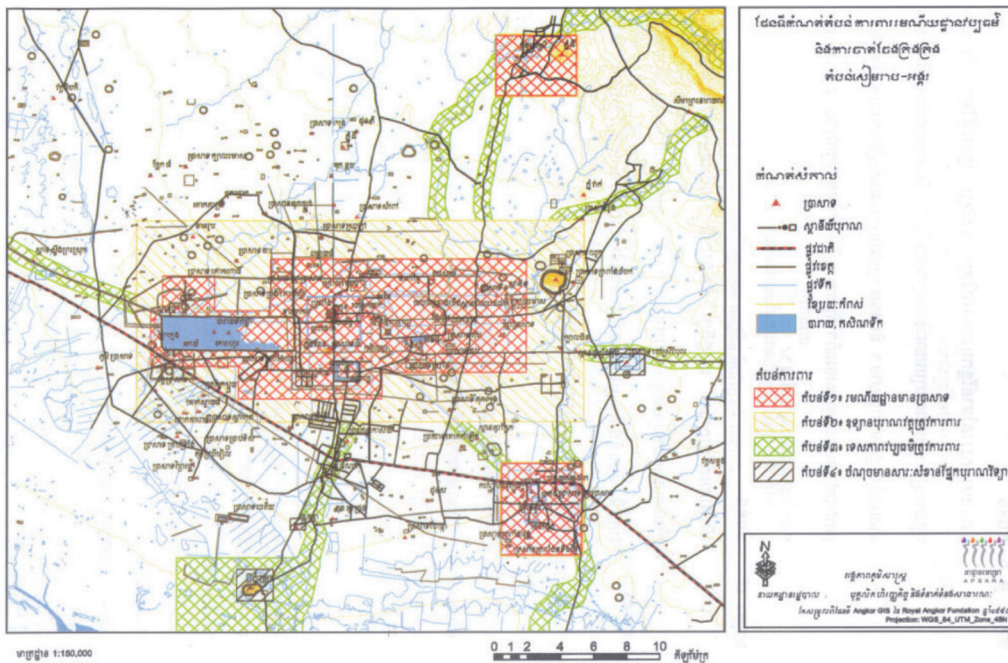
引き続き、関係する皆さんの御支援と御協力を期待する所存です。

アンコール遺跡周辺の土地に関する占有をめぐる問題  
－アンコール遺跡のゾーン1・2－

カンボジア王立法律経済大学非常勤  
チア・シュウマイ (CHEA Seavmey)

本稿は、アンコール遺跡の5種類の保護区のうち、ゾーン1とゾーン2を対象として、そこに居住している住民の不法居住問題について紹介するものである。カンボジア政府は、2008年から同問題の解決に努力しているが、2023年現在においても試行錯誤を続けている。本稿では、(1) 法的な問題、(2) 行政上の問題と(3) これまでの解決策を中心に検討する。アンコール地域に関する研究は多数あるが、本稿は、近年における不法居住問題の最新状況を取りまとめたものである。

写真①：アンコール遺跡の保護区の地図 [出典：アプサラ機構]<sup>1</sup>



1. はじめに

アンコール地域は生きている遺跡である<sup>2</sup>。このように表現される理由は、クメール王朝時代の寺院が物理的に存在するだけでなく、現在でも神聖な場所として認識されているからである。千年前の昔から、王様が戦争に行く際に参拝するための場所となって

<sup>1</sup> <https://apsaraauthority.gov.kh/our-work/map-of-protected-areas/>, 2023年11月7日最終閲覧。  
<sup>2</sup> KY Soklim 『Ang Chu Lean: アンコール公園は生きた遺跡』(ភី សុខសីម, នរវិទូ អាំង ជួលានៈ “ឧទ្យានអង្គរជាបេតិកភណ្ឌមានជីវិត”), APSARA National Authority & Thmey Thmey 「アンコールの保護者」(អាជ្ញាធរអប្សរា និងថ្មី, អ្នកថែអង្គរ (Diamond Printing, 2022) pp15-22)。[Angkor is a living site] UNESCO Office Phnom Penh & ICC-Angkor, 20 Years of International Cooperation for Conservation and Sustainable Development, 2013, p34.

いた。アンコールワットの中には、参拝のための大きな神様の像が4か所にある。そして、アンコール遺跡の周りには、15世紀の半ばから村が存在していると言われている。その当時から人が住み続けており、様々な寺院の行事等を行っている。これらの行事は、農業に関する行事が多く、例えば、米の栽培に必要な雨が降るよう神様に願う行事が重要とされている。また、現在でも政府の幹部により宗教的な行事が定期的実施されている。そのような人々の信仰を切り離しては、遺跡としての価値が失われることになりかねない<sup>3</sup>。

アンコール地域は、シェムリアップ州<sup>4</sup>に所在しており、面積401km<sup>2</sup>にわたり、150以上の寺院がある。これは、写真①の地図で示されているとおり、3つの地域に大別される。バンテアイ・スレイ (Banteay Srei) パーク (地図上部の赤色で囲まれた地域) は20km<sup>2</sup>、セントラルパーク (地図中央の赤色で囲まれた地域) は351km<sup>2</sup>、ロリュオス (Roluos) パーク (地図下部の赤色で囲まれた地域) は30km<sup>2</sup>である。これらの地域の寺院は、それぞれ目的をもって建造されている。海外からの観光客は、1993年には11万8,183人であったが、2017年には505万9,000人となった。2020年から新型コロナによる影響のため、観光客がいない状況となっていたが、2023年には新型コロナによる危機的状況から解放され、今後徐々に観光需要が復活することが見込まれる。

## 2. 管轄機構

### 2.1. ICC-Angkor

カンボジアでは、内戦が終結した後、1993年に民主主義による総選挙を実施し、新政府が誕生し、憲法が制定された。しかし、アンコール遺跡は新政府が誕生する前、1992年に世界遺産に登録された<sup>5</sup>。そのため、ユネスコは、国際的な枠組みでこれを管理するため、1993年に International Coordinating Committee-Angkor (アンコール世界遺産国際管理運営委員会。以下「ICC Angkor」という。) を創設し、アンコール遺跡の保護及び開発のための様々な支援を国際的に調整している<sup>6</sup>。ICC Angkor は、国内の APSARA National Authority<sup>7</sup> (以下「アプサラ機構」という。) をパートナーとし、その役割を担っている。

ICC Angkor は、様々な国や国内・国際機関からの保護及び開発の支援プロジェクトを調整する役割を担い、とりわけ、プロジェクトの実行手続の準備をフォローしている。そのため、シェムリアップ州の現状について常に情報を得る必要がある。ICC

<sup>3</sup> SAO Phalnisai 『アンコール遺跡の住民：クラック・ジお爺さんの家族』 (សៅ ផលនីស្ស័យ, “ពលរដ្ឋត្រង់តំបន់អង្គរ៖ គ្រួសារក្រោមគ្រាប់ធញ្ញ”)、APSARA・前掲注2) 69頁。

<sup>4</sup> シェムリアップ州には、2023年現在で12の市がある。具体的には、Angkor Chum 市、Angkor Thom 市、Banteay Srei 市、Chi Kraeng 市、Kralanh 市、Puok 市、Prasat Bakong 市、Siem Reab 市、Soutre Nikom 市、Srei Snom 市、Svay Leu 市、Varin 市である。州の面積は、10,299km<sup>2</sup>である。

<sup>5</sup> その他、カンボジアの世界遺産としては、タイ国境にあるブレア・ヴィヒア寺院 (Preah Vihear Temple Site、2008年ユネスコ登録)、サンボー・プレイ・クック寺院 (Sambor Prei Kuk Temple Site、2017年ユネスコ登録)、コー・ケー寺院 (Koh Ke Temple Site、2023年ユネスコ登録) の3つが挙げられる。

<sup>6</sup> ICC Angkor の公式ホームページは、<https://icc-angkor.org/> を参照。

<sup>7</sup> APSARA は、Authority for the Protection and Safeguarding of Angkor and the Region of Angkor を意味している。フランス語の頭文字をとったものであり、伝統的なアプサラの踊りにちなんでいる。

Angkor は、日本及びフランスが共同議長となっており、様々なプロジェクトの申請や技術的な課題に関して、年に2回、定期的に会議を実施している。

## 2.2. APSARA National Authority (アプサラ機構)

アプサラ機構は、1995年に創設された当時は内閣の下に置かれていた。しかし、2018年からは文化芸術省の指導の下、アンコール遺跡の管理において重要な役割を果たすようになった。

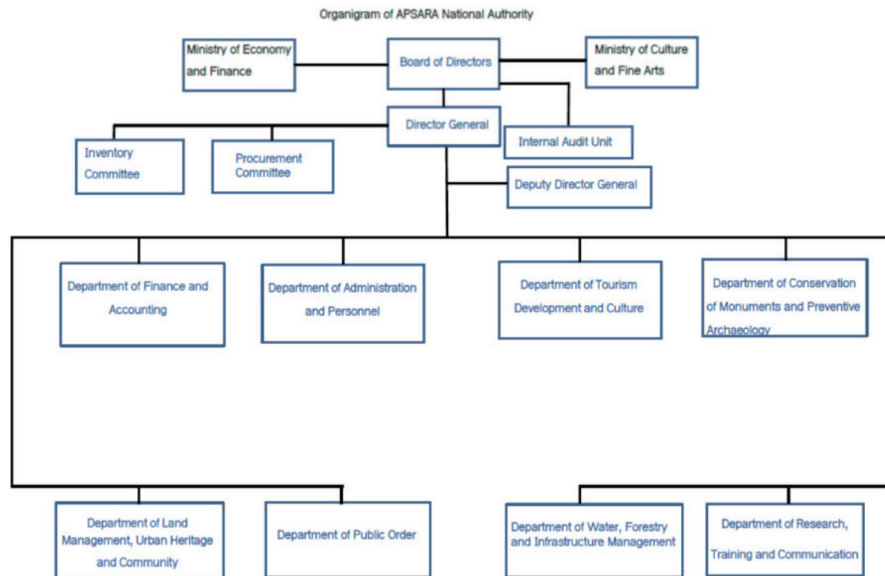
1994年のシェムリアップ・アンコール地域の決定及び管理に関する勅令第2条によれば、写真①で示されるように、世界文化遺産には5つの保護区が設定されている。ゾーン1は、赤色の斜め格子で囲まれた部分で、寺院など最も重要な遺跡が存在する地域であり、最も高い保護が求められる。ゾーン2は、黄色の斜線で囲まれた部分で、考古学的に重要な地域である。地上からは明らかでないことも多いが、ゾーン1の緩衝地帯として位置づけられ、高いレベルの保護が求められる。ゾーン3は、緑色の斜め格子で囲まれた部分で、伝統的な外観や歴史的な建造物等の文化的な景観を保護する地域である。伝統的な生活様式を反映し、文化的な価値に貢献するものとして保護されている。ゾーン4は、黒色の斜線で囲まれた部分で、考古学的・人類学的・歴史的な関心が高い地域である。ゾーン1より保護のレベルが低く、ゾーン2と同程度のレベルで保護されている。ゾーン5は、シェムリアップ・アンコール地域の社会・経済・文化の発展ゾーンである。シェムリアップ州全体を範囲としており、世界文化遺産の環境等に影響を与えないように保護対策を求めている。

2020年の公的行政機関としてのアプサラ機構の設立に関する勅令第3条によれば、アプサラ機構の任務は、次のとおりである。第一に、アンコール遺跡における考古学的な価値、歴史、文化、環境を向上させ、予防、手入れ (care)、保護、管理することである (同条第1項)。第二に、1994年のシェムリアップ・アンコール地域の決定及び管理に関する法律 (以下「1994年アンコール地域管理法」という。) に基づき、5つの地域における持続可能な開発並びに環境、資源、森林、土地及び地質のための自然資源の管理及び計画を立てることである (同条第2項)。第三に、アンコール実行原則並びにアンコール遺跡のインフラ (考古資源システム、考古道路及び考古遺産) の価値及び修復について学習することである (同条第3項)。第四に、1994年アンコール地域管理法に基づき、アンコール地域における持続可能な様々な開発プログラム並びに観光プログラム及び活動計画の実施を学習することである (同条第4項)。第五に、1994年アンコール地域管理法に基づき、アンコール遺跡の緩衝地帯の基準に沿って住宅地やホテル等の建設を管理することである (同条第5項)。第六に、現行法令に従ってアンコール遺跡の保護及び開発のための投資等を探求することである (同条第6項)。第七に、アンコール遺跡における住民の貧困の削減のために王立政府の方針の実施に携わることである (同条第7項)。第八に、アプサラ機構の方針や目的に従って、関連州の権限管轄や国内・国際機関に協力することである (同条第8項)。



アップサラ機構には、8つの局がある。①財務・会計局、②総務・人事局、③観光開発・文化局、④遺跡保護・救出考古学局、⑤土地管理・都市遺産・地域社会局、⑥公共秩序局、⑦水・森林・インフラ管理局、⑧研究・研修・コミュニケーション局である。以下の写真②の組織図では、組織全体の構造が示されている。

写真②：アップサラ機構の組織図 [出典：アップサラ機構]<sup>8</sup>



### 3. アンコール遺跡周辺の土地

#### 3.1. ゾーン1とゾーン2は国有地か？

国際法として、1972年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約がある。それを受けて、カンボジアは、アンコール地域の管理に関して以下のような法令を整備した。

カンボジアは内戦の終結後、1993年の憲法（以下「93年憲法」という）により国を再建した。93年憲法第58条は、所有権に関して、「土地、地下、山、海、海底、海底深部、海岸、空、島、大小の河川、湖沼、森林、天然資源、経済・文化施設、国防基地および国有であると定めるその他の建造物などは、国有財産とする。国有財産の管理、使用および処分は、法律で定める。」と規定している<sup>9</sup>。

前記2.2. のとおり、1994年のアンコール地域の決定及び管理に関する勅令が制定され、第2条において世界文化遺産に5種類の保護区が設けられた。

1996年の国家遺産の保護法第1条に、国家文化遺産を保護する目的を掲げている。アンコール遺跡はアップサラ機構の管轄の下にある（同法第5条第2項）。保護対象となる遺跡の範囲を示す地図上の境界等は勅令に委任されている（同法第6条）。世界文化遺産の売買や破壊を行った者は、6か月以上5年以下の禁錮及び金銭的な罰

<sup>8</sup> <https://apsaraauthority.gov.kh/apsara-authority-main/organisation-structure/>, 2023年11月7日最終閲覧。

<sup>9</sup> 傘谷祐之「カンボジア王国」鮎京・四本・浅野編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）186頁。

則も受ける（同法第63条）。

2001年の土地法第15条は、政府及び公的法人の公有財産となる不動産について詳細に列挙している。同条第6項には、考古学的、文化的及び歴史的遺産が掲げられている。政府の公有不動産は、譲渡不能であるが、一時的かつ不確定的で、取消可能な占有又は使用権限の対象となる場合がある（同法第16条）。

以上の法令を確認したが、問題となっているゾーン1とゾーン2が国有地や国有財産であるということは法令上に明記されておらず、解釈に委ねられるものと考えられる。一方、2004年の第70号政府決定（以下「第70号決定」という。）では、アンコール遺跡のゾーン1からゾーン5までの土地利用について定められており、ゾーン1とゾーン2に位置する土地は全て国有財産であると明確にされている。しかしながら、実際には、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2の土地について、国有地としての登記はされていない。

### 3.2. 土地の処分権の制限

前記3.1. で述べたように、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2は国有地として取り扱われている。第70号決定の第1条によれば、アンコール遺跡におけるゾーン1及びゾーン2の土地の全ては、国家の公的な財産として、アプサラ機構が管轄している。また、第70号決定の第2条では、ゾーン1及びゾーン2の土地について、次の3点を規制している。第一に、昔から住宅を有する住民は、追い出されず、引き続き住むことができる。第二に、古くからの住民が建て替え又は改築したい場合、事前にアプサラ機構からの許可を取得する必要がある。第三に、当該土地の処分に関しては、相続又は同じ村の住民と交換することができる。ただし、民間企業や個人と売買することはできない。

アプサラ機構作成の第70号決定に関する正式な説明書によれば、アンコール遺跡のゾーン1及びゾーン2の土地内における建設の許可はアプサラ機構の管轄であり、次の3つの条件がある。①昔から住宅があること、②保護区に住宅があること、③現在まで住み続けていることである<sup>10</sup>。建設や解体の許可申請の手続に関しては、市区村長による移住証明書を発行してもらい、30日前までに申請書をアプサラ機構に提出する必要がある。

第70号決定を受け、アプサラ機構とニュージーランド政府は、2006年から2013年まで「Design of Land use and Registration Plans」というプロジェクトを実施していた<sup>11</sup>。同プロジェクトの目的は、住民の土地の用途に従って、当該土地の区画を確認及び測定し、長く住んできた住民に占有証明書（Land Occupancy Titles）を発行することである。その占有証明書は相続人に譲渡することができる。2013

<sup>10</sup> អាជ្ញាធរអប្សរា, សកលាវស័ណ្ណ ចម្លើយសើម្បីស្វែងយល់អំពីសេចក្តីសម្រេចលេខ៧០សស ចុះថ្ងៃទី១៦ ខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ២០០៤ (アプサラ機構「第70号の決定に関する説明書」2007年)。

<sup>11</sup> UNESCO, *supra* note 2, p56.

年の時点では、Rohal 村、North Srah Srang 村、South Srah Srang 村、Phlounng 村、Leang Dai Village 村の 5 村で計画を完了し、さらに、10 村まで拡大されていた。現在も実施しているかについては情報がなく、不明である。

### 3.3. 何が起きているのか？

前記 3.2. で述べたように、アンコール地域には昔から住み続けている住民がいる。この住民はアンコール遺跡を築いた人々の子孫であると言われている<sup>12</sup>。この住民の特徴として、シェムリアップの方言を話すことが挙げられる。現在でもシェムリアップ州の人は、首都プノンペンや他の州のカンボジア人と全く違う話し方をしている。一方で、アンコール地域に新しく居住する者は、州外からの市民が圧倒的に多くなっている。

2005 年までのアプサラ機構の統計によれば、10 万人の住民がアンコール地域に住んでいた<sup>13</sup>。2005 年以降の住民数のデータは入手できなかったが、他の州から流入する住民も著しく増加している<sup>14</sup>。2023 年現在の状況としては、村の規模及び住民の数が徐々に拡大している。

その要因は、次の二つである。一つ目は、世界遺産として登録される前から住んでいる住民が結婚し、子供を産むことにより家族が増えることである。二つ目は、アンコール地域に昔から住んでいる住民ではなく、世界遺産として登録された後に新しく住み始めた住民の数が増えることである。

シェムリアップ州は、空港があるため、ベトナムやタイからのパッケージツアーにアンコール遺跡の観光が組み入れられ、外国からの観光客が訪れやすい場所となっている。アンコールワット周辺に住んでいる住民は、生活のため土産等を販売している。また、2008 年頃には一時その周辺の土地の価格が高騰し、本来売買禁止の土地が売買されるというあり得ない事態も生じていた。このような状況の下で、新しい住民の増加は続いているが、その結果、アンコール遺跡を崇拝するという価値観が変わっていくことに繋がるのではないかという懸念がある。

写真③の赤い部分は 2022 年 8 月からの不法居住者問題解決キャンペーンで引越しの対象となった違法建設を示している。青色の線はゾーン 1 の範囲を示しており、その外側（下部）はゾーン 2 である（写真③の更に外側が紫色の線で囲まれている）。

このような住民の増加に伴う違法建設の拡大は、アンコール遺跡に悪影響を与えると言われている。そのため、世界遺産登録の際に条件となっていた適切な保護管理に反しており、ユネスコからアンコール地域における違法建設に関する要請書を受理している。そのままの状態が続くと、アンコール遺跡は世界遺産から抹消される可能性がある。

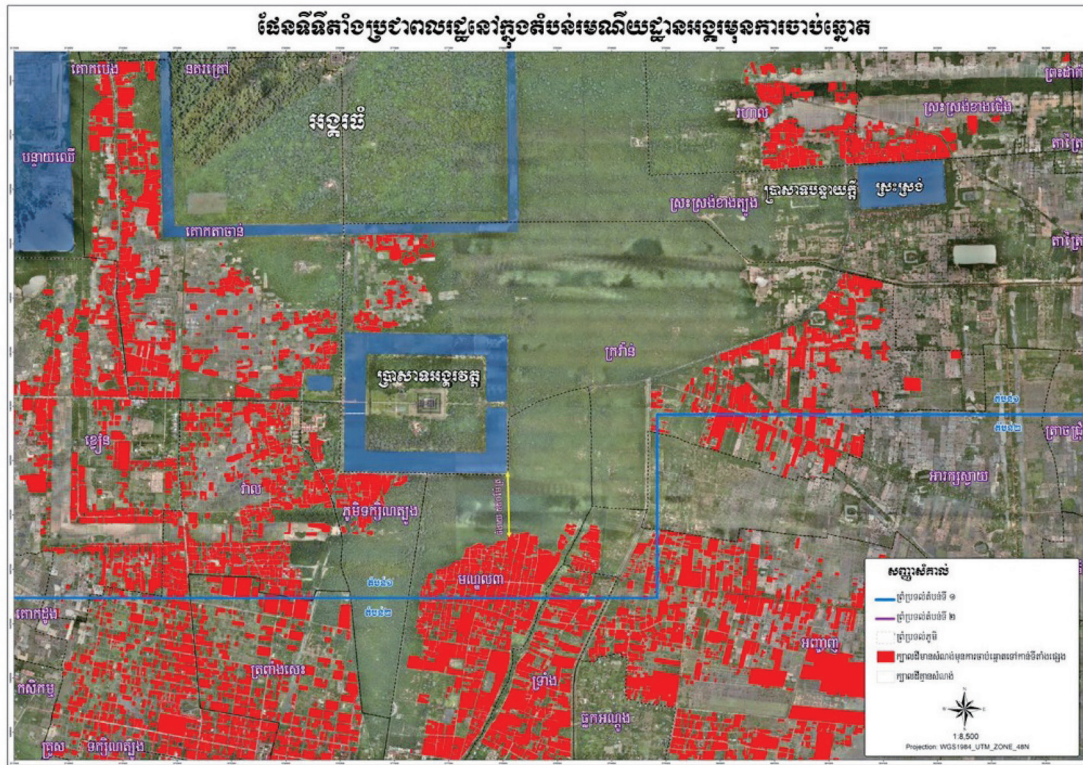
<sup>12</sup> KY・前掲注 2)、APSARA・前掲注 2) 18 頁。

<sup>13</sup> APSARA・前掲注 2) 70-71 頁。

<sup>14</sup> APSARA・前掲注 2) 70-71 頁。

写真③：引っ越しの対象となった土地の地図

出典：チア・ソパラ副首相の公式Facebook ページ<sup>15</sup>



#### 4. 問題点の認識

##### 4.1. 法的な問題

まず、法的な問題については、次のとおり4つのポイントがある。

第一に、遡及効の問題である。93年憲法第160条は、「カンボジアにおける法律その他の規范文書はすべて、〔その規范文書が〕国有財産、権利、自由および法律にもとづいた適正な個人の財産を保障することができ、かつ国益にとって適切であるときは、この憲法の精神に反する規定を除いて、新たな文書が〔その規范文書を〕改めまたは廃止するまでなお効力を有するものとする」と規定している<sup>16</sup>。一方、第70号決定では「昔」という表現を使用しており、明確な基準は示されていないが、世界遺産として登録される前を意味するものと考えられる。そこで、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2の住民が、世界遺産に登録された1992年より前から住んでいた場合に、1993年に制定された憲法の効力が遡って生ずるのかという問題である。

第二に、土地処分権の制限根拠である。土地の処分権は所有権の一部であるにもかかわらず、法律によることなく、単なる政府決定によって制限されている。憲法第

<sup>15</sup> www.facebook.com/search/top?q=ផែនទីទីតាំង-chiea%20sophara , 2023年11月7日最終閲覧。

<sup>16</sup> 傘谷・前掲注9) 203頁。

40条は、「適法な状況で居住する市民の自由は、尊重する。」(第1項)、「住居を侵されない権利を保有すること(略)は、保障する」(第2項)、「住居、家具・備品、物および個人の身体の搜索は、法律の定めにしたがって行わなければならない。」(第3項)と規定<sup>17</sup>しており、住居に関する権利を保護している。住民の権利に対する制限は本来なら法律により定めるものであって、単なる首相による2004年第70号決定という形で制限することができるのかという憲法上の問題もある。

第三に、土地の処分権制限の範囲である。所有権には、利用・占有・処分という三つの基本的な権利が含まれている。3.2. で触れた第70号決定によれば、土地の利用・占有に関しては、一定の制限を受けるものの、特段の問題はないと考えられる。しかし、土地の処分権については、「相続」と「交換」のみが認められ、「売買」は禁止されている。さらに、ここでいう「相続」が民法上の概念と一致しているのかも不明である。例えば、同じ村に相続人がおらず、他の州に住んでいる相続人が相続した場合にも許容されるのかは明確でない。また、「交換」の場合も、同じ村の住民に限定されており、土地の処分権は広く制限されている。

第四に、公訴時効の問題である。仮にアンコール遺跡のゾーン1とゾーン2が国有地であると解釈した場合、公訴時効の面からも疑問が生じる。例えば、国有地に居住して20年以上経っているのに、これまで権限官署から犯罪に該当するとの指摘がなく、起訴もされていない<sup>18</sup>。なお、国からの正当な補償は、新しい村の土地との交換を行う政策のみに限られている。

#### 4.2. 行政上の問題

次に、行政上の問題について、次の3点を挙げることができる。

第一に、シェムリアップ州政府とアプサラ機構の管轄に対する認識が不足していることである。アプサラ機構は、保護区における建設や解体の許可書を付与する権限を有する。一方、保護区でない場所は、シェムリアップ州知事の管轄になる。2022年7月20日にフン・セン首相(当時)は、アプサラ機構の管轄となるアンコール地域の不法居住問題解決チームに関する決定書を発令した。同チームは、会長が国土整備・都市計画・建設大臣(チア・ソパラ副首相)、副会長が文化芸術大臣であり、メンバーにはアプサラ機構の職員も含まれている。同チームの会長であるチア・ソパラ副首相は、同発令に基づき、同年8月22日にシェムリアップ州でアンコール地域の不法居住問題解決キャンペーンを開始した。チア・ソパラ副首相の発言によれば、「違法な建設が8,448件あり、2022年の半年だけで、2,080件が新たに発生している。これは保護区の管轄に対する州政府の認識不足に起因している。シェムリアップ州政府が2022年7月22日に発出した第412/22号のレターは、シェムリアップ州知事からアプサラ機構に対し、アンコール遺跡における建物の新設

<sup>17</sup> 傘谷・前掲注9) 183-184頁。

<sup>18</sup> 国家遺産の保護法第63条では、許可なく国家遺産の販売、輸出、移動、破壊等をした場合、6か月以上5年以下の禁錮刑及び罰金に処するとされている。

の禁止を撤廃するように求める内容であった。このレターが発出されてから、2か月だけで新たな建設が398件も増えているため、レターを廃止すべきである。」との問題意識が示されている。また、政府の方針として、遅滞なく移転先への引っ越しを進め、新しい建物の建設中止を求めるとともに、一切の法的な所有権を付与しないことにも言及した。

第二に、土地の総合的な計画の策定や土地基本情報の整備に関する管理等がされていないことである。例えば、ゾーン1とゾーン2の地図を示す看板が適切に立てられていない。アプサラ機構は住民が理解できるように、ゾーン1とゾーン2において看板を立てる役割を担っているが、当該ゾーンの土地は農地としても利用されている。看板の設置について記載された文献はないが、世界遺産が登録されてからすぐの実施ではなく、ゾーン全体への看板の設置は2000年から実施を進めていると言われている。

第三に、2013年までのデータによれば、アプサラ機構の60プロジェクトのうち大部分は、寺院、水道システムなど、アンコール遺跡にある建造物の修理やインフラ管理等が中心であり、住民・文化を対象とするプロジェクトは三つだけであることである。その三つのプロジェクトは、1) Design of Land use and Registration Plans, 2) Khmer Habitat Interpretation Center, 3) Education on Heritage である<sup>19</sup>。このように、住民・文化を対象とするプロジェクトは少なく、アンコール遺跡周辺の建物も適切に管理されていない状態となっている。

写真④：アンコール地域周辺の家（2022年8月撮影）  
（建物が適切に管理されておらず、不衛生であり、道も歩くことができない状態）



<sup>19</sup> UNESCO, *supra* note 2, pp54-56.

## 5. これまでの解決策

### 5.1. 新しい村への引っ越しの支援

前記4.2. で触れたように、ユネスコからの要請書を受け、カンボジア政府は速やかに対策を打ち出した。2022年7月20日の決定書により、アンコール遺跡周辺の違法建造物の撤去について取組を行うためのチームを任命した。現場実施チームのメンバーは、国土整備・都市計画・建設省（以下「MLMUPC」という。Ministry of Land Management, Urban Planning, and Construction）の職員491名、MLMUPC州・地方局（Provincial and Municipal Departments）の職員461名、アプサラ機構の職員352名、環境省の職員180名、社会問題・退役軍人・青少年更生省の職員32名、シェムリアップフン・センテチャーエンジニアチーム420名、シェムリアップ州の市区村の職員であった。合計して、約1,900人の本省職員の力が費やされた。本来それぞれの職員は本省の仕事に携わっているが、アンコール遺跡の不法居住問題の解決作業のために派遣された。出張代等は国の負担になっている。この問題の解決は、本来アプサラ機構の役割であった。2023年10月20日までの成果として、①土地の測定作業、②建物の解体作業、③移転先の土地の抽選作業が進められ、9,896家族が抽選を実施し、そのほとんどが移転先への引っ越しを行った<sup>20</sup>。建物の解体作業の中では、考古学的に重要なものも発見された。

住民への手当支給及び貧困証明書の発給も行われ、新しい貧困証明書が6,904家族に発給された。そのうち、貧困証明書のレベル2からレベル1<sup>21</sup>への変更は、1,671家族であった。引っ越しの住民に対するカンボジア政府からの支援政策としては、食事の支援、住宅建設の支援及び社会的な手当がある。食事の支援は、お米50キロ、麺6ケース、魚の缶詰め100缶、50ドルの支給である。住宅建設の支援は、家の建設手当250ドル、トイレ建設手当50ドル、亜鉛板30枚である。そして、社会的な手当は、全ての家族に貧困証明書レベル1の支給をすることである。

<sup>20</sup> MLMUPC が作成した報告書（2023年9月）。

<sup>21</sup> 社会問題・退役軍人・青少年更生省の貧困層レベル1及びレベル2の支給金額の決定（4,000リエルは、百円くらい）。

	対象の種類	貧困層レベルによる1ヶ月の手当	
		レベル1	レベル2
1	家族に対する支給	120,000リエル	120,000リエル
2	各家族のメンバー	52,000リエル	36,000リエル
3	0-5歳の児童の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
4	障がい者の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
5	60歳以上の家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル
6	HIVにかかっている家族メンバー	40,000リエル	28,000リエル

(写真⑤⑥)：2022年8月の引っ越しのための作業 (左：土地測定、右：移転先の抽選)



政府が準備していた移転先の新しい村は二つある。ルンタイ自然村に1,046ヘクタールの規模があり、6,005筆、ペアック・サネン村は1,410ヘクタールの規模があり14,947筆が用意され、合計して2,456ヘクタール20,952筆ある<sup>22</sup>。最初は、2010年頃に設置されたバンテアイ・スレイ市のルンタイ自然村 (Run Ta Ek 村) だけであった。その後、2022年に、ルンタイ自然村が限界となり、新しくアンコールトム市のペアック・サネン村 (Peak Sneang Village) が設置された。前者のルンタイ自然村は、インフラ開発、学校建設、保健センター建設、市場建設、寺院建設、ごみ処理場建設、植林、電気システム整備、浄水システム整備、電話サービス整備、農業セクター支援が行われている。後者のペアック・サネン村でも、ルンタイ自然村と同じく、インフラ開発、学校建設、保健センター建設、市場建設、寺院建設、ごみ処理場建設、植林、電気システム整備、浄水システム整備、電話サービス整備、農業セクター支援が行われている。二つの村は、アンコールワットから20kmであり、新しいシェムリアップ・アンコール国際空港から12kmである。

ルンタイ自然村に引っ越しをした家族については、フン・セン首相 (当時) が3回訪問している。一回目の訪問は2022年9月13日に1,117家族、二回目の訪問は同年10月1日に2,853家族、三回目の訪問は同月21日に1,895家族と会っている。また、ペアック・サネン村に引っ越しをした家族については、同月22日に3,311家族がフン・セン首相に会っている。首相からは、住民に対して引っ越しへのお礼が語られた。その後、2023年12月8日、フン・マネット首相 (現職) はルンタイ自然村に引っ越しをした家族を訪問し、同村における土地の所有権証明書を4,554家族に付与した。このまま違法建設が続けば、ユネスコの世界遺産を保護する義務に違反することになる。そのため、住民の引っ越しが促進されるよう、143kmの道路を造った後、コンクリート道路として整備する予定にも言及された。

<sup>22</sup> MLMPUC が作成した報告書 (2023年11月まで)。



写真⑦：ルンタイ自然村の開発図面



写真⑧⑨：フン・セン首相と移転先に引っ越しをした住民との集い  
(2022年10月22日撮影)



### 5.2. 抗議デモへの対応

不法居住問題解決チームの作業の最中に、住民の抗議デモが行われた。2022年10月5日に、アンコール遺跡の近くにあるバンテアイ・スレイ市 Phreh Dak 区の住民は、移転先への引っ越しに対して抗議デモを行った。その後、すぐにカンボジア政府は不法居住問題に対する姿勢を軟化させた。同月7日の午前には、チア・ソパラ副首相がバンテアイ・スレイ市まで足を運び、政府の立場を説明し、「あくまでも任意的な引っ越しであって、強制的な引っ越しではないこと」を強調した。これまでの経験では、総選挙の前になると、アンコール地域の引っ越しに対して住民からの反対が

激しくなる。政府側も結局、引っ越しが任意か強制かについて、立場が明確となっていない。アンコール地域の不法居住問題に対する政府の対策は相応に講じられてきたが、抗議デモの発生により、その実施が緩和されるという実態がある。

写真⑩：副首相と文化芸術大臣のバンテアイ・スレイ市 Phreh Dak 区のデモ住民への対応  
(2022年10月7日撮影)



## 6. 若干の分析・まとめ

本稿は、アンコール遺跡のゾーン1とゾーン2に住んでいる不法居住者の問題に関して検討を試みた。発展途上国における世界遺産の保護は、世界遺産を保護しながら、住民の経済活動や都市開発との両立に立ち向かう必要がある。アンコール遺跡もその一例である。アンコール遺跡の特別な事情としては、世界遺産に登録された後も、昔からの住民を追い出さず、占有を認める一方で、所有権の付与を認めていないことがある。この問題は長年の課題であり、違法建造物の撤去が「アンコール地域からの難民」を生み出しているという住民からの批判を受けながら、政府は「適切な環境で家を立てること、かつ、移転先で法的な所有権を付与すること」という方針であり、対立が続いているが、政府の強権的な姿勢は、一時的なものであるように見受けられる。

最後に、以下の2点を若干の分析とまとめとして残したい。

第一に、不法居住問題を取り巻く様々な問題点の概括である。法的な問題については、遡及効、土地処分権の制限根拠、土地の処分権制限の範囲、公訴時効等の問題がある。行政上の問題としては、アプサラ機構とシェムリアップ州政府との管轄権限に対する認識不足、アプサラ機構の機能不全及びプロジェクトのインフラ分野への集中という

問題が生じている。また、政治的にも、不法居住問題解決チームの対策の実施と抗議デモへの対応という問題がある。同チームがゾーン1とゾーン2における土地の所有者を確認する目的で行っている測量や調査作業は、最も基本的な情報を整備する重要な作業である。このような情報を生かすことも今後検討していくべきである。アンコール地域の不法居住問題は、法的な問題だけでなく、行政上の問題もあり、更に政治的な問題も絡み合っており、解決に至るまで長い道のりになると思われる。現在の不法居住問題への対応は、住民を不安定な状況に陥らせており、同チームの対策に対する信用性も非常に低いものと推認されるアップサラ機構についても、政府から独立している組織とは言えず、抗議デモの発生により対応が変化するなど、その作業が抜本的な問題解決につながっているようには見受けられない。

第二に、問題点を踏まえて再検討すべき課題についてである。まず、インフラ分野以外を対象にするプロジェクトを強化するべきである。これまでは寺院の修復プロジェクトなど、インフラ分野を中心にプロジェクトを実施してきたが、ゾーン1及びゾーン2における住民を対象としたプロジェクトに目を向けるべきである。住民がアンコール遺跡を生き物として成り立たせており、文化を支える伝統的な行事等を継承していくからである。また、それによって観光地としての価値も上昇する。例えば、アンコール遺跡の周辺にある伝統的な家屋スタイルの見本の作成、Ang Chu Lean氏を中心とした考古学者グループの作成、シェムリアップ州の方言を公的に認証すること、年間の伝統的な行事のスケジュールを作成すること等も考えられる。現在のところ、バンテアイ・スレイ市 Phreh Dak 区がその先行的な例として挙げられる。昔からの景観を保存しながら、地元の伝統的な料理やお菓子が有名となっている。すなわち、新しい移転先の村よりも、遺跡周辺の伝統的な村を大事にするべきである。次に、アンコール遺跡が世界遺産として登録され続けるためには具体的に何が必要なのか、その条件を再検討するべきである<sup>23</sup>。「人数」という観点からは、例えば、1992年に夫婦2人がいて、2人の子供がいた場合、30年後には、その2人の子供が他州の人と結婚して、それぞれ2人ずつの子供がいるとすると、合計して10人になる。これは、当初の夫婦2人から5倍になる。このように、アンコール地域の人口は自然に増えていくため、住民にとって合理的な条件となるよう検討されることを期待したい。場合によっては、国際法上の観点からも解決策を検討していく必要があることについて、今後の課題として指摘したい。

以上のとおり、アンコール遺跡の将来に向けて、住民の現況に応じた更なる改善策がとられることを期待したい。

---

<sup>23</sup> 2023年11月のアムネスティ・インターナショナルの報告書では、ユネスコに対しても、カンボジア政府が行っているアンコール遺跡周辺の住民の移転について適切に対応していないとの批判がされている。同報告書については、<https://www.amnesty.org/en/documents/asa23/7374/2023/en/> を参照。

## インドネシアにおけるベースライン調査について(2)

前 J I C A インドネシア長期派遣専門家

(現名古屋地方裁判所判事)

西尾 信員

### 第4 知的財産権に関する法令の整備状況

#### 1 概要

インドネシアでは、法令間の不整合が原因で、法的安定性・予見可能性が阻害されていると指摘されている。法務人權省2022年3月15日統計によると、法令数は合計4万2712であり、その内訳は憲法1、法律1706、緊急政令182、政令4747、大統領令2231、大臣令1万5928、条例1万6923である<sup>1</sup>。2007年以降に約2万の法令が策定され、毎年約2000～2500の法令が策定されているところ、そのうち大臣令が最も多く、2018年には1817の大臣令が策定されている。法令制定に関する法律2011年第12号では、大臣令で定めるべき事項として「権限に基づく事項（当該省庁の所管事項）」が規定され、法律で定めるべき事項の曖昧さも加わり、各省庁が大臣令で幅広い事項について定めている<sup>2</sup>。このことが、法令間の不整合を引き起こす一つの大きな原因になっていると指摘されている<sup>3</sup>。

他方で、民事基本法については、オランダ統治時代に制定されたオランダ語で記載された民法や民事手続法（①ジャワ島及びマドゥラ島において適用される改正インドネシア手続法（H I R）及び②ジャワ島及びマドゥラ島以外の地域において適用される域外手続法（R B g））等が現在でも適用され<sup>4</sup>、当該民事手続法の中で民事訴訟、民事保全及び民事執行の全ての手続に関する規定が置かれている<sup>5</sup>。民事訴訟の点では、文書提出命令や訴訟記録の閲覧制限等に関する規定がない、民事保全の点では、立担保の制度もなく、実務上は本案訴訟の提訴前には受理されない扱いとされている、民事執行の点では、執行の実効性が乏しい、執行申立てから執行完了までの期間が的確に法定されておらず、数年単位の時間がかかることがあるなどの問題が指摘で

<sup>1</sup> 日本は、法令数が合計約9550、その内訳が憲法1、法律2268、政令3102、府省令4106である。

<sup>2</sup> 直近で、法令制定に関する法律2011年第12号の2度目の改正に関する2022年第13号が制定されたが、この点については改正されていない。

<sup>3</sup> 廣田桂「インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題」（ICD NEWS第92号・2022年9月号）を参照。

<sup>4</sup> 民事手続法の改正案は国会の優先国家立法プログラムにリストアップされているが、2023年まで審議は持ち越されており、民法は、未だ改正の計画自体がないようである。なお、刑法も同様の状況であったが、2022年12月6日に国会で改正案が可決された。

<sup>5</sup> 民事保全に関する規定は全2条、民事執行に関する規定は全17条（身体拘束に関する規定を除く。）のみであり、最高裁規則や最高裁回章で補完しているのが現状である。

きる<sup>6</sup>。また、民法や民事手続法については、公式のインドネシア語訳すら存在していない。

他方、ビジネスに関する法律、具体的には抵当法（1996年第4号）、信託担保法（1999年第42号）、労働法（2003年第13号）、倒産法（2004年第37号）、会社法（2007年第40号）、そして知的財産法等については、2000年頃以降の比較的新しい法律が適用されている<sup>7</sup>。

## 2 知的財産関係条約の加盟状況

インドネシアは、1995年の設立当初から世界貿易機関（World Trade Organization = WTO）に加盟し、WTO協定の付属書である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の遵守義務を負った。また、その後、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization = WIPO）の管理する世界知的所有権機関を設立する条約（WIPO設立条約）を含む26の条約の一部についても批准してきた。

現時点の加盟状況は、以下のとおりである。

---

<sup>6</sup> 民法、民事手続法等の詳細については、法務省が委託した調査研究の成果物である島田弦「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」（2011年）、前掲島田弦「インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」、福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」（2012年）、福井信雄・前川陽一「インドネシアにおける債権管理及び債権回収に関する調査研究」（2014年）を参照。

<sup>7</sup> 会社法の詳細については、福井信雄「インドネシア会社法に関する報告書」（2013年）を、倒産法の詳細については、平石努「インドネシアの倒産法に関する調査研究」（2014年）を参照。  
[https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_indonesia.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_indonesia.html)

知財保護		
番号	条約名	加盟
1	視聽覚的実演に関する北京条約（北京条約）	○
2	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）	○
3	衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 （ブリュッセル条約）	－
4	虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 （マドリッド原産地表示協定）	－
5	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物 を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（マラケシュ条約）	○
6	オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約	－
7	工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）	○
8	特許法条約（P L T）	－
9	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 （レコード保護条約）	－
10	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 （ローマ条約）	－
11	商標法に関するシンガポール条約	－
12	商標法条約（T L T）	○
13	集積回路についての知的所有権に関する条約 （I P I C条約・ワシントン条約）	－
14	著作権に関する世界知的所有権機関条約（W I P O著作権条約）	○
15	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 （W I P O実演・レコード条約）	○
国際的保護制度		
16	特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 （ブダペスト条約）	○
17	意匠の国際登録に関するハーグ協定	－
18	原産地名称の保護及び国際登録のためのリスボン協定（リスボン協定）	－
19	標章の国際登録に関するマドリッド協定	－
20	標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書 （マドリッド協定議定書、マドリッド・プロトコル）	○
21	特許協力条約（P C T）	○
分類		
22	意匠の国際分類を定めるロカルノ協定	－
23	標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 （ニース協定） <sup>8</sup>	○
24	国際特許分類に関するストラスブール協定	－
25	標章の図形要素の国際分類を定めるウィーン協定	－

<sup>8</sup> 最近、ニース協定の加盟に関する大統領規則（2023年第10号）により、同協定に加盟した。

### 3 知的財産法令

#### (1) 知的財産法の整備状況

インドネシアは、T R I P S協定の定めに従い、知的財産権に関する国内法を整備してきた。最新の主要な国内法の整備状況は、以下のとおりである。

- ・ 植物品種保護法（2000年第29号）
- ・ 営業秘密法（2000年第30号）
- ・ 意匠法（2000年第31号）
- ・ 集積回路配置設計法（2000年第32号）
- ・ 著作権法（2014年第28号）（2002年第19号の改正）
- ・ 特許法（2016年第13号）（2001年第14号の改正）
- ・ 商標法（2016年第20号）（2001年第15号の改正）
- ・ 雇用創出に関する法律（雇用創出オムニバス法）（2020年法律第11号）に代わる緊急政令（2022年政令第2号）（特許法及び商標法の一部改正）

#### (2) 知的財産法令の問題点

ただし、知的財産法令の規定の内容を見ると、様々な問題点が見受けられる。

##### ア 特許法

特許法4条f号によれば、公知物質の新規な医薬用途に関する発明（第2医薬用途発明）は、「発明」ではなく「発見」に該当し、特許対象ではないとも解釈することができる。しかし、知財総局の特許審査ガイドラインでは、第2医薬用途発明についても、特許請求の範囲（クレーム）の記載次第で特許登録が可能である旨が規定されている。現時点の特許法改正案は、同法4条f号を削除しているようであるが、2023年に国会での審議が開始される見通しであるものの、未だ可決には至っていない<sup>9</sup>。

特許法20条は、特許を取得した物の製造又は方法の使用を義務とする国内実施義務を定めており、特許付与後に当該義務を不履行のまま36月が経過すると強制実施権の対象及び特許登録抹消の対象となるとされているが（同法82条1項a号、132条1項e号）、これについては、T R I P S協定27条との整合性の観点からも問題がある可能性がある<sup>10</sup>と指摘されていた。そこで、雇用創出オムニバス法において、実施の態様として輸入やライセンス付与が追加され、国内実施の要件が緩和された<sup>10,11</sup>。なお、上記特許法改正案は、20条Aを追加し、特許権者が特許の国内実施に関するステートメントを毎年大臣に提出することを義

<sup>9</sup> 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」87、88頁を参照。

<sup>10</sup> 他方で、法務人権大臣規則2019年第30号により、国内実施義務について5年間の猶予期間の申請が可能とされ、当該猶予期間は延長も可能とされたにもかかわらず、法務人権大臣規則2021年第14号により、当該猶予期間の規定が削除された。

<sup>11</sup> なお、雇用創出オムニバス法は、2021年11月25日、憲法裁判所において、制定手続に問題があるとして、2年以内に瑕疵が修正されるような改正がされなければ、無効になる（それまでは引き続き有効であるが、その間には新たな関連実施細則の交付は禁止される。）旨の条件付き違憲判決が言い渡された。その後、2022年末の緊急政令によって内容が改正され、2023年3月21日の国会で承認されたことにより、同緊急政令が雇用創出オムニバス法に代わる正式な法律となった（雇用創出オムニバス法の大部分を実質的に維持しており、本文に記載した国内実施の要件の緩和も含めて大きな変化はない。）。

務付けているようであり、出願人の負担が再度増えるおそれがある<sup>12</sup>。

特許法54条は、特許の実体審査の対象（拒絶事由）として、発明該当性（同法4条）、新規性・進歩性（同法3条1項、5条、7条）、産業上の利用可能性（同法3条1項、8条）、特許を受けることができない発明該当性（同法9条）、クレーム及び明細書の記載要件（同法25条3項、4項）、遺伝子資源・伝統的知識に関連・由来する発明の場合の要件（同法26条）、特許出願の補正・分割要件（同法39条2項、41条、42条）を挙げているが、同法132条は、特許登録取消訴訟の取消事由として、そのうちでは同法3条、4条、9条、26条しか挙げておらず、記載要件違反等を挙げていない。

特許法143条は、特許権者等は、故意かつ権限なく発明を実施した者に対し、損害賠償を求めることができる旨を規定しているところ、特許権侵害品の差止・廃棄を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これはTRIPS協定41条、45条、46条に照らして問題になり得る。なお、最高裁回章2019年第2号民事室総括B. II. 3. bは、「知的財産分野における侵害品の処分・破棄については、訴訟の請求及び判決主文に当該侵害品の処分・破棄について言及があった場合に実施を認めることができる」旨を定めているが、そもそも国民の権利義務の存否に関する問題については、法律で定めるべきであると考えられる。

特許事件については、第1審及び上告審ともに、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が180日間とされており、その内容の困難性に比してかなり短期間である（特許法146条1項、152条1項）。

その他、特許法は、特許権の間接侵害に関する規定を置いていないが、2008年に発効した日本・インドネシア経済連携協定（EPA）<sup>13</sup>（以下「日・イEPA」という。）では、インドネシアは、間接侵害に関する規定を導入することで合意している<sup>14</sup>。

## イ 商標法

商標法74条の登録商標不使用抹消訴訟について、原告が被告による商標の3年間の継続的な不使用を立証すべきと考える立場が一般的であるが、いわゆる「無いことの証明」の負担を課すことになり、原告は広範な市場調査を余儀なくされている<sup>15</sup>。

商標法83条1項は、商標権者等は、同じ種類の商品ないし役務について、要

<sup>12</sup> 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」88頁を参照。

<sup>13</sup> <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/>

<sup>14</sup> 小山隆史「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意」（*パテント*2010・Vol. 63 No. 11）81頁を参照。

[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201009/jpaapatent201009\\_078-089.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201009/jpaapatent201009_078-089.pdf)

<sup>15</sup> ところで、日本の商標法とは違い、インドネシアの商標法には商標（標章）の「使用」に関する定義規定がないことから、「使用」の意義がより問題になる。例えば、商標登録不使用抹消訴訟において、原告において被告の商標が市場で使用されていないことを裏付ける市場調査結果を証拠として提出したものの、被告が商標登録更新申請をしていたことをもって、当該商標を「使用」していたものとして、原告の請求を棄却した事案があったが、少なくとも日本ではこれが商標の「使用」に当たることはないであろう。



部又は全体において類似した商標を権限なく使用した者に対し、当該商標の使用に関する全ての行為の差止め及び損害賠償をすることができる旨を規定しているが、商標権侵害品の廃棄請求を認める規定はなく、特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。また、同条2項は、登録商標の所有者等でなくても、「判決に基づいた周知商標の所有者」であれば侵害訴訟を提起することができる旨を規定しているが、「判決に基づいた」との要件を設けることの合理性が問題となる<sup>16</sup>。

商標法84条1項は、「審理が進行中である間に、損害を拡大させないため、原告である商標の所有者ないし被使用許諾者は、裁判官に対し、当該商標を権限なく使用した生産、供給及び販売の差止めを請求することができる」としているが、その趣旨は必ずしも明らかではない。現プロジェクトの最高裁WGメンバーも、これが同法83条1項a号の本案の差止請求の内容を説明したものであるのか、それとも中間判決の請求といった別途の制度を認めたものなのか、見解が統一できないようである。また、同条2項は、「被告が権限なく商標を使用した商品の引渡しも求められた場合、裁判官の判決が確定し法的拘束力を有した後、裁判官は当該商品の引渡し又は商品の価額の支払の履行を命ずることができる」としているが、その趣旨は必ずしも明らかではない。最高裁WGメンバーからは、侵害訴訟における廃棄請求の認容判決の執行方法として引渡しを規定したものではないかといった意見もあったが、そもそも商標法は廃棄請求を規定していないし、唐突に執行の規定を置いたというのも不自然に見える。

商標事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、上告審については90日間とされており、かなり短期間である（商標法85条7項、88条8項）。

#### ウ 意匠法

意匠法38条1項は、意匠登録取消訴訟の取消事由（意匠の登録要件）について、新規性欠如（同法2条2項）及び登録できない意匠（同法4条）のみを挙げており、日本のように類似意匠や創作容易意匠を挙げていない。この点、知財総局における「新規性」の判断が形式的であり、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向があったと指摘されていた（なお、意匠登録出願については、方式審査等を経た公開後に異議申立てがされない限り、新規性等の実体審査はされない（同法24条～29条参照）。）。インドネシアは、日・I E P Aにおいて、T R I P S協定25条1項の任意規定の内容を踏まえ、意匠が既知の意匠又は「既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合」に

<sup>16</sup> 日本国不正競争防止法2条1項1号、2号、3条、4条は、周知・著名商品等表示を使用等する行為を不正競争行為として、その行為者に対する損害賠償等を認めているが、他の判決において当該商品等表示が周知ないし著名であると認められていることを要件としていない。

は、当該意匠を「新規性又は独創性のある意匠でないものとする」こととして、意匠の登録要件（新規性）の厳格化を図ることで合意したが、未だにそのような改正には至っていない<sup>17,18</sup>。

意匠法46条は、意匠権者等は、故意かつ権限なく意匠を実施した者に対し、意匠権侵害品の差止め及び損害賠償を求めることができる旨を規定しているところ、当該侵害品の廃棄請求を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これは特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。また、意匠権の効力が及ぶ対象も、登録意匠と同一の意匠だけであり、T R I P S協定26条が定める「実質的に複製である意匠」も含まれるかは、文言上は必ずしも明らかではない。インドネシアは、日・イ E P Aにおいて、意匠権が及ぶ範囲を類似意匠にまで拡大することで合意したが、未だにそのような改正には至っていない<sup>19</sup>。

意匠事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、上告審については90日間とされており、かなり短期間である（意匠法39条8項、41条9項、48条）。

なお、インドネシアでは、意匠の国際登録に関するハーグ協定所定のハーグシステム加入に必要な法整備がされておらず、同協定に加盟していない。数年前に国会に提出された意匠法改正案は、かかる法整備等を含んでいるようであり、前記特許法改正案と共に、2022年の優先国家立法プログラムにリストアップされたが、2023年まで審議は持ち越されている<sup>20,21</sup>。

## エ 著作権法

著作権法99条1項は、著作者、著作権者又は著作隣接権者は、著作権又は著作隣接権侵害品に関し、損害賠償を求めることができる旨を規定し、同条4項は、当該侵害品の差止め等を求める仮判決又は中間判決を得ることができるとしているが、「仮判決又は中間判決」としている趣旨は必ずしも明らかでないし、当該侵害行為を組成した物の廃棄請求を認める規定もなく、特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。

著作権事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、第2審については90日間とされており、かなり短期間である（著作権

<sup>17</sup> 前掲小山隆史「我が国の経済連携協定（E P A）における知的財産分野の合意」82頁を参照。

<sup>18</sup> もっとも、知財総局の意匠審査ガイドラインによれば、出願意匠と公知意匠が全く同一である場合だけでなく、両者に「重要でない相違点」があるにすぎない場合も新規性はなく、出願意匠と公知意匠との間に「重要な相違点」がある場合に限って新規性があるとの整理がされているようである。

<sup>19</sup> 前掲小山隆史「我が国の経済連携協定（E P A）における知的財産分野の合意」82頁を参照。

<sup>20</sup> 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」88頁を参照。

<sup>21</sup> 意匠法改正案では、本文で指摘した意匠の登録要件（新規性）や意匠権の効力が及ぶ対象について日・イ E P Aの内容に沿ったものとするほか、特許や商標と同様に意匠審判委員会を設けるのみならず、意匠登録取消請求について、商事裁判所に対する提訴前に、意匠審判委員会に対する審判請求を前置する制度を設けることも提案しているようである。

法101条1項、2項、104条2項)。

#### オ 営業秘密法

営業秘密法11条は、営業秘密に関する権利者等は、故意かつ権限なく営業秘密を単独で使用したり、営業目的で第三者に開示したりする行為をした者に対し、当該行為の差止め及び損害賠償を求めることができるとしているところ、廃棄請求を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これは特許法と同様に、TRIPS協定との関係で問題になり得る。

営業秘密法18条は、裁判官は、刑事事件又は民事事件の当事者の要請により、裁判を非公開で行うよう命ずることができる旨を規定しているが、その具体的な方法は明らかでなく、民事手続法等も含め、営業秘密が記載された主張書面、書証及び判決等の取扱いについて規定がないため、インドネシアの裁判官も秘密保護の対応に苦慮しているようである。

#### カ その他

知的財産法は、民事手続法と同様に、文書提出命令の制度及びこれに伴う相手方当事者の利益の保護のための訴訟記録の閲覧制限の制度等を設けていないところ、これはTRIPS協定43条との関係で問題があるといえる。

知的財産法には、特に損害の算定に関する規定は置かれていない。もっとも、最高裁回章2019年2号民事室総括B. II. 3. a. 2には、「裁判官の決定する損害賠償の額は、侵害者の得た利益と知的財産権者の損害を考慮した損害の明細に基づく」旨が規定されている。

#### (3) 知的財産権に関する水際措置

最高裁は、知的財産権に関する水際措置について、税関法(1995年第10号、2006年第17号)及び知的財産権侵害又は知的財産権侵害の結果から発生する物の輸出入に関する政令(2017年第20号)等を踏まえ、差止命令に関する最高裁規則(2019年第6号)を制定している。同最高裁規則では、①税関が権利者による商標権ないし著作権を対象とする税関登録に基づき当該権利の侵害品等の輸出入を停止し、その後に税関から通報を受けた権利者が商事裁判所に当該侵害品等の輸出入の一時差止めを求める「職権上の一時差止め」と、②権利者が商事裁判所に知的財産権の侵害品等の輸出入の一時差止めを申し立てることによって初めて手続が開始する「司法上の一時差止め」の制度が設けられているところ、前者はこれまでに3件程度発令された例が確認されている<sup>22</sup>一方で、後者については発令されたことはない。

#### (4) 知的財産権に関する暫定措置(仮処分)

知的財産法のうち特許法、意匠法、商標法及び著作権法は、仮処分決定に関す

<sup>22</sup> 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」89頁を参照。

る規定を設けており、これを受けて最高裁は、仮処分決定に関する最高裁規則（2012年第5号）を制定した。知的財産権に関する仮処分決定については、立担保の制度が設けられ、本案の提訴前に発令することを念頭に置いた制度となっているが、これまでに1件しか発令されたことがないようである。現在、最高裁は、同規則の改正を予定しているようである。

(5) 知的財産権に関する執行

知的財産権侵害訴訟を提起し、侵害品の差止・廃棄ないし損害賠償を命ずる判決を取得したとしても、民事手続法の規定等が十分ではなく、これを実効的に執行することには困難が生じている<sup>23</sup>。

(6) まとめ

以上のように、インドネシアでは、知的財産法は整備されているが、その改正の頻度は少なく、営業秘密法や意匠法を含め、2000年頃から変更されていないものもある。また、知的財産法の内容についても、TRIPS協定の内容に適合しない、そもそも規定の趣旨が不明であるなどの問題が散見される。さらに、知的財産権に関する保全や執行も十分に機能していない。

## 第5 知財事件

### 1 知財事件の統計

インドネシアにおける2018年から2022年までの直近5年間の知財事件の新受件数の統計は、別紙8のとおりである<sup>24</sup>。

直近5年間の合計を見ると、第1審（商事裁判所）については、中央ジャカルタ地裁が430件、スラバヤ地裁が69件、スマラン地裁が36件、メダン地裁が19件、マカッサル地裁が6件（合計560件）であり、圧倒的に中央ジャカルタ地裁が多い。

また、最高裁については、上告事件が258件、再審事件が77件（合計335件）であり、上告率はおおむね46%程度（ $\div 258 \div 560$ ）、再審率はおおむね30%程度（ $\div 77 \div 258$ ）と高い割合であるところ<sup>25</sup>、いずれも上告理由ないし再審事由がないとの形式的な判断だけではなく、実質的な内容に踏み込んだ判断をしているものも多い。

なお、最高裁の事件種別を見ると、商標が211件、意匠が32件、著作権が73

<sup>23</sup> 前掲福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」20～27頁を参照。

<sup>24</sup> 最高裁の統計は、最高裁から提供を受けたデータを用い、商事裁判所の統計は、下記の事件検索情報システム（Sistem Informasi Penelusran Perkara = SIPP）ウェブサイト参照した。

中央ジャカルタ地裁（[http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/statistik\\_perkara](http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/statistik_perkara)）

スラバヤ地裁（[http://sipp.pn-surabayakota.go.id/statistik\\_perkara](http://sipp.pn-surabayakota.go.id/statistik_perkara)）

スマラン地裁（[https://sipp.pn-semarangkota.go.id/statistik\\_perkara](https://sipp.pn-semarangkota.go.id/statistik_perkara)）

メダン地裁（[https://sipp.pn-medankota.go.id/statistik\\_perkara](https://sipp.pn-medankota.go.id/statistik_perkara)）

マカッサル地裁（[https://sipp.pn-makassar.go.id/statistik\\_perkara](https://sipp.pn-makassar.go.id/statistik_perkara)）

<sup>25</sup> 上告率及び再審率は、個別の事件毎に計算したわけではなく、あくまでも傾向を知るために推計した参考の数値である。

件、特許が19件（合計335件）であり、圧倒的に商標事件が多い。2022年の商標事件の訴訟種別を見ると、商標権侵害訴訟が5件、商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟が5件、商標登録取消訴訟が39件、商標登録抹消訴訟が2件（合計51件）であり、圧倒的に商標登録取消訴訟が多く、その中には周知商標の類似商標が問題になったものも多い。

## 2 商事裁判所の知財判決

前記のとおり、インドネシアの判決は、最高裁判決ウェブサイトからダウンロードすることができる。知財判決については、2022年12月31日時点で、商標が964件、意匠が125件、著作権が222件、特許が97件（合計1408件）掲載されていた。

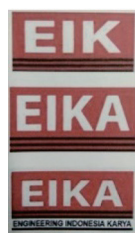
そのうち、本プロジェクトの成果物である判決集第1集（知財全般）<sup>26</sup>及び同第2集（商標）<sup>27</sup>、並びに最高裁WGメンバーから提供を受けた判決等の内容を分析したところ、そのうちの一部について紹介する。

### (1) 商標事件

#### ア EIK事件（2019年10月23日最高裁判決）

本件は、東南アジアで最大のショベルカー機器の製造業者である原告が、原告の製品の販売業者であった被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標であった原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。

被告商標



原告商標



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・46/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、被告商標が先願商標であったという理由のみで、原告の請求を棄却した。

上告審（最高裁・1300 K/Pdt.Sus.HKI/2017）及び再審（最高裁・90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019）は、原告は、未登録商標の所有者であるが、知財総局への出願後であれば、悪意の商標登録者に対しては、商標登録取消訴訟を提起できる（旧商標法（2001年第15号）68条1項、2項、4条）、被告商標は、多数の

<sup>26</sup> 判決集第1集に搭載された判決の概要は、石神有吾「インドネシアにおける知財判決集の作成について」（ICD NEWS第74号・2018年3月号）を参照。

<sup>27</sup> 判決集第2集に搭載された判決の概要は、西尾信員「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)」（ICD NEWS第94号・2023年3月号）及び同「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」（ICD NEWS第95号・2023年6月号）を参照。

国で商標登録を受けた周知商標である原告商標と要部において同一であり、悪意に基づいて登録されたものであるとして、原判決を取り消し、原告の請求を認容した。

第1審判決は、旧商標法76条に基づく商標登録取消訴訟についての基本的な理解を誤った判決をしたものと評価できる。

イ PureBaby事件（2017年1月11日最高裁判決）

本件は、原告が、ベビーオイル等を指定商品として、知財総局に対し、原告商標の登録出願をしたところ、同種の指定商品に係る引用商標と要部の同一性を有しているとの理由で拒絶査定を受けたため、被告（知財総局商標審判委員会）に対して審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・85/Merek/2012/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、引用商標における支配的で突出した要素は、「MYBABY」という文字の要素であるところ、これと原告商標「PUREBABY」とは、観念、文字の商標の要素、称呼において同一性を有しているとして、原告の請求を棄却した。

これに対し、上告審（最高裁・308 K/Pdt.Sus-HaKI/2013）は、原告商標と引用商標の「BABY」は、指定商品の種類の名称であって、両商標に要部の同一性があるとは認められないとして、第1審判決を取り消し、原告の請求を認容した。

しかし、再審（最高裁・126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016）は、上告審は、法律審であるところ、原告商標と引用商標の同一性という事実認定の問題は下級審で審理判断済みであり、決定的な新証拠もなく当該事実認定の再審理をしているとして、上告審判決を取り消し、原告の請求を棄却した<sup>28</sup>。

このように、最終的に上告審と再審の結論は異なっているものの、再審も両商標の要部の同一性を明示的に認めたわけではないようにも読める。上告審が指摘するように、指定商品をベビー用品とする両商標においては、「BABY」を支配的な要素と見ることは困難であり、それを前提として要部の同一性が認められないとした上告審の判断自体には、一定の合理性があるように思われる。

<sup>28</sup> 再審判決は、引用商標は、8か国で登録されており、継続的に長期間にわたってウェブサイトを通じた広告をしているため、周知商標としても立証可能であり、原告商標の登録は悪意に基づいているとも付言している。

ウ PUMA事件（2022年2月21日最高裁判決）

本件は、スポーツ用品の大手企業である原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と類似しない指定商品について、被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・07/Pdt.Sus-Merek/2020/PN Niaga Jkt. Pst）は、原告の請求を棄却した。

これに対し、再審（最高裁・6 PK/Pdt.Sus-HKI/2022）は、まず、原告商標は、被告商標の登録より遥かに前から、インドネシアを含む複数の国で登録され、1985年から認識されており、周知商標であったといえ、類似していない商品ないし役務との関係でも保護されるとした。そして、被告商標と原告商標を比較すると、原告商標の文字部分は、「u」と「m」が小文字、「P」と「A」が大文字であり、被告商標の文字部分は、「P」が大文字、「u m a」が小文字であるが、いずれも「P U M A」という黒色の文字であるし、動物ロゴ部分は、被告商標は原告商標と異なり口が開いており、形状はやや幅広であるが、遠くから見た場合、開いた口ははっきり見えないし、ジャンプの側面の位置に顕著な差異はなく、両者は同じに見えるであろうし、称呼は全く同じであるから、両者は実質的に類似しているといえるとした。そうすると、被告は、被告商標の登録に当たり、自己の営業上の利益のために他人の商標を模倣等して不当な営業上の競争の状態を生じさせ、消費者を欺き、又は誤認させる意図を有していたことが明らかであるから、悪意であったといえるなどとして、原判決を取り消し、原告の請求を認容した。

再審は、争点に関する理由を詳細に記載し、結論においても妥当であるといえる。第1審判決を入手することができず、原告の請求を棄却した理由は明らかではないが、原告商標の周知性、被告商標との要部又は全体の同一性、被告の悪意はいずれも明らかであったと考えられる。

(2) 意匠事件

J a h e M e r a h 事件（2021年5月3日最高裁判決）

本件は、未登録の原告意匠を使用したパッケージを用いて赤生姜入りの飲料を販売していた原告が、被告は原告意匠等と同一の被告意匠について登録を受けており、新規性を欠いているとして、被告意匠の取消し等を求めた事案である。

被告意匠



原告意匠



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・43/Pdt.Sus-Desain Industri/2020/PN Niaga Jkt.Pst）は、被告意匠は原告意匠と異なるものであるとして、原告の請求を棄却した。

これに対し、上告審（最高裁・583 K/Pdt-Sus.HKI/2021）は、被告意匠と原告意匠を比較すると、黄色、オレンジ、赤の組合せという色の構成、包装のレイアウトその他のデザインのいずれにおいても、原告意匠の要素が全て被告意匠に含まれている（被告意匠と原告意匠では、赤生姜とカップの図画は、包装の右下という全く同じ場所・位置にあり、同様に、赤生姜の映像も、包装の上部という全く同じ場所・位置にある。）から、被告意匠は、原告意匠と同一であり、新規性を欠くものであるとして、原告の請求を認容した。

第1審の判決については、原告が主張する引用商標のうちどれと被告意匠を比較したのかが必ずしも明確でなく、当該引用商標と被告商標が同一でないとした根拠が十分に記載されているとはいえないし、結論においても妥当性を欠くと思われる（意匠法自体にも問題がある。）。

### (3) 著作権事件

#### ア Lagi Syantik事件（2021年11月15日最高裁判決）

本件は、「Lagi Syantik」という名称の原告作品（音楽及び歌詞）の著作者であった原告が、被告は原告に無断で原告作品の歌詞を改変した上で、原告作品を演奏・歌唱し、これを録画した被告作品を作成し、これをYouTubeにアップロードしたとして、著作権侵害及び著作者人格権侵害に基づき、被告作品の配信の差止め及び損害賠償等を求めた事案である。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・82/Pdt.Sus-Hak Cipta/2019/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、被告作品の作成・配信等が原告作品の著作権（著作権法9条）及び著作者人格権（同法5条）を侵害することを認めたものの、被告作品の配信に伴う広告収入等は被告でなくWAMI（Wahana Musik Indonesia）<sup>29</sup>に帰属しており、原告は損害の発生を立証できていないとして、原告の請求を棄却した。

そして、上告審（最高裁・910 K/Pdt.Sus-HKI/2020）も、原告作品のカバー曲である被告作品の著作権に関する収益権はWAMIに帰属しており、原告に損害

<sup>29</sup> インドネシアにおいて、会員である音楽の著作物の著作者に支給されるロイヤリティーを収集・分配することを業とする組織である。



は発生していないとして、第1審判決を維持した。

これに対し、再審（最高裁・41 PK/Pdt.Sus-HKI/2021）は、原告は、被告による原告作品の歌詞の無断変更を伴う被告作品の作成・配信等によって、著作者人格権が侵害されていることも重要な問題であるとして、上告審判決を取り消し、損害賠償3億ルピアの支払を命ずるなどとして、原告の請求を一部認容した。

本件は、デジタルプラットフォームを介した著作権侵害という事件であるところ、第1審判決については、①著作権侵害及び著作者人格権侵害を認めているが、どの支分権が侵害されたのかを明確にしていないこと、②原告作品の歌詞の改変がいかなる理由で翻案権・同一性保持権侵害になるのか具体的に判断していないこと<sup>30</sup>、③著作権のみならず著作者人格権の侵害を認めたにもかかわらず、経済的損害のみに着目して原告の請求を棄却していること等の問題を指摘することができ、より精密な分析や判断をすることが望まれる。

#### イ Tik Tok事件（中央ジャカルタ地裁商事裁判所判決）

本件は、レコード会社である原告（DRM社）が、ショートムービー投稿アプリを運営するデジタルプラットフォーム企業である被告ら（Tik Tok社ほか1社）は、Virgoun所有の楽曲が録音された原告のサウンドマスター製品を無断かつ不正に配信し、商業目的で複製、流通、拡散させ、これにより原告は損害を被ったとして、損害賠償等を求めた事案である。

これに対し、被告は、(1)本案前の抗弁として、原告による当事者の選択に誤りがあるなどと主張したほか、(2)本案の主張として、Tik Tokはユーザー作成型のプラットフォームであるところ、ユーザーが原告の録音物である3つの曲の一部を組み合わせてショートビデオを作成してアップロードしたにすぎず、被告はこれに関する権利侵害については何の法的責任も負わないし、Tik Tokのプラットフォームの収入は広告によるものであり、3つの曲の録音物とは直接の関係はないなどと反論した。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・4/Pdt.Sus-HKI/Cipta/2021/PN Niaga Jkt.Pst）は、原告が被告側の住所の記載を誤っているとの理由で、本件訴えを却下する旨の判決をした。

本件は、著作権侵害におけるプラットフォームの責任を追及する事件であるが、裁判所としては、原告が被告側の住所の記載を誤っているのであれば、補正を命ずるなどして、本案の審理を進めるのが相当ではないかと考えられ、当事者の権利保護や訴訟経済という観点で問題があると思われる。

<sup>30</sup> 日本であれば、原告作品と被告作品の歌詞の対比表を作成し、いわゆる「ろ過テスト」等に基づき、被告作品の歌詞の内容から原告作品の歌詞の表現上の本質的な特徴が直接感得できるかなどを分析し、翻案権侵害・同一性保持権侵害の判断をすることが一般的な事件であると思われる。

#### (4) 特許事件

##### 断熱材事件（2015年2月17日最高裁判決）

本件は、原告が、被告が登録を受けた断熱材に関する被告発明は、新規性・進歩性、産業上の利用可能性を欠くものであるとして、その特許登録の取消し等を求めた事案である。被告特許のうち請求項1は、断熱材という「物の発明」であるが、その構成要件として、発泡体（架橋発泡体）を被断熱物に付着させる製造方法が記載されたプロダクト・バイ・プロセス・クレーム（Product by process claim）であり、請求項2は、請求項1の断熱材について、被断熱物に付着させる発泡体（架橋発泡体）の組成を特定したクレームであった。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・50/Paten/2012/PN.Niaga/Jkt.Pst）は、被告発明が複数の引用発明と同一であって新規性・進歩性を有さず、かつ産業上の利用可能性もないとして、原告の請求を認容し、被告発明を取り消す旨の判決を言い渡した。

上告審（最高裁・54/Pdt.Sus-HKI/2015）は、第1審の判断が相当であるとして、上告を棄却する旨の判決を言い渡した。

本判決は、商事裁判官資格付与研修で使用されたものである。第1審判決の原文を確認することはできなかつたため、同判決が被告発明における新規性・進歩性、産業上の利用可能性を否定した具体的な理由は必ずしも明らかでない（上告審判決は特に具体的な理由を付していなかった。）が、複数の専門家証人の意見を採用したことがうかがわれる。一般的に新規性・進歩性の判断において用いられるような、特許発明の構成要件と各引用発明の構成とをそれぞれ比較して、これらの一致点・相違点を認定し、仮に相違点があった場合には、これを当業者が容易に想到することができたかといった判断過程を経たかは必ずしも明らかではない（新規性がないとしているにもかかわらず、進歩性がないともしている。）。

#### (5) 営業秘密事件<sup>31</sup>

##### 日立事件（2017年1月24日最高裁判決）

本件は、産業機械の生産に従事していた原告が、日本の大手電機機器メーカーの現地子会社である PT Hitachi Construction Machinery Indonesia（PT HCM I）（被告1）の元常務取締役ら（被告2、3）は、原告の社員ら（被告4～10）と共謀して、原告のボイラー機器の製造・販売業務に関する情報（原告情報）を盗み出したと主張して、営業秘密の侵害に基づき、約1270億ルピアの損害賠償等を求めた（本訴）のに対し、被告1が、原告による本件に関する警察・検察への苦情・通報、マスメディアへの大規模な広告・苦情、本訴の提起によって、名誉・信用を毀損されたと主張して、謝罪広告等を求めた（反訴）事案である。

第1審（ブカシ地裁・280/Pdt.G/2008/PN.Bks）は、まず、現地調査結果報告書の

<sup>31</sup> 前記のとおり、インドネシアでは、営業秘密事件は、通常的地裁→高裁→最高裁という三審制で取り扱われている。

内容に基づき、原告情報が記載されたブループリントには無断複製・流用を禁止する旨が記載されていた上、特定の権限を有する者だけがアクセスできる指紋認証付きの部屋で管理され、24時間運転の監視カメラや警備員によって警備されていたこと等を認定した上で、秘密管理性を肯定し、更に非公知性・有用性を肯定して、原告情報が営業秘密に当たると認定した。そして、被告4～10が原告から被告1に移転したこと、原告の製品と被告の製品のデザインが類似していることなどから、同被告らが2005年以降に原告の営業秘密を侵害したと認定した。さらに、原告が、被告らの営業秘密侵害行為により、2005年から2007年までの広告宣伝費用に相当する12億1486万9362ルピアの損害を被ったと認定した。以上により、原告の本訴請求を一部認容し、被告の反訴請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

控訴審（バンドン高裁・567/Pdt/2015/PT.Bdn）は、原判決と同様に、被告らによる営業秘密侵害行為を認めつつ、原告の損害額は2005年から2007年までの原告の純利益の半額である832億4137万0910ルピアとするのが相当と認定して、原判決を変更した。

上告審（最高裁・3305/K/Pdt/2016）は、原判決と同様に、被告らによる営業秘密侵害行為を認めつつ、原告の損害額については第1審の認定額が相当と判断して、原判決を取り消し、原告の本訴請求を一部認容し、被告の反訴請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

本件は、インドネシアで有名な営業秘密事件<sup>32</sup>であり、商事裁判官資格付与研修でも使用されていた。裁判所に提出された証拠を詳細に検討したわけではなく、事実認定の相当性については意見を述べることはできないが、第1審における営業秘密性（秘密管理性・有用性・非公知性）の判断枠組みは正当であるといえる。他方で、最終的に最高裁で訂正されたものの、高裁では原告の一定期間の純利益の半額を損害として認定するなど、損害の算定について問題があるといえる。

#### (6) 全体的評価

インドネシアの判決については、全体的に、当事者双方の主張部分が長く、争点に関する判断は短いという印象を受ける。判決の予測可能性を向上させるためには、争点を明確に特定し、これに対する的確かつ十分な理由の記載をすることが望ましいと考える。また、訴訟要件について、当事者に補正を命ずることによって解決可能と思われるものについても、訴えを却下するという手段を選んでいるものがあり、当事者の権利保護や訴訟経済の観点から見直しも検討されるべきである。

また、商標事件については、比較的先例の数も多く、最高裁として、国内外の周知商標を保護しようとする方針がうかがわれるが、第1審判決については、問題の

<sup>32</sup> 本件事案は、2008年に提訴されたもので、意匠と営業秘密が問題となっていたところ、そのうち営業秘密事件の管轄（中央ジャカルタ地裁商事裁判所かブカシ地裁か）について争われ、この点に関する中間判決について再審まで争われたため、ブカシ地裁の第1審判決が2015年7月15日に言い渡されるに至った。

あるものも含まれている。著作権事件については、インターネット関連の事件が増えている印象を受けるが、先例も少なく、侵害の主体、翻案権侵害、損害額等の重要論点の判断方法は確立していないように見受けられる。特許事件についても、極めて先例が少なく、新規性・進歩性等の重要論点の判断方法は確立していないように見受けられる<sup>33</sup>。意匠事件については、意匠法自体に問題があるのかもしれないが、第1審判決に妥当性を欠くものもあった。

## 第6 商事裁判官による知財事件に関する裁判制度についての意見

知財事件を日常的に処理する商事裁判官は、知財事件に関する裁判制度について、以下のような問題点があると考えているようである。

### 1 審理期間の制限

知財事件では、法定の審理期間（特許事件は180日間、商標事件、意匠事件、著作権事件等は原則90日間）が設定されていることが一番の問題である。特に特許事件では、審理に十分な時間を確保するのが難しい。

### 2 特許事件における先例及び専門的知見の不足ないし欠如

知財事件の中では、特許事件の処理に最も困難を感じている。

インドネシアでは、そもそも特許事件の先例は少なく、参考になる裁判例を探すことは難しい。特許発明の内容は、非常に複雑な場合があり、裁判官の能力で理解するのは限界があるため、専門的知見の獲得の方法が問題となる。

現行の法制度では、専門家証人の意見によって判断するしかないが、法定の審理期間に適切な専門家証人を手配してもらうのは難しい上、専門家証人が証人申出をした当事者側に偏った証言をする可能性があること、複数の専門家証人が相互に矛盾した内容の証言をすることもあること、専門家証人が当該分野の知識を十分に有していない可能性もあること等の問題もあり、判断に悩むことがある。

日本の知財調査官のような制度があればありがたい。

### 3 知財の学習及び事件処理に用いる時間の欠如

そもそも、知財分野、特に特許は専門性が高く、その理解には時間を要する。しかし、商事裁判官は、刑事事件を含む通常事件も扱わなければならない上、商事事件には知財事件だけでなく倒産事件等も含まれていること、労働裁判官、汚職裁判官等の別の資格を有している者もいることなどから、非常に多忙であり、知財の学習や事件処理に時間をかけるのは難しい。

<sup>33</sup> 知財総局においても、進歩性については、日本由来の特許である場合には特許庁の採用する判断枠組み（Multi-Factor Reasoning）、欧州由来の特許である場合には欧州特許庁の採用する判断枠組み（Problem-and-Solution Approach・課題解決アプローチ）、米国由来の特許である場合には米国特許商標庁の採用する判断枠組み（米国特許法103条・グラハムテスト）に沿って判断するというように、独自の判断枠組みが確立していないようである。

そのため、知財事件のみを専門に扱う裁判所を設けることが考えられる。

#### 4 知財研修の不足

商事裁判官資格付与研修は、商事裁判官に就任する前提としての知財の基礎を学ぶという意味では有意義であるが、これだけで知財事件の実務を十分に処理することはできない。最高裁が実施する研修やF G D（Focus Group Discussion）に参加したことはあるが、定期的には実施されるわけではないし、必ずしも裁判実務に役立つものであるとも限らない。

そのため、定期的に商事裁判官を対象とする発展的な内容の短期間の研修（アドバンストコース）を実施してほしい。知的財産法の条文の説明等ではなく、日本の専門家や知財総局の担当者等を講師として、商標、著作権、特許等に関する主要論点（商標の類否、特許発明のクレーム解釈、新規性・進歩性等）についてのケーススタディー等を含む実務に即した内容の研修にしてほしい。

#### 5 執務参考資料の不足

知財関係の執務参考資料は、ガイドブックのような手続に関する資料も良いが、それよりもケースブックのような判断に役立つ資料が良い。E - B o o kも作成してもらえると便利である。知財全般と商標のケースブックは既に作成したということであれば、次は特許、著作権、意匠の順番で作成してほしい。

### 第7 第三者によるビジネス関連事件に関する裁判制度についての意見

裁判所外の第三者（日本・インドネシアの弁護士やJ E T R O等）は、インドネシアのビジネス関連事件（知財事件には限定していない。）に関する裁判制度について、以下のような意見を有しているようである。

#### 1 企業間紛争に関する裁判に対する全体的な評価

インドネシアでは、裁判制度等に関する情報を得るのが難しく、判決内容も統一されていないため、法的安定性・予見可能性が乏しく、汚職リスクも高いと指摘されている。インドネシアは、将来性を期待される経済大国であることに鑑みると、裁判の廉潔性や予見可能性の向上が強く期待される。中国やタイでは、汚職は改善が見られ、裁判の予見可能性も比較的高いようである。

なお、租税裁判所については、事件数が多いにもかかわらず、真摯に対応しているという印象であり、判決内容もおおむね妥当であり、汚職の話も聞かない。

## 2 企業間紛争として裁判に持ち込まれる紛争類型

### (1) 日系企業

基本的に、日系企業としては、インドネシアの裁判所の各種問題を理由に、その利用を可能な限り避けたいという認識である。そのため、企業間の契約紛争の場合は、事前に仲裁合意条項を設けて、シンガポール又はインドネシア仲裁を利用し、その利用ができない事案は、インドネシアの裁判所を利用する<sup>34</sup>。

日系企業がインドネシアの裁判所を利用することになる事件類型としては、①現地法人（インドネシアにおける子会社等）が原告（債権者）となる債権回収事件（専ら民事再生（PKPU）を利用する債権回収）、②税務行政事件、③現地法人が原告となる最低賃金に関する決定の取消しを求める行政事件、④現地法人が被告となる労働事件（解雇無効、賃金請求等）、⑤不法行為事件や不当利得事件、⑦知財（特許、商標、著作権）事件（商標マフィア等も存在しているようである。）、⑧土地紛争（例：10年以上前に購入した建設権が無効との訴訟）<sup>35</sup>等がある。

### (2) インドネシア企業

企業間紛争では、民法、民事手続法や、コロナ禍を理由とする債務不履行である。契約上の紛争の原因としては、重要な契約書のドラフトの作成時に弁護士を関与させなかったために質の悪い契約書が作成されてしまったこと、当事者の悪意（Bad Faith）が文化として根付いてしまっていることが考えられる。

株主総会招集請求訴訟等もある。そもそも紛争性が少ないため、審理が早く進むと思いきや、証人尋問等の実質審理も実施することもあるため、労力や時間がかかってしまう。

## 3 裁判に要する期間及び費用に関する評価

### (1) 裁判制度に関する情報

そもそも裁判に係る手続、期間及び費用等がよく分からない。

### (2) 期間

最近では、民事事件についてE-Courtが導入されており、訴状等の書面の提出等は、オンラインで行うことができるようになっており、役に立っている。ただし、一方当事者が文書をアップロードしても、事件管理を担当する書記官が「文書確認」を行わなければ、他方当事者が受領・検討・回答することができないという問題がある。期日の多くは、オンラインではなく、法廷において対面で行っているのが実情である。また、実質的に、E-Courtは本人訴訟では利用できないため、あまり浸透していない。

裁判の期日や審理期間について、裁判期日の指定状況はおおむね安定しており、

<sup>34</sup> もっとも、契約紛争であっても、相手方がインドネシア企業の場合、相手方の意向で契約書に仲裁条項を設けることができず、インドネシアの裁判所を利用することもある。

<sup>35</sup> インドネシア国籍を有する者だけが土地を所有できるため、外国人又は外国法人は建設権を購入することになる。

2、3週間に1回程度の頻度で期日が指定される。審理期間はおおむね第1審、控訴審、上告審ともに6か月から1年程度であり、日本と比べて特に時間がかかるということはないが、上訴率が高く、最高裁は法律審であるにもかかわらず再審まで多用される。期日の日付が決まっても、何時に開始するのかが分からないため、午前中から裁判所の待合室で待機する必要がある。被告が時間稼ぎのために期日に出頭せずに期日が延期となることもある。

なお、インドネシアでは、民事事件が刑事化すると、刑事事件の判決が下されるまで民事事件が保留されるとの規定（HIR138条）があるところ、民事訴訟を有利に展開するなどの不当な目的のために、捜査機関にポリスレポートを提出する者がいる。捜査機関も、賄賂等を受領することにより、刑事事件を簡単に開始してしまい、民事訴訟が進まなくなることがある。

### (3) 費用

裁判所に支払う訴訟費用については、基本的に高額な訴訟であっても訴訟費用が同じで安価であるが、逆に濫訴が問題となることがある。

弁護士報酬が主たる費用となるところ、特に国や弁護士会による報酬額の規制はなく、弁護士によって大きく異なることになる。特に日本企業が依頼するような大規模ないし中規模の事務所は、タイムチャージ制の報酬を採用していることが多く、濫訴等も相まって大きな負担を強いられる。

裁判所から書記官等を通じて賄賂を要求されることもある。

## 4 裁判官の訴訟指揮等の裁判手続（争点整理、事件のスケジュール管理及び訴訟資料の管理等）に関する評価

### (1) 紛争の蒸し返し

実質的に同一の紛争について再審や別訴を何度も提起される「紛争の蒸し返し」事例がある。

### (2) 訴訟要件の審理

インドネシアの裁判所では、実質面のみならず、形式面も重要であり、実質面に理由があっても、補正を求めることなく、形式面の不備を理由に却下されることもある<sup>36</sup>。逆に、明らかに訴訟要件を欠く場合は、実質的な審理の前にこれを理由に却下すべきところ、裁判官によっては訴訟要件を先に判断すべきとの理解がなく、実質的な審理を終えた後で訴訟要件を判断するなどして、無駄な時間を要する場合がある。

なお、企業間紛争での損害賠償の主張には、大きく分けて債務不履行と不法行為の二つがある。以前は、裁判所は、同一の事実関係に基づく債務不履行と不法行為

<sup>36</sup> 当事者の住所が誤っていたこと、共同不法行為に基づく損害賠償請求の際に加害者全員を被告にしていなかったこと等を理由として却下されることもある。後者については、日本では必要的共同訴訟でない以上は、加害者全員が被告に加えられていなくても、訴訟要件の不備を理由に却下されることはない。

の双方の主張をすることを認めなかったが、最近はそのような組合せの主張を認めるようになってきている。ただし、現在でも裁判官によっては、そのような主張を認めない場合がある。

### (3) 訴訟資料の管理

裁判所からファイルを紛失したとの理由で再提出を求められた。封筒に入れずに書面が送付されて損傷してしまった。従前から、裁判所からの期日通知が前日に届くなど遅延することがあったが、特にコロナ禍以降は、そもそも期日通知が届かないことがあり、いつの間にか判決が出ていたこともあった。

### (4) 書証

書証については、裁判期日に紙媒体の原本を持参するとともに、裁判所には写しを提出する。相手方は、当該書証を閲覧することはできるものの、その写しの交付を受けたり、写真を撮影したりすることができないため、その内容を厳密に検討することは困難である。

紙媒体の原本がなければ証拠を却下されることがある。当事者間で（少なくとも当初は）契約の存在自体に争いがなかったのに、契約書のPDFしかなかったため、紙媒体で提出できずに敗訴した事例があった。

なお、文書提出命令のような法令上の制度はなく、相手方が自発的に提出していない証拠の開示を求める法的手段はない。

### (5) 審理及び争点整理

争点整理はあるが、日本のように裁判所が争点を指摘して主張や証拠の提出を促すことはなく、当事者から主張や証拠を出したいと主張し、相手方がこれに対して反論するというものである。

期日の間隔は、2、3週間と短く、次回期日までに一方が主張し、次々回期日までに他方が主張するというのが一般的である。訴状と答弁書の後に2、3通ずつ準備書面を提出し合った後、証拠調べが実施され、最後に最終準備書面を提出して、判決に至るという流れが相場である（租税事件では、不服申立前置主義であるため、訴訟提起の段階で既に論点は整理されており、特に裁判所が争点整理をする必要性は乏しい）。

そのため、当事者としては、簡潔かつ十分な書面を提出し、証拠を出し尽くす必要がある。

### (6) 証拠調べ

人証申出した証人を相手方に伝えないため、当日になるまで誰が証人として出廷するのか分からず、反対尋問の準備がしにくく、手続保障の問題がある。

裁判官が人証申出を却下しないため、証人が多すぎる事件がある。

### (7) 和解

H I R（130条）に従って、初期段階で和解勧誘をされるのが一般的であるが、そこで和解に至った事例は聞いたことがない。また、日本のように終盤段階で



心証を踏まえた和解勧誘がされた経験はない。

他国と同様に、代理人同士の話し合いをするのが一般的であるが、日本人としては終盤段階で裁判官から和解勧誘してほしい面もある。

## 5 裁判官の当事者に対する公平性に関する評価

### (1) 外国に対する偏見

外国企業という理由だけで不利に扱われるという印象は特にはない。

### (2) 汚職

インドネシアの裁判所の最大の問題は汚職であり、汚職が存在することを前提として活動している。日系企業を含む外資企業は、汚職には応じないため、スタートから不利な状態にある。ただし、常に汚職があるわけではなく、審級によって勝ったり負けたりすることもある（租税裁判所では汚職の話は聞かない）。書記官が汚職の温床になっており、特に最高裁も含めて汚職リスクが高いのは、民事再生（PKPU）である。

汚職撲滅のためには、裁判官の新採用のみならず、現役裁判官も含めて、信用性・透明性のある選定システムを適用する必要があるし、裁判官等の報酬や福利厚生を充実させる必要もある。

### (3) その他

労働事件では、社会的弱者である労働者の人権に配慮し過ぎているのか、労働者側に偏っている印象を受けることもある。

裁判所が、一方当事者に対し、他方当事者よりも短い期間の反論期間しか与えないとか、追加証拠の提出を認めないことがあり、また、公平な判断を下さないこともある。

## 6 裁判官の法的判断（実体法に関する知識、事実認定（証拠の評価方法）、事実の法令への適用及び判決の内容（論理性、説得性）等）に関する評価

### (1) 裁判官の能力

総合的に見て、裁判官の質は低下している。昔は優秀な裁判官がいたが、最近では知識が欠けている。裁判官の質の低下の要因としては、大学（法学部）教育の質の低下、裁判官数の不足、研修の不足等が指摘できる。

労働事件についての裁判官の知識に問題を感じたことはあまりないが、地方の裁判所では、知識等が強化される必要があると感じる場合もある。

### (2) 損害額の算定

債務不履行に基づく損害賠償については、実損害や逸失利益等のみで、比較的明確である。他方で、不法行為は不明確であり、特に非物質的損害（Immaterial damages）は、法的根拠がないにもかかわらず、しばしば裁判所によって不当な額（数百万円の実損害額に比して数億円など）が認められることがある。

### (3) 判決

インドネシアの判決書は長い（50～100頁等）が、その大部分が当事者の主張や証拠リストをそのまま写したものであり、裁判所の理由は最後の数頁だけで、証拠の評価、事実認定、当てはめ、法的判断の詳細な理由は記載されていないことが多い。そのため、判決内容の妥当性は検証しにくく、法的安定性・予見可能性も阻害されているため、この点の記載を充実させてほしい。ただし、最低限の理由は書いてあり、理由と結論が整合しないということはそれほどない。

高裁以降の判決は書類審理のみであり、簡潔すぎるなど、問題のあるものがある、そもそもインドネシア語として不適切な文章がある。

## 7 商事裁判所の役割

商事裁判所は、国際的なビジネス訴訟（倒産事件や知財事件等）に関与する以上、特に裁判手続の透明性が期待される。相談の窓口を充実させ、裁判手続の流れや内容、判決の理由等を明確にし、これに関する情報を提供することで、予見可能性を高めてほしい。

## 8 その他（インドネシアの裁判制度の改善のための提案等）

### (1) 民事基本法の改正

インドネシアでは、現在でも、オランダ統治時代に制定された民法、民事手続法が、改正されることなく適用されており、時代に即さない内容となっているため、これを早期に改正する必要がある（民法に比べれば、民事手続法の改正は簡単なはずであり、既に改正案もできている。）。最高裁は、民事手続法で不十分な点や不明確な点を、さまざまな最高裁規則や最高裁回章で補っているが、これでは不十分であり、法律自体の改正が必要である。また、法令データベースも不十分であり、現在通用している法律が分からないことも多い。

また、インドネシアで民事執行を利用することは困難である。

### (2) 裁判に関する情報の公開、透明性の確保

裁判制度の情報をより公開して、透明化を図ってほしい。特に過去の先例（特に最近の事例）が重要であるが、最高裁ウェブサイトで公開されているのは、インドネシア語の原文の判決だけになっているので、できれば要旨の英訳等を公表してほしい。

### (3) 判例法理の形成・充実

法的安定性・予見可能性を向上させるためには、最高裁ウェブサイトで判決を公開するだけでなく、これまでも作成していた判例集を充実させ、安定した判例法理を形成してほしい。

### (4) 裁判における主張書面・証拠の取扱い

言語法に基づく大統領令によると、インドネシアの自然人や法人との間で締結す

る契約書はインドネシア語で作成することとされているところ、以前に英語だけで記載された契約書を無効とする最高裁判決が下されたため、現在は英語とインドネシア語を併記した契約書が作成されている。しかし、少なくとも国際的な大企業間の契約書は英語だけで十分であり、これを無効とすることは相当ではないのではないか。

外国企業や外国人が外国で締結した契約書について領事認証を不要とする取扱いを徹底してほしい。可能であれば、英語で記載された証拠のインドネシア語訳も不要にしてほしい。

証拠の電子的提出を認めてほしい。

#### (5) 裁判官の能力強化

裁判官の能力面では、知財を含め、内容が妥当でない判決も存在する。

裁判官になる前提として、大学法学部で法的基礎知識を十分に習得するのが重要である。もっとも、大学教育では、理論的な面に偏りがちで、実務的な面の法的能力が習得しにくい。知財分野でも、従来型の基本的な内容の文献に基づく教育はされているものの、現代社会の技術発展に即した内容（AI生成物の著作者等）の文献や教育は十分でない。

そのため、裁判官になった後の裁判所内部の既存プログラムの研修に加え、外部の独立した機関における研修の機会を持つのが望ましい。

## 第8 知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点及びその改善策の提言

以上を前提として、インドネシアの知財裁判等に関する裁判制度の法令上・実務上の問題点を提示するとともに、その改善策を提言する。

### 1 法律

#### (1) 法令の不整合

日本では、憲法を頂点とする法令のヒエラルキー及びこれに基づく法制執務が確立しており、法令の不整合といった事態はほとんど存在しない。

これに対し、前記第4・1のとおり、インドネシアでは、法令の不整合が問題となっており、このことが法的安定性・予見可能性を欠く大きな原因となっている。

当プロジェクトでは、最高裁案件と共に、法規総局をカウンターパートとする案件において、法令の不整合を解決するため、法令の起草・審査を担当する専門職であるドラフターの能力向上を目指す活動を行っており、当該活動を通じて、法令の不整合の問題が改善していくことを期待したい。

#### (2) 民事基本法

日本では、時代の変化やこれに基づく要請に合わせて、民事基本法の改正（直近では民法における債権法や相続法の改正、民事訴訟法における2022年のIT化に関する改正等）を実施している。

これに対し、前記第4・1のとおり、インドネシアの民事基本法は、オランダ統治時代に制定されたオランダ語で記載されたものであり、特に民事手続法について文書提出命令や訴訟記録の閲覧制限等の規定が設けられていない、民事保全・民事執行に関する規定にも実効性がないなどの問題があり、早期の改正を期待する（民事手続法については、現在国会審議中である。）。

### (3) 知的財産法の実体的規定の改善

日本では、知的財産法が、加盟した国際条約と矛盾することはあり得ず、時代の変化やこれに基づく要請に合わせて、頻繁に改正が実施されている。

これに対し、前記第4・3のとおり、インドネシアは、国際条約への加盟を受けて、知的財産法を整備してきたものの、その後ほとんど改正されないことがない、実体的規定がTRIPS協定に適合しない、知的財産法で統一できる事項（例えば、侵害訴訟で取り得る措置の要件や内容）について統一されていないなどの問題があり、不備部分の改正を検討するのが相当である。

### (4) 立法における裁判所の意見の反映

前記第2・1のとおり、上記(2)、(3)のような立法問題については、立法機関（国会）及び行政機関（法務人権省法規総局及び知財総局）の所管であり、裁判所が直接関与できるわけではない。

しかし、特に裁判規範となる民事基本法や知的財産法を含む法令については、これを解釈・適用する裁判所の意見も重要であることは言うまでもないことであり、裁判所と法務人権省との意見交換の機会を充実させることも望ましい方向であるといえる（知的財産法についてみても、知財総局の審査・登録に関する規定よりも、裁判所の訴訟に関する規定について問題が多いように見受けられ、かかる意見交換の機会をより充実させることで、そのような問題を減少させることができるように思われる。）。

## 2 教育機関

日本では、大学の研究者による知的財産法に関する基本書、コンメンタール、専門的な分野に関する書籍・論文等の文献が充実しており、大学で授業を受ける場合だけでなく、実務家になった後に知財分野を担当することになっても、自主学習である程度の知識を身に付けることができる環境が整っているといえる。

他方、前記第2・2(2)のとおり、インドネシアでは、裁判官になるためには、法学士の学位を取得することが要件となっているが、その段階の教育が不十分であるし、学者による知財分野の文献も不十分であるとの指摘があった。

大学においては、将来の法律家に対し、憲法をはじめとする法令の学習はもとより、国民の司法への信頼を獲得し、司法が健全に機能するためには、判例の尊重による法的安定性・予見可能性の確保や汚職の根絶が重要であることといった基本的な思考の醸成等も含め、的確な法律教育を実施していただくとともに、知財分野に関する

良質な文献を継続的に提供していただきたい。

### 3 裁判所

#### (1) 汚職の改善

日本では、裁判所の司法の廉潔性は世界でも有数と言われており、汚職や判決の不正はおおよそ想定し難いと指摘されている。

これに対し、前記第7のとおり、インドネシアの裁判所については、国内外の企業や弁護士から、他のアジア諸国に比しても、汚職リスクが高いとの問題が指摘されており、日系企業も可能な限り利用したくないと考えているようである。実際に、最近を含め、最高裁を含む裁判所における汚職に関する報道も散見されるところである。

インドネシアでは、汚職撲滅委員会（KPK）の捜査や、最高裁による汚職撲滅のための各種の努力・取組みにより、汚職の状況が改善の方向に向かっていくと信じている。さらに、①裁判官を含む職員の報酬・福利厚生の改善、②訴訟事件の裁判官への配てんの無作為化・自動化、③訴訟手続ガイドラインの作成・公開による手続の適正化・透明化、④最高裁による判例法理の充実、⑤下級審も含めた判決理由の記載の充実等を通じて、そもそも汚職を行うことが難しい体制を整え、もって当事者が安心して裁判所を利用できる環境を整えることが、第一に重要であるといえる。

#### (2) 知財事件の専門性への対処

##### ア 知財事件を専門的に処理する体制の構築

日本では、高裁の陪席裁判官を経験した裁判官が、再び地裁の裁判長や陪席裁判官として異動することは通常である。そして、知財高裁及び東京地裁・大阪地裁知財専門部（以下「知財専門部署」という。）は、知財事件のみを専門的に扱い、複数回にわたって知財専門部署に在籍したことのある知財経験の豊富な部総括判事が裁判長を務めている。そのため、合議体に知財経験の乏しい若手の陪席裁判官がいても判決の質を保つことができ、かつ、具体的な事件処理を通じて若手の陪席裁判官の知財の能力を向上させる体制が整っているといえる。

これに対し、前記第3、第6のとおり、インドネシアでは、裁判官は任官してから20年程度を経なければ商事裁判官（地裁）として知財事件を扱うことはない（その前に、地裁レベルの司法判事として、最高裁商事事件担当書記官代行や司法研修所教官に就任すれば、知財分野に携わることはあるものの、実際に事件を処理する機会はない。）上、その期間も平均して数年であり、その後高裁に異動すれば、知財事件を処理する機会は乏しくなる。また、商事裁判官であっても、刑事事件を含めた通常事件も扱わなければならない、知財事件の割合は極めて少ない。これでは、知財事件の経験の豊富な裁判官を育成し、判決の質を保つことに困難が生ずる場面があると思われる。

そこで、少なくとも中央ジャカルタ地裁商事裁判所においては、知財事件だけを専門的に取り扱う裁判官を配置し、知財に関する学習や事件処理に集中することができる体制を構築することが考えられる。人事制度の関係で、若手裁判官に知財事件を担当させることは難しいかもしれないが、可能であれば、キャリアの全体にわたって知財を長く扱う裁判官を養成するのも望ましいといえる。

さらに、商事裁判所の知財判決に対する不服申立ては、最高裁に対する上告のみとされているが、前記第2・2(1)オのとおり、最高裁が処理する事件は極めて多く、その対応力には限界もあると思われる。そのため、ジャカルタ高裁等に、知財事件を専門的に取り扱う特別裁判所を設置して、控訴審を扱うこととする立法も考えられる。

#### イ 裁判における専門的知見の獲得方法の充実

日本の知財専門部署では、特許庁や弁理士出身の知財調査官が常勤職員として勤務しており、特許やプログラム著作権等の技術系の知財事件については、担当の調査官を選任し、侵害論審理の初期段階における技術説明、終盤段階における調査報告、その他の日常的な助言等を通じて、中立的・専門的な意見を聴き、これを審理判断の重要な参考にすることができる。また、特に専門的な技術分野に関する事件等においては、事前に登録された非常勤職員である専門委員の名簿の中から、当該事件にふさわしい専門家を選任し、その中立的・専門的な意見を聴くこともできる。これらの制度が、日本の知財判決の質を保つことに非常に有効な役割を果たしているといえる。

これに対し、前記第6のとおり、インドネシアでは、裁判所に常置された中立的な専門家の意見を聴く制度はなく、当事者が申請した専門家証人の意見によって判断せざるを得ないが、審理期間の制限もあり、的確な専門家を手配することは難しいし、専門家の能力やバイアスの問題もあり、これに基づいて的確な審理判断をすることには困難が生ずると考えられ、実際に商事裁判官もそのような意見を述べている。

前記第2・1のとおり、インドネシアでは、知財総局に対する特許出願件数が増加傾向にあり、今後の経済発展に伴って、特許訴訟が増加・複雑化していくことも予想される場所である。インドネシアの裁判官や知財総局職員も、日本の知財調査官の制度に強い関心を持っているようであり、特許法等の法改正を通じて、同様の制度を導入することも検討の余地があると思われる<sup>37</sup>。

#### ウ 当事者系における審判請求前置主義の導入

日本では、いわゆる査定系・当事者系のいずれであっても、まずは特許庁に審判を請求し、その審決等に不服がある場合に、知財高裁に審決等取消訴訟を提訴

<sup>37</sup> 当プロジェクトの活動における働きかけの結果もあってか、DGIPの審査官を外部機関で勤務させることが可能となるような規則改正の動きがあるようであり、これが実現すれば日本の知財調査官制度のような制度が実現する可能性もあるかもしれない。

するという制度が採用されており、知財高裁は、特許庁審判部における審決書等を前提として、審決等の取消事由の有無を判断することになる。

これに対し、インドネシアでは、少なくとも当事者系については、知財総局への審判を介することなく商事裁判所に提訴することとされており、商事裁判所としては、専門部署である知財総局の決定書のない状態で判断することを余儀なくされるため、商事裁判所への専門的知見の導入という観点からは、この制度についても改正の余地があるといえる<sup>38</sup>。

### (3) 訴訟審理の改善

前記第7の第三者からの意見にもあったとおり、裁判所における訴訟審理についても、法令上・実務上の問題が見受けられ、改善を検討すべき余地がある。

#### ア 訴訟費用

インドネシアでは、裁判所に支払う訴訟費用は安価で、基本的に訴額によって増額されないため、その意味では、多額の訴訟を提起することによるデメリットがなく、濫訴を招く温床になっているとも指摘されている。

そのため、日本のように、訴額に応じて訴訟費用を増額させることも検討の余地があるといえる。

#### イ 事件配てん

法律上、事件の配てんは、所長の権限とされているが、恣意的な配てんになると、汚職の温床にもなりかねない。

少なくとも中央ジャカルタ地裁では、原則として、各裁判官に無作為的・自動的に配てんされるようにしているようであるが、他の裁判所においてもそのような運用を徹底するのが望ましいといえる。

#### ウ 訴訟要件

インドネシアの裁判所に管轄がないなど明らかに訴訟要件を欠く場合でも、実体審理に時間を費やしている事例があるようである。このような場合、早期の段階で訴訟要件の欠缺を理由に訴えを却下するのが望ましい。

逆に、当事者の住所に誤りがあること（前記第5・2(3)イのT i k T o k事件）や、被告に不法行為者の全員が含まれていないこと等の理由で、訴えが却下される事例がある。前者については、訴訟の早期の段階で、当事者に補正させる対応が可能なはずである。後者については、原告が不法行為者の一部のみを被告とした訴訟で請求認容判決を言い渡しても、特に問題はないように思われる（他に不法行為者がいる場合は、不法行為者間の求償の問題として処理すれば足りるし、逆に訴えを却下されないようにするために被告を多めに設定しておくことは、被告に不必要な応訴を強いる結果となり、明らかに不合理である。）。当事者

<sup>38</sup> 前記第4・3(2)ウのとおり、意匠法改正案は、意匠登録取消訴訟について審判前置主義を採用することを提案しているようである。もっとも、当事者系で知財総局への審判請求前置を義務付けた場合、裁判所で民事訴訟（侵害訴訟）と行政訴訟（取消訴訟等）のダブルトラックの問題が発生し、最終的にこれらの判決の結論が齟齬した場合の法的処理の問題も発生するため、立法技術的に難しい面がある。

の権利保護や訴訟経済等の観点からは、このような事例で訴えを却下することがないようにすることが望ましいと考える。

#### エ 知財事件の審理期間制限の見直し

前記第4・3(2)、第6・1のとおり、知財事件では、法定の審理期間が設けられ、おおむねこれに従った審理がなされている<sup>39</sup>。しかし、日本と比較しても、商標、著作権事件等について原則90日間、特許事件について180日間で、充実した内容の審理・判決をするのは困難であり、審理期間の遅延及び長期未済事件の増加を防ぐ目的があることを考慮しても、見直しを考慮すべきではないかと思われる<sup>40</sup>。

#### オ 期日

インドネシアでは、E-Courtや各種アプリにより、裁判手続の電子化が進められ、期日管理、訴訟進行管理は改善してきているといえる。

もっとも、当事者側からは、期日の開始時刻が分からず、一日中裁判所で待機しなければならないこともあるという問題が指摘されており、この点は改善が望まれる。

#### カ 書証

インドネシアでは、E-Courtを通じて、訴状等の書面の電子媒体を提出することができるものの、少なくとも実務的に、書証については、裁判所のみ写真しを提出した上で、期日に原本を持参するようである。相手方は、期日で書証の原本を閲覧することができるだけで、その写しを入手することができない。

近年では、紙媒体でなく電子媒体による契約書や会計帳簿等も増えてきているため、電子媒体での書証の提出を認め、また、相手方にも書証の写しを提供して、より充実した審理をさせる運用が望ましいと考える。

#### キ 訴訟審理・和解勧誘

インドネシアでは、当事者に相互に主張させるだけで、裁判所が介入して争点整理を行うことはあまりないようである。

もちろん、インドネシアと日本では、それぞれのやり方があるものの、質の高い判決をするためには、裁判所が介入して論点及びこれに関する主張を整理することもあり得る。また、そのような審理を踏まえ、事案によっては、心証が形成できた段階で、和解による解決を試みることも検討できよう。

#### (4) 判決書

前記第5・2(6)のとおり、インドネシアの第1審判決書を見ると、当事者の主張が、特に論点ごとに分けられることなく、原告・被告の順番に記載されて、これが

<sup>39</sup> 商事裁判所5か所の5年分の月ごとの知財事件統計を分析したところ、法定の審理期間の範囲内（数か月）で事件処理されており、長期未済になっていることはないことがわかった。

<sup>40</sup> 知財高裁ウェブサイトによると、2021年については、日本の知財民事訴訟（全国地裁第1審）の平均審理期間は15.2月であり、審決等取消訴訟（知財高裁）の平均審理期間は9.8月である。

<https://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>



判決書の大部分を占めており、最後の裁判所の判断理由の分量は少ないことが多い。

特に中央ジャカルタ地裁の裁判官は多忙であり、判決起案に十分な時間を割くことは難しいことが予想されるが、可能な限り、判決の中で論点を整理し、論点ごとの当事者の主張を整理し、裁判所の判断を丁寧に記載することが、判決の安定性の確保や汚職の撲滅の観点からも望ましいと考える<sup>41</sup>。前記第2・2(2)アのとおり、近年、司法研修所は、裁判官候補生研修において、オランダの司法研修所の支援を受けて、「良質な判決書作成研修」を導入したとのことであるが、さらに現役の裁判官らに対しても良質な判決書を作成するための研修指導を行っていくことが考えられる。

#### (5) 知財研修の充実

ア 前記第3・2のとおり、インドネシアでは、最高裁が、任官から20年程度経過した裁判官の中から商事裁判官候補者を選定し、商事裁判官資格付与研修を受講させ、これに合格した者を各地の商事裁判所に配置することになる。商事裁判官資格付与研修の内容は、知財事件を扱う前提としての基礎知識を得るという意味では、相当程度に充実した内容であるといえる。

もっとも、実際に商事裁判官に就任した後、知財事件を処理する中で直面する実務的な問題に対処するには、それだけでは不十分であることは言うまでもなく、商事裁判官の能力を維持・向上させるためには、継続的・効果的な研修を提供することも選択肢の一つとなる。前記第6・4のとおり、商事裁判官は、最高裁が実施する研修やFGDに参加することもあるようであるが、これで十分だとは思っていないようである。

イ 前記第2・2(1)エのとおり、現在、司法研修所は、知財研修として、商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の裁判官を対象として、①「短期研修」(出張研修)、②「エレメンタリーコース」及び③「商事裁判官資格付与研修」を実施しており、さらに商事裁判官を対象として、④「アドバンストコース」を実施することを計画している。

しかし、司法研修所は、予算等の問題のため、計画の変更を余儀なくされ、2022年度は①(の一部)と③しか実施できておらず、現状では安定的に上記研修を実施していくことができるとはいえない。JICAとしては、前プロジェクトに引き続き、司法研修所の研修計画の策定過程への参加や研修における講師の担当等を通じて、全面的に協力していくとともに、これで足りない部分を補っていくのが相当と考えている。

現プロジェクトで実施している研修等は、以下のとおりである。

<sup>41</sup> 判決理由を詳細に書かなければならないほど、不当な内容の判断をすることは難しくなる。

(ア) 司法研修所が実施する知財研修

2022年7月に実施されたFGDに参加し、知財研修①～④のシラバスの内容について協議し、これを踏まえて現時点のシラバスの内容が確定している。

また、同年2月に実施した短期研修（マカッサル）では、当職が日本の知財司法制度に関する講義を担当し、参加者の成績評価に関与するなどした。

さらに、同年9月から10月に実施された商事裁判官資格付与研修（知財）については、知財関係条約について、第1段階のオンライン自主学習資料の作成、第2段階のオンライン講義の担当、第3段階の択一試験の作成等をしたほか、知財総局派遣の西山智宏元専門家に依頼して、第3段階のインスピレーションクラス「特許要件としての新規性・進歩性」を担当していただいた。そして、2023年5月から6月に実施された商事裁判官資格付与研修（知財）については、知財関係条約、特許と簡易特許、商標と地理的表示について、第1段階のオンライン自主学習資料の作成、第2段階の講義の担当及び択一試験の作成等をしたほか、知財総局派遣の岡裕之専門家に依頼して、第3段階のインスピレーションクラス「特許要件としての新規性・進歩性」を担当していただいた。

(イ) 最高裁とJICAが実施する知財研修

司法研修所による研修とは別に、最高裁とJICAの共同による研修も実施している。

まず、「ショートコース」は、最高裁判事を含む最高裁WGメンバーとJICA専門家が、インドネシア各地に年に5、6回の頻度で出張し、本邦研修の参加経験者が講師となり、原則として商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の若手裁判官30名程度を対象として、知財の基礎知識の付与及び講師の育成（TOT）を目的として実施する研修である。2022年は、1月にマタラム、3月にクパン、6月にポンティアナック、8月にケンダリ、10月にバタム、12月にゴロンタロで、2023年は、4月にジャヤプラ、6月にジャンビ、7月にバンジャルマシン、9月にタンジュンカランで実施した。最近では、2日半をかけて、①知財概説、②特許、③商標、④著作権、⑤意匠、⑥営業秘密、⑦植物品種保護、⑧商標、著作権ないし営業秘密のケーススタディー、⑨全体的な質疑応答といったプログラムを実施している。その際は、参加者の受講態度や、事前テスト・事後テストの成績等を踏まえて、6名程度の成績優秀者を選定し、最高裁長官に報告するなどしているが、これを将来の商事（知財）裁判官候補の選定のために活用していただくことが考えられる。

(ウ) 商事裁判官向け知財セミナー

2023年3月には、中央ジャカルタ地裁商事裁判官の要望に応え、講師の育成及び現場で知財事件を担当する商事裁判官の能力向上を図ることを目的と

して、ハイブリッド形式で「商事裁判官向け知財セミナー」を実施した。これは、最高裁の司法判事（調査官、書記官代行等）や中央ジャカルタ地裁をはじめとする全国5か所の地裁の商事裁判官を参加者、知財総局の特許・商標審査官、知財総局派遣の西山元専門家及び当職を講師とし、特許・商標分野の審査業務の実情の説明や各種重要論点に関するケーススタディーなど実務に焦点を当てたものであった。参加者に好評であったこと等から、同年9月にも、同様のセミナーを開催し、知財総局の意匠審査官及び著作権担当官、特許庁の石坂智樹審査官、知財総局派遣の岡専門家及び当職を講師とし、意匠分野の審査業務の実情及び意匠法改正法案の説明、著作権分野の諸問題に関する説明（翻案権侵害等）、IT関連技術と特許、進歩性に関するケーススタディー、知的財産権侵害訴訟における損害の算定等を扱った。

(エ) JICAと法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が実施する本邦研修2023年5月には、JICA及びICDの協力を得て、上記(ウ)の知財セミナーと同様の目的で、本邦研修を実施し、将来の知財分野の講師候補者（最高裁の司法判事や全国5か所の地裁の商事裁判官）に、特許、商標、著作権の重要論点に焦点を当てた講義やケーススタディーに参加してもらうとともに、ビジネスコート（知財高裁）及び特許庁への訪問を通じて、知財調査官制度等について理解してもらった。

(オ) このように、短期的・即効的な観点から、商事裁判官資格付与研修及びセミナー等を通じて、商事裁判官（候補者）の実務的能力の向上を図り、長期的・継続的な観点から、本邦研修、セミナー及びショートコース等を通じて、講師の育成と同時に、若手裁判官からの優秀者の選抜を図っていくことは、知的担当裁判官の能力向上にとって有用であると考えられる。

ウ 日本では、知財専門部署（知財高裁、東京地裁・大阪地裁知財専門部）の協議会、東京地裁・大阪地裁知財専門部の協議会、裁判所と特許庁との協議会など、直近で直面した実務問題を取り上げ、これについて協議をする機会が設けられている。

インドネシアでも、さらに、最高裁と商事裁判所の協議会、商事裁判所同士の協議会、裁判所と知財総局との協議会等を実施・充実させ、組織内外で知識・知見の共有を図っていくことも考えられる。

#### (6) 執務参考資料の充実

前記第3・3(3)のとおり、商事裁判官の執務参考資料の状況は、必ずしも十分であるとはいえず、さらにこれを充実させる必要がある。これは、裁判官の審理判断の質を高めるのみならず、審理判断の透明化による汚職の減少にとっても有益であると考えられる（このことは、裁判官の裁量を狭める方向に働くものであるが、それは同時に汚職を抑制する方向に働くものでもあるといえる。）。

## ア 判決ウェブサイト

前記第3・4(3)イのとおり、最高裁は、判決ウェブサイトにおいて、最高裁判決及び下級審判決を公開しており、特定の条件による絞り込み検索やキーワード検索もできるようになっている。

ただし、下級審判決については、比較的新しいものでも原文がダウンロードできないものもあったことから、特に先例の少ない知財判決については、可能な限り多くの判決を登載していただきたい。特に重要な最高裁判例等については、公式な英訳を作成・登載することも考えられる。

## イ 最高裁判例集（判例法理の形成）

日本では、最高裁が上告審として扱う事件を限定し、専ら判例法理を形成する役割を果たし、判例の変更には厳格な手続が定められている。また、下級審裁判所も、特に最高裁の判例を尊重し、これを調査・分析した上で、個々の事件について判断をしている。このことが、下級審を含む判決の法的安定性・予見可能性に大きく寄与しているといえる。

これに対し、前記第2・2(1)イのとおり、インドネシアでも、最高裁は法律審であり、上告理由や再審事由も法定されているが、前記第2・2(1)オ及び第5・1のとおり、実際には上告、再審が多く申し立てられ、しかも事実認定を含む実質的な判断をすることを余儀なくされている現実があり、事件処理に多忙を極めている<sup>42</sup>。そのような中で難しいことではあるものの、最高裁として、最高裁判決同士に齟齬が生じないようにしつつ、従前から作成している判例集を発展させ、下級審の拠り所となる判例法理を充実させていただきたい。

## ウ 判決集

もっとも、前記第5のとおり、インドネシアの知財事件の状況を見ると、そもそも商標以外の分野の事件数は多いとはいえ、先例となる裁判例も乏しいため、判例法理を十分に形成することも難しい面がある。

当プロジェクトでは、JICAと最高裁が協力して、日本とインドネシアの知財判決を登載した判決集を作成しており、すでに第1集（知財全般）及び第2集（商標）を刊行し、これをJICAウェブサイト上でも公表している<sup>43</sup>。今後は、インドネシアで先例が乏しい著作権、特許等の判決集を作成し、インドネシアの裁判官が把握しておくべきインドネシアの重要判決を掲載するとともに、インドネシアで未だ先例が乏しい論点に関する日本の判決及びこれに関係する周辺知識についての解説を掲載するなどして、可及的に広範な知識を紹介していくのが相当と考える。

<sup>42</sup> 当事者の上告申立てや再審請求を形式的な理由で制限すると、世間から裁判を受ける権利の観点から問題があるとの指摘がされてしまうため、結果的に実質的な判断をせざるを得なくなるという声があった。また、知財事件のように、地裁の判決への不服申立てが、最高裁への上告のみとされている場合、最高裁が実質的な判断をすることを当然の前提としても理解できる（最高裁の商事裁判官の資格を有する最高裁判事が知財事件を扱うことにより、最終的な知財判決の質を確保しようとしている。）。

<sup>43</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html>

## エ 最高裁規則、最高裁回章、ガイドライン等

最高裁は、最高裁規則、最高裁回章及びガイドラインを通じて、裁判官の審理判断の指針を提供しているところである。特に先例を通じた判例法理を提供できない場合、事前にこれらの資料によって審理判断の指針を充実させることは、望ましいことであるといえる。

知財の仮処分決定に関しては、これまでに1件しか発令されたことがなく、現在は、2012年最高裁規則の改正作業をしているとのことである。新たな最高裁規則及びこれを補完するガイドライン等を通じて、仮処分決定の手続、その発令に必要な心証の程度、保証金の算定方法、主文例等を明確にし、裁判官が発令を躊躇しない環境を整えるのが相当であると考えられる。

商標、著作権、特許等の分野別のガイドラインも作成し、訴訟類型別の手続の流れ、訴訟要件、主文例等を明確にするのが相当である。当プロジェクトでは、商標ガイドブックを作成中である<sup>44</sup>が、これもインターネット上で公表するなどして、手続の透明性を確保するのが相当である。

知財事件については、通常不法行為事件よりも損害の算定が難しいとされており、日本では知的財産法において損害の推定に関する規定が設けられ、これを前提とした裁判例が多数蓄積されている。インドネシアでは、知的財産法には、特に損害の算定に関する規定は置かれておらず、最高裁回章2019年2号民事室総括B. II. 3. a. 2において「裁判官の決定する損害賠償の額は、侵害者の得た利益と知的財産権者の損害を考慮した損害の明細に基づく」という簡単な規定が置かれているにとどまるが、判例法理ないしガイドライン等で一定の基準を設けることも考えられる。

なお、インドネシアでは、知財事件に限らず、当事者が不法行為に基づく損害賠償として不当に多額の非物質的損害を主張し、これが認められることがあるとの意見がある。仮に非物質的損害を認めることがあっても、これについて裁判官の裁量が過度に広範に及ぶことになれば、当事者にとって非常にリスクの高いものになるため、判例法理ないしガイドライン等で一定の基準を設けることが考えられる。

## オ Q&A集

商事裁判所との知財事件に関する意見交換会を実施し、実務で実際に遭遇して

<sup>44</sup> 前記第4・3(2)イのとおり、商標法については、条文自体に問題があるものも多いが、その他にも、当職とインドネシアの裁判官との間に認識の齟齬が生じた部分もあった。例えば、商標法には、「受理日」、「登録日」という用語があり、登録商標は「受理日」から10年間保護される（同法35条1項）、商標登録抹消請求は「登録日」又は最新の使用日から継続して3年間使用されていない場合に行うことができる（同法74条1項）などと規定されている。当職は、商標法では「受理日」と「登録日」は明確に区別されており、「受理日（出願日）」は「商標登録出願の最低限の要件を具備した日」（同法1条16号、13条）であり、「登録日」は「商標審査官が実体審査を終えて法務人権大臣が商標を登録した日」（同法24条1項、25条2項f号及び注釈）ではないかと指摘したのに対し、多くのインドネシアの裁判官は、「登録日」は「受理日」（出願の登録日）のことである旨の意見を述べていた。最終的に、前記第8・3(5)イ(ウ)の商事裁判官向け知財セミナーの際に商標審査官にも見解を聴くなどした結果、「受理日」と「登録日」の区別について合意を得ることができた。このような、判例法理の形成を待たずに解決し得る問題は、ガイドブック等で解決するのが相当である。

いる重要な問題及びその回答をまとめて、Q&A集を作成すること等も考えられる。第1審を担当する商事裁判官が、最初にさまざまな実務上の問題点に気付くはずであり、それを裁判所全体の協議で解決し、その後の裁判官が同様の問題を負担なく解決していけるようなシステムを構築していくことは望ましいといえる。もっとも、インドネシアの裁判所が、インドネシア法の解釈について、最高裁判事のコンセンサスを得た最高裁規則等の正式な形式によることなく、Q&A集を作成することには困難が生じるようである。

そのため、JICA専門家が、知財研修等の場面におけるインドネシアの裁判官からの実務的かつ有用な質問について、これらを集めて日本法に基づくQ&A集を作成・提供することも、比較的簡便かつ有用かもしれない。

#### カ 知財総局の執務参考資料の共有

知財総局は、前プロジェクトにおけるJICAの協力等の成果として、2020年に特許審査ガイドラインを改訂していたところ、当初は外部に提供されていなかった<sup>45</sup>。今般、知財総局及び西山元専門家の協力を得て、特許審査ガイドライン及び意匠審査ガイドラインについて、最高裁、司法研修所及び商事裁判所等に共有した。現在は、商標審査ガイドラインについては、改正中とのことであり、未だ共有できるに至っていないが、今後は裁判所にも共有していただくのが望ましいと考える。

## 第9 最後に

以上、日本の裁判官出身のJICA長期専門家という立場から、専ら日本の法令・実務と比較する形で、インドネシアにおける知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を分析し、改善策を提示することを試みた。これは、インドネシアの司法制度を批判する趣旨ではなく、その改善・発展のためにあえて問題点のみに目を向けたものであり、司法アクセスの改善、訴訟管理・進行のIT化、裁判の迅速化に関する試みなど、日本が学ぶべき点多かった。

また、本件ベースライン調査で把握できたのは、基本的に知財という一分野の中の問題の一部にすぎず、かつ、それだけでも裁判所だけで解決できる問題ではなく、立法機関や行政機関による協力が必要不可欠ではあるが、まずはいかなる問題点があるかを第三者からの目を通じて認識することが、将来の改善・発展への第一歩であるといえる。

本件ベースライン調査に対して協力していただいた関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、本報告書が、インドネシアの司法制度の発展にとって少しでも意義があるものになれば幸いである。

<sup>45</sup> 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」87頁を参照。

## 知財事件の新受件数の統計

商事裁判所（第一審）						
	中央ジャカルタ	スラバヤ	スマラン	メダン	マカッサル	全国
2018	66	29	7	3	0	105
2019	83	11	9	5	0	108
2020	72	9	6	2	3	92
2021	87	10	10	2	0	109
2022	122	10	4	7	3	146
合計	430	69	36	19	6	560

最高裁							
	上告	再審	合計	知財種別		訴訟種別	
2018	44	22	66	商標	35		
				意匠	10		
				著作権	16		
				特許	5		
2019	54	15	69	商標	37		
				意匠	8		
				著作権	20		
				特許	4		
2020	50	14	64	商標	41	侵害	3
						審判異議	1
						取消	36
						抹消	1
				意匠	6	侵害	1
						取消	5
				著作権	14	侵害	11
						取消	2
						不明	1
				特許	3	審判異議	1
						抹消	2
				2021	57	10	67
審判異議	2						
取消	36						
抹消	5						
意匠	5	取消	5				
著作権	12	侵害	8				
		取消	4				
特許	3	侵害	2				
		抹消	1				
2022	53	16	69				
				審判異議	5		
				取消	39		
				抹消	2		
				意匠	3	取消	2
						不明	1
				著作権	11	侵害	7
						取消	4
				特許	4	侵害	3
						抹消	1
合計	258	77	335				



# インドネシアにおけるドラフター制度の概要

JICAインドネシア長期派遣専門家

及川裕美

## 第1 はじめに

JICAの法制度整備支援プロジェクトの1つとして、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）において、2021年10月から2025年9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト<sup>1</sup>」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。本プロジェクトのカウンターパートはインドネシア最高裁判所及びインドネシア法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）であるところ、法規総局をカウンターパートとする本プロジェクトの活動の目標は法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上であり、具体的な活動としては、インドネシアにおいて法令間の不整合が生じる原因の特定、ドラフターに対する研修の教材作成、同研修の講師の育成、同研修の実施等が予定されている。

これらの具体的な活動を行う前提としてドラフター制度について理解する必要があるところ、同制度について説明する文献は見当たらず、本稿において同制度の概要を紹介するものである。本稿に記載されている情報は、別途記載のない限り、2023年9月時点のものである。もとより、本稿における意見は当職の私見である。

## 第2 ドラフターの地位

ドラフターとは、正確には法令ドラフター（Perancang Peraturan Perundang-undangan、以下「ドラフター」という。）のことであり、「法令制定におけるドラフターの参加及びその育成に関する政令2015年59号」（以下「政令2015年59号」という。）1条1号によれば、ドラフターとは、任命権者<sup>2</sup>から、法令の制定及びその他の法的文書<sup>3</sup>を策定する活動を行うための完全な任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職<sup>4</sup>として任命された文民公務員（Pegawai Negeri Sipil : PNS、以下「公務員」という。）<sup>5</sup>のことである。

<sup>1</sup> 本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要 ～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上 及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS 89号（2021年12月号）を参照。

<sup>2</sup> 任命権者（Pejabat yang Berwenang）とは、法令の規定に基づき文民公務員（Aparatur Sipil Negara : ASN）の任命、異動及び解任手続を実施する権限を有する官吏のことである（「ドラフター専門職実施指針及び技術指針に関する法務人権大臣令2023年17号」（以下「法務人権大臣令2023年17号」という。）1条3号）。

<sup>3</sup> その他の法的文書とは、決定書、通達、指示書、公告、条約、契約、訴状及び訴状への回答、リーガルオピニオン、法的考察、法的問題の分析等のことである（政令2015年59号注釈11条c）。

<sup>4</sup> 専門職（Jabatan Fungsional）とは、特定の専門性及び技能に基づく専門的サービスに関連する機能及び任務を内容とする職務グループのことであり（「専門職に関する国家公務員強化・行政改革大臣令2023年1号」（以下「行政改革大臣令2023年1号」という。）1条9号）、法務人権省が育成機関となっている専門職として、ドラフター、入国審査官、特許審査官、法分析官等がある。なお、育成機関の定義については後記のとおりである。

<sup>5</sup> 公務員（Pegawai Negeri Sipil : PNS）は文民公務員（Aparatur Sipil Negara : ASN）のうち無期雇用の文民公務員のことである（「文民公務員に関する法律2014年5号」1条3号）。

専門職は専門系（Keahlian）と技術系（Keterampilan）に分類される<sup>6</sup>、ドラフター専門職は専門系の法務及び司法群に含まれる<sup>7</sup>。

ドラフターの階層（Jenjang）、職位（Pangkat）、職階（Golongan Ruang）<sup>8</sup>及び2022年7月11日時点のドラフター数<sup>9</sup>は下記の表のとおりである。

階層 <sup>10</sup> （Jenjang）	職位 <sup>11</sup> （Pangkat）	職階 <sup>12</sup> （Golongan Ruang）	2022年7月11日時点のドラフター数
初級ドラフター （Perancang Ahli Pertama）	準管理職 （Penata Muda）	Ⅲ／a	176名
	主席準管理職 （Penata Muda Tingkat I）	Ⅲ／b	421名
下級ドラフター （Perancang Ahli Muda）	管理職（Penata）	Ⅲ／c	390名
	主席管理職 （Penata Tingkat I）	Ⅲ／d	184名
中級ドラフター （Perancang Ahli Madya）	監督職（Pembina）	Ⅳ／a	134名
	主席監督職 （Pembina Tingkat I）	Ⅳ／b	46名
	準総監督職 （Pembina Utama Muda）	Ⅳ／c	4名
上級ドラフター （Perancang Ahli Utama）	次席総監督職 （Pembina Utama Madya）	Ⅳ／d	4名
	総監督職 （Pembina Utama）	Ⅳ／e	1名

2022年7月11日時点においてドラフターは1,360名存在する。その内訳は、法務人権省本省に155名（うち法規総局に104名）、法務人権省地方事務所（Kantor Wilayah）に640名、法務人権省以外の中央省庁に306名、非省政府機関（Lembaga Pemerintah Non Kementerian）<sup>13</sup>、非構造機関（Lembaga Nonstruktural）<sup>14</sup>、国民代表議会等に合計137名、地方政府<sup>15</sup>（Pemerintah Daerah）に122名である。

<sup>6</sup> 行政改革大臣令2023年1号5条（1）項

<sup>7</sup> 法務人権大臣令2023年17号4条、5条（1）項。なお、法務及び司法群の専門系専門職として、ドラフターの他に検察官がある（「公務員専門職群に関する大統領決定1999年87号」添付書類18番）。

<sup>8</sup> 法務人権大臣令2023年17号5条（2）項、6条

<sup>9</sup> 法規総局が2022年7月11日時点で把握していたドラフター数である。

<sup>10</sup> 法規総局各局における課長クラスである専門職コーディネーター（Koordinator Jabatan Fungsional）は中級ドラフターである者が多く、係長クラスである専門職サブコーディネーターは下級ドラフターが多い。

<sup>11</sup> 職位の翻訳は、財団法人自治体国際化協会「インドネシアの地方自治」（2009年）86頁による。

<sup>12</sup> インドネシアの全ての公務員はⅠからⅣまでの4段階で区分され、Ⅰが担当職、Ⅱが調整職、Ⅲが管理職、Ⅳが監督職という職階である。1つの職階はさらにa、b、c…と数段階に細分されている。この職階に基づき公務員の給与は決定される。

<sup>13</sup> 非省政府機関とは、大統領からの特定の行政任務を実施するために設立された中央政府機関であり、非省政府機関として国家開発計画庁（Bappenas）、気象庁等がある。

<sup>14</sup> 非構造機関とは、法律、政令及び大統領令によって設立された省または非省政府機関以外でその費用が国家予算で賄われるものであり、非構造機関として総選挙管理委員会、汚職撲滅委員会等がある。

<sup>15</sup> 地方政府には、州政府、県政府及び市政府があり、日本における地方自治体に相当するものである。

### 第3 ドラフターの任務

ドラフターの任務は、法令案及びその他の法的文書案の準備、加工及び策定であり、これらの任務を実施するにあたり、ドラフターはハーモナイゼーション（Pengharmonisan）<sup>16</sup>を行う<sup>17</sup>。

法令制定に関する法律2011年12号（以下「法律2011年12号」という。）98条において法令制定の各段階<sup>18</sup>にドラフターを関与させる旨規定されており、政令2015年59号5条において国家機関、省、非省政府機関、非構造機関、州地方政府及び県／市地方政府は法令制定の各段階にドラフターを関与させる旨定めている。

法令制定の各段階におけるドラフターの活動は政令2015年59号で次のとおり定められている<sup>19</sup>。

#### 1 計画段階

- ・ アカデミックペーパー<sup>20</sup>、説明または解説の作成
- ・ 国家立法計画または地方立法計画の作成
- ・ 政令案及び大統領令案の立案計画の作成
- ・ 大臣令案、庁（Badan）または委員会（Komisi）令案、州首長規則案、県／市首長規則案等の立案計画の作成

#### 2 作成<sup>21</sup>段階

- ・ 内容に関する考えのポイントの作成
- ・ 基本的枠組みまたは体系の作成
- ・ 草案の作成
- ・ 政府、国民代表議会または地方代表議会が提出する法律案の作成
- ・ 政令案、大統領令案及び大臣令案の作成

<sup>16</sup> ハーモナイゼーションとは、パンチャシラ（建国5原則）、1945年憲法前文、1945年憲法、より上位または同等レベルの法令との調整等のことである（政令2015年59号注釈3条）。2011年時点では、大統領が提出する法律案、各省等が作成する政令案及び大統領令案についてのみ法務人権大臣がハーモナイゼーションを実施する旨法律で規定されていた（法令制定に関する法律2011年12号47条（3）項、同54条（2）項及び同55条（2）項）。その後、ハーモナイゼーションの対象が拡大され、中央法令においては、各省等が作成する大臣令案、非省政府機関令案及び非構造機関令案もその対象とされ（「ドラフターによる大臣令案、非省政府機関令案または非構造機関令案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣令2018年23号」）、また、地方法令においても、（地方代表議会提出案を含む）州条例案、県／市条例案、州首長規則案及び県／市首長規則案についてハーモナイゼーションを行うこととされた（「ドラフターによる地方法令案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣令2018年22号」）、「法令制定に関する法律2011年12号の改正に関する法律2019年15号58条（2）項」、「法令制定に関する法律2011年12号の2度目の改正に関する法律2022年13号58条（1）項、同97D条」。なお、中央法令のハーモナイゼーションは法規総局に所属するドラフターが主体となり、地方法令のハーモナイゼーションは法務人権省地方事務所に所属するドラフターが主体となって実施している。

<sup>17</sup> 政令2015年59号3条

<sup>18</sup> 法律2011年12号1条1号において「法令制定とは、計画、作成、審議、可決または決定及び公布の段階を含む法令の作成のことである。」と規定されているとおり、法令制定の段階は計画から公布までの5段階である。インドネシアにおける法令制定過程については、島田弦「法務総合研究所委託調査報告書 法令間の不整合と法令制定プロセスとの関係について・インドネシアの事例から」（2023年）を参照。同報告書は<https://www.moj.go.jp/content/001407963.pdf>において閲覧可能。

<sup>19</sup> 政令2015年59号6条から10条、同注釈6条から10条

<sup>20</sup> アカデミックペーパーとは、社会に存在する法的な問題またはニーズを法令の規制によって解決しようとする場合に、学術的に法調査または検証及び特定の問題に関するその他の研究を行いその結果をまとめたものであり（法律2011年12号1条11号、同付属書類I-1番）、法律案、州条例案または県／市条例案を作成する際に用意することが義務付けられている（同法律43条（3）項、56条（2）項、63条）。

<sup>21</sup> 作成にはハーモナイゼーションも含まれる（政令2015年59号注釈7条）。

- ・ 州政府、県 / 市政府、州議会、県 / 市議会が提出する条例案の作成<sup>22</sup>
- ・ 州首長規則案、県 / 市首長規則案等の作成

### 3 審議段階

- ・ 国民代表議会の作業会議、作業委員会会議等における法律案審議の導入の枠組みでのコンセプトの策定、法律案の問題整理リストのコンセプトの策定、国民代表議会の審議への参加等
- ・ 地方代表議会の委員会会議、合同委員会会議等における地方代表議会または首長の解説または一般見解のコンセプトの策定、条例案の問題整理リストのコンセプトの策定、地方代表議会の審議への参加等
- ・ 国民代表議会または地方代表議会の総会決議における法律案または条例案の承認または却下のコンセプトの策定、最終意見コンセプトの策定等

### 4 可決または決定段階

- ・ 可決または決定予定の法令原稿の準備

### 5 公布段階

- ・ 官報、官報追記、公報、公報追記、地方公報または地方公報追記の形式で法令を発行する枠組みにおいて、公布する法令原稿の再精査、法令原稿のナンバリング準備、書式に応じた法令原稿の準備等

### 6 その他の活動

ドラフターは、法令制定の各段階における活動のほかに、次の活動に参加することが可能である<sup>23</sup>。

- ・ 法令案の周知
- ・ 法令の周知
- ・ その他の法的文書の策定

<sup>22</sup> これまでの関係各所からのヒアリングによれば、中央政府、州政府、県 / 市政府の条例案の作成は、各政府に所属するドラフターが行う場合もあるが、各政府に所属するドラフターの数が少ないなどの事情によりドラフター以外の法令案作成担当者が行う場合もある。

<sup>23</sup> 政令2015年59号11条

## 第4 ドラフターの任命手続

### 1 2023年9月時点におけるドラフターの任命手続

2023年9月時点のドラフターの任命手続として、①新人の任命、②他の職務からの異動、③昇格の方法がある<sup>24</sup>。

#### (1) 新人の任命 (Pengangkatan Pertama)

新人の任命は、公務員候補者 (Calon Pegawai Negeri Sipil : CPNS)<sup>25</sup> からドラフターの募集を充足するための任命のことである<sup>26</sup>。

公務員採用<sup>27</sup>の告知は国家選考委員会及び各政府機関<sup>28</sup>の双方において行われるところ、各政府機関においては職務 (Jabatan)、職務の採用数等も告知し<sup>29</sup>、専門職についても各政府機関の採用数が告知される。公務員採用希望者は1機関のみの1つの職務に限って応募が可能であるため<sup>30</sup>、ドラフター志願者はドラフターを採用予定の政府機関のドラフター採用枠に応募する。

公務員試験は書類選考、基礎コンピテンシー<sup>31</sup>選考及び分野別コンピテンシー選考から構成される<sup>32</sup>。分野別コンピテンシー選考は公務員採用希望者が保有する分野別コンピテンシーと職務需要に応じたコンピテンシー基準の適合を評価するために実施され、その選考内容は、専門職の場合には専門職育成機関が策定する<sup>33</sup>。

公務員採用試験に合格し、ドラフター採用枠に採用された公務員候補者は、公務員に任命された後1年以内にドラフターに任命されなければならない<sup>34</sup>。この任命が新人の任命である。

新人の任命の要件として、法学、土地法、ビジネス法、知的財産法、国際法、保健法、訴訟法、公法、シャリア法、法と開発、イスラム家族法、イスラム刑法、行政法、イスラム宗派比較、シャリア経済法、イスラム天文学、ヒンドゥー教法または慣習法の学士以上の卒業証明を有していること等が必要である<sup>35</sup>。

<sup>24</sup> 法務人権大臣令2023年17号11条

<sup>25</sup> 公務員採用試験に合格し採用されると1年間の試用期間を経ることが義務付けられており、その期間は公務員候補者の身分を与えられる (「文民公務員調達に関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年27号」(以下「行政改革大臣令2021年27号」という。)) 55条(1)項。公務員候補者が教育訓練を修了し、心身ともに健康であることを条件に公務員 (Pegawai Negeri Sipil : PNS) に任命される (同57条)。

<sup>26</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(1)項。ドラフターの募集人数等は、ドラフターの育成機関である法務人権大臣が公務員の定員管理を担当する国家機関強化・行政改革大臣に対して提出したドラフター専門職需要提案書等に基づき決定される。

<sup>27</sup> インドネシアの公務員採用手続は、定期的に行われる日本と異なって、公務員の空席や増員の状況に従って非定期的に行われる。2021年の法務人権省における公務員採用手続においてドラフター採用枠は設けられなかった。2021年以降の公務員採用手続が2023年9月に開始され、公務員採用枠として法務人権省に1,015名の枠が割り当てられたが、今回もドラフター採用枠は設けられなかった。法務人権省以外の他省庁におけるドラフター採用枠の有無は不明である。

<sup>28</sup> 政府機関とは中央機関及び地方機関のことであり、中央機関とは省、非省政府機関、国家機関事務局及び非構造機関事務局のことであり、地方機関とは地方官房局、地方議会事務局、地方局及び地方技術機関から構成される州地方機関及び県/市地方機関のことであり (行政改革大臣令2021年27号1条(6)項から(8)項)。

<sup>29</sup> 行政改革大臣令2021年27号29条(1)項、同(2)項、同(4)項

<sup>30</sup> 行政改革大臣令2021年27号30条(3)項

<sup>31</sup> コンピテンシーについては後記のとおりである。

<sup>32</sup> 行政改革大臣令2021年27号31条

<sup>33</sup> 行政改革大臣令2021年27号41条(1)項、同42条(1)項

<sup>34</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(3)項。法規総局条例起草支援・ドラフター育成局の担当者によれば、人事の状況次第で、公務員候補者が公務員に任命されると同時にドラフターとして任命されることもあれば、先に公務員に任命され、その後1年以内にドラフターに任命される場合もあるということである。

<sup>35</sup> 法務人権大臣令2023年17号12条(1)項

新人の任命によってドラフターに任命されるためには、後記のコンピテンシーテスト (Uji Kompetensi) の受験は要件となっていない<sup>36</sup>。

新人の任命によってドラフターとして任命された公務員は、3年以内に専門研修 (Pelatihan Fungsional)<sup>37</sup> を修了する義務を負い<sup>38</sup>、この専門研修が未修了であるドラフターは1つ上のレベルの階層 (Jenjang) への上昇 (Kenaikan) が認められない<sup>39</sup>。

## (2) 他の職務からの異動 (Perpindahan dari Jabatan Lain)

他の職務からの異動によってドラフターに任命されることが可能であるところ、他の職務とは、代表高官職 (Jabatan Pimpinan Tinggi)、行政官職 (Jabatan Administrasi)<sup>40</sup> 及びその他の専門職 (Jabatan Fungsional Lainnya) のことである<sup>41</sup>。

公務員が他の職務からの異動によってドラフターに任命されるためには、法学、土地法、ビジネス法、知的財産法、国際法、保健法、訴訟法、公法、シャリア法、法と開発、イスラム家族法、イスラム刑法、行政法、イスラム宗派比較、シャリア経済法、イスラム天文学、ヒンドゥー教法、慣習法または育成機関が定めるその他の法分野資格の学士以上の卒業証明を有していること、2年以上連続または非連続で法令制定及びその他の法的文書の策定分野の任務実施経験を有していること<sup>42</sup>等の要件を満たす必要がある。

さらに、上級ドラフターに任命される場合には修士以上の修了証を有していることが要件となっている<sup>43</sup>。

他の職務からの異動によってドラフターに任命される者の職位 (Pangkat) は、その者が前職で保有していた職位と同じであり<sup>44</sup>、その階層 (Jenjang) はドラフターに任命される者の職位 (Pangkat) 及び職階 (Golongan) に基づき定められる<sup>45</sup>。

法務人権省以外の政府機関が他の職務からの異動によって初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターを任命する場合、政府機関の人事育成官吏<sup>46</sup>から法務人権省法規総局長 (以下「法規総局長」という。) を通じて育成機関の代表者である法務人権大臣に対し任命申請書が提出される<sup>47</sup>。その任命申請書は、資格に応

<sup>36</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(2)項

<sup>37</sup> 専門研修については後記のとおりである。

<sup>38</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(9)項

<sup>39</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(10)項

<sup>40</sup> 代表高官職とは下級代表高官職及び中級代表高官職のことであり、行政官職とは管理官職 (Jabatan Administrator)、監督官職 (Jabatan Pengawas) 及びその下の役職 (Jabatan Pelaksana) のことである (法務人権大臣令2023年17号16条(3)項、(4)項)。下級代表高官職は各省の局長クラス、中級代表高官職は各省の総局長クラスである。なお、ここでの管理官職、監督官職は公務員の任務や機能等に基づくものであり、第2の表の職位 (Pangkat) における管理職、監督職とは異なる。

<sup>41</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(2)から(4)項

<sup>42</sup> 法務人権大臣令2023年17号15条(1)項d及びf

<sup>43</sup> 法務人権大臣令2023年17号15条(1)項e

<sup>44</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(6)項

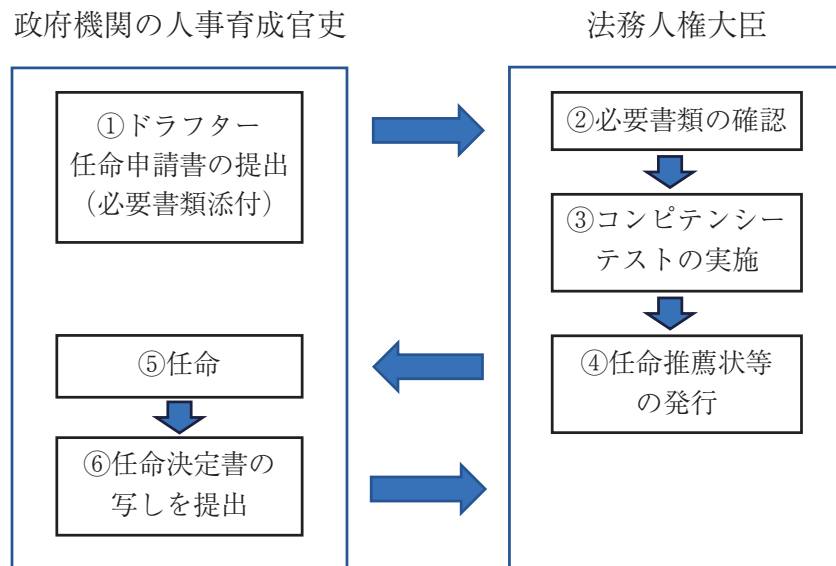
<sup>45</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(7)項

<sup>46</sup> 人事育成官吏とは、法令の規定に基づき、公務員の任命、異動、解任及び政府機関における公務員管理育成について定める権限を有する官吏のことであり (法務人権大臣令2023年17号1条(2)項)、各省の人事育成官吏は各省の大臣である。

<sup>47</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(1)項。法務人権省の任命については同条(2)項

じた最終卒業証明書の写し等の必要書類を添付した上で提出され、その必要書類は法規総局長を通じて法務人権大臣が確認する<sup>48</sup>。その確認結果に不備がないとされた者はコンピテンシーテスト<sup>49</sup>を受験することが可能であり<sup>50</sup>、法務人権大臣はコンピテンシーテストを実施する<sup>51</sup>。そのコンピテンシーテストに基づき、法務人権大臣は、クレジットスコア決定書<sup>52</sup>、コンピテンシー証明書及び他の職務からの異動によるドラフターへの任命推薦状を発行する<sup>53</sup>。この任命推薦状に基づき、政府機関の人事育成官吏はドラフターを任命し<sup>54</sup>、法規総局長を通じて法務人権大臣に対し任命決定書の写しを提出する義務を負う<sup>55</sup>。

上記に記載した他の職務からの異動による初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターへの任命手続のチャートは下記のとおりである。



なお、他の職務からの異動によって上級ドラフターに任命する場合は、政府機関の人事育成官吏から大統領に対し任命提案書を提出し、大統領が上級ドラフターを任命する等、他の階層のドラフターとは異なる任命手続が採用されている<sup>56</sup>。

### (3) 昇格 (Promosi)

昇格によるドラフターの任命は、ドラフターにまだ就任していない公務員のド

<sup>48</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(3)項、同(5)項、同15条(2)項

<sup>49</sup> コンピテンシーテストについては後記のとおりである。

<sup>50</sup> 法務人権大臣令2023年17号40条(2)項

<sup>51</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(6)項

<sup>52</sup> クレジットスコア決定書とは、ドラフターの任命または職位 (Pangkat) 若しくは職務 (Jabatan) の上昇のためにクレジットスコアに基づき与えられる評価結果のことである (法務人権大臣令2023年17号1条14号)。クレジットスコアについては後記のとおりである。

<sup>53</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(7)項

<sup>54</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(10)項

<sup>55</sup> 法務人権大臣令2023年17号19条(3)項

<sup>56</sup> 法務人権大臣令2023年17号10条(1)項、18条

ラフターへの任命またはドラフターが1つ上のレベルの階層（Jenjang）へ上昇（Kenaikan）するために実施される<sup>57</sup>。

ドラフターにまだ就任していない公務員がドラフターに任命される場合、管理官職は上級ドラフターへ、監督官職は中級ドラフターへ、監督官職より下の役職は下級ドラフターへ任命することが可能である<sup>58</sup>。

昇格による任命の要件として、任命予定のドラフターの要件に応じた最低職位を有していること、法学士または公務上認められた法分野のその他の学士以上の卒業証明を有していること等の要件を満たす必要がある<sup>59</sup>とともに、機関及び国益にとって有益なイノベーションを生みだしており、イノベーション分野に関連する政府機関に認められていることを人事育成官吏の決定書により証明されていること、任命予定の職務階層に応じたコンピテンシー基準を満たしていること等の基準に基づき昇格による任命は定められる<sup>60</sup>。

昇格による初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターへの任命手続は(2)に記載した他の職務からの異動による任命手続と同様である<sup>61</sup>ので、同手続を参照されたい。

なお、昇格によって上級ドラフターに任命する場合は、政府機関の人事育成官吏から大統領に対し任命提案書を提出し、大統領が上級ドラフターを任命する等、他の階層のドラフターとは異なる任命手続が採用されている<sup>62</sup>。

## 2 2023年以前に採用されていたドラフターの任命手続

2023年以前には、上記の①新人の任命、②他の職務からの異動、③昇格の任命手続の他に、調整及び行政官職から専門職への同等任命による任命手続があった。

### (1) 調整（Penyesuaian/Inpassing）

調整<sup>63</sup>とは、法令の規定に基づき特定の時期において組織の需要を満たすために公務員を専門職に任命するプロセスのことである<sup>64</sup>。

調整によるドラフターの任命は、政府機関におけるドラフターの数不十分である場合等に活用されることが予定されていた<sup>65</sup>。

調整によるドラフターの任命のためには、その都度調整に関する国家機関強化・

<sup>57</sup> 法務人権大臣令2023年17号22条（1）項

<sup>58</sup> 法務人権大臣令2023年17号22条（2）項

<sup>59</sup> 法務人権大臣令2023年17号20条（1）項

<sup>60</sup> 法務人権大臣令2023年17号21条（1）項。法規総局のドラフター育成担当者によれば、この厳しい基準により、昇格による任命は活用されていないとのことである。

<sup>61</sup> 法務人権大臣令2023年17号23条等

<sup>62</sup> 法務人権大臣令2023年17号10条（1）項、24条

<sup>63</sup> 法規総局のドラフター育成担当者によれば、調整によるドラフターの任命と他の職務からの異動によるドラフターの任命の違いは、調整による場合は不定期に行われ、その都度調整に関する国家機関強化・行政改革大臣令、法務人権大臣令等の制定が必要であるのに対し、他の職務からの異動の場合は法令の制定は不要であり、各省庁が主体的に法務人権省にドラフターの任命申請書を提出することで実施されるなどの点で、両者は異なるとのことである。

<sup>64</sup> 「調整を通じたドラフター専門職としての公務員の条件、手順及び任命に関する法務人権大臣令2020年4号」（以下「法務人権大臣令2020年4号」という。）1条11号

<sup>65</sup> 政令2015年59号19条参照



行政改革大臣令、法務人権大臣令等の制定が必要であり、2023年の直近では、2018年に制定された「調整を通じたドラフター専門職としての公務員の任命、条件及び手順に関する法務人権大臣令2018年6号」及び2020年に制定された法務人権大臣令2020年4号に基づいて、調整によってドラフターが任命された。

調整によってドラフターに任命されるためには、法学士または公務上認められる法務分野のその他の学士以上の卒業証明を有していること、ドラフター専門職分野の任務実施経験を2年以上有すること、職位によって定められたTOFELスコアの英語能力証明書を保有していること、コンピテンシーテストを受験し合格していること等の要件を満たす必要がある<sup>66</sup>。

上記の要件を満たした公務員は、ドラフター専門職提案機関<sup>67</sup>の人事分野を担当する下級代表高官に対し、調整によるドラフターとしての公務員の任命提案を申請することが可能である<sup>68</sup>。ドラフター専門職提案機関の人事分野を担当する下級代表高官は、これらの申請を受けて、任命提案リストを作成した上で、法規総局長を通じて法務人権大臣に対して任命提案を行い、かつ、国家機関強化・行政改革大臣にそのリストの写しを送付する<sup>69</sup>。この任命提案には、法学士または法務分野のその他の学士の卒業証明書の写し等の必要書類が添付され、法規総局の代表高官または行政官、法規総局のドラフター等で構成される検証・確認チームによって必要書類の検証及び確認が行われる<sup>70</sup>。必要書類の検証及び確認を通過した公務員はコンピテンシーテストを受験しなければならない<sup>71</sup>。コンピテンシーテストの合格者は、法務人権大臣名義で法務人権人材開発庁長官により証明書が与えられ、その証明書の取得者は育成機関である法務人権省により推薦状が与えられ<sup>72</sup>、同人はドラフター任命のための申請が可能となる<sup>73</sup>。推薦状が与えられ、所定の需要及び国家機関強化・行政改革大臣による職務マップに基づきドラフター専門職需要の空きがある場合、政府機関は法令の規定に基づき、ドラフターへの任命を即実施可能である。一方、推薦状が与えられたものの、ドラフター専門職需要の空きがない場合、育成機関である法務人権省はドラフター専門職編成策定指針及び職務マップに基づき専門職需要を提案することが可能であり、国家機関強化・行政改革大臣がドラフター専門職需要及び職務マップを定めた後にドラフターへの任命が実施される<sup>74</sup>。

<sup>66</sup> 法務人権大臣令2020年4号3条(1)項

<sup>67</sup> ドラフター専門職提案機関とは、国家機関、省、非省政府機関、非構造機関、州政府及び県／市政府のことである（法務人権大臣令2020年4号1条7号）。

<sup>68</sup> 法務人権大臣令2020年4号4条(1)項

<sup>69</sup> 法務人権大臣令2020年4号4条(2)項、1条8号、1条9号

<sup>70</sup> 法務人権大臣令2020年4号5条、9条、13条

<sup>71</sup> 法務人権大臣令2020年4号17条

<sup>72</sup> 法務人権大臣令2020年4号26条(1)項、(2)項

<sup>73</sup> 法務人権大臣令2020年4号28条(1)項

<sup>74</sup> 法務人権大臣令2020年4号30条

## (2) 行政官職から専門職への同等任命 (Penyetaraan Jabatan Administrasi ke dalam Jabatan Fungsional)

行政官職から専門職への同等任命（以下「同等任命」という。）とは、調整<sup>75</sup> (Penyesuaian/Inpassing) を通じて行政官職を同等の専門職に任命することである<sup>76</sup>。

同等任命によるドラフターの任命のためには、その都度同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令の制定が必要であり、2023年の直近では、2019年に制定された「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年28号」及び2021年に制定された行政改革大臣令2021年17号<sup>77</sup>に基づいて、同等任命によるドラフターの任命が実施された。

同等任命は、新人の任命、他の職務からの異動による任命、昇格による任命及び調整による任命と異なり、法務人権省の関与なくドラフターが任命される点に特色がある。

同等任命は行政の簡素化のための1つの手段である。すなわち、インドネシアでは、行政及び公共サービスのパフォーマンス向上を図るべく効果的かつ効率的なガバナンスを実現するために行政の簡素化が必要とされ<sup>78</sup>、この行政の簡素化は、①組織構成の簡素化、②同等任命及び③業務システムの調整を順次行うことによって実施される<sup>79</sup>。そのため、同等任命は、組織構成の簡素化終了後に行われ<sup>80</sup>、同等任命の提案を受ける官吏は、組織構成の簡素化時にその影響を受けた職務に就いている必要がある<sup>81</sup>、政府機関は同等任命の実施を行うために、組織構成の簡素化の影響を受ける職務及び行政官のマッピング並びに組織構成の簡素化の影響を受ける官吏が就任可能な専門職のマッピング等を行う必要がある<sup>82</sup>。

同等任命は、中央機関、地方機関等において、管理官職、監督官職及びエセロンV<sup>83</sup>の監督官職より下の役職に対して行われる<sup>84</sup>。管理官は中級階層の専門職に任命され、監督官は下級階層の専門職に任命され、監督官より下のエセロンVの役職官

<sup>75</sup> この「調整」の原文は、ドラフターの任用方法である第4.2.(1)の調整 (Penyesuaian/Inpassing) と同一の単語である Penyesuaian/Inpassing が使用されているが、法規総局のドラフター育成担当者によれば、第4.2.(2)の同等任命における定義規定の Penyesuaian/Inpassing の意味は組織等における調整を意味し、第4.2.(1)の調整 (Penyesuaian/Inpassing) によるドラフターの任用方法とは別の任用方法とのことである。

<sup>76</sup> 「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年17号」(以下「行政改革大臣令2021年17号」という。) 1条15号

<sup>77</sup> この2つの行政改革大臣令は専門職全般の同等任命について定めた法令であるところ、同等任命によるドラフター専門職任命に特化した法務人権大臣令は制定されていない。

<sup>78</sup> 「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年28号」考慮事項、「行政の簡素化のための業務システムに関する国家機関強化・行政改革大臣令2022年7号」考慮事項参照。なお、考慮事項とは法令の「前文」に該当するものである。

<sup>79</sup> 「行政の簡素化のための業務システムに関する国家機関強化・行政改革大臣令2022年7号」4条1項。なお、①組織構成の簡素化とは組織ユニットのポジションを減らすための政府機関における行政官職組織ユニットのスリム化のことであり、③業務システムの調整とは電子行政を活用した業務メカニズム及び事業プロセスの改善及び開発のことである。

<sup>80</sup> 行政改革大臣令2021年17号9条

<sup>81</sup> 行政改革大臣令2021年17号6条

<sup>82</sup> 行政改革大臣令2021年17号10条

<sup>83</sup> エセロンとは、行政職の公務員のうち一定の職以上に就く者だけに付される役職者階層のことであり、法規総局長はエセロンI、法規総局の各局長はエセロンIIである。

<sup>84</sup> 行政改革大臣令2021年17号2条、3条

は初級階層の専門職に任命される<sup>85</sup>。

同等任命の要件として、学士レベルの学歴を条件としている専門職への同等任命の場合には対象者は学士の卒業証明書を有していること、法令の規定に基づき特定のレベルにおいて特定の学歴または資格を条件としている専門職への任命の場合には条件となっている学歴または資格レベルに応じた卒業証明書を有していること、専門職の任務に関連する任務、機能、経験との適合性を有する、または関連する任務を実施した経験を有していること等が必要である<sup>86</sup>。もっとも、上記の学歴または資格レベルに適合していない者に対しても同等任命は可能であり、その場合にのみ、対象者はコンピテンシーテストを受験し合格する必要がある、専門職任命後、4年以内に職務要件に応じた学歴を有する義務を負う<sup>87</sup>。

中央機関の同等任命の手続は次のとおりである。中央機関は、専門職への同等任命予定の行政官職の特定及びマッピング結果から構成される同等任命提案を国家機関強化・行政改革大臣に提出する<sup>88</sup>。同等任命を提案した中央機関及び国家機関強化・行政改革省の確認チームが同等任命提案を確認し<sup>89</sup>、確認結果は、国家機関強化・行政改革大臣承認決定の推薦状として同大臣に提出され<sup>90</sup>、同大臣は同等任命提案の承認を決定する<sup>91</sup>。中央機関の人事育成官吏は上記の推薦状に基づき<sup>92</sup>同等任命による専門職の任命及び就任を行い<sup>93</sup>、国家機関強化・行政改革大臣に対し同等任命報告書を提出し、国家人事院長官及び各専門職の育成機関にその写しを送る<sup>94</sup>。

地方機関の同等任命の手続においては、中央政府の同等任命における国家機関強化・行政改革省及び同大臣の役割を内務省及び内務大臣が担っている<sup>95</sup>。地方機関においては、地方機関の人事育成官吏が同等任命による専門職の任命及び就任を行う<sup>96</sup>。

同等任命については、育成機関からの推薦状取得規定は適用除外となるため<sup>97</sup>、他の任命手続と異なり、ドラフター育成機関である法務人権省の推薦なくドラフターへの任命が可能である。

専門職育成機関は、コンピテンシーの開発及び向上の枠組みにおいて同等任命後

<sup>85</sup> 行政改革大臣令2021年17号4条(1)項

<sup>86</sup> 行政改革大臣令2021年17号7条b、c

<sup>87</sup> 行政改革大臣令2021年17号8条(1)、(2)、(4)項

<sup>88</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項a

<sup>89</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項b、同11条(2)項

<sup>90</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(4)項

<sup>91</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項c

<sup>92</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(5)項

<sup>93</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項d

<sup>94</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項e。同条文記載のとおり、同等任命報告書は育成機関に送付される旨規定されているが、法規総局のドラフター育成担当者によれば、同等任命によってドラフターに任命された人数、所属機関等を法規総局において把握していないということである。

<sup>95</sup> 行政改革大臣令2021年17号13、14条

<sup>96</sup> 行政改革大臣令2021年17号14条(1)項e

<sup>97</sup> 行政改革大臣令2021年17号12条

の専門職の育成の取り組みを行う必要があるため<sup>98</sup>、ドラフターの育成機関である法務人権省は、同等任命によってドラフターに任命された者の育成を実施する必要がある。

## 第5 ドラフターに求められるコンピテンシー（Kompetensi）及びドラフターの業績評価

### 1 コンピテンシーの内容

ドラフターに求められるコンピテンシーは、技術コンピテンシー、管理コンピテンシー及び社会文化コンピテンシーで構成され<sup>99</sup>、各コンピテンシーの内容は法令で規定されている。以下は各コンピテンシーの内容である。

技術コンピテンシー <sup>100</sup>	管理コンピテンシー <sup>101</sup>	社会文化コンピテンシー <sup>102</sup>
①法令の制定	①誠実	①民族の一体感を強化する存在
②条例起草支援育成	②協力	
③ドラフター育成	③コミュニケーション	
④法令のハーモナイゼーションのための法令分析	④成果思考	
⑤訴訟及び調停の分析	⑤公共サービス	
⑥法令の公布、翻訳及び公開の分析	⑥自他の成長	
⑦法令制定の緊急性分析	⑦変化の対応	
⑧法的文書の策定の緊急性分析	⑧意思決定	
⑨その他の法的文書の策定		
⑩法的文書における政策策定		

### 2 コンピテンシーテスト

ドラフターのコンピテンシーテストとは、ドラフターが職務任務及び機能を遂行するための技術、管理及び社会文化コンピテンシーの測定及び評価プロセスのことである<sup>103</sup>。

ドラフターのコンピテンシーテストの実施機関はドラフターの育成機関である法務

<sup>98</sup> 行政改革大臣令2021年17号22条（1）項

<sup>99</sup> 法務人権大臣令2023年17号35条（2）項

<sup>100</sup> 「法務人権分野の行政事務の職務技術コンピテンシー辞典に関する法務人権大臣令2020年16号」及び「同大臣令を改正する法務人権大臣令2022年15号」付属書類において規定されている、法令関係に関する技術コンピテンシー辞典（Kamus Kompetensi Teknis Sub Urusan Peraturan Perundang-Undangan）における技術コンピテンシー

<sup>101</sup> 全ての文民公務員を対象としたものであり、「文民公務員のコンピテンシー基準に関する2017年国家機関強化・行政改革大臣令38号」付属書類IIにおいて規定されている。

<sup>102</sup> こちらも全ての文民公務員を対象としたものであり、同付属書類IIIにおいて規定されている。

<sup>103</sup> 法務人権大臣令2023年17号1条16号

人権省であり<sup>104</sup>、毎年5月<sup>105</sup>及び11月にコンピテンシーテストが実施される<sup>106</sup>。

コンピテンシーテストの受験者は、他の職務からの異動または昇格によってドラフターに任命予定の公務員、1つ上のレベルの職務階層への上昇（Kenaikan Jenjang Jabatan）のために条件付けられているクレジットスコアを満たしたドラフター及びコンピテンシー基準を満たすことができないドラフターである<sup>107</sup>。

コンピテンシーテストの範囲は、技術コンピテンシー、管理コンピテンシー及び社会文化コンピテンシーである<sup>108</sup>。

法規総局長が定めた技術コンピテンシーテストチームが同テスト問題の準備、同テストの実施、同テスト結果の評価、同テストの合否の決定等を行い、法務人権省法務人権人材開発庁（以下「人材開発庁」という。）の中級代表高官が定めた管理及び社会文化コンピテンシーテストチームが同テスト問題の準備、同テストの実施、同テスト結果の評価、同テストの合否の決定等を行う<sup>109</sup>。

### 3 ドラフターの業績評価～クレジットスコア（Angka Kredit）～

クレジットスコアとは、キャリア育成の枠組みにおいてドラフターが達成すべき、活動項目の中で定められた活動の評価値及び／又は活動項目の累計評価値のことである<sup>110</sup>。

2023年からのドラフターのクレジットスコアの評価は、年間パフォーマンス評価<sup>111</sup>のランク換算（Konversi Predikat Evaluasi Kinerja Tahunan）によって実施される<sup>112</sup>。ドラフターを含む専門系専門職の年間パフォーマンス評価のランク換算は以下の表のとおりであり<sup>113</sup>、例えば、年間パフォーマンスが非常に良いと評価された初級ドラフターは、年間当たりの係数12.5に150%を掛け合わせてクレジットスコアは18.75と評価される。

<sup>104</sup> 「文民公務員管理に関する政令2017年11号の改正に関する政令2020年17号」99条（3）項i

<sup>105</sup> 2023年5月29日から同月31日かけてコンピテンシーテストが実施された。同テストの実施場所は法務人権省法務人権人材開発庁であり、中央機関及び地方機関から合計115名が受験した。同テストの結果発表は法規総局が行った。

<sup>106</sup> 法務人権大臣令2023年17号36条（2）項

<sup>107</sup> 法務人権大臣令2023年17号37条（1）項

<sup>108</sup> 法務人権大臣令2023年17号46条（1）項

<sup>109</sup> 法務人権大臣令2023年37号45条（2）項、同条（4）項、同条（10）項

<sup>110</sup> 法務人権大臣令2023年17号1条12号

<sup>111</sup> 専門職官吏の年間パフォーマンス評価とは、パフォーマンスを評価する官吏が1年間の専門職官吏の業績及び業務行動全体をレビューし、専門職官吏のパフォーマンス指標に基づき専門職官吏の年間パフォーマンスランクを定めるプロセスのことであり（行政改革大臣令2023年1号1条17号）、パフォーマンスを評価する官吏とは専門職官吏の直属の上司のことであり、少なくとも監督官または権限の委任を受けたその他の官吏のことであり（同1条19号）。

<sup>112</sup> 法務人権大臣令2023年17号95条e

<sup>113</sup> 行政改革大臣令2023年1号付属書類B

年間当たりの 係数	非常に良い	良い	改善が必要	不足	非常に不足
	150%	100%	75%	50%	25%
初級12.5	18.75	12.5	9.38	6.25	3.13
下級25	37.50	25	18.75	12.5	6.25
中級37.5	56.25	37.5	28.13	18.75	9.375
上級50	75	50	37.50	25	12.50

新人の任命によってドラフターに任命された時点でのクレジットスコアは0であるが<sup>114</sup>、ドラフターに任命される以前に公務員候補者として任務を実施し、クレジットスコアを得ていた場合には、それをドラフター任命後のクレジットスコアとして扱うよう提案することができる<sup>115</sup>。

ドラフターの職務階層 (Jenjang Jabatan)、職位 (Pangkat) 及び職階 (Golongan Ruang) は、累計クレジットスコアの取得により定められる<sup>116</sup>。ドラフターが1つ高いレベルの職階または階層に上昇するための累計クレジットスコアは以下の表のとおりである<sup>117</sup>。例えば、職階Ⅲ/aの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/bに上昇するために必要なクレジットスコアは50以上である<sup>118</sup>。また、初級ドラフターが1つ上の階層である下級ドラフターに上昇するために必要なクレジットスコアは、職階Ⅲ/aの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/bに上昇するために必要なクレジットスコア50以上と、職階Ⅲ/bの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/cに上昇するために必要なクレジットスコア50以上を足し合わせた100以上である<sup>119</sup>。ただし、職階Ⅲ/bで初級ドラフターに任命された者が1つ上のレベルの階層に昇格し下級ドラフターに上昇する場合に必要なクレジットスコアは50以上である<sup>120</sup>。

<sup>114</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(5)項

<sup>115</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(6)項

<sup>116</sup> 法務人権大臣令2023年17号7条

<sup>117</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条

<sup>118</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(1)項a

<sup>119</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(2)項a

<sup>120</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(2)項d

階層	職階	階層または職階の上昇のために必要なクレジットスコア
初級ドラフター	Ⅲ／a	50以上
	Ⅲ／b	50以上
下級ドラフター	Ⅲ／c	100以上
	Ⅲ／d	100以上
中級ドラフター	Ⅳ／a	150以上
	Ⅳ／b	150以上
	Ⅳ／c	150 <sup>121</sup> 以上
上級ドラフター	Ⅳ／d	200以上
	Ⅳ／e	

なお、他の職務からの異動または昇格によって代表高官または行政官がドラフターに任命される場合、コンピテンシーテスト受験後に発行されるクレジットスコア決定書には、職務任務経験に基づいて公務員の基礎クレジットスコア<sup>122</sup>が加算される<sup>123</sup>。

## 第6 ドラフターの育成

### 1 ドラフター専門職育成機関

専門職育成機関とは、その任務及び機能の特殊性に基づき専門職育成機関として定められた省、非省政府機関または国家機関事務局のことである<sup>124</sup>。

ドラフター専門職育成機関は法務人権省である<sup>125</sup>。法規総局は法令分野の政策の策定及び実施を任務としており<sup>126</sup>、その任務を実施するための1つの機能として、地方法令<sup>127</sup>起草支援及びドラフター育成分野の政策策定、同分野の政策の実施、同分野の技術指導及び監督等を行う<sup>128</sup>。法規総局が定めた技術政策に基づき、法規総局条例<sup>129</sup>起草支援・ドラフター育成局（以下「法規総局ドラフター育成局」という。）が、同分野の政策実施の準備、ドラフターの育成、開発、支援等を行う<sup>130</sup>。

<sup>121</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条（1）項においては、職階Ⅳ／cの中級ドラフターが職階Ⅳ／dに上昇するために必要なクレジットスコアが規定されておらず、この点を法規総局の担当者に確認したところ、規定漏れとのことである。同33条（2）項cには、中級ドラフターが1つ上のレベルの職務階層に上昇し上級ドラフターとなる場合に必要なクレジットスコアは450以上と規定されているので、職階Ⅳ／cの中級ドラフターが職階Ⅳ／dに上昇するために必要なクレジットスコアは150と史料される。

<sup>122</sup> 基礎クレジットスコアは、初級ドラフターⅢ／bが50点、下級ドラフターⅢ／dが100点、中級ドラフターⅣ／bが150点、中級ドラフターⅣ／cが300点であり、その他の職階は0点である（法務人権大臣令2023年17号付属書類I b）。

<sup>123</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条（8）項、法務人権大臣令2023年17号23条（7）項

<sup>124</sup> 「文民公務員管理に関する政令2017年11号の改正に関する政令2020年17号」99条（1）項

<sup>125</sup> 政令2015年59号15条（1）項、同政令1条7号

<sup>126</sup> 「法務人権省の組織及び業務手順に関する法務人権大臣令2021年41号」（以下「法務人権大臣令2021年41号」という。）78条

<sup>127</sup> 地方法令の原文は Peraturan Perundang-Undangan di Daerah

<sup>128</sup> 法務人権大臣令2021年41号79条

<sup>129</sup> 条例の原文は Peraturan Daerah

<sup>130</sup> 法務人権大臣令2021年41号107条

また、人材開発庁は法務人権分野の人材開発の実施を任務としており<sup>131</sup>、その任務を実施するために、同人材開発に関する技術政策、プログラム及び予算の策定、同人材開発の実施、法務人権省の人材のコンピテンシー評価の実施等を行う<sup>132</sup>。人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」は専門及び人権研修（Pelatihan Fungsional dan Hak Asasi Manusia）の開発実施を任務としており<sup>133</sup>、その任務を実施するために、同研修分野の技術政策、プログラム及び予算の策定、同研修の実施等を行っている<sup>134</sup>。

## 2 ドラフターの育成方法

ドラフターのコンピテンシー及びプロフェッショナルリズム向上のために、ドラフターを研修（Pelatihan）に参加させなければならず<sup>135</sup>、同研修はドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional Perancang）並びに法令制定及びその他の法的文書策定分野の技術研修（Pelatihan Teknis）である<sup>136</sup>。ドラフターはその他のコンピテンシー開発プログラムを通じたコンピテンシー開発が可能であり<sup>137</sup>、このコンピテンシー開発プログラムには、セミナー、ワークショップ、カンファレンス等が含まれる<sup>138</sup>。

以下、上記のドラフター専門研修、技術研修及びコンピテンシー開発について説明する。

### (1) ドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional Perancang）

#### ア ドラフター専門研修の実施者

前記のとおり、人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」が専門及び人権研修を実施しており、ドラフター専門研修についても人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」が実施している<sup>139</sup>。

ドラフター専門研修は、人材開発庁からドラフター専門研修実施の認可<sup>140</sup>を取得した中央及び地方の研修実施機関<sup>141</sup>においても実施することができる<sup>142</sup>。

<sup>131</sup> 法務人権大臣令2021年41号423条

<sup>132</sup> 法務人権大臣令2021年41号424条

<sup>133</sup> 法務人権大臣令2021年41号440条

<sup>134</sup> 法務人権大臣令2021年41号441条

<sup>135</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（1）項。同条文はドラフターを主語として受動態で規定されており、ドラフターを研修に参加させる者、機関等について明文で定めていない。

<sup>136</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（3）項

<sup>137</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（4）項

<sup>138</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（5）項

<sup>139</sup> 人材開発庁専門及び人権研修開発センター『ドラフター専門研修実施ガイドライン』（2022年9月）3頁。同ガイドラインは <https://bpsdm-dev.kemenkumham.go.id/informasi-pelatihan/info-pelatihan/pedoman-penyelenggaraan-pelatihan-fungsional-perancang-peraturan-perundang-undangan> において閲覧可能（2023年9月閲覧）。

<sup>140</sup> 人材開発庁がドラフター専門研修実施の認可をするためには法規総局と調整する必要がある（前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』3頁）。

<sup>141</sup> 地方の研修機関の1つとしてジョクジャカルタ特別州研修機関があり、本職が2022年10月にジョグジャカルタ特別州地方政府を訪問した際に同研修機関の研修担当者から現状を聴取したところ、2017年にドラフターを対象とした研修を実施したが、その後は予算等の関係でドラフターを対象とした研修は実施できていないということであった。

<sup>142</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』3頁



## イ ドラフター専門研修のカリキュラム、学習時間等

以前は、ドラフター候補者を対象とした専門教育研修（Pendidikan dan Pelatihan Fungsional）が実施されていたが、2022年に「ドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional）カリキュラムに関する法務人権大臣令2022年1号」（以下「法務人権大臣令2022年1号」という。）が制定され、初級ドラフター専門研修、下級ドラフター専門研修、中級ドラフター専門研修及び上級ドラフター専門研修という階層別の専門研修が規定された<sup>143</sup>。

ドラフター専門研修のカリキュラムは、基礎群、中核群、サポート群及び自己実現で構成され、基礎群、中核群、サポート群のそれぞれの研修科目は、法務人権大臣令によって各階層のドラフター専門研修ごとに規定されており<sup>144</sup>、自己実現のカリキュラムは試験形式で行われる<sup>145</sup>。

紙面の都合上、初級ドラフター専門研修の研修科目についてのみ取り上げる  
ところ、初級ドラフター専門研修の基礎群の研修科目として、「ドラフターの倫理」、「ドラフターのキャリア体系」等6科目が規定されており、中核群の研修科目として、「法令の種類、ヒエラルキー、機能及び内容」、「法令策定技術」、「法令案のハーモナイゼーション」、「国民代表議会等における職業実習」等26科目が規定されており、サポート群の研修科目として、「法令その他の法的文書の策定における実際の問題」、「法令制定への国民参加」、「コミュニケーション、交渉、自己実現」及び「学術論文の執筆」の4科目が規定されている<sup>146</sup>。

初級ドラフター専門研修は368学習時間、下級ドラフター専門研修は132学習時間、中級ドラフター専門研修は124学習時間、上級ドラフター専門研修は92学習時間であり、1学習時間45分で実施される<sup>147</sup>。

ドラフター専門研修の研修参加者数は最小で25名、最大で40名という制限がある<sup>148</sup>。

## ウ ドラフター専門研修の教材

初級ドラフター専門研修の教材については、法規総局ドラフター育成局所属のドラフター等によって2022年に作成された<sup>149</sup>。

<sup>143</sup> 法務人権大臣令2022年1号3条（1）項、（2）項。2015年当時はドラフターの新人の任命の要件として専門教育研修が定められていた（「ドラフター専門職候補者の専門教育研修に関する法務人権大臣令2015年19号」参照）が、「公務員専門職の提案、決定及び育成に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年13号」20条（2）項によって、専門職に任命された者は任命後3年以内に専門教育研修（Pendidikan dan Pelatihan Fungsional）を受け終了する義務を負うこととなり、ドラフターに対する研修についても、「ドラフターに関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年65号」14条（4）項でその旨定められた。

<sup>144</sup> 法務人権大臣令2022年1号2条1項、4条及び6条、「法務人権大臣令2022年1号を改正する法務人権大臣令2023年18号」（以下「法務人権大臣令2023年18号」という。）4条及び5条

<sup>145</sup> 法務人権大臣令2022年1号7条

<sup>146</sup> 法務人権大臣令2022年1号4条及び6条、法務人権大臣令2023年18号4条及び5条

<sup>147</sup> 法務人権大臣令2023年18号3条（3）項、（4）項

<sup>148</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』12頁

<sup>149</sup> 教材作成時には、教材のドラフトについて大学講師等から意見を聴取するフォーカスグループディスカッション等が実施され、その内容を踏まえ教材が完成した。人材開発庁のウェブサイト内のデジタルライブラリーには、2022年に完成した初級ドラフター専門研修の37科目の教材が一時格納されていた。

下級ドラフター専門研修の教材については2023年9月時点で作成中であり、中級・上級ドラフター専門研修の教材の作成着手には至っていない。

## エ ドラフター専門研修の講師

ドラフター専門研修の講師には、講師専門職（Widyaiswara）、ドラフター、国の高官、キャリア高官、大学講師（Dosen）等を認定することが可能である<sup>150</sup>。講師専門職及びドラフターがドラフター専門研修の講師になるためには研修講師のトレーニング<sup>151</sup>（Training of Trainer (ToT)）の修了書を取得している必要がある<sup>152</sup>。

## オ ドラフター専門研修の実施状況

階層別の専門研修が規定された2022年以降のドラフター専門研修の実施状況は、2022年に初級ドラフター専門研修が1回実施され<sup>153</sup>、2023年には初級ドラフター専門研修が3回実施される予定である。

下級ドラフター専門研修、中級ドラフター専門研修及び上級ドラフター専門研修は2023年9月時点では実施されておらず、実施予定日も未定である。

### (2) 法令制定及びその他の法的文書策定分野の技術研修（Pelatihan Teknis）

ドラフターのコンピテンシー及びプロフェッショナルリズムの向上のために、ドラフターを研修に参加させなければならず<sup>154</sup>、法規総局、ドラフターが所属する政府機関等が技術研修を行っている<sup>155</sup>。

技術研修の科目等については、上記のドラフター専門研修と異なり法務人権大臣令では規定されていない。

技術研修の1つとして、法規総局において、2022年11月7日から同月9日にわたって、「ドラフターの技術指導（Bimbingan Teknis）」<sup>156</sup>という技術研修がオンライン形式で行われた。研修参加者は調整または同等任命によってドラフターに任命されたドラフターであり、参加者数は合計約200名だった。この技術研修の科目は、「条例案及び地方首長規則案のハーモナイゼーション」、「法令の委任、廃止及び改正技術」、「行政罰、民事罰及び刑事規定の策定技術」等9科目であり、その

<sup>150</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』13頁。例えば、2022年に実施された初級ドラフター専門研修では、「法令の制定に関する実際問題」の講師は法規総局整合性第一局のサブコーディネーターが務め、「法令案のハーモナイゼーション」の講師は法規総局整合性第二局長が務めた。

<sup>151</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、ドラフター専門研修の講師のトレーニングを実施する主体は人材開発局である。

<sup>152</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』14頁

<sup>153</sup> 2022年の初級ドラフター専門研修は2022年8月23日から11月4日にかけて実施された。研修参加者数は25名であり、研修参加者の所属は保健省、農業省、医薬品食品監督庁等の中央機関のほか、西スマトラ州、パプア州、東ジャワ州プリアタル県、中部スラウェシ州モロワリ県等から参加があった。同研修の前半はオンライン形式で実施され、後半は人材開発局の研修施設においてオフライン形式で実施された。

<sup>154</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（1）項、（3）項b

<sup>155</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、技術研修については、中央機関または地方機関がその中央機関または地方機関に所属するドラフターのみを対象として実施するものもあり、この場合、その実施機関の求めに応じて法規総局から講師を派遣する場合もあるとのことである。

<sup>156</sup> 2023年11月に、本プロジェクトが支援し、同等任命によって任命されたドラフターを対象とした技術研修をオフライン形式で実施する予定である。

他に、「条例案に対する回答策定及びレビューの訓練」という実習も行われた。

### (3) コンピテンシー開発プログラムについて

ドラフター専門研修及び技術研修以外に、コンピテンシー開発プログラムによるドラフターのコンピテンシー開発が可能である<sup>157</sup>。

コンピテンシー開発プログラムの科目等については、ドラフター専門研修と異なり法務人権大臣令では規定されていない。

コンピテンシー開発プログラムとして、法規総局は法規総局ドラフター育成局を通じて法令に関するフォーラムを実施している。このフォーラムは中央及び地方のドラフター等を対象として、解説の必要性、緊急性がある法令等について外部講師等が講演するものである<sup>158</sup>。

## 第7 おわりに

ドラフター制度については様々な問題点が指摘されており、その問題点は、ドラフターの絶対数が足りない<sup>159</sup>という量的側面、ドラフターが法令を容易に検索できる法令データベースが構築されていない<sup>160</sup>という物的側面等多岐に渡るところ、ドラフターの能力という点を重視して問題点を挙げるとすれば、ドラフター間で能力に差があること<sup>161</sup>、他省庁が作成した法令案について法務人権省において採用されたドラフターがハーモナイゼーションを実施するところ、ハーモナイゼーションを担当するドラフターが対象となる法令の専門知識を十分に有していないこと、研修等のドラフター育成の機会を予算の関係等で十分提供できないこと等が挙げられる。

本プロジェクトにおいては、これまで中央機関及び地方機関のドラフター等を対象とした法令制定に関するオンラインセミナー<sup>162</sup>、地方機関のドラフター等を対象としたオフライン形式での地方セミナー、法規総局所属のドラフター等を日本に招いて法制執務の知見等を提供する本邦研修等を実施してドラフターの能力向上に努めてきたところ、今後は上記問題点等を踏まえ、上記セミナー等に加え、特定の任用手続によって任命されたドラフターのみを対象とした研修、ドラフターの専門知識を向上させるための研修等を始めとした、能力に応じたきめ細やかな研修、セミナー等の実施によってドラフターの能力向上に関する支援を続けていく予定である。

<sup>157</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条(4)項

<sup>158</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、同フォーラムでこれまで取り上げられた法令として、地方における建物建設に関する税金の決定権限に関する法令等がある。

<sup>159</sup> 法規総局長によれば、2023年4月時点で、東カリマンタン州において約500という数の地方法令を作成する必要があるところ、東カリマンタン州にはドラフターが11名しかおらず人員が不足しているということである。

<sup>160</sup> 2023年9月14日、法務人権省と韓国国際協力団(KOICA)は、「インドネシアの法情報システムの確立」と題したプロジェクトの合意議事録(Record of Discussion)に署名した。今後、法規総局において、韓国国際協力団の支援を経て法情報システムが確立される予定である。なお、同プロジェクトの期間は2023年から2028年までである。

<sup>161</sup> 能力に差があることの1つの要因としては、同等任命等のドラフターの任命手続も要因の1つであると思料される。

<sup>162</sup> 本プロジェクトにおいては、これまで3回のオンラインセミナーを実施しているところ、2022年1月に実施したオンラインセミナーの内容については、及川裕美「インドネシア法整備支援オンラインセミナー(法令の整合性確保のための方策について)」ICD NEWS 91号(2022年6月号)を参照。

# プロジェクト活動における本邦研修の戦略的活用について

JICAラオス長期派遣専門家

澤 井 裕

## 第1 初めに

2023年4月20日から同月28日まで、当職は、JICAラオス長期派遣専門家として、民事関連法サブワーキンググループのメンバー19名とともに「民事判決書起草能力向上」本邦研修（以下「本研修」という。）に参加した。ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）<sup>1</sup>としてコロナ渦後初の本邦研修であり、かつ、当職がJICA本部にて勤務していた際に本邦研修を経験したことがなかったため、右も左も分からないまま準備を進めてしまったというのが正直なところである。

本邦研修は、集中的に日本側有識者からのインプットを受け、関係機関を訪問することができる貴重な機会であり、JICA長期派遣専門家としては、ICDの担当教官<sup>2</sup>と連携し、プロジェクト全体の活動計画と本邦研修を有機的・戦略的に結びつけることを意識することが重要である。当職自身を振り返ってみれば、担当するプロジェクトのサブワーキンググループのメンバーに対し、本邦研修を単なるイベントとしてではなく、プロジェクト活動を円滑に進めるための手段であることを絶えず意識づけを行うことが重要であった。

当職は、研修の準備を進めるにあたって、JICA長期派遣専門家がどのような意識で本邦研修に取り組んでいるかについて関係機関の過去の記事を探してみたが、研修の報告以上に書かれたものは見当たらなかった。多くの専門家は、同じプロジェクトに所属している他の専門家の経験や専門家派遣前<sup>3</sup>のICD教官としての経験等を踏まえて、対応していることが多いように見受けられる。そこで、当職が経験した上記の本研修の活動を例に取り、長期派遣専門家の立場から、いかにして本邦研修を戦略的に活用しつつ、プロジェクト活動をスムーズに進めるかについて、自身の反省を踏まえつつ、文字に残しておくことが未だ本邦研修を経験していない将来の専門家のために有益と考えた。

以下、当職が参加した本研修<sup>4</sup>の概要を簡単に紹介し、それに対する事前準備、研修中の対応、研修事後の取組等について、述べてみたい。

<sup>1</sup> ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（フェーズ1）2018年7月～2023年7月。現在、同プロジェクトのフェーズ2が進行中。

<sup>2</sup> ICDでは、法制度整備支援の対象国毎に担当の教官を配置し、現地に駐在する長期派遣専門家と協力して本邦研修や現地セミナー等の支援事業を実施している。

<sup>3</sup> 検察官や裁判官は長期派遣専門家として各国に派遣される前に一定期間ICDで勤務をすることがある。

<sup>4</sup> 研修の詳細は、坂本達也『ラオス 法の支配発展促進プロジェクト「民事判決書起草能力向上」』ICD NEWS 第96号136頁以下を参照されたい。

## 第2 本研修の概要

前プロジェクトでは、カウンターパート四機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）の法・司法分野の中核人材における基本法令の解釈適用能力等の向上を目的としてサブワーキンググループが5つ設置されており、本研修に参加した民事関連法サブワーキンググループは、民事法分野の実務運用に関する執務参考資料の作成、具体的には民事判決書マニュアル<sup>5</sup>の改訂活動を行っていた。

本研修は、民事判決書マニュアルの改訂活動が概ね終了し、普及<sup>6</sup>活動の準備中に実施されたものであった。プロジェクト活動では、本研修後、改訂活動を行ったメンバーにより、判決書マニュアルの重要な改訂点をラオス各地の裁判所等において説明し普及することが予定されていた。一方、メンバーの中でもプロジェクト活動に対する実質的なコミットメントの度合いや理解度は区々である上、最も重要かつ実質的な改訂点である争点の判決書への導入については、民事訴訟法の条文中に記載があるものの、ラオス国内の法曹実務家にとって馴染みのない概念であるため、争点整理に関し豊富な実務経験を有する日本の有識者から具体的な事例等を用いて争点の理解を深めることが必要であった。そこで、本研修において、日本の有識者との争点に関する意見交換を集中的に行うことにより、その後の普及活動において、研修参加者が、判決書マニュアルの重要な改訂点を自ら説明するために必要な知見や能力を身につけることが重要であると考えた。このように本研修は、判決書マニュアルの重要かつ実質的な改訂点である争点に対する理解を深め、それを元に充実した普及が行われることを企図して実施された。

## 第3 本研修の事前準備

### 1 本研修の企画やICD教官との連携

まず、本邦研修の事前準備を行うにあたっては、長期派遣専門家から、担当のICD教官に対し、本邦研修の企画書を提出することが必要である。企画書の提出時期としては、訪問先となる関係機関との調整に要する時間を考慮すると、研修開始の4か月前が目途になると考えられる。

当職が聞いた話では、過去に担当のICD教官に研修プログラム策定も含めほぼ一任する専門家もいたとのことであるが、上記の通り、本邦研修は、プロジェクト活動の一環として行われるため、長期派遣専門家自身が、PDM（Project Design Matrix）<sup>7</sup>や年間計画にさかのぼって、本邦研修の成果をその後のプロジェクト活動にどう結び付けるかということを考え、より積極的に活用していくことが望まれる。

当職の場合は、2022年11月中旬に赴任し、本研修の準備が始まる2022年

<sup>5</sup> 民事判決書起案にかかる手引書。2003年5月から2007年5月まで実施された「ラオス法整備支援プロジェクト」にてJICAの支援にて作成された。前プロジェクトで作成された判決書マニュアルはその改訂版である。改訂版では、2012年改正の民事訴訟法の内容を踏まえ、主に民事訴訟において当事者が争っている事実を明確にする争点に関する記載や具体的な判決書案（記載例）も追加された。

<sup>6</sup> JICAプロジェクトでは、カウンターパート機関を中心に成果物を作成した後、成果物の内容を多くの関係者に対し理解を深めるために、グループメンバーが主体となって地方でのセミナーが開催される。

<sup>7</sup> 各活動により生み出された各アウトプットにより、どれだけプロジェクト目標やプロジェクト終了後開発目標の達成に資するか、プロジェクト計画の概要が書かれたもの。

1 2月下旬段階で企画書を計画する必要があった。赴任して間もないためプロジェクト活動を理解することに時間を取られたものの、前述のとおり、民事判決書マニュアルの改訂がおおむね完成していたという状況を踏まえ、本研修前にビエンチャン首都裁判所での判決書マニュアルの普及セミナー等を試験的に行うこととし、同セミナーにおける普及担当者の説明方法等を聞きながら、プロジェクト活動に従事する専門家の視点で、何を本研修で学んでもらう必要があるのかを考えることとした。上記の普及セミナーにおいて、普及担当者は、判決書を構成する形式面の説明に時間を割き、判決書マニュアルの重要な改訂点であった争点の説明及びその前提となる具体的な事案における争点の特定方法にほとんど説明を割いていなかった。当職は、その理由の一つを、判決書マニュアルの改訂に関わったメンバー自体が、争点が判決書マニュアルに導入された趣旨や具体的な事案における争点の特定方法を他者に説明できるほど理解できていないことにあると考え、本研修においては、具体的な事件を題材に、争点を整理する訓練が必要と考えた。

このような点については、長期派遣専門家が研修の実施を行う ICD 担当教官に口頭で伝えるだけでなく、可能な限り本邦研修準備の早い段階で現地に出張をしてもらい、直接その感触を得てもらうことが望ましい。本研修の場合は、その約4か月前に現プロジェクトの詳細計画策定調査<sup>8</sup>が実施され、ICD 担当教官がその調査団の一員となったため、研修準備の早い段階でその機会に恵まれた。仮に ICD 担当教官の出張の予定が立たない場合であっても、後述の事前説明会の機会を利用して、本邦研修に参加予定のメンバー（以下「研修参加メンバー」という。）の人柄、レベル感等を理解してもらうことが必要である。ICD 担当教官に研修参加メンバーのレベルを理解してもらう機会がないと、ICD が依頼する日本側講師に研修参加メンバーのレベルを正確に伝えられず、非常に高度な内容の講義を行ってしまう可能性があり、本邦研修をプロジェクト活動に活かしていくという戦略が無に帰してしまう可能性があるからである。

また、研修日程を企画するにあたっては、長期派遣専門家が本邦研修を生かしたプロジェクト活動の展望を整理するコマも設けた方がよいと思われる。後述の通り、主に研修を行うのは ICD 及び日本側講師ではあるものの、本邦研修後の活動に向け、研修参加メンバーに対し、本邦研修がプロジェクト活動の手段であることの意識づけを徹底すべきだからである。

## 2 研修参加メンバーに対する事前説明会

企画書を作成後、研修プログラムを作成していく段階で、長期派遣専門家が現地の研修参加メンバーに本邦研修の目的を説明するだけでなく、日本側関係者を巻き込ん

<sup>8</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech\\_pro/approach.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/approach.html) JICA の技術協力プロジェクトでは、新プロジェクトを実施する前に JICA と相手国政府実施機関との間でプロジェクト活動内容等について合意文書を締結することになっており、現プロジェクトの開始にあたって、調査や会議のために日本の調査団がラオスに出張した。

でオンラインで事前説明会を行うことが望ましいと考えられる。ともすると本邦研修に参加すること自体が目的となってしまう恐れがある研修参加メンバーに対して、本邦研修がプロジェクト活動の成果を出すための手段であることの位置づけを改めて説明する必要があることや、日本側関係者に研修参加メンバーの実情を把握してもらうことにより、研修における講義のレベル感を調整してもらう必要があるからである。

また、事前説明会のリードは長期派遣専門家自身が行うことが望ましいと思われる。事前説明会のリードは、専門家がメンバーの信頼を獲得する場面としては最適の場である。当職の場合、成果物の印刷等の準備で立て込んでいたことを言い訳に、事前説明会のイニシアティブはICD担当教官にお願いしてしまったこともあり、この点は反省している。もっとも、事前説明会に日本側講師をどこまで巻き込むか、当日の説明の分担をどうするかは、一概に専門家が事前説明会のすべてを主導すべきとまではいえないため、ICD担当教官とのコミュニケーションを図っておくことが重要である。

また、事前説明会は研修に向けた内容面の準備を行うことができる機会でもある。例えば、本研修では、具体的な事件を題材に争点を整理する訓練をするというコンセプトの下、従来のJICAプロジェクトで作成した模擬事件記録教材（民事）を題材とした事例研究の実施を予定していた。もっとも、当該模擬事件記録教材（民事）は複雑な事案を題材としており、準備なく研修を実施しても、当日の研修が空転する可能性が予想された。そこで、ICD担当教官から、研修参加メンバーに対し、より簡単な言い分方式の素材を用いて、争点特定に至る事案分析の手法を説明してもらうとともに、研修で利用する模擬事件記録教材の事案を分析するためのヒントとすべく請求、請求権、主要事実、認否、争点を考えさせるような質問事項を設定し、この質問事項に回答する事前課題を研修参加メンバーに課すこととした。事前説明会には、研修当日の事例研究の講師を務めていただいた先生方にご参加いただき、研修参加メンバーのレベル感を把握していただくことができた。なお、研修参加者19名全員の課題提出については、専門家において執り行ったが、提出された課題の日本語への翻訳、講師の準備等を踏まえると早めのスケジュールの設定が重要である。

### 3 日本側実施機関（JICA、ICD）とのロジ面での打ち合わせ

メンバーとの間での打ち合わせと並行して、必要になってくるのが日本側実施機関とのロジ面での打ち合わせである。関係者が多数になることもあり、必ずしもミーティングまではしなくてもよいという意見もあるかもしれない。もっとも、研修参加メンバーの宿泊先がJICAの関係施設となる場合には、研修中に様々な対応でお世話になることもあり、担当者と顔合わせのタイミングが研修前にあることが望ましいと思われる。細かい話にはなるが、研修参加メンバーに各組織の高官がいる場合には、早めに情報を宿泊先に伝えておかないと、通常の間取りより広めの宿泊部屋を確保できなくなるため、注意が必要と思われる。また研修期間中にはロジ面について研修

参加メンバー内で分からないことがあると、真っ先に長期派遣専門家に問い合わせが来るため、急な不明点は自ら対応できるよう、あらかじめICD担当教官に聞いておくことが重要である。

#### 4 日本側講師との打ち合わせ

日本側講師に対して、長期派遣専門家が特に伝えなければならない点は、講義において実施して欲しい内容、その背後にある現地における問題意識、現地法の運用状況、研修後に控えるプロジェクト活動と本邦研修の講義の関連性、研修参加メンバーの全体的なレベル感や今後のプロジェクト活動に参加する意欲の高いメンバーの情報である。日本側講師は、日本における各分野に対する知見が深い方々であるものの、必ずしも現地法の知見や運用に精通しているわけではないため、日本側講師がメンバーと円滑にコミュニケーションをとれるように積極的に情報を共有することが必要と思われる。本研修においては、民事訴訟実務に関する講義を日本側講師にお願いするにあたり、ラオスでは要件事実論の用語そのものには深く立ち入らないようにしながら進めているため、可能な限り要件事実をツールとして用いつつも用語の説明は最小限にとどめていただきたい点や、実際の研修参加メンバーのレベル感を可能な限りでお伝えさせていただいた。また今回は、前述のとおり、すべてのメンバーに事前課題を提出してもらい、その翻訳を講師に提供していたこともあり、メンバーのレベルが日本側に伝わりやすかったが、そのような事前課題を前提としない場合には、講師がメンバーのレベルが分からずどのように進行したらよいか迷うと思われるため、長期派遣専門家から講師との交流を促進することを目的とし、誰を指名したらよいか等の情報を積極的に共有していく必要がある。講師側とメンバーの意見交換が活発となり、メンバーの本邦研修の講義の理解度を上げることができれば、メンバー自身の本邦研修後の活動への意欲にも良い影響を及ぼすため、本邦研修をプロジェクト活動に活用するための下準備をしておいた方がよいからである。

#### 第4 本研修実施中の活動について

本邦研修の講義中は、ICD教官や日本側講師の講義がメインとなることから、長期派遣専門家はメンバーの議論がずれた場合に軌道修正をするなどサポート的な立場になるかと思われる。もっとも、本邦研修終了後スムーズに議論を進められるよう、現地のグループ会合で、メンバーとの議論の軌道修正をするために必要な講師の発言や資料についてはメモに残しておき、以後グループをリードするために積極的に利用すべきである。

一方、東京での現場視察や懇親会の開催においては、長期派遣専門家が現地メンバーと日本側参加者の間の架け橋となるように積極的に関与していくことが望ましいと思われる。ここは長期派遣専門家の個性によるものと思われるが、当職は、本研修の正規プログラム外の場面も長期派遣専門家の力量を発揮する場所と考え、視察や懇親の場が盛



会となるよう努力した（これらに御協力いただいた日本側関係者の皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げたい）。当職にとっては担当ワーキンググループのメンバーと仕事以外に食事に行ったことが初めてであり、本研修期間のプライベートな時間を利用して打ち解け信頼関係を深めることが出来たことが、その後の活動には効果的であったため、これも本邦研修の機会を有効活用できた一例であると考えます。

## 第5 本研修後の活動について

本研修後の活動としては、予算が限定されていたこと、プロジェクト終了時期まで期間が短かったこともあり、民事関連法グループの普及は南部サワナケート（2023年5月）と首都ビエンチャンでの普及（同年6月）2回のみ行われた。普及セミナーの準備を行うにあたっては、研修参加メンバーと相談し、従前の普及会議の内容に加え、本研修で学んだ争点整理の手順を用いた事案分析を行う時間を追加することとした。普及セミナー当日には、上記の取り組みが実施されるだけでなく、判決書マニュアルに記載されている具体的な判決書案（記載例）を用いた争点の説明に多くの時間を割り当てるなど、本研修前には達成できなかった具体的な検討が多く行われた。また前述の通り、本研修で関係が深まったメンバーから、多くの懇親会のお誘いをいただき、楽しく活動を進めることができた。本研修を終了して初めて、本邦研修の活用により、現地活動を円滑に進めることの重要性を認識することが出来た。

一方で、現地帰国後のスケジュールが過密だったこともあり、本研修の振り返りに十分に時間を使うことができなかったため、研修参加メンバーの一定数において理解が未だ不十分であったと感じた。改めて、事後に、研修参加メンバーに対し、本研修がプロジェクト活動の手段であることを意識づけられたか、それが達成できたかということ振り返る機会を設けるべきであったとも思う。

## 第6 終わりに

今回はコロナ渦後初のラオスの本邦研修であったこともあり、関係者の皆様に様々なご不便をかけたことについては大変申し訳なく思っている。一方でJICAやICD、日本側講師の先生方には手厚いサポートをいただき、担当グループのメンバーも大変満足して帰国できたことに改めて感謝申し上げます。

当職としても、今回の反省を活かし、現行プロジェクトの進捗状況を踏まえ、本邦研修によるインプットの内容や時期を検討し、次回の本邦研修をより戦略的に活用したい。本稿が初めて本邦研修を実施する専門家やICDの皆様は何らかの役に立てば幸いである。

別紙 実施した本研修のスケジュール表

ラオス判決書起案能力向上 令和5年度本邦研修日程表  
【令和5年4月20日（木）～4月28日（金）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
4 /	木 20	【入国】 成田空港着			JICA東京 センター 泊
4 /	金 21	9:30 JICA村エンテション JICA東京センター	12:15	14:00 国際協力部オリエン テーション JICA東京センター	15:00 【講義と意見交換】 坂本教官 「日本の民事第一審判決書」 17:15 JICA東京 センター 泊
4 /	土 22				JICA東京 センター 泊
4 /	日 23				JICA東京 センター 泊
4 /	月 24	10:00 【講義・意見交換】 鈴木一子弁護士 『判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題』 JICA東京センター	12:15	14:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 『争点整理手続』 JICA東京センター	17:00 ICCLC懇親会 JICA東京 センター 泊
4 /	火 25	9:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 JICA東京センター	12:10	13:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 JICA東京センター	16:10 JICA東京 センター 泊
4 /	水 26	9:40 東京地方裁判所訪問 東京地方裁判所	12:10	12:30 【意見交換会・写真撮影】 上富所長、内藤部長 法曹会館・赤れんが	14:30 15:00 【ラオス側発表準備】 JICA東京センター 17:00 JICA東京 センター 泊
4 /	木 27	10:00 【ラオス側発表と意見交換】 『普及活動で伝えるべきポイントについて』 JICA東京センター	12:00	14:00 【総括質疑】 JICA東京センター	15:30 17:20 評価会・修了式 JICA東京 センター 泊
4 /	金 28	【出国】 成田空港発			

# スリランカ刑事訴訟法の改正経過 — 刑事訴訟の迅速化の観点を中心に —

国際協力部教官

茅 根 航 一

## 1 はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）の現行の刑事訴訟法（The Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979）<sup>1</sup>は、1979年に制定された。同法は、現在に至るまで改正を重ねているが、その経過を詳しく取り扱った日本語の文献はいまだ存在しないようである。筆者は、本誌第93号において2022年の改正刑事訴訟法（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022）の概要を紹介した<sup>2</sup>。同改正は、スリランカの刑事訴訟の迅速化に向けたものであったが、刑事訴訟法の改正経過をみれば、同改正以前から同様の意図の下での改正が行われていたことが明らかである。本稿では刑事訴訟法の最近までの改正の概要を紹介するとともに、特に刑事訴訟の迅速化の観点から従前の改正の内容を検討したい<sup>3</sup>。

## 2 スリランカ刑事訴訟法の沿革

スリランカには現行の刑事訴訟法の制定前から刑事訴訟関連法令の長い歴史がある。現行の刑事訴訟法の基本的な特徴は、複数の法令の改廃を経て徐々に形成されていったものである。そこで、スリランカ刑事訴訟法の基本的な特徴を理解するため、その沿革を振り返っておきたい。

スリランカは、16世紀初めから17世紀半ばまでポルトガル、次いで1796年までオランダ、それ以降は1948年の独立までの間英国の支配下にあり、特にオランダ及び英国の影響を受けて法律の内容及び司法制度が形成されてきた<sup>4</sup>。刑事司法もその例外ではない。1799年に、英国の総督が、オランダ支配の初期に制度化された刑事裁判規則を大きく変更する布告を発し、19世紀以降、刑事訴訟に関する英国の法原則のかなりの部分が次第にスリランカの法として取り入れられるようになった<sup>5</sup>。1810年には陪審制度がCharter of Justiceにより導入された<sup>6</sup>。スリランカと同じく英国の支配下にあったインドにおいて、1882年に統一の刑事訴訟法典が作られ、同法を基礎

<sup>1</sup> 以下、単に「刑事訴訟法」と表記する際は、現行の刑事訴訟法を指す。本稿及び別表に引用する法律の条文は、原則として、スリランカ司法省のウェブサイト Lawnet (<https://www.lawnet.gov.lk>) に掲載されている条文に基づく。

<sup>2</sup> 拙稿「スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳」ICD NEWS第93号2022年12月32-42ページ。

<sup>3</sup> 2022年度に、独立行政法人国際協力機構（JICA）枝川充志国際協力専門員の呼び掛けにより、筆者を含めた当部教官数名は、スリランカの刑事訴訟法を翻訳する勉強会に参加した。本稿の内容は、同勉強会の成果としての翻訳や指摘に多くを負っている。また、本稿について当部福島崇之教官から貴重な示唆をいただいた。記して感謝したい。もっとも文中の誤りの責任は全て筆者にある。なお、本稿中のスリランカの刑事訴訟法の文言は、基本的に注2の拙稿の訳に従って翻訳したものである。

<sup>4</sup> Cooray (1974) p.295, 296.

<sup>5</sup> チタウエラ (1982) 183、184ページ、Peiris (1975) p.2, 3.

<sup>6</sup> Peiris (1975) p.2.

として1883年にスリランカの同名の法律が制定された<sup>7</sup>。その後、判例法による解釈や法改正を経ながら、同国における刑事訴訟に関する一群の法が形成された<sup>8</sup>。1889年には裁判所規則（Courts Ordinance）が制定され、上位裁判所（Superior Courts）として最高法院（Supreme Court）及び刑事上訴裁判所（Court of Criminal Appeal）を、下位裁判所（Inferior Courts）として各県に県裁判所（District Court）、各郡に少額請求裁判所（Court of Requests）及び治安判事裁判所（Magistrates' Court）を置くことが定められた<sup>9</sup>。また、1898年には、Criminal Procedure Code（The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898）が制定された。

スリランカは、1948年に自治領として英国からの独立を認められ、同年に制定された憲法で議院内閣制が採用されたが、それまでの司法制度に大きな変更はなかった<sup>10</sup>。もっとも、20世紀半ば頃以降、スリランカの刑事司法に関する法制度の改革を求める声が高まり、数名の著名な法律家からなる法制審議会において刑事訴訟法のみならず多くの法分野について検討がなされ、さらに、司法省の司法制度調査部における検討もなされた<sup>11</sup>。その結果、1971年には上訴裁判所法（Court of Appeal Act）が制定され、終審裁判所としての上訴裁判所（Court of Appeal）が設置された<sup>12</sup>。翌1972年に制定された新憲法は、司法権は「国民議会が法の定めるところにより設置する裁判所その他の機関を通じて」行使するものと定め、議会が法律により一切の裁判所を創設できるとした<sup>13</sup>。また、同憲法には、国民議会議長が付議する法案の合憲性を審査する憲法裁判所も定められた<sup>14</sup>。これら一連の司法改革の集大成として、同国の裁判所を改編・新設し、新設の裁判所である高位裁判所（High Court）等の管轄を定め、刑事司法の運営に係る特に重要な変更点として、同法施行前に治安判事裁判所において行われていた予備審問（preliminary inquiry）についての規定を設けなかったことが挙げられる。

ところが、1978年に、憲法が全面的に改正され、統治制度が大統領制に移行することになるとともに、憲法裁判所が廃止され、上位裁判所として、最高裁判所及び上訴裁判所の設置が定められた<sup>16</sup>。1978年に制定された The Judicature Act (Nos. 2 of

<sup>7</sup> Peiris (1975) p.3.

<sup>8</sup> チタウエラ（1982）184ページ。

<sup>9</sup> 安田（1988）125-133ページ。「裁判所規則」の訳語のみ筆者による。

<sup>10</sup> 安田（1988）125ページ。

<sup>11</sup> Peiris (1975) p.3、チタウエラ（1982）185ページ。

<sup>12</sup> 安田（1988）134ページ。

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15</sup> チタウエラ（1982）186ページ、Peiris (1975) p.3-13、安田（1988）134ページ。「司法行政法」の訳語は安田による。

<sup>16</sup> 安田（1988）143ページ。

1978) (以下「Judicature Act」と略すことがある。)は、下位裁判所として、各司法管区 (Judicial Zone) に高位裁判所、各司法区 (Judicial District) に区裁判所 (District Court) 及び家庭裁判所 (Family Court)、各司法郡 (Judicial Division) に治安判事裁判所及び初級裁判所 (Primary Court) を設置した<sup>17</sup>。そして、1979年に現行の刑事訴訟法が成立し、これに伴い、司法行政法の刑事手続関連規定が廃止された<sup>18</sup>。現行の刑事訴訟法は、治安判事裁判所における予備審問を復活させるなど司法行政法とは多くの点で相違しており、むしろ司法行政法の前身の Criminal Procedure Code (The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898) に近い構造及び内容となっている (別表1 参照)。

刑事訴訟法のほかにスリランカの刑事手続に密接に関連する法令としては、憲法<sup>19</sup>、裁判所の組織、構成、管轄等について定めた Judicature Act、刑法<sup>20</sup>、保釈の手続を定めた Bail Act<sup>21</sup>、警察の機構、権限等について定めた Police Ordinance<sup>22</sup>、刑事・民事を問わず、司法手続で扱う証拠について定めた Evidence Ordinance<sup>23</sup>、被害者及び証人の保護について定めた Protection of Victims of Crime and Witnesses Act<sup>24</sup>、一定の重大な犯罪類型について刑法及び刑事訴訟法等の特別法となる Prevention of Terrorism Act<sup>25</sup>、国連の市民的、政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) を国内法化した International Covenant on Civil and Political Rights Act<sup>26, 27</sup> 等がある。

以上の刑事手続関連規定の中には、我が国に類似規定のないものも見られる。例えば、Evidence Ordinance 中の、警察官に対してなされた自白は証拠とならない旨の規定 (25条 (1)) や、児童が関係する犯罪に関して当該児童の供述を取めた録画が証拠となることを明示的に認めた規定 (163条のA) などが目を引く<sup>28</sup>。

### 3 スリランカ刑事訴訟法の構成及び改正経過の概要

#### (1) 刑事訴訟法の構成

刑事訴訟法の改正経過の紹介に入る前に、現行の刑事訴訟法の構成について触れておきたい。現行のスリランカ刑事訴訟法の章立ては別表1のとおりである。全体を概観すると、条文は458条まで (ただし、現時点までに削除・挿入された条文もあ

<sup>17</sup> 2条、5条 (1)、9条 (2)、訳語は安田 (1988) 147-151ページによる。

<sup>18</sup> 司法行政法の刑事手続に関する第2、4章は The Code of Criminal Procedure, No. 15 of 1979 により、第3、5、6章は The Civil Courts Procedure (Special Provisions) Law, No. 19 of 1977 により、それぞれ廃止された。

<sup>19</sup> The Constitution of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka (20th Amendment)

<sup>20</sup> The Penal Code (Nos. 2 of 1883)

<sup>21</sup> The Bail Act, No. 30 of 1997

<sup>22</sup> An Ordinance to Provide for the Establishment and Regulation of a Police Force in Sri Lanka (Ordinance Nos, 16 of 1865)

<sup>23</sup> An Ordinance to Consolidate, Define, and Amend the Law of Evidence (Nos. 14 of 1895)

<sup>24</sup> The Assistance to and Protection of Victims of Crime and Witnesses Act, No. 4 of 2015

<sup>25</sup> The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act (Nos. 48 of 1979)

<sup>26</sup> The International Covenant on Civil and Political Rights Act, No.56 of 2007

<sup>27</sup> Soosaithas et als. (2022) p.4.

<sup>28</sup> 児童の供述を取めた録画が証拠となる旨の Evidence Ordinance 163条のA (Evidence Ordinance を改正する The Evidence (Special Provisions) Act, No. 32 of 1999 により新設された。)の文言は、英国の Criminal Justice Act (1988) 32条のAの文言と共通する部分が多い。そもそも、Evidence Ordinance には、同規則に規定されていない事柄は英国証拠法に従って決する旨の規定が設けられている (100条)。なお、The Evidence (Amendment) Act, No. 6 of 2021 により、Evidence Ordinance 中の英国女王、英国議会、英国政府等に言及した独立前から存在する規定が改正されたが、前記100条は依然として同じ内容で存続している。

る。)あり、9つの部 (Part)、40の章 (Chapter)、附則第1 (First Schedule) 及び附則第2 (Second Schedule) からなる。附則第1は、刑法等に定められた犯罪ごとに、警察官が令状なしに逮捕できるか、被疑者を出頭させるために令状と召喚状のいずれによるか、保釈可能か否か、和解可能 (compoundable) か否か等の項目を記載した別表からなる。附則第2は、召喚状、宣誓供述書、逮捕・差押え・勾留の各令状等の書式を定めている。

ごく簡潔に各部の概要を紹介する。第1部は定義規定、第2部は各審級の裁判所の刑事手続に関する権限及び管轄等に関する規定である。第3部は、一般規定として、幅広い条文を含んでおり、逮捕 (第4章)、召喚 (第5章)、押収手続 (第6章) 等に関する規定を含む。第4部は、犯罪の防止に関する内容であり、犯罪にまで至らない治安を乱す要因を列挙し、その要因を除去又は軽減するために裁判所や治安官 (peace officer) が取り得る手段等を定めている。第5部は、犯罪捜査に関する内容であり、主に警察官や治安官による捜査手続について規定している。第6部は、起訴及び公判審理に関する内容であり、裁判所の管轄 (第13章)、治安判事裁判所における審理 (第14、17章)、高位裁判所における審理 (第15、18章)、予備審問及び公判に関する一般規定 (第21章)、証拠調べ手続 (第22章)、判決 (第23章)、刑の言渡し及び執行 (第24章) 等に関する規定を含む。第7部は、控訴等の不服申立てに関する内容である。第8部は、特別規定として、検死 (第30章)、判断能力が十分ではない者の取扱い (第31章) 等の規定を含む。第9部は、補足規定として、法務長官が関与する審理 (第33章)、保釈 (第34章)、物の没収や還付の手続 (第38章) 等に関する規定を含む。

## (2) 改正経過の概要

別表2は、筆者において把握できた限りのこれまでの刑事訴訟法の改正経過を、改正年、改正対象の条文及び改正の概要を記載して整理したものである<sup>29</sup>。通し番号18の改正のみ、刑事訴訟法以外の法律によって刑事訴訟法が改正された。これまでの改正は、通し番号20、23、24の改正、すなわち、2005年、2007年、

<sup>29</sup> 調査の結果、① The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 24 of 1979、② The Criminal Procedure (Special Provisions) (Amendment) Act, No. 54 of 1980、③ The Criminal Procedure (Special Provisions) (Amendment) Act, No. 51 of 1982 という法律の存在が判明しており、これらは、いずれも、保釈が許されない場合や特定の種類の犯罪について拘禁刑を言い渡す場合の処断刑の特則を定めた The Criminal Procedure (Special Provisions) Law, No. 15 of 1978 (同法の条文については Google Books 内の "The Laws of Sri Lanka 1978 Nos. 1-43", Department of Government Printing ([https://www.google.co.jp/books/edition/The\\_Laws\\_of\\_Sri\\_Lanka/9MlxQAAlAAJ?hl=ja&gbpv=1&dq=%22the+laws+of+sri+lanka+1978%22&pg=PP13&printsec=frontcover](https://www.google.co.jp/books/edition/The_Laws_of_Sri_Lanka/9MlxQAAlAAJ?hl=ja&gbpv=1&dq=%22the+laws+of+sri+lanka+1978%22&pg=PP13&printsec=frontcover)) を参照した。) を改正するものである。このうち、②は、現行の刑事訴訟法の保釈に関する規定が②に従うと定め、③もそのことを前提に、The Criminal Procedure (Special Provisions) Law, No. 15 of 1978 の適用対象となる犯罪を拡大したものである。なお、①～③は、現行の刑事訴訟法そのものを改正していないことから、別表2の改正経過には含めていない。

また、Sri Lanka Ports Authority (Amendment) Act (No. 7 of 1984) は、「61条A(2)項 港湾局法61条Aの犯罪は、刑事訴訟法の令状なしに逮捕可能な犯罪とみなす。61条B刑事訴訟法303条(拘禁刑の執行猶予判決)及び306条(裁判所による条件付き免責)は、港湾局法61条A又は61条Hの犯罪に適用されない。65条(2)項 港湾局によって権限を付与された港湾局職員は、同局を代理し、刑事訴訟法第17章の範囲内であつ同局が関わる限りで、あらゆる事柄を捜査及び調査し並びに起訴することができる。」という条文を新設しており、61条Bは、刑事訴訟法303条及び306条の適用除外を定めている (<https://www.srilankalaw.lk/YearWisePdf/1984/SRI%20LANKA%20PORTS%20AUTHORITY%20%28AMENDMENT%29%20ACT,%20NO.%207%20OF%201984.pdf>) もの、前同様、現行の刑事訴訟法そのものを改正していないことから、別表2の改正経過には含めていない。

2013年にそれぞれ特別規定（special provisions）<sup>30</sup>が定められたときを除き、既存の条文を削除、修正又はこれに追加するものであった。刑事訴訟法の章の順番や表題が変更されたり、章自体が削除又は追加されたりしたことはない。つまり、度重なる改正を経ても、制定当初の刑事訴訟法の骨格は維持されているといえる。

これまでの改正の内容は、執行猶予の要件を定めるものから児童虐待事件の特別の手続を定めるものまで、内容が多岐にわたり、改正の規模も様々である。ここでは、従前からスリランカの刑事司法における重要な問題と認識されていた刑事訴訟の迅速化に関連する改正を取り上げ、その概要を紹介するとともに、特徴を検討したい。

## 4 刑事訴訟の迅速化に関連する改正

### (1) 概要

刑事訴訟の迅速化は、長年にわたりスリランカの課題とされている<sup>31</sup>。2017年にスリランカ議会の委員会が公表した報告書（以下「報告書」という。）によれば、高位裁判所に係属する事件について、正式起訴から判決までに要する期間が平均で5.5年であると指摘されている<sup>32</sup>。係属事件数についても、最近の統計によれば、高位裁判所に係属中の刑事関係事件数が2020年12月31日時点で2万8522件とされており、2018年に1万8383件、2019年に2万5095件であった<sup>33</sup>ことからすると増加傾向が明らかである<sup>34</sup>。

スリランカにおける刑事訴訟の迅速化に関連する改正の方向性として、以下に示すとおり、裁判所の連日開廷、特に裁判官による連日の審理を実現することが重視されていると指摘できる。言い換えれば、迅速化を図る方策として、裁判官による事件処

<sup>30</sup> The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 15 of 2005, The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 42 of 2007, The Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 2 of 2013. これらの特別規定には、治安官が令状なしで逮捕した者について、原則として、全事情を考慮して合理的な期間（逮捕の場所から治安判事の下への移動時間を除いて24時間）を超えて身柄を拘束することはできない、ただし同規定の附則に定められた一定の犯罪（謀殺、謀殺に至らない殺人、各種誘拐、強姦、爆発物・武器又は銃を用いた犯罪等）の逮捕については、逮捕後の身柄拘束期間を24時間を超えない範囲で更に延長することを認める、延長後の期間については被逮捕者に弁護人との接見交通権を認めるといった規定や（各規定2条）、犯罪が行われることで状況が悪化している又は公共の不安を引き起こす状況がある場合には（where there are aggravating circumstances or circumstances that give rise to public disquiet in connection with the commission of an offence）、法務長官から高位裁判所に対して直接正式起訴することを認める規定（各規定3条）、同様の状況下では治安判事裁判所における予備審問を行わず、法務長官の判断で高位裁判所に直接正式起訴するといった規定（各規定4条）等が含まれる。これらの特別規定は、いずれも、施行から2年間のみ効力を有する限時法であるが（各規定7条）、2007年及び2013年の特別規定には有効期間を延長できる旨が定められている。

<sup>31</sup> 例えば、Soosaitas et als. (2022) p.29。

<sup>32</sup> Sectoral Oversight Committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media (2017) p.3（以下、同報告書については、注においても「報告書」と記載する。）

<sup>33</sup> Case Statistics year 2020 Ministry of Justice (<https://www.moj.gov.lk/images/pdf/Statistics/Case-Statistics-2020.pdf>)

ただし、この数字には、保釈請求や令状請求の件数等、公判以外の件数も含まれていることに注意を要する。参考までに、同ウェブサイトに掲載された2020年の係属事件数のうち、高位裁判所を第一審として係属した公判と思料される数字（表の項目上、Attempt to Murder & Murder, Poisonous, Opium & Dangerous Drugs Ordinance (Heroin), Child Abuse, Rape, Prostitution, Offensive Weapons Act, Prevention of Terrorism Act, Motor Traffic Accidents, Public Property Act, Financial Frauds, Other Criminal Cases, Bribery Cases と表示されているもの）のみを合計すると、2万564件となる。

<sup>34</sup> 高位裁判所における民事刑事を問わない係属事件全体の件数（ただし、その内訳は不明である。）は、2019年2万6033件、2020年2万7766件、2021年（2021年12月31日時点）3万2333件とされており、同様に増加傾向が明らかである（Case Statistics 2021, the Ministry of Justice ([https://www.moj.gov.lk/images/Media\\_Unit/2023/reports/Case\\_statistics\\_2021.pdf](https://www.moj.gov.lk/images/Media_Unit/2023/reports/Case_statistics_2021.pdf)））。

理の効率性に焦点が当てられている。

(2) 連日開廷に関する規定の導入

裁判官3名の合議体 (Judicature Act 12条) による審理について定めた450条(5)項は、1988年の改正 (The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 1988) 前には、「高位裁判所における合議体による公判は、可能な限り迅速に、高位裁判所における陪審員なしの公判と同様に進められなければならない」と定めていた。これに対し、同改正によって新設された同条(5)項(b)号は、既存の(5)項に付加する形で、「高位裁判所における合議体による公判 (trial before the High Court at Bar) は、例外的な事情がない限り、公判の迅速な処理を保障するために、連日開廷で審理されなければならない (shall ... be heard from day to day)。」と定めた。現行の刑事訴訟法に連日開廷の規定が盛り込まれたのはこれが初めてであった<sup>35</sup>。条文上、高位裁判所における合議体による公判であれば罪種を問わずに連日開廷の対象となることが注目される。

さらに、2005年の改正 (The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005) により、証人の不在又はその他の合理的な理由のために審理若しくは公判の開始を延期又はこれらの期日を持ち越して続行する場合に裁判所が当該延期又は持ち越しの期間を定めることができる旨の263条(1)項に、新たに、ただし書きとして、「高位裁判所における全ての公判 (trial) は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、連日行われなければならない。」と加えられた。

刑事訴訟法そのものの改正ではないが、Judicature Actの2018年の改正 (The Judicature (Amendment) Act, No. 9 of 2018) も、一部の事件について連日開廷を定めた。これは、刑法等に定められた経済犯罪の一部<sup>36</sup>について、法務長官又は贈収賄汚職防止長官 (The Director General for the Prevention of Bribery and Corruption) が、最高裁判所長官に対し、高位裁判所の裁判官から任命された3名の裁判官の合議体により構成される常設高位裁判所 (Permanent High Court) を第一審裁判所として審理に付すことを求め (12条のA(1)項(a)号、(4)項(a)号)、最高裁判所長官からその旨の指示があった場合に、同裁判所における審理に付し (12条のA(4)項(b)号)、同裁判所において、陪審員なしの裁判官のみの合議体が連日開廷による審理を行うことを義務付けるものである (12条のA(5)項(a)号)。同改正は、一定の種類的事件について、常設高位裁判所の専属管轄を定めるとともに、連日開廷による迅

<sup>35</sup> ウィジェトンガ (1983) 37、38ページには、「高等裁判所で陪審審理が施行される場合には、審理は、評決に至るまで毎日行われる。」とあり、法的根拠は明らかではないが、同論文執筆当時は、少なくとも高位裁判所における陪審裁判の審理は連日行われていたことがうかがわれる。同論文は、続けて、「治安裁判所及び始審裁判所 (Primary Court) の審理についても、我が司法行政委員会は、特別の理由がない以上連日に審理すべきこと及び特別の理由は記録上明示しておくことと定めた。同委員会は、これらの裁判所の開廷時間についても定めており、これによると、裁判官は、1日約5時間を事件の審理、判決にあてるよう要請されているのである。」と記している。ここで言及されている司法行政委員会の規定は不見当であるものの、Judicature Actの1989年の改正 (The Judicature Act, No. 16 of 1989) により、第一審裁判所の期日は、午前と午後に分けて行われ (5条A(1)項)、それぞれが少なくとも2時間30分にわたって開廷されなければならない (5条A(3)項) と定められた。

<sup>36</sup> 附則の別表に定められており、例えば盗罪 (theft、刑法366条)、背任罪 (同388条)、文書偽造罪 (同453条)、マネーロンダリング罪 (マネーロンダリング防止法3条)、司法官及び国会議員に関する贈収賄罪 (贈収賄法14条) 等がある。



速な審理を義務付けることにより、刑事訴訟の迅速化を図るものである<sup>37</sup>。

より最近の動きとして、本誌第93号で紹介した2022年の刑事訴訟法の改正による Pre-trial Conference（以下「PTC」という。）の導入が挙げられる<sup>38</sup>。PTCは、裁判所の主宰の下で、公判開始前に、当事者らとの間で、証人等各種証拠の利用可能性等を整理するための手続であり、連日開廷を実現するためのいわば前提条件を整備しようとするものである<sup>39</sup>。したがって、近時のPTCの導入は、それ以前から続く連日開廷の導入による刑事訴訟の迅速化に向けた改正の一環と位置付けられる。

### (3) 陪審裁判の対象の縮小

スリランカにおいては、先に述べたとおり裁判官が連日審理することによる事件処理の効率性が重視されている反面、陪審裁判の利用を狭める方向の改正がなされていることを指摘できる。念のために記しておけば、一般市民を審理に参加させる陪審裁判においてこそ連日開廷が要請されることは、スリランカにおいては当然のことと認識されていると思料される<sup>40</sup>。2022年のPTCに関する改正も、陪審員の有無にかかわらず、高位裁判所に係属する事件を連日開廷で審理することを前提としていた。したがって、陪審裁判の利用を狭める方向の改正が刑事訴訟の迅速化に逆行しているとまではいえないが、大きな流れとして、スリランカの刑事訴訟関連法が、裁判官（特に合議体）による迅速な審理の実現を目指す一方で、陪審裁判の対象を縮小させつつあることは指摘しておきたい<sup>41</sup>。この陪審裁判をめぐる点について以下検討することとしたい。

現行の刑事訴訟法下における陪審制度は、陪審員により審理可能であると法定された犯罪について、7名からなる陪審員（刑事訴訟法209条(1)項）が、主に事実認定を行い（刑事訴訟法232条）、有罪無罪の評決をするという仕組みである<sup>42</sup>。陪審員が裁判に参加する場合、裁判官は、公判の過程で現れた法的问题、証明しようとする事実の関連性及び証拠の許容性といった問題を判断する（刑事訴訟法230条）<sup>43</sup>。陪審員は裁判官1名と共に審理に臨み、裁判官の合議体による裁判について陪審員が選任されることはない（刑事訴訟法161条、Judicature Act 12条）。

現行の刑事訴訟法は、1979年の制定当初、161条において、起訴された犯罪のうち少なくとも1つがJudicature Actの附則第2に定められたものである場合<sup>44</sup>又は

<sup>37</sup> 2018年5月9日付スリランカ議会における法案の趣旨説明（議事録p. 74）  
（<https://www.parliament.lk/uploads/documents/hansard/1526360684080017.pdf>）。

<sup>38</sup> 注2の拙稿参照。

<sup>39</sup> 改正刑事訴訟法の詳細は注2の拙稿参照。

<sup>40</sup> 前記注37の議事録中の「陪審裁判においては連日開廷が標準である」との発言参照（p. 76、77）。

<sup>41</sup> その要因として、陪審裁判に要する時間、労力及び費用等の問題が想定されるものの、本稿ではこれ以上の言及を控えたい。

<sup>42</sup> Soosaithas et als. (2022) p.38, 39.

<sup>43</sup> ただし、裁判官は、検察側立証が終了した段階で、有罪とするに足る証拠がないと判断した場合は、陪審員に対し、無罪の評決を下すことを命じなければならない（刑事訴訟法220条）。また、裁判官は、陪審員の下した評決を認めない場合には、陪審員に対して再考を求め、再考後の評決が真正な評決として扱われる（刑事訴訟法235条(2)）。

<sup>44</sup> 刑法296条（謀殺罪）、297条（謀殺に至らない殺人罪）、300条（謀殺未遂罪）及び364条（強姦罪、ただし16歳未満の女性について行われた場合を除く。）、これらの犯罪の実行若しくは教唆のための教唆又は共謀、Offensive Weapons Act 4条(2)（Offensive weaponを用いて人を傷害した場合）、6条(1)（その教唆、共謀及び幫助）に定められた犯罪及びこれらの犯罪の共謀（The Judicature (Amendment) Act, No. 27 of 1998による改正後）。

法務長官が事件の性質や事情を考慮して高位裁判所において陪審員により審理すべきと決定した場合に、陪審員により裁判をすることを定めていた<sup>45</sup>。しかし、1988年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988）により、161条に、「本法及びその他法律の規定に従い、全ての正式起訴に係る高位裁判所に係属する起訴事件は当該裁判所の裁判官により審理されなければならない。ただし、起訴された犯罪のうち少なくとも1つが Judicature Act, Nos. 2 of 1978 の附則第2に定められたものである場合、公判は、被告人が陪審員により審理されることを選択した場合に限り、裁判官1名と陪審員によるものとしなければならない。」と定められた<sup>46</sup>。同改正は、被告人の陪審裁判を受ける権利を明示的に定めたものとされる<sup>47</sup>。これに合わせて、同改正では、195条（ee）号として「正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するか否かを確認すること」と定められた<sup>48</sup>。その一方で、被告人の選択（積極的な意思表示）を陪審裁判に付す要件としたことからすれば、客観的には、陪審裁判が行われる場合がより限定されたといえよう。

さらに、1988年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 1988）では、前記のとおり、刑法の内乱罪（114条）、同陰謀罪（同115条）、同予備罪（同116条）といった一定の重大な犯罪類型の審理方法について定める刑事訴訟法450条（1）項に、これらの事件を高位裁判所において裁判官3名の合議体が陪審員の関与なしに審理することが定められた。Judicature Act の前記2018年の改正（The Judicature (Amendment) Act, No. 9 of 2018）も、刑法等に定められた経済犯罪の一部について法務長官等の求めがある場合に常設高位裁判所において裁判官の合議体が陪審員の関与なしに審理することを定めた。これらの場合に被告人が陪審裁判を選択する余地はない。

これら一連の改正がなされた一方で、陪審裁判の利用を拡大する方向の改正は見当たらない。したがって、スリランカの法律上、陪審裁判が実施される場合が徐々に制限されつつあることになる<sup>49</sup>。従前の陪審裁判をめぐる改正の経緯やこれに対する社会の反応は、現時点で入手可能な資料からは判然としないが、今後の検討課題とした

<sup>45</sup> 一定の犯罪類型について刑事訴訟法の特別法となる The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act (Nos. 48 of 1979) は、これらの事件が陪審員なしの審理によることを定めている（15条、22条）。

<sup>46</sup> Judicature Act の11条も同様に改正された（The Judicature (Amendment) Act, No. 16 of 1989）。

<sup>47</sup> スリランカ最高裁判決 THE ATTORNEY-GENERAL v SEGULEBBE LATHEEF AND ANOTHER SUPREME COURT. J.A.N. DE SILVA, J. BALAPATABENDI, J., AND RATNAYAKE, J. S.C. APPEAL NO. 79A/2007, 24/2008 AND 25/2008 23 JULY 2008 AND 19 AUGUST 2008 (<https://www.lawnet.gov.lk/wp-content/uploads/2016/11/022-SLLR-SLLR-2008-V-1-THE-ATTORNEY-GENERAL-v-SEGULEBBE-LATHEEF-AND-ANOTHER.pdf>)。

<sup>48</sup> 195条（ee）号は、2022年の改正（The Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022）で削除されたが、同改正により、PTCの目的を定める195条A（3）項（d）号として、「正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係る場合、被告人に対し陪審員による審理を選択するか否かを確認し又は検察官若しくは被告人に対し208条に定められた特別陪審員の要否を確認する」という条文が新設されており、PTCの段階で被告人に対し陪審員による審理の希望の有無を確認することとされている。

<sup>49</sup> スリランカにおいて陪審裁判の実施が法律上制限されつつあることは、旧法に当たる司法行政法においては高位裁判所に係属する全ての事件が原則として陪審裁判によると定められていた（20条（3）項）ことを踏まえれば、長期的な傾向とも言い得ると思われる。

い。

## 5 終わりに

これまで検討したとおり、スリランカにおいては、刑事訴訟の迅速化の実現に当たり、起訴後の裁判官の事件処理ペースの向上に期待しているといえる。高位裁判所の裁判官の定員を定める *Judicature Act* 4条が改正のたびにその数を増やし<sup>50</sup>、直近の2017年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 26 of 2017*) により、同定員の上限が75名から110名とされたことも、そのような期待の現れといえよう。その一方で、報告書においては、国を代理して公判に立会する法務長官府所属の検察官の人数が足りないことも、刑事訴訟の遅延の一因であると捉えられているようである<sup>51</sup>。裁判官の増員等により裁判所の審理機能の強化を図るのであれば、これに対応した法務長官府側の体制の強化は不可避となるであろう。

このように、従前の改正は、事件が起訴され裁判所に係属した後の段階に焦点を当てていたといえるが、スリランカにおいては、刑事訴訟の遅延の原因は、刑事裁判の期間だけの問題ではないと指摘されている。例えば、報告書は、高位裁判所に起訴された重大犯罪について、事件発生から同裁判所に正式起訴されるまでの平均期間が4.7年間とされているとし<sup>52</sup>、高位裁判所への起訴を担当する法務長官府の動きが鈍いことが社会的に非難されているとも指摘している<sup>53</sup>。ここでは、起訴までの期間、つまり捜査に要する期間も短縮されるべきという認識があるといえる。この点に関連し、刑事司法が事件の膨大な発生件数を克服する現実的な可能性の1つとして、検察・警察等による裁判所以前の段階での刑事手続の終結が挙げられることがある<sup>54</sup>。裁判所に新規に係属する事件数が減れば、その分、既存の未済事件を審理する余裕が増え、審理終結までの時間が短くなることが期待される。もっとも、現行の刑事訴訟法の改正経過を見るに、起訴件数の削減という観点から改正されたことはなく<sup>55</sup>、日本における起訴猶予に相当する手続は法定されていない<sup>56</sup>。スリランカの実務家の中には、証拠がある以上は起訴すべきであるとして起訴猶予に消極的な意見もある一方で、公判係属件数の対策として検

<sup>50</sup> 高位裁判所の裁判官の定員は、*Judicature Act* の制定時 (*The Judicature Act (Nos. 2 of 1979)*) には、10名以上16名以下とされていたが、それ以降、その上限について、1983年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 35 of 1983*) により20名、1989年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 16 of 1989*) により40名、2007年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 31 of 2007*) により60名、2010年の改正 (*The Judicature (Amendment) Act, No. 10 of 2010*) により75名とされた。

<sup>51</sup> 報告書 (2017) p. 7。

<sup>52</sup> 報告書 (2017) p. 3。

<sup>53</sup> 報告書 (2017) p. 6。法務長官を務めた Dappula De Livera 氏は、インタビューにおいて、警察の捜査の遅延が刑事手続の遅延の主要な原因の一つであると述べている (Zulfick Farzan, 24 May, 2021 (<https://www.newsfirst.lk/2021/05/24/exclusive-rule-of-law-has-suffered-due-to-delays-in-justice-system-retiring-ag-de-livera/>))。同様に捜査段階の遅延が刑事訴訟の遅延の原因の一つであると指摘するものとして Centre for Policy Alternatives (2018)。

<sup>54</sup> イェルク＝マルティン・イェーレ (2008) 173、174ページ。

<sup>55</sup> 報告書においても、法務長官府の職員の待遇改善や増員等が対応策として提唱されているもの (p. 6、7)、起訴件数の視点からの検討は見られない。

<sup>56</sup> Kumarasingha (1999) p.130 (日本語訳・19ページ)。なお、法務長官は、起訴裁量について広範かつ独占的な権限を有しており、被疑者を不起訴とするだけでなく、裁判所の同意があれば起訴後に起訴を取り下げる (*nollei prosequi*) こともできる (Soosithas et als. (2022) p.10)。

察官の訴追裁量権の強化を挙げる意見もあるようである<sup>57</sup>。むろん、起訴猶予等の訴追裁量権の行使には常に恣意性の問題がつきまとう<sup>58</sup>。仮に起訴猶予又はこれに類する制度を導入するとなれば、検察官が起訴の判断に当たって参照すべき指針<sup>59</sup>や日本の検察審査会のような事後審査の仕組みの導入も検討の俎上に載せられることが予想される。

本稿で取り扱った改正経過からは、スリランカが刑事訴訟の迅速化に向けて長年にわたり立法による解決を試みていたことが読み取れる。もっとも、連日開廷については必ずしも実践されていない旨の指摘もなされている上<sup>60</sup>、改正を経ても前記のとおり未済件数が多数に上っていることからすれば、今後も刑事訴訟の迅速化に向けて法改正を含めた対策を講じていく必要があるといえる。確かに、迅速化を重視するあまりに手続が拙速となり、被疑者・被告人及び被害者等の関係者の正当な利益を害することは望ましくない。しかしながら、スリランカにおいては、むしろ、刑事訴訟の長期化こそが関係者の利益を大きく害するものであると認識されていると思われる<sup>61</sup>。今後も刑事訴訟の遅延の軽減・解消の見地から刑事訴訟関連法令の改正が進められるのであれば、その方向性が、これまでの改正のように裁判所の審理機能の強化となるか、起訴前の段階で訴追裁量の幅を増やして起訴件数を絞るなどの新たな方策の導入となるかは注目すべき点であり、将来の改正の動きを注視していく必要がある。

#### 【参考文献】

アトコラーラゲ・ソマワンサ・ウィジェトンガ 「スリランカの刑事裁判及び司法行政の近況」『法の支配』 第55号 1983年7月 pp. 36-41

Cooray, L., “The reception of Roman-Dutch law in Sri Lanka”, *The Comparative and International Law Journal of Southern Africa*, 7(3), pp.295-320, 1974

Kumarasingha, D.P., “The Role and Function of Prosecution in Sri Lanka”, *Resource Material no.53, United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders*, 1998

([https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS\\_No53/No53\\_15VE\\_Kumarasingha.pdf](https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No53/No53_15VE_Kumarasingha.pdf)) (日本語訳 D. P. クマラシンゲ 「スリランカにおける検察の役割と機能」『アジア諸国の検察制度』国連アジア極東犯罪防止研修所 1999 pp. 1-24)

D.S. Soosaitas et als., “Criminal Justice System, Roles of Prosecution, Defense & Judiciary in Sri Lanka”, *ICD NEWS* (March 2022) pp.3-42

Sectoral Oversight Committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media, “Recommendations

<sup>57</sup> 例えば、及川裕美「第4回スリランカ本邦研修（オンライン）（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」*ICD NEWS*第91号2022年6月号117ページ参照。

<sup>58</sup> 例えば、Stephanos Bibas, “The Need for Prosecutorial Discretion” (2010), Faculty Scholarship at Penn Carey Law, No. 1427, p. 371 ([https://scholarship.law.upenn.edu/faculty\\_scholarship/1427](https://scholarship.law.upenn.edu/faculty_scholarship/1427)) 参照。

<sup>59</sup> 例えば、英国 Crown Prosecution Service の *The Code for Crown Prosecutors* (<https://www.cps.gov.uk/publication/code-crown-prosecutors>) 参照。

<sup>60</sup> 例えば、Asian Human Rights Commission, “SRI LANKA: Failure to provide adequate remedy even for crimes such as murder and rape”, February 14, 2007 (<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AS-032-2007/>) 参照。

<sup>61</sup> 例えば、RAJA WICKRAMASINGHE, “Justice delayed is justice denied”, *TIMES ONLINE*, Mar. 5, 2018 (<https://sunday-times.lk/online/latest-news/justice-delayed-is-justice-denied/18-1040107>) 参照。

Pertaining to the Expeditious and Efficient Administration of Criminal Justice”, Wednesday, 20 September 2017

(<https://www.parliament.lk/uploads/comreports/1510738363068517.pdf>)

The Centre for Policy Alternatives (CPA), “A Brief Guide to the Judicature (Amendment) Act No 9 of 2018”, July 2018

(<https://www.cpalanka.org/wp-content/uploads/2018/07/FAQ-on-Judicature-amdnment-act-Final-1.pdf>)

田島裕 『イギリス法入門 第2版』 信山社 2009

田中英夫編 『英米法辞典』 東京大学出版会 1991

ノエル・チタウエラ 「スリランカの刑事司法制度」 『犯罪と非行』 1982年11月  
pp. 183-202

安田信之 「独立後スリランカの司法機構の変動」 千葉正士編 『スリランカの多元的法体制：西欧法の移植と固有法の対応』 成文堂 1988 pp. 123-157

比較民事訴訟法研究会 「スリランカの司法制度」 『比較法雑誌』 第28巻第3号  
1994 pp. 53-73

Peiris, G.L., *Criminal Procedure in Sri Lanka*, Stamford Lake (Pvt) Ltd., 1975

イエルク＝マルティン・イエーレ 葛原力三訳 「起訴法定主義の終焉 -ヨーロッパ諸国との比較におけるドイツの状況-」 刑法雑誌 47(2) 2008 pp. 171-189

The Criminal Procedure Code, No. 15 of 1898	The Administration of Justice Law, Act No. 44 of 1973 (司法行政法)	The Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 (現行の刑事訴訟法)
第1部	第1章 The Judicature (5-7 条)	第1部
第1章 Preliminary (1-6 条)	The Supreme Court Of Sri Lanka (8-15 条)	第1章 Preliminary (1-7 条)
第2部	Establishment Of Subordinate Courts (16-17 条)	第2部
第2章 Powers of Criminal Courts (7-18 条)	High Courts (18-23 条)	第2章 Powers of Criminal Courts
	District Courts (24-28 条)	A Powers Generally (8-16 条)
	Magistrates' Courts (29-31 条)	B Payments of Costs and Compensation (17 条)
	Attorney-General (32 条)	C Community Service Orders (18 条)
第3部	The Legal Profession (33-26 条)	第3部 General Provisions
第3章 General Provisions (19-22 条)	Honorary Officers (37-38 条)	第3章 Of Aid and Information to the Magistrates and Police and Persons Making Arrests (19-22 条)
	General Provisions (39-51 条)	第4章 Of Arrest, Escape, and Retaking
第4章 Of Arrest, Escape, and Retaking	Transitional Provisions And Interpretation (52-54 条)	A Arrest Generally (23-31 条)
A Arrest Generally (23-31 条)	第2章 Criminal Procedure (55 条)	B Arrest without a warrant (32-43 条)
B Arrest without a warrant (32-43 条)	Prevention Of Offences (56-66 条)	第5章 Of Process to Compel Appearance
第5章 Of Processes to Compel Appearance	Investigation (67-83 条)	A Summons (44-49 条)
A Summons (44-49 条)	Arrest (84-92 条)	B Warrant of Arrest (50-59 条)
B Warrant of Arrest (50-58 条)	Proclamation And Attachment (93-94 条)	C Proclamation and Attachment (60-62 条)
C Proclamation and Attachment (59-61 条)	Search (95-102 条)	D Other Rules Regarding Processes (63-65 条)
D Other Rules Regarding Processes (62-65 条)	Bail (103-107 条)	第6章 Of Process to Compel the Production of Documents and Other Movable Property and for the Discovery of Persons Wrongfully Confined
第6章 Of Process to Compel the Production of Documents and Other Movable Property and for the Discovery of Persons Wrongfully Confined	The Charge (108-121 条)	A Summons to Produce (66-67 条)
A Summons to Produce (66-67 条)	Process (122-134 条)	B Search Warrants (68-71 条)
B Search Warrants (68-71 条)	Of Trials Generally (135-162 条)	C Discovery of Persons Wrongfully Confined (72 条)
C Discovery of Persons Wrongfully Confined (72 条)	Trial By Magistrate's Court (163-177 条)	D General Provision Related to Searches (73-76 条)
D General Provision Related to Searches (73-76 条)	Trial By District Court (178-188 条)	E Miscellaneous (77-79 条)
E Miscellaneous (77-79 条)	Trial Before The High Court (189-236 条)	第4部 Prevention of Offences
第4部 Prevention of Offences	Death (237 条)	第7章 Of Security for Keeping the Peace and for Good Behaviour
第7章 Of Security for Keeping the Peace and for Good Behaviour	Imprisonment (238-241 条)	A Security for Keeping the Peace on Conviction (80 条)
A Security for Keeping the Peace on Conviction (80 条)	Whipping (242 条)	B Security for Keeping the Peace in other Cases and Security for Good Behaviour (81-89 条)
B Security for Keeping the Peace in other Cases and Security for Good Behaviour (81-89 条)	Fine (243-249 条)	C Provisions Applicable to All Orders to Furnish Security (89A-98 条)
C Provisions Applicable to All Orders to Furnish Security (89A-98 条)	Conditional Release (250 条)	第8章 Unlawful Assemblies (99-104 条)
第8章 Unlawful Assemblies (99-104 条)	Probation (251-257 条)	第9章 Public Nuisances (105-113 条)
第9章 Public Nuisances (105-113 条)	Security For Keeping The Peace (258-259 条)	第10章 Temporary Orders in Urgent Cases of Nuisance (114 条)
第10章 Temporary Orders in Urgent Cases of Nuisance (114 条)	Payment Of Costs And Compensation (260-261 条)	第11章 Preventive Action of Peace Officers (115-119 条)
第11章 Preventive Action of Peace Officers (115-119 条)	Disposal Of Property (262-264 条)	第5部 Investigation of Offences
第5部 Investigation of Offences	Miscellaneous (265-266 条)	第12章 Information to Police Officers and Inquirers and Their Powers to Investigate (120-132 条)
第12章 Information to Police Officers and Inquirers and Their Powers to Investigate (120-132 条)	Execution Of Judgment (267-274 条)	第13章 Statements to Magistrates or Peace Officers (133-134 条)
第13章 Statements to Magistrates or Peace Officers (133-134 条)	Interpretation (275 条)	第6部 Proceedings in Prosecutions
第6部 Proceedings in Prosecutions	第3章 Testamentary Procedure (276-279 条)	第14章 The Jurisdiction of the Criminal Courts in Inquiries and Trials
第14章 The Jurisdiction of the Criminal Courts in Inquiries and Trials	Interim Order (280-283 条)	A Place of Inquiry or Trial (135-146 条)
A Place of Inquiry or Trial (135-146 条)	Final Order (284-291 条)	B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (147 条)
B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (147 条)	Directions To The Public Trustee (292-299 条)	Administration Of Estates By The Public Trustee (300 条) -
Administration Of Estates By The Public Trustee (300 条) -	Settlement Of Accounts (300-307 条)	A Place of Inquiry or Trial (128-134 条)
A Place of Inquiry or Trial (128-134 条)	Administration Of Estates By The Public Trustee (308 条) -	B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (135 条)
B Conditions Necessary for Initiating Proceedings (135 条)		

第15章 Of the Commencement of Proceedings before Magistrates' Courts (148-154 条)	Foreign Probates (309 条)	第14章 Of the Commencement of Proceedings before Magistrates' Courts (136-144 条)
第16章 Of the Inquiry into Cases Which Appear not to be Triable Summarily by a Magistrate's Court But Triable by the High Court (155-166 条)	General And Transitional Provisions And Interpretation (310-314 条)	第15章 Of the Inquiry into Cases Which Appear not to be Triable Summarily by Magistrate's Court But Triable by the High Court (145-163 条)
第17章 Of the Charge (167-186 条)	第4章 Appeals Procedure (315 条)	第16章 Of the Charge (164-181 条)
第18章 The Trial of Cases Where a Magistrate's Court has Power to Try Summarily (187-199 条)	Right Of Appeal (316-317 条)	第17章 The Trial of Cases Where a Magistrate's Court has Power to Try Summarily (182-192 条)
第19章 Trials before the Supreme Court (200-215 条)	Lodging Of Appeals (318-328 条)	第18章 Trials by High Court
第20章 Trials before the High Court (216-218 条)	Pre-Hearing Proceeding (329-338 条)	A General (193-195 条)
A Preliminary (219-222 条)	Hearing Of The Appeal (339-347 条)	B Trial by Judge of the High Court Without a Jury (196-203 条)
B Commencement of Trial (223-230 条)	Powers Of Supreme Court In Appeal (348-356 条)	C Trial by Jury (204-238 条)
C Choosing a Jury (231-242 条)	第5章 Destruction Of Court Records (357-360 条)	D Re-trial of Accused After Discharge of Jury (239 条)
D Trial to Close of Case For Prosecution and Defence (243-251 条)	第6章 (361-674 条)	E Procedure in Case of Previous Conviction (240 条)
E Conclusion of Trial (252 条)		F Trials in the High Court in the Absence of the Accused (241-242 条)
F Re-trial of Accused after Discharge of Jury (253 条)		
G Procedure in Case of Previous Conviction (253 条)		
第21章 Of Expenses of Witnesses, etc., Costs, and Compensation (253 条 A-253 条 E)		第19章 Of Expenses of Witness and of Jurors (243 条)
第22章 Of Jurors and Assessors (254-281 条)		第20章 Of Jurors (244-254 条)
第23章 General Provisions as to Inquiries and Trials (282-296 条)		第21章 General Provisions as to Inquiries and Trials (255-271 条)
第24章 Of the Mode of Taking and Recording Evidence in Inquiries and Trials (297-303 条)		第22章 Of the Mode of Taking and Recording Evidence in Inquiries and Trials (272-278 条)
第25章 Of Sentences and the Carrying out Thereof (309-324 条)		第23章 Of the Judgement (279-285 条)
第26章 Conditional Discharge of Offenders, etc. (325-327A 条)		第24章 Of Sentences and the Carrying out Thereof (286-305 条)
第27章 Of Suspensions, Remissions and Commutations of Sentences (328-329 条)		第25章 Conditional Discharge of Offenders, etc. (306-310 条)
第28章 Of Previous Acquittals or Convictions (330-331 条)		第26章 Of Suspensions, Remissions and Commutations of Sentences (311-313 条)
第7部 Of Appeal, Reference and Revision		第27章 Of Previous Acquittals or Convictions (314-315 条)
第29章 Of Appeals (332-334 条)		第7部 Of Appeal, Reference and Revision
第30章 Appeals from District or Magistrates' Courts to the Supreme Court (335-352 条)		第28章 Of Appeals (316 条)
		A Appeals from Magistrates' Courts to the Court of Appeal (317-330 条)
		B Appeals from the High Court to the Court of Appeal and Applications for Leave to Appeal (331-357 条)
		C Abatement and Withdrawal of Appeals and Applications for Leave to Appeal (358-359 条)
		D State Representation at Appeals (360 条)
第31章 Reference and Revision (353-360 条)		第29章 Of Reference and Revision (361-368 条)
第8部 Special Proceedings		第8部 Special Proceedings
第32章 Inquests of Death (361-366 条)		第30章 Inquests of Death (369-373 条)
第33章 Persons of Unsound Mind (367-379 条)		第31章 Persons of Unsound Mind (374-386 条)
第34章 Proceedings in Case of Certain Offences Affecting the Administration of Justice (380-384 条)		第32章 Proceedings in Case of Certain Offences Affecting the Administration of Justice (387-392 条)
第9部 Supplementary Provisions		第9部 Supplementary Provisions
第35章 Of Proceedings by the Attorney-General (385-393 条)		第33章 Of Proceedings by the Attorney-General (393-401 条)
第36章 Of Bail (394-400 条)		第34章 Of Bail (402-408 条)
第37章 Special Provisions Relating to Evidence (401-405 条)		第35章 Of Commissions for the Examination of Witnesses (409-413 条)
第38章 Special Provisions Relating to Evidence (406-409 条)		第36章 Special Provisions Relating to Evidence (414-420 条)
第39章 Provisions as to Bonds (410-412 条)		第37章 Provisions as to Bonds (421-424 条)
第40章 Of the Disposal of Property the Subject of Offences (413-421 条)		第38章 Of the Disposal of Property the Subject of Offences (425-433 条)
第41章 Transfer of Criminal Cases (422 条)		
第42章 Of Irregularities in Proceedings (423-426 条)		第39章 Of Irregularities in Proceedings (434-437 条)
第43章 General Provisions (427-444 条)		第40章 General Provisions (438-458 条)

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
1	1979	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 36 of 1979	457	457条(3)の後に(8A)及び(8B)を挿入し、「(8A)正式起訴に係る審理が1979年7月2日(2条)より前に高位裁判所において開始され、審理の対象となった犯罪がJudicature Actの第2表に掲載された犯罪に該当しない場合で、かつ当該審理が同日の前日に係属中であった場合は、高位裁判所において陪審員なりの裁判官1名によって審理されなければならない。」「(8B)1979年7月2日(2条)より前に治安裁判所における審理が開始され、審理の対象となった犯罪が本法の規定によれば高位裁判所によってのみ審理が可能であり、かつ当該審理が同日の前日に係属中であった場合は、本法又は他の法律の規定にかかわらず、当該治安裁判所は、審理を継続し、これを完了する権限を有する」と定めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-2/
2	1979	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 68 of 1979	115	115条(3)項を削除し、以下の条文と差し替える。 (3) the Criminal Procedure (Special Provisions) Lawの規定に従い、治安判事は、刑法114条(※内乱罪)、191条(※死刑を法定刑とする犯罪に関する証拠の偽造等の罪)及び298条(※殺人に至らない行為により人を死亡させた罪)に基づき処罰可能な犯罪を犯し若しくは関与したことの申立てを受けて (a)裁判所に自ら出廷した又は (b)逮捕された者を保釈又はその他の理由で釈放してはならない。ただし、その者については、the Criminal Procedure (Special Provisions) Law (No. 15 of 1978)の規定に従い、高位裁判所が法務長官の申立てにより別段の命令を発しない限り、裁判所に出頭した日又は逮捕された日から3か月間を超える前に治安裁判所又は高位裁判所におけるその者に対する審理が開始されない場合は、保釈により釈放できる。 さらに、高位裁判所は、the Criminal Procedure (Special Provisions) Law (No. 15 of 1978)の規定に従い、特別の状況下において、前項の規定に定められた3か月間の期間が経過する前又は後は後にその者を保釈により釈放できる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-3/
3	1980	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 52 of 1980	2	定義規定を定める2条中の「Government Analyst」、「Government Examiner of Questioned Documents」の定義を変更した。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-2/
			109	109条(4A)項の新設 (4A)項 警察官の面前で犯罪が行われたときは、当該警察官は犯罪の現場又はその付近にいる者及び被疑者の供述を録取する手続に進むことができ、当該警察官が当該犯罪の行われた場所を管轄する警察署に所属していなかった場合は、当該警察官は同警察署の担当者に事実を報告しなければならないと定める。 従前の(5)項を削除し、以下の条文と差し替える。 (5)項 (a) 警察官等が犯罪を現認していない場合の捜査開始の要件、捜査手続等について定める。 (b) 捜査を開始するに足りる理由がないと判断したときは捜査を開始してはならないと定める。	
			115	115条(1)項を削除し、以下の条文と差し替える。 本章の下での捜査を37条で定められた24時間以内に完了することができ、更なる捜査が必要と信ずべき理由があるときは、警察署の担当者又は調査官(inquirer)が、被疑者を当該事件を管轄する治安判事の下に送るとともに、当該治安判事に対して、当該事件に関して行われた捜査の過程で取り調べた証人の供述調書がある場合にはその要約と共に事件の報告を送らなければならないと定める。	
			116	116条(a)号の「情報が十分な根拠を有し又は更なる捜査が必要な場合」という文言を「情報が十分な根拠を有している場合」という文言に差し替える。 (b)号の「あらゆる当該武器」という文言を「あらゆる武器」という文言に差し替える。	
			118	118条(1)項を削除し、以下の条文と差し替える。 無令状で逮捕できない犯罪を捜査する者が、本法に基づき無令状で逮捕できる犯罪に関してのみ付与された権限を行使する必要があると判断したときは、治安判事の命令を得た上で、当該無令状で逮捕できない犯罪について当該権限を行使するものと定める。	
			135	(※全文掲載) 135条を以下のとおり改正する。 135条(1)項(c)号の「刑法190、191、192、193、196、197、202、203、204、205、206、207、223条」という文言を「刑法190、193、196、197、202、203、204、205、206、207、223条」という文言に差し替える。(※191、192、206条が削除された) 135条(1)項(e)号の「刑法第6章の下で処罰可能なあらゆる犯罪又は同法290条a又は291条bの下で処罰可能な犯罪」という文言を「刑法290条a又は291条bの下で処罰可能な犯罪」という文言に差し替える。 135条(4)項の次に以下の項目を追加する (5)項 本条では「その他の者」という表現は治安官を含むものと見なされなければならない。 (6)項 本条は法務長官が393条(7)項の下で権限を行使した事件には適用されないものとす。	



番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載 URL
			142	<p>(※全文掲載) 142 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (審理が進むときに適用される手続) 142 条 (1) 項 審理の対象となっている犯罪が Judicature Act の附則第 2 に定められた犯罪に該当する場合、審理の対象となつていない複数の犯罪のうちでもこれに該当する場合は法務長官が 145 条 (b) 号若しくは 393 条 (7) 項 (b) 号に基づき治安判事に対し予備審問を行うように命じた場合は、治安判事は、第 15 章に定められた手続に従わなければならない。 (2) 項 犯罪が治安判事裁判所において略式で審理可能な場合は、治安判事は、第 17 章に定められた手続に従わなければならない。ただし、当該犯罪が治安判事裁判所においては十分に処罰され得ないと考えるときは、それ以上の審理を止め、法務長官に事件記録を送付し、以後、法務長官の指示に従わなければならない。</p>	
			158	<p>(※全文掲載) 158 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (被告人が警察の供述調書を入力する権利があること) (1) 項 被告人は、公判に付されたとき、公判開始前の合理的な期間内に請求すれば、関連する資料が保管されている警察書の担当者から、治安判事の前で証言した証人の警察への供述調書の認証された写しの交付を受けることができる。その際には、大臣が規則で定めた金額を払わなければならない。ただし、その金額が定められるまでの間は、100 文字当たり 25 セントとする。 (2) 項 正式起訴が附則第 1 の第 8 列において治安判事により審理可能とされていない犯罪についてなされたときは、法務長官は、正義の観点から、被告人又はその弁護人に対し、正式起訴状に掲げられていない証人の供述調書を閲覧できるようにしなければならない。</p>	
			162	<p>(※全文掲載) 162 条 (2) 項 (b) 号を以下の文に差し替える。 本章に基づく予備審問が行われなかった場合には、被告人及び正式起訴状に掲げられた証人の警察官に対する供述調書</p>	
			281	<p>(※全文掲載) 281 条を以下のとおり改正する。 「16 歳未満」という文言を「18 歳未満」という文言に差し替える。</p>	
			393	<p>(※全文掲載) 393 条 (7) 項を新設する。 393 条 (7) 項 本法の他の規定にかかわらず、法務長官は、犯罪の性質又はその他の状況に鑑み、略式犯罪に関して、以下のことをなす得る。 (a) 高位裁判所に対して正式起訴状を送付すること又は (b) 予備審問において記録された証拠が正式起訴の準備に当たって必要であると法務長官が判断した場合、法務長官が特定したあらゆる犯罪に関して第 15 章の手続に従って予備審問を行うよう治安判事に指示すること。 その場合、当該犯罪は治安判事裁判所によって審理することはできない。 従前の (7) 項を (8) 項と改める。</p>	
			394	<p>「公判」に出席するため又は保釈を求めて高位裁判所に出頭する全ての者」という文言を「高位裁判所に出頭する全ての者」という文に差し替える。</p>	
			443	<p>(※全文掲載) 443 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (告訴告発を行った弁護士又は被告人が、審理が終結していようと継続していようとその全部又は一部の認証された写しを入力する権利があること) 443 条 裁判所の補助裁判官 (registrar) は、申立てがあれば速やかに (a) 法務長官に対して無料で (b) 告訴告発人又は被告人に対し 442 条で定められた金額の支払により 当該被告人に対する審理内容(継続していようと終結していようと)の全部又は一部の認証された写しを交付しなければならない。</p>	
			456A	<p>(※全文掲載) 制定法 456 条の次に 456 条 A として以下の条文を挿入する。 (本法の違反が告訴告発の有効性に影響しないこと) 456 条 A 本法の条文を遵守しなかったことは、その不遵守が実質的な損害を引き起こしていない限り、告訴告発、収容若しくは正式起訴の有効性又は証拠の許容性に影響しない。</p>	
4	1982	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 39 of 1982	243	<p>(※全文掲載) 243 条 (1) 項 (a) 号を以下のとおり差し替える。 (a) Bribery Act に基づく犯罪について高位裁判所における審理、当該審理の予備審問又は治安判事裁判所における審理で証拠を提供するために召喚された証人の出頭及び証拠の提出によって生じた又はこれに伴う費用を統合基金から支払うこと並びにその支払が許される条件について</p>	<a href="https://www.tamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-4/">https://www.tamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-4/</a>

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載URL
5	1985	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 49 of 1985	18	18 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (社会奉仕命令) 裁判所は、被告人の有罪時に拘禁刑を科し、又は有罪とされた者に罰金の未払いによる拘禁刑を科す代わりに、(以下)に定められた書式の下で、有罪とされた者に対して、指定された場所において、特定された奉仕活動を行うように命令し、下「社会奉仕命令」という。)することができることである。社会奉仕命令の内容や同命令が遵守されなかった場合の裁判所の措置等について定める。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-5/
6	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988	124	(※全文掲載) 124 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (治安判事が捜査を助けること) 124 条 申立てを受けた治安判事は、裁判所による適切な命令を発し、適切な令状を発することにより、捜査の遂行を助けるなければならない。特に、犯罪者を特定するために面通しを自ら行うこと又はその実施を許可することができる。その目的のために被疑者又はその他の者を当該面通しに参加するように求め、証人をして隠れた場所から人の特定をさせ、当該面通しの経過を自ら記録するが記録させることができる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-6/
			161	(※全文掲載) 161 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (陪審員による裁判を行わなければならない場合とそうでない場合) 本法及びその他の法律の規定に従い、全ての正式起訴に係る高位裁判所に係る起訴事件は当該裁判所の裁判官により審理されなければならない。ただし、起訴された犯罪のうち少なくとも1つが Judicature Act, No. 2 of 1978 の附則第 2 に定められたものである場合、公判は、被告人が陪審員により審理されることを選択した場合に限り、裁判官 1 名と陪審員によるものとしなければならない。	
			195	(※全文掲載) 制定法 195 条 (e) 号の次に以下の条文を挿入する。 「(ee) 正式起訴が陪審員による審理が可能ない犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するか否かを確認すること」	
			266	(※全文掲載) 266 条 (4) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 (a) 項 本法以外の法律の規定に従い、本条に基づく犯罪の和解はを有しない。 (b) 当該犯罪についての起訴が治安判事裁判所に係属していない場合、被告人に対する無罪判決としての効果を有する	
			414	414 条を以下のとおり改める。 414 条 (1) 項 政府鑑定人、政府の医官等が作成する文書等の証拠の許容性について定めた。 (5a) 項 制定法 414 条 (5) 項の次に以下の条文を挿入する。 (5a) 項 宣誓供述書により認証された(1) 項にいう公務員以外の公務員の書面による陳述で、当該公務員の職務に関する義務又は役割の履行若しくは執行に際してなされた行為に関連するものは、当該公務員が証人として呼ばれないとしても、本法の調査、審理又はその他の手続で証拠として提出されることのできる。	
			419	(6) 項にただし書きとして、以下の条文を加える。 裁判所が、(1) 項等に定めのある者の証言が必要と判断した場合は、証人として召喚できると定めた。 419 条 (1) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 419 条 (1) 項 非階級手続の終結時に、治安判事が、被告人に対し、人、物質又は物の特定に関する事実や、面通しが実施された場において証人が特定の人物を特定したという事実等について同意するかを確認しなければならず、被告人が当該同意をすることに弁護士を通じて合意した場合は、合意された事柄については宣誓を作成しなければならぬと定めた。	
			420	従前の 420 (1) 項を (2) 項に項番を改め、(1) 項として以下の条文を加える。 420 (1) 項 略式起訴又は正式起訴に係る公判の開始に際し、裁判所が、被告人に対し、人、物質又は物の特定に関する事実や、面通しが実施された場において証人が特定の人物を特定したという事実等について同意するかを確認しなければならず、被告人が当該同意をすることに弁護士を通じて合意した場合は、当該同意を記録しなければならぬと定めた。	
			451	(※全文掲載) 451 条 (2) 項を削除し、以下の条文と差し替える。 451 条 (2) 項 本法又はその他の法律にかかわらず、被告人は、450 条に基づいて行われた公判において宣告されたあらゆる判決、刑の言渡し又は命令に基づいて不服を申し立てることができる。	
7	1988	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 12 of 1988	2	定義規定である 2 条中の治安官の定義を改めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-7/



番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載URL
10	1989	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 15 of 1989	188	(※全文掲載) 188条(3)項を削除し、以下の条文と差し替える。 188条(3)項 (2)項の免責命令は、以下のいずれかの場合には無罪判決として機能する。 (a) 免責命令が撤回されず、かつ、同命令が下された日から1年以内に当該被告人に対する審理が再開されないこと。 (b) 当該事件が適切に再開され、かつ、免責命令が二度目に発せられたこと ただし、治安判事又はその他の再審裁判所において免責命令を撤回することの申立てが係属している場合は、免責命令は治安判事又はその他の裁判所が免責命令を撤回することを拒否する命令を下すまでは、1年間の期間が終了した場合も無罪判決として機能しないものとする。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-10/
11	1990	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 12 of 1990	433A	(※全文掲載) 制定法433条の次に以下の条文を433条Aとして挿入する。 (売買契約の目的としての占有について) 433条A(1)項 売買契約又はリース契約の下で貸し出された車両については、Motor Traffic Act(203章)に基づき当該車両の所有者として登録された者が本章の目的のために当該車両を占有する権利があるものとみなされる。 (2)項 (1)項の目的のために当該車両を占有する権利があるものとみなされる。 した者が本章の目的のために当該車両を占有する権利があるものとみなされる。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-11/
12	1993	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 4 of 1993	403	(※全文掲載) 403条を以下のとおり改正する。 403条(4)項を削除し、以下の条文と差し替える。 (1)項 治安判事又は高位裁判所の裁判官は、審問又は公判のいかなる段階においても、場合によっては、自らの裁量の下で、保釈不能な犯罪で起訴された者を保釈することができる。ただし、刑法114条、191条及び296条に基づき処罰可能な犯罪を犯した又は関与したものと主張され、又は同犯罪を犯した又は関与したものと疑いをかけられている者は、高位裁判所の裁判官による場合を除き、審問又は公判のいかなる段階においても釈放されなければならない。 (3)項の「治安判事は、法務長官の承認なしにその者を保釈してはならない」という文言を「その者は高位裁判所の裁判官によってのみ保釈される」に差し替える。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-12/
13	1995	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 4 of 1995	291	291条(4)項を削除し、以下のとおり差し替える。 (4)項 罰金刑のみの言渡し及び罰金を支払わない場合の拘禁刑の言渡しがあった場合について、罰金全額が支払われなかった場合に裁判所がとりうる措置や罰金の支払の方法等を定めた。	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-14/
14	1995	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 20 of 1995	303, First Schedule	執行猶予に関する条文及び附則第1の改正(省略)	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-13/
15	1997	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 19 of 1997	303, First Schedule	執行猶予に関する条文及び附則第1の改正(省略)	https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-15/
16	1998	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 28 of 1998	2	「児童虐待」及び「安全な場所」の定義を定める。	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb111s/eng11s/3497.pdf
			43A	(※全文掲載) 制定法43条の次に以下の条文を43条Aとして挿入する。 (1)項 36条及び37条の規定は、児童虐待の疑いをかけられている者又は被疑者を令状なしに逮捕しようとする警察官は、速やかにかつ逮捕時から24時間以内に、被逮捕者を当該事件の管轄を有する治安判事の前に連行しなければならない。 (3)項 (2)項の者の連行を受けた治安判事は、警察署長以上の階級の警察官又はその者の不在時には代理の警察官によって発行された証明書があれば、捜査の目的のためにその者を拘束する必要がある限り、3日間を超えない期間、その者を警察の拘束下に置くことを許可する命令を發することができ、 (4)項 捜査の終結時又は(3)項に基づく命令で特定された拘束期間の満了時のいずれか先の時点で、その者が治安判事の前に行き、本法の条文が適用されるものとする。	https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb111s/eng11s/3592.pdf
			451A	(※全文掲載) 制定法451条の次に以下の条文を451条Aとして挿入する。 (安全な場所に被害者を保護する令状) 451条A (1)項 児童虐待に関する正式起訴又は起訴がなされ、児童虐待の被害に遭ったとされる児童がケアと保護を必要とする裁判所が認めるときは、裁判所は、公判の間、当該児童がケアと保護を受けられる安全な場所に確保されるよう命令することができる。 (2)項 裁判所が、児童虐待の被害に遭ったとされる児童について、(1)項によりケアと保護を受けられる安全な場所に確保されるよう命令を下す場合、附則第2に定められた形式に則った令状が裁判所に提出され、裁判所の書記官(fiscal)に届けなければならない。ただし、(1)項に則った令状が裁判所に提出され、その者が治	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載 URL
17	1999	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 47 of 1999	453A  First Schedule Second Schedule 303	<p>(※全文掲載) 制定法 453 条の次に以下の条文を 453 条 A として挿入する。 453 条 A 全ての裁判所は、同裁判所において児童虐待の罪で起訴され又は正式起訴された者の公判及び児童虐待に係る有罪判決又は当該有罪判決に基づいて科された全ての刑に対する不服申立ての審理を優先しなければならぬ。 児童虐待に関する罪の分類を定める。 児童虐待に関する書式を定める。</p> <p>(※全文掲載) 303 条及び 304 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (拘禁刑の執行猶予) 303 条 (1) 項 裁判所は、本条の規定に従い、拘禁刑を犯罪者に宣告するに当たり、以下の事情に照らして適切と認めれば、書面による理由に基づき刑の全部又は一部を猶予する命令を発することができる。 (a) 刑が科された犯罪の法定刑の上限 (b) 犯罪者の性質及び重大性 (c) 犯罪者の有責性及び犯罪に対する責任の度合い (d) 犯罪者の従前の性格 (e) 犯罪者が行われたことから直接生じた傷害、損失又は損害 (f) 犯罪者について加重又は軽減要素の存在 (g) 全事情に照らして正当な範囲及び方法で犯罪者を処罰する必要性 (h) 犯罪者又はその他の者が同じ又は似た性質の犯罪を犯すことを防止する必要性 (i) 犯罪者が行った種類の行動を裁判所において非難し続ける必要性 (j) 犯罪者から被害者又はコミュニティを守る必要性 (k) 犯罪について起訴された者がその犯罪について有罪の答弁をした事実及びその者が真摯かつ真実に悔悟している事実 (l) 上記の事情のうち 2 つ以上の組合せ</p> <p>(2) 項 裁判所は、以下の場合には、拘禁刑の執行を猶予する命令を発してはならない。 (a) 刑が科された犯罪について法律が必要的な最低限の実刑を定めている場合又は (b) 犯罪者が猶予されていない拘禁刑の期間について服役しているか将来服役する場合又は (c) 犯罪者が保護観察又は条件付き釈放又は免責に服している間に犯罪が行われた場合又は (d) 犯罪者が科された拘禁刑の期間の合計又は同じ審理の中で犯罪者が複数の犯罪について有罪判決を受けた場合の拘禁刑の期間が 2 年間を超える場合</p> <p>(3) 項 刑の全部又は一部の執行が猶予される期間(以下「猶予期間」という。)は、裁判所により、刑の全部又は一部の執行を猶予する命令を発するに当たって (a) 決定され、かつ (b) 特定されなければならない。ただし、同期間は、刑の全部又は一部の執行を猶予する命令が発せられた日から 5 年未満であってはならない。</p> <p>(4) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告を受けた犯罪者は、以下の場合を除き、猶予された拘禁刑に服さないものとする。 (a) 猶予期間中に犯罪者が法律で拘禁刑を含む刑罰が定められた別の犯罪を犯したこと及び (b) 裁判所が (13) 項による命令を発したこと</p> <p>(5) 項 猶予期間は刑の全部又は一部を猶予する命令が発せられた日から起算して有効となるものとする。 (6) 項 猶予期間中に、犯罪者が、猶予期間について服役している間に経過し続ける。</p> <p>(7) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告を受けた者は、猶予期間の終了時に同刑に同じく免責されなければならない。 (8) 項 拘禁刑の執行猶予の宣告は、公職の資格停止若しくは剥奪又は年金若しくはその他の便益の没収若しくは停止を定める法律を除いて、法律の目的上拘禁刑の宣告とみなされなければならない。 (9) 項 (13) 項に基づき犯罪者が執行を全部猶予されていた拘禁刑の全部又は一部に附するよう命じられた場合、公職の資格停止若しくは剥奪又は年金若しくはその他の便益の没収若しくは停止を定める法律の目的上、犯罪者は、同項の下で命令が発せられた日に拘禁刑の宣告を受けたものとみなされなければならない。 (10) 項 (8) 項及び (9) 項の目的のためには、「法」とは、議会の制定法、規則、規則、議会の制定法の下で制定された法、年金に関する章書及び内閣による制定若しくは承認された法又は犯罪について被告人を有罪としかつ当該犯罪が別の法、裁判所が拘禁刑を法定刑とする又は法定刑の中を含む犯罪について被告人を有罪としかつ当該犯罪が別の犯罪の猶予期間内に行われた場合は、あらゆる裁判所は、当該被告人を (13) 項に基づき扱うことができる。</p>	<p>https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-17/ https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/sh/3742.pdf</p>

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載 URL
18	2002	Penal Code (Amendment) Act, No. 12 of 2002	304	<p>(12)項 (a) 被告人が拘禁刑を法定刑とする又は法定刑の中に含む犯罪について有罪判決を受け、かつ、別の犯罪の猶予期間内に当該犯罪が行われた場合は、(1)項に基づき別の犯罪について刑の執行猶予を宣告した裁判所に対してこのことを主張する告訴発発をすることができる。 (b) (a)号の下での告訴発発は (i) 何人によっても (ii) 猶予期間の終期から2年以内になされることことができる。 (c) (a)号の下での告訴発発は、文書によりかつ告訴発発人の宣誓供述書を添付しなされなければならない。 (d) 文書によりかつ宣誓供述書が添付された告訴発発が(a)号に基づき裁判所により受理された場合、裁判所は、刑の執行猶予を宣告された者及び(a)号に基づく告訴発発をした者を特定した場所、日付及び時刻に召喚しなければならぬ。 (e) (d)号に規定された者に対して発せられた召喚状はその者に個別に渡されるかその者が直近で居住していたとされる場所に置かれなければならない。 (f) (d)号の下で裁判所に出頭するように召喚を受けた者が召喚状にある裁判所に出頭しなかつた場合、裁判所は、その者を選捕する令状を発し、出頭させなければならない。 (13)項 (a) 裁判所は、(12)項の告訴発発を棄理し、ある者が法定刑が拘禁刑であるか拘禁刑を法定刑に含む犯罪について有罪判決を受け、かつ、当該犯罪について裁判所が刑の執行猶予を宣告した犯罪の猶予期間内に行われたものと認めるときは、(7)項の規定にかかわらず (i) 猶予された刑又はその一部を回復し、犯罪者にその期間服役するように命じ、又は (ii) 猶予された刑又はその一部を回復し、犯罪者にその期間服役するように命じ、又は (iii) 全部執行猶予の場合は命令の日から12か月以内で猶予期間を延長し、又は (iv) 刑の執行猶予の宣告に関して命令を下さず かつ、その者に対し25000ルピーを超えない罰金を科すことができる。 (b) 裁判所が、(a)号に基づき犯罪者に対し猶予されていた期間の拘禁刑に服するよう命じた場合、裁判所が別の命令をしない限り、その刑期は (i) 直ちに、かつ (ii) 犯罪者が既に服役中の又は服役予定の刑期と並行して進行するものとする。 (c) 裁判所は、刑の執行猶予の宣告後に生じた全ての状況又は裁判所において知る事となったその後の犯罪の事実を含め、全ての状況を考慮して不当と判断しない限りは、(13)項(a)号(i)又は(ii)又は(iii)に基づき命令を発することができる。仮に不当と判断すれば文書によりその理由を述べなければならない。 (d) (12)項に基づき告訴発発に關して裁判所が犯罪者を直ちに処分できない場合は、裁判所は、科すことができる条件の下でその者を釈放しなければならない。</p> <p>(※全文掲載) 304条 裁判所は、拘禁刑の執行を猶予する命令を発するに当たり (a) 犯罪者が理解できる言語をもって以下の事項について説明しなければならない。 (i) 発する命令の目的及び効果並びに (ii) 猶予期間において犯罪者が別の拘禁刑を伴う犯罪を犯した場合の結果 (b) 犯罪者の人定及び指紋採取に関する命令を下さなければならない。 (1)項 猶予期間中に、その後の犯罪によって裁判所による有罪判決を受けたが、当該裁判所が執行を猶予された刑の存在に気がつかず、犯罪者について同刑の処理を何らしなかつた場合は、当該執行を猶予された刑及びその後の犯罪の有罪判決について訴状を受け取った裁判所は、当該犯罪者に対し出頭場所及び時刻を特定した召喚状を交付するかその者の選捕状を交付することができる。 (2)項 (1)項の下で実行された召喚状又は選捕状は、犯罪者に対し、その後の犯罪に關して有罪判決を宣告した裁判所の下に出頭することを指示するものであること又は運行されること又は運行されること又は運行されたとき、当該犯罪者が出頭しなかつたときは、裁判所は、304条(1)項に基づき執行を猶予された刑について処理しなければならない。</p>	<a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gp111s/eng/ish/3044.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gp111s/eng/ish/3044.pdf</a>
19	2005	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005	17	<p>刑罰：305条 (※右は削除された条文)</p> <p>刑罰：135(1)(f)</p> <p>(※全文掲載) 17条(7)項を削除し、以下の条文と差し替える。 命じられた補償が治安判事裁判所によるものときは、同補償は、治安判事が罰金として通常科すことのできる金額を超えた場合でも、各被害者につき10万ルピーを超えてはならない。</p>	<a href="https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-18/">https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-18/</a> <a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gp111s/eng/ish/3641.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gp111s/eng/ish/3641.pdf</a>
123			123	123条の「唾液、尿、毛髪又は指の爪の試料」を「血液、尿、唾液、尿、毛髪又は指の爪の試料」に改める。	

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載。)	掲載URL
126A			改正対象条文 126A	<p>(※全文掲載) 制定法 126 条の次に以下の条文を 126 条 A として挿入する。</p> <p>126 条 A (ア) リバイの告知 (1) 項 高位裁判所に正式起訴された者は、以下の場合を除いて、公判においてアリバイ主張を支持する証拠を提出する義務を負わない。 (a) その者が捜査段階において当該事実を供述した場合 (b) 予備審問において当該事実を供述した場合 (c) 正式起訴後、公判開始の 14 日前までに、法務長官に通知して当該防衛の主張をした場合 ただし、裁判所は、被告人がアリバイの主張をする前記期限に遅れた事情を示すのに十分な証拠による説明があることを認めれば、被告人をして、検察側が事件の主張立証活動を終了する前であれば、いつでもアリバイの主張をすることを許すことができる。</p> <p>(2) 項 原供述は、その者がいたと主張する時刻及び場所並びにその者のアリバイを支持する証拠を提供し得る者がいればその者に関する全ての情報を含んでいなければならない。 (3) 項 本項の目的に関して「アリバイを支持する証拠」とは、被告人が、特定の時刻に特定の場所又は地域に存在していたために、犯罪が行われたとされる時刻に犯罪が行われたとされる場所にいなかった又はいなかったであらうことを示す証拠を意味する。</p>	
147			147	147 条の「認証された写し 2 部」という文言を「認証された写し 3 部」という文言に差し替える。	
154			154	<p>(※全文掲載) 154 条の従前の条文を (1) 項とし、その次に以下の条文を加える。 (2) 項 被告人は、高位裁判所の公判に付されるに当たり、裁判所に對し、高位裁判所に正式起訴されるならばより軽い罪について有罪の答弁をする意思があることを陳述でき、治安判事は当該陳述を記録しなければならない。ただし、当該陳述がなされた事実は、被告人が高位裁判所における審理に進むことを妨げてはならない。ただし、当該陳述がなされた事実は、公判において被告人に不利に働いてはならない。 (3) 項 高位裁判所に正式起訴された被告人が、正式起訴の中で有罪判決宣告の可能性のあるより軽い罪について有罪を答弁する意思があることを陳述し、裁判所において同答弁を受け入れる場合、裁判官は、被告人に刑を言い渡すに当たり、被告人が治安判事裁判所においてより軽い罪について有罪答弁をする意思を表明した事実を考慮しなければならない。 (4) 項 被告人が (2) 項の陳述をした事実は、裁判所又は法務長官に対して、被告人が高位裁判所において同裁判所に正式起訴された事実のうち被告人が有罪判決を宣告される可能性のあるより軽い罪について高位裁判所において有罪の答弁をしたことを受け入れる義務を課すものと読まれ解釈されてはならない。</p>	
197			197	<p>(※全文掲載) 197 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (有罪答弁及び死刑の言渡し) 197 条 (1) 項 被告人が以下について有罪の答弁をした場合は (a) 正式起訴された犯罪又は (b) 当該正式起訴について有罪となる可能性のある犯罪のうちより軽い犯罪について、かつ、裁判所及び法務長官が同答弁を受け入れるとき かつ裁判官において被告人が当該答弁の効果を正しく理解しているものと認めるときは、当該答弁は正式起訴状況に記録されなければならない。その時点から被告人に有罪を宣告してもよい。ただし、当該答弁がなされた犯罪が謀殺であった場合は、裁判官は、答弁を受け入れることを拒むことができ、被告人が無罪の答弁をした場合と同し方法により公判を進めることができる。 (2) 項 裁判官は、被告人に対して刑を言い渡すに当たり、被告人が当該答弁をした事実を考慮しなければならない。</p>	
205			205	<p>(※全文掲載) 205 条を削除し、以下の条文と差し替える。 (有罪答弁及び死刑の言渡しについて 197 条が適用されること) 205 条 被告人が正式起訴された犯罪又は当該正式起訴について有罪となる事実に基づき、被告人が有罪の答弁をした場合は、197 条の規定を適用するものとする。</p>	
263			263	263 条 (1) 項の「自らの宣誓書又は出頭についての保証人の存在をもって、ただし、高位裁判所における全ての公判は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、速に行われなければならない」と改める。	
20	2005	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 15 of 2005			https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-special-provisions-2/
21	2005	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 21 of 2005	14	14 条 (c) 号 (打ち打ち刑) を削除する。 14 条 (d) 号の「言い渡された刑のうちいずれか 2 つ」を「言い渡された刑のうちいずれか」と改める。	<a href="https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-19/">https://www.lawnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-19/</a> <a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb1115/eng/lsh/5649.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb1115/eng/lsh/5649.pdf</a>

番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載URL
			299	299条(3)項の「逃亡した有罪被告人に対して死刑又は拘禁刑の有無にかかわらず罰金刑又はむち打ち刑が宣告された場合、当該判決は、死刑又は罰金刑又はむち打ち刑については、これ以前の規定に従って直ちに効力を有するものとする」という文言を「逃亡した有罪被告人に対して死刑又は拘禁刑の有無にかかわらず罰金刑が宣告された場合、当該刑の重減しは、死刑又は罰金刑については、これ以前の規定に従って直ちに効力を有するものとする」という文言に差し替える。	
			317	317条(1)項(a)号を削除。 317条(2)項「(a)号で言及された事件を除いた全ての事件」という文言を「全ての事件」に改める。 むち打ち刑に関する条文を削除	
22	2006	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 7 of 2006	First Schedule	省略	<a href="https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-20/">https://www.lamnet.gov.lk/code-of-criminal-procedure-amendment-20/</a>
23	2007	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 42 of 2007		省略	<a href="https://www.lamnet.gov.lk/act-no-42-of-2007/">https://www.lamnet.gov.lk/act-no-42-of-2007/</a>
24	2013	Code of Criminal Procedure (Special Provisions) Act, No. 2 of 2013		省略	<a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/5917.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/5917.pdf</a>
25	2016	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 18 of 2016	431	改正前の(1)項に「29条の下で取得された財産又は何らかの犯罪が行われたという疑いを生ぜしめる状況下で盗まれたり発見されたもの」と主張されている財産の警察官による差押えは治安判事に直ちに報告されなければならない。当該治安判事は当該財産を所持する権利を有する者から財源を引き渡すため又はその者を確定できない場合は当該財産を保管及び提出するための適切な命令を発しなければならない。また、改正前の(2)項に「当該権利を有する者が明らかであるときには、治安判事は、当該財産を治安判事が適当と考える条件の下に引き渡すよう命ずることができる。当該権利を有する者が治安判事にとり明らかでないときには、治安判事は、同財産がどのような物品で構成されているかを特定し、これに関する主張がある者に、公示から6か月以内に治安判事の前に出頭し自らの主張を立証することを求める通知を公示しなければならない。」と定められていたところ、同項の「6か月」を「2か月」に改めた。さらに、改正前の(3)項に「その財産が2500ルピー以上の価値がある場合には、治安判事が適当と考える場合には、当該通知はシンハラ語、タミル語及び英語で出された新聞紙に少なくとも一度掲載されることができ」と定められていたところ、10000ルピー以上に改めた。	<a href="http://documents.gov.lk/files/act/2016/11/18-2016_E.pdf">http://documents.gov.lk/files/act/2016/11/18-2016_E.pdf</a>
			432 432A	431条の改正に合わせて小見出しを変更するもの。 (※全文掲載) 制定法432条の次の条文を432条Aとして挿入する。 432条A(1)項 当該物を占有する権利を有する者が、2か月以内にその主張を適切に行った場合は、治安判事は、治安判事が適切と考える条件の下で当該物をその者に戻すように命令しなければならない。ただし、当該物を占有する権利を有する者が、当該物を占有することに同意しない場合は、当該物は治安判事の命令の下で売却することができる。 (2)項 当該売却で得られた利益は、当該事件の判決が宣告されるまでは、政府が所有する銀行に開設された預金口座に保管されるものとする。 (3)項 (1)項に定められた物を占有する権利を有する者は当該物の価値を手に入れるために定められた機式及び方法に従って申請を出さなければならない。支払は当該事件の記録された決定に従ってなされるものとする。 (4)項 (2)項 預金口座の運営及び管理方法を定めた規則が制定されるものとする。	<a href="http://documents.gov.lk/files/act/2018/5/11-2018_E.pdf">http://documents.gov.lk/files/act/2018/5/11-2018_E.pdf</a>
26	2018	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 2018	122A	(※全文掲載) 制定法122条の次の以下の条文を122条Aとして挿入する。 122条A(1)項 12歳以上で14歳未満の児童によって行われたとされた犯罪を捜査する警察署の担当者である警察官は、当該児童の親又は監護者の同意の下で、(2)項に定められた専門家によって構成された鑑識分野のチームをして、当該児童が十分に成熟した理解力を有しているか否かについて、当該事件の管轄を有する治安判事が以下の事項を決定することを可能にする報告を得るために当該児童について検査させることができる。 (a) 行われたとされる犯罪の性質及び状況を考慮に入れた上での当該児童の責任の程度 (b) 当該児童が何らかのセラピー又は以下の人員を必要としているか否か (2)項 関連する郡における司法医官 (a) 小児又は思春期の精神科医 (b) 心理学者 (c) 心理学者	



番号	改正年	法律名	改正対象条文	改正概要(※改正法の全文を掲載した場合には「※全文掲載」と記載)	掲載URL
27	2021	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2021	43B	<p>(3)項 児童の親又は監護者が前記の検査に同意しない場合は、警察署の担当者は、当該事件の管轄を有する治安判事に対し、当該児童を検査する当該複数分野のチームを形成する権限を与える命令を発するよう申し立てなければならない。</p> <p>(4)項 関連する郡の司法医官が利用可能でない場合は、犯罪を捜査する警察署の担当者は、(1)項にいう報告書を入力するために他の郡の司法医官の助力を得なければならない。</p> <p>(5)項 当該複数分野のチームは、警察署の担当者に対しその報告を行い、当該担当者は、治安判事に対し、治安判事が(1)項に定める事項について、刑法76条の規定を考慮し入れた上で意見を形成し決定を下すことを助けるため、当該報告を行わなければならない。</p> <p>(6)項 (1)項に定める児童は、小児精神科医及び心理学者の監督及び評価の下で定められた方法によるリハビリを受けなければならない。</p> <p>(※全文掲載)            制定法43Aの次に以下の条文中を43Bとして挿入する。            43B(1)項 治安判事は、自らか任命された司法郡内に位置する全ての警察署を、毎月少なくとも1回は、当該警察署において警察の拘束下にある被疑者が、1994年拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する法律」に定められた範囲で保護されていることを確認しなければならない。</p> <p>(2)項 (1)項の目的のため、警察署を訪れる治安判事は            (a) 自ら被疑者と面会し、被疑者が警察署で拘束されている中で心身ともに健康であること、福祉及び状態を勇張らなければならない。かつ            (b) 自らの視察結果及び被疑者が述べるいかなる不満も記録しなければならない。</p> <p>(3)項 治安判事は、被疑者が拷問を受けている可能性があるかと判断したときは、被疑者を司法医務官又は政府医官による医学検査のためにこれらの者の下に連れて行くこと及び当該医官から治安判事に対し報告することを指示することができる。</p> <p>(4)項 当該医官による報告が、被疑者が拷問にさらされている事実を明らかにしたときは、治安判事は、被疑者に対して必要な医療を提供し、かつ当該被疑者の拘束場所を変更する指示を含む適切な命令を発しなければならない。</p> <p>(5)項 治安判事は、警察の監査官に対し、主張されている拷問について、法務長官が当該拷問を行ったとされている者に対する刑事手続を開始することができるように捜査を開始することを指示しなければならない。</p>	<a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6271.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6271.pdf</a>
28	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022	195A, 208	PTCの導入	<a href="http://documents.gov.lk/files/act/2022/02-2022_E.pdf">http://documents.gov.lk/files/act/2022/02-2022_E.pdf</a> <a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6290.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6290.pdf</a>
29	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 18 of 2022	442	裁判所の判決又は終局決定によって影響を受けた者が、判決、証言録取書、終局決定又は記録の一部の写しを入力する場合の費用について、従前の条文中で100文字当たり25セントと定めていたところ、司法担当の省の次官が定める金額による旨改正したものの。また、ただし書きにより、告訴書発人及び被告人については、判決及び終局決定の写し各1部を無料で入手できると定められた。	<a href="https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6290.pdf">https://www.parliament.lk/uploads/acts/gb11s/eng/1sh/6290.pdf</a>
30	2022	Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 38 of 2022	443 281 286 288	442条の改正に合わせて、審理内容の写しを交付する要件を改めたもの。 281条の「裁判所には18歳未満であると思料される」という文言を「その者により当該犯罪が行われた時点で18歳未満であった」に差し替える。 改正前の286条は、同条及び288条の文言中の「大統領」がスリランカの大統領を意味すると定めていたところ、改正前の288条に、「刑法53条の下で大統領の定める期間拘禁されるという刑の言渡しを受けた者は、他の法律の規定にかかわらず、大統領が適宜定める場所及び条件の下で拘禁されるものとし、その拘禁の期間中は法的な拘束を受けているものとみなす」と定められていたのが、改正により「大統領」が288条の文言に含まれなくなることに伴い、286条についてのみ「大統領」の定義を定めたもの。 (※全文掲載) 288条を削除し、以下の条文中を差し替える。 刑法(第19章)の53条に基づき刑の言渡しを受けた者は、18歳未満の者の拘禁のために成文法で設立された機関において、判決に定められた期間にわたり、当該成文法の規定に従って拘禁されるものとする。	<a href="https://documents.gov.lk/files/act/2022/11/38-2022_E.pdf">https://documents.gov.lk/files/act/2022/11/38-2022_E.pdf</a>

# ASEANの基本構造と法務・司法分野に関する ASEAN分野別会議等の近時の動向

国際協力部教官

福島 崇之

## 第1 はじめに

筆者は、2019年8月から2022年9月までの約3年1か月間、法務省から外務省に出向し、インドネシア・ジャカルタにある東南アジア諸国連合（The Association of Southeast Asian Nations。以下「ASEAN」という。）日本政府代表部（以下「ASEAN代表部」という。）に一等書記官として勤務した。法務省からASEAN代表部に職員を派遣するのは当職が初めてであり、文字どおり一からのスタートであったが、直接の代表部のカウンターパートであるASEAN事務局（ASEAN Secretariat）だけでなく、ASEAN各国の法務・司法当局、各国のASEAN代表部及びその他の関係機関の協力や支援にも恵まれ、2021年10月には法務に関するASEAN分野別会議<sup>1</sup>であるASEAN高級法務実務者会合（ASEAN Senior Law Officials Meeting。以下「ASLOM」という。）と我が国法務省との間での協議（以下「日ASLOM協議（ASLOM-Japan Consultation）」という。）を他のASEANの対話パートナー（Dialogue Partner：DP）<sup>2</sup>に先駆けて開催した。同協議は我が国とASEANの法務・司法分野に関する重要な対話プラットフォームとして継続的に開催していくことが期待されており、昨年10月も議長国フィリピンの下で第2回日ASLOM協議が開催され、今後も継続して開催していくことが期待される。

そして、日ASEAN友好協力50周年を迎える今年7月には、ASEANの外部パートナー（External Partner：EP）として初めて法務・司法分野における閣僚級会議「日ASEAN特別法務大臣会合（ASEAN-Japan Special Meeting of Justice Ministers。以下「AJSMJ」という。）」を東京で開催するとともに、同時期に同所で開催したG7司法大臣会合との合同セッションである「ASEAN-G7法務大臣特別対話（ASEAN-G7 Justice Ministers' Interface。以下「特別対話」という。）」を開催した<sup>3</sup>。AJSMJでは、成果文書として「日ASEAN特別法務大臣会合共同声明」（以下「共同声明」という。）が採択されるとともに、今年2月に開催された日ASEAN準備会合（以下「準備会合」という。）で採択された「日ASEAN法務・司法作業計画（ワーク

<sup>1</sup> 後述するASEAN分野別閣僚級会議とその下位機関の総称をいう。以下同じ。

<sup>2</sup> 対話パートナーはASEANの外部パートナー（External Partners：EP）の地位の1つである（ASEAN憲章第44条第1項）。同項は、そのほかの外部パートナーの地位として、分野別対話パートナー（Sectoral Dialogue Partner）、開発パートナー（Development Partner）、特別オブザーバー（Special Observer）及びゲスト等を列挙しているが、対話パートナーは同項で最初に挙げられているため、一般的には外部パートナーの地位の中で最も重要と考えられている。

<sup>3</sup> AJSMJ、G7司法大臣会合及び特別対話は、今年7月6日及び7日に同一会場で連続して開催されているところ、主催者である法務省は、これらの会議及びその関連行事等を「司法外交閣僚フォーラム」と称している。G7とASEANの法務・司法閣僚が一堂に会する機会を設けることは、他分野のG7閣僚級会合を見ても例がなく、AJSMJの開催とともに初めて尽くしの国際会議となった。

プラン)」（以下「作業計画」という。）が承認された<sup>4</sup>。これらの成果文書は、日ASEANの法務・司法分野における中長期の協力目標として位置付けられ、今後はこれらの文書に記載された協力項目を実行に移していくこととなる<sup>5</sup>。

これまで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）が関係機関と連携して行ってきた法制度整備支援活動は二国間の支援が中心であり、多国間の支援は限定的であった。1967年のバンコク宣言により発足したASEANは、2007年にASEANの機構の強化及び意思決定プロセスの明確化を目的としてASEAN憲章（ASEAN Charter）を採択した上、2015年には「ASEAN政治・安全保障共同体（APSC）」、「ASEAN経済共同体（AEC）」及び「ASEAN社会・文化共同体（ASCC）」の3つの共同体から成る「ASEAN共同体（ASEAN Community）」の設立を宣言し、2025年を目標年とする長期目標「ASEAN共同体ビジョン2025」及び各共同体ブループリントを採択するなど、地域政府間組織として政治・安全保障、経済及び社会文化の3つの局面での統合の深化を目指している。2019年には、ASEANは「インド太平洋に関するASEANアウトルック（ASEAN Outlook on the Indo-Pacific：AOIP）」を採択し、アジア太平洋及びインド洋地域に関する指針を自ら打ち出すなどしている。ASEANは、これらの目標や指針を達成すべく、現在様々な取組を行っているが、我が国もこれらのASEANの取組を支援又は協力することにより、ASEAN各国に対する支援及び協力との相乗効果を発揮し、あらゆる面で重要なパートナーであるASEAN及びASEAN各国との関係を強化することが可能となる。当部も、この日ASEAN友好協力50周年を迎える記念すべき年に、これまでASEAN各国で行ってきた二国間の法制度整備支援の取組に加え、ASEANとのマルチの協力も更に強化すべく、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとして、関係者を招いて「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援～日本とASEANのグッド・プラクティスから、『ビジネスと人権』に関連する紛争解決と法制度整備支援の果たすべき役割を考える～」と題する公開シンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催した<sup>6</sup>。

このようなASEANの自律的な取組を支援するためには、これらの活動がどのようなメカニズムで行われ、ASEANとしてどのような分野で発展を必要としているかを理解することが必要不可欠である。そこで、当職は、本稿において、ASEAN憲章等の基本文書を基に、ASEAN代表部での勤務経験で得た知識及び情報も加えつつ、その全体像の構築を試みることにしたい。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の

<sup>4</sup> 特別対話では、共同議長声明を発表するとともに、我が国から、ASEANとG7双方の法務・司法分野の次世代を担う若手職員が交流し、信頼関係を構築する場として「ネクスト・リーダーズ・フォーラム」の開催を提唱した。この取組もASEANとG7の連携として注目すべきものであるが、本稿では割愛する。

<sup>5</sup> 通常、ASEAN分野別会議は、ASEAN内で作業計画や行動計画を策定し、その後我が国を含む外部パートナーとの間で必要に応じて作業計画や行動計画を策定するという手順を踏むところ、法務・司法分野のASEAN分野別会議であるASEAN法務大臣会合（ASEAN Law Ministers Meeting：ALAWMM）及びASLOMがこれまで作業計画や行動計画を策定したことはなく、我が国との間で採択した作業計画が初めてであった。今回の作業計画の採択及び承認は、ASEAN内の作業計画や行動計画を持たないまま特定の外部パートナーとの間でのみ作業計画を策定するという点で非常に特殊であるといえる。

<sup>6</sup> 本シンポジウムの具体的な内容については、本号掲載の國井前ICD教官による記事をご参照いただきたい。

私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 ASEANの概要

### 1 ASEANの歴史

ASEANは、1967年8月8日に採択されたバンコク宣言によって設立された<sup>7</sup>。設立当初の加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国であり、1984年に英国から独立したブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオス及びミャンマー、1999年にカンボジアがそれぞれ加盟した。その後、20年以上にわたりASEANの10か国体制が続いたが、2022年11月の第40回及び第41回ASEAN首脳会議において東ティモールのASEANへの加盟が原則承認された<sup>8</sup>。今年5月に開催された第42回ASEAN首脳会議において、東ティモールのASEANへの正式加盟に向けたロードマップが採択され、今後は同ロードマップに記載されている目標を達成するための取組を実施していくことが期待される<sup>9</sup>。なお、ASEANの正式加盟のための要件については後述する。

ASEANは、1990年代後半に発生したアジア通貨危機や中国・インドの台頭等を受け、強力な共同体の構築が必要であるという機運が高まり、2003年の第9回ASEAN首脳会議において採択された第二ASEAN協和宣言（Declaration of ASEAN Concord II）において、2020年までにASEAN共同体（ASEAN Community）を構築することで合意し、更に、2007年の第12回ASEAN首脳会議において、ASEAN共同体の設立を2015年に前倒しした。これと時を同じくして、同年にはASEAN共同体の創設に向けてASEANの機構強化及び意思決定過程の明確化を目的に起草されたASEAN憲章が加盟全10か国の首脳によって署名され、翌2008年に発効した。そして、2009年にはASEAN共同体設立に向けたロードマップを示した「ASEAN共同体ロードマップ2009-2015（Roadmap for an ASEAN Community 2009-2015）」を発表し、2015年、APSC、AEC及びASCCの3つの共同体からなるASEAN共同体が発足した。同年、「ASEAN共同体ビジョン2025」及び同ビジョン実現のための各共同体の具体

<sup>7</sup> ASEAN憲章第39条により、8月8日はASEAN設立記念日に指定されており、現在も同日にはASEAN内で祝賀行事が行われている。

<sup>8</sup> 2022年11月10日のASEAN首脳会議で採択された「東ティモールのASEAN加盟申請に関する共同声明（ASEAN Leader's Statement on the Application of Timor-Leste for ASEAN Membership）」において、同国のASEANへの加盟が原則承認されるとともに（第1パラグラフ）、正式加盟までの間、同国にオブザーバーの地位が付与され、同国はASEAN首脳会議を含め、すべてのASEANの会合に出席することが認められた（第2パラグラフ）。また、同共同声明により、ASEAN全加盟国及び外部パートナーは東ティモールの能力構築その他ロードマップ達成に必要な支援を全面的に提供することとされた（第4パラグラフ）。残念ながら同ロードマップは公表されていないため、具体的な支援案について同ロードマップを基に論じることは困難であるが、この規定により、我が国が実施している東ティモールに対する法制度整備支援も、対ASEAN協力の1つとして位置付けることが可能であると考えられる。

<sup>9</sup> 東ティモールの正式加盟については、同ロードマップに記載されている目標の達成が必要となるため、その時期は現時点では不明であるが、ジョゼ・ラモス＝ホルタ同国大統領は、今年8月にインドネシアで行われた会合の場において、「2025年に正式加盟を果たすことができれば理想的である。」と述べている。ASEAN憲章によりASEAN議長国は毎年アルファベット順持ち回りで務めることとされているため、仮に2025年に正式加盟が実現した場合、東ティモールは2030年に初めてASEAN議長国を務めることとなる（同国はアルファベット順でタイとベトナムの間に入る。）。ただし、今年9月に行われた第43回ASEAN首脳会議において、ミャンマーが2026年の議長国を辞退し、承認されたため、その予測どおりとなるかどうかについては不明である。

的な行動目標を定めた3つの「ASEAN共同体ブループリント」を採択するとともに、2019年にはAOIPを採択し、アジア太平洋及びインド洋地域に関する指針を自ら打ち出すなどして現在に至っている。

他方、我が国とASEANの関係は50年前の1973年に始まった。当時、ASEAN<sup>10</sup>と我が国の間では合成ゴムの輸出入をめぐる貿易摩擦が生じており、各国で大規模な反日デモが行われるなど、日ASEAN関係は緊張状態にあった。これに対処すべく、1973年、「日ASEAN合成ゴムフォーラム」が開催され、この問題の解決に向けて協議が行われた。同フォーラムは、日ASEANによる初めての対話の機会であり、同フォーラムの創設により、1973年は「日ASEAN友好協力元年」と位置付けられることとなった。この日ASEAN合成ゴムフォーラムの成功を契機に日ASEAN関係は発展し、1977年には初めてとなる日ASEAN首脳会議が開催され、福田赳夫総理大臣（当時）により対ASEAN外交三原則、いわゆる「福田ドクトリン」が表明された<sup>11</sup>。その後もASEAN主導の地域協力の枠組みとして、1994年にASEAN地域フォーラム（ASEAN Regional Forum：ARF）、1997年にASEAN+3（APT）、2005年に東アジア首脳会議（East Asia Summit：EAS）がそれぞれ構築されているが、日本はいずれの枠組みにも参加しており、ASEANの対話パートナーとして確固たるパートナーシップを築き上げている。我が国は、2010年に非ASEAN加盟国として初めてASEAN事務局があるインドネシア・ジャカルタに常駐の大使を任命・派遣するとともに、2011年には米国に次いで2番目にASEAN常駐代表委員会（Committee of Permanent Representative：CPR）及びASEAN事務局をカウンターパートとする在外公館「ASEAN日本政府代表部」を設置し、様々なレベルや分野において協力関係を構築・強化して今日に至っている。

## 2 ASEAN憲章の概要

(1) ASEANの基本理念、機関及び意思決定プロセスは、前述のとおり、2007年11月20日の第13回ASEAN首脳会議で採択され、2008年12月15日に発効したASEAN憲章によって定められている。同憲章は前文(Preamble)<sup>12</sup>、本文13章(Chapter)全55条(Article)及び4つの付属文書(Annex)で構成されており、各章の表題は以下のとおりである。

第1章 目的及び原則 (Purposes and Principles)

第2章 法人格 (Legal Personality)

第3章 加盟国 (Membership)

<sup>10</sup> 前述のとおり、1973年当時のASEAN加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国のみである。

<sup>11</sup> 全文は割愛するが、①日本は軍事大国にならない、②ASEANと「心と心の触れ合う」関係を構築する、③日本とASEANは対等なパートナーである、の3つの原則を指す（外務省「日本とASEAN」P3参照）。

<sup>12</sup> 前文は全13パラグラフで構成されており、ASEAN憲章の成立過程や尊重すべき基本理念について述べられている。

- 第4章 機構 (Organs)
- 第5章 ASEAN関連組織 (Entities associated with ASEAN)
- 第6章 特権及び免除 (Immunities and Privileges)
- 第7章 意思決定 (Decision-Making)
- 第8章 紛争解決 (Settlement of Disputes)
- 第9章 予算及び財政 (Budget and Finance)
- 第10章 運営及び手続 (Administration and Procedure)
- 第11章 アイデンティティ及びシンボル (Identity and Symbols)
- 第12章 対外関係 (External Relations)
- 第13章 一般及び最終規定 (General and Final Provisions)

ASEAN憲章は、いわば「ASEANの憲法」ともいうべきASEANの基本的事項を規定する加盟国間の国際約束であるが、欧州連合（EU）とは異なり、加盟国の主権の一部を委譲する形態の地域統合を採用せず、加盟国の主権を最大限尊重する立場を採っているため、通常の憲法や基本法とは異なる構成となっている。以下、ASEAN憲章のうち、重要な条文等について見ていくこととしたい（本項に掲げられている章番号及び条文番号はすべてASEAN憲章上の章又は条文である。）。

(2) 第1章

ア まず、第1条は、ASEANの目的として以下の15の項目を定めている。具体的な内容は以下のとおりである。

- 平和、安全及び安定の維持並びに平和志向の価値を強化すること（第1号）
- 政治・安全保障、経済及び社会文化協力の推進により地域の強靱性を向上させること（第2号）
- 核兵器及びその他の大量破壊兵器のない地域としての東南アジアの立場を保持すること（第3号）
- 市民及びASEAN加盟国が正当、民主的かつ調和のある環境で平和に暮らすことができる状態を保障すること（第4号）
- 貿易及び投資の促進による経済的に統合された高度に競争的で安定・繁栄した単一市場及び生産拠点を形成すること（第5号）
- 相互支援・協力を通じてASEAN内における貧困の減少及び開発格差を是正すること（第6号）
- ASEAN加盟国の権限及び責任の範囲内における民主主義、グッドガバナンス及び法の支配の強化並びに人権及び基本的自由を推進・保護すること（第7号）
- 包括的安全保障の原則に従ったあらゆる形態の脅威や国境を越える犯罪等に対して効果的に対応すること（第8号）
- 地域環境の保護、天然資源の持続可能性、文化財の保全及び市民の生活の質

の向上に配慮した持続可能な開発を推進すること（第9号）

- 教育や生涯学習、科学技術における緊密な協力を通じた人材開発により市民及びASEAN共同体の能力を強化すること（第10号）
- 人間開発、社会福祉及び司法への公平なアクセスの機会を保障することにより市民の幸福及び生活を向上させること（第11号）
- 安全かつ薬物のない環境の構築に関する協力を強化すること（第12号）
- 社会のあらゆるセクターがASEANの統合及び共同体創設に参加しその利益を享受できる市民志向のASEANを推進すること（第13号）
- 多様性のある文化及び地域の伝統・財産に対する意識の更なる醸成を通じてASEANのアイデンティティを推進すること（第14号）
- 地域における最も重要な原動力としてのASEANの中心性（centrality）及び積極的な役割並びに透明性・包摂性のある開かれた地域の枠組みにおいて外部パートナーとの協力関係を維持すること（第15号）

イ 次に、第2条1項は、第1条の目的を達成するため、ASEAN及びASEAN加盟国は各種宣言や条約等に規定されている基本原則（fundamental principles）を遵守することを定め、同条2項は、ASEANの原則として以下の14の項目を定めている。

- ASEAN各国の独立、主権、平等、領土の保全及び国家のアイデンティティを尊重すること（第(a)号）
- 地域の平和、安全及び繁栄に向けた共通のコミットメント及び共同の責任を遂行すること（第(b)号）
- 侵略並びに脅威、武力又はその他の国際法に抵触する方法による行為を放棄すること（第(c)号）
- 平和的な紛争解決を信頼すること（第(d)号）
- ASEAN各国の内政に対して不干渉であること（第(e)号）
- 外部の干渉、転覆及び抑圧等を受けずに国家を牽引するASEAN各国の権利を尊重すること（第(f)号）
- ASEAN共通の利益に深刻な悪影響を及ぼす事項について協議する体制を強化すること（第(g)号）
- 法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則及び立憲政治を遵守すること（第(h)号）
- 基本的自由、人権の推進・保護及び社会正義の実現を尊重すること（第(i)号）
- ASEAN各国が締約国となっている国連憲章及び国際人道法等の国際法を支持すること（第(j)号）
- ASEAN各国の主権、領土の保全、政治的・経済的安定に対する脅威となるあらゆる活動に参加しないこと（第(k)号）

- 多様性の中の連帯の精神における共通の価値を強調しつつASEAN内の異なる文化、言語及び宗教を尊重すること（第(1)号）
- 積極性、外向性、包摂性及び非差別性を維持しつつ外部との政治的・経済的・社会文化的な関係においてASEANが中心的な存在となること（第(m)号）
- 市場主導の経済において、経済上のコミットメントの効果的な実施及び地域経済統合に対する障壁の縮小・撤廃に向け、貿易に関する多国間のルール及びASEANのルールに基づく体制を遵守すること（第(n)号）

ウ これらの目的及び原則は、いずれもASEANの存在意義やASEANが最も重要と考える価値を列挙したものであり、ASEANの意思決定や各文書の解釈等にも大きな影響を及ぼしていることから、日ASEAN協力の場面でもこれらの目的や原則に即して検討することが非常に重要である。特に、第2条第2項(a)号によって導かれる加盟国の主権の尊重、同項(e)号や(f)号等の内政不干渉の原則、ASEANの性質及びこれらの目的や原則の趣旨から導かれる「ASEAN一体性」の原則<sup>13</sup>は、2021年2月に発生したミャンマーのクーデター以降、同国の取扱いをめぐる議論においてしばしばASEAN内で取り上げられる原則であり、同国に対して特定の行為を求める又は特定の行為を禁じる場合、これらの原則との関係で問題が生じる可能性がある<sup>14</sup>。

また、同項第(m)号によって導かれる「ASEAN中心性の原則」も、日ASEAN協力について議論する上でしばしばASEANから主張される原則であり、例えば、全世界又はASEANより広範な地域に及ぶ枠組みによる協力案件の場合、ASEANがその枠組みにおいて中心的役割を果たしていない限り、たとえASEAN全加盟国が参加するものであっても対ASEAN協力と認定しないことがあるという点で問題となる<sup>15</sup>。

### (3) 第2章

第2章は第3条のみで構成されており、同条によりASEANは政府間機関(inter-governmental organization)として法人格を付与されている。したがって、ASEANは各ASEAN加盟国とは別に条約等の国際合意の当事者となることがで

<sup>13</sup> ASEAN憲章第1条及び第2条には「ASEAN一体性 (unity)」の文言そのものは見当たらないが、対外関係を定めた第41条4項には、「ASEANの対外関係の実施に当たり、ASEAN加盟国は、一体性及び団結 (unity and solidarity) に基づき、共通の地位を確立し連帯した行動を追求するための調整と努力を行わなければならない。」旨の規定があり、ASEAN一体性の原則を当然の前提としている。また、ASEANの文書上、ASEANの目的や原則から当然に導かれる原則として、しばしば「ASEAN中心性」と併せて言及される。例として、今年9月に開催された第43回ASEAN首脳会議の議長声明においても、第3パラグラフで「commitment to strengthening the ASEAN Community, its unity and Centrality」との記述がある。

<sup>14</sup> ASEAN一体性の原則は、複数のASEAN加盟国との二国間協力を束ねて1つの対ASEAN協力案件として取り扱う際にも問題となりうる。

<sup>15</sup> 最終的に対ASEAN協力案件と認定される場合であっても、その議論の過程でASEAN中心性の原則が主張されることは多い。特に、同様の広範囲な地域枠組みによる協力が多数にわたる場合は、ASEAN中心性を理由に日ASEAN協力案件の形成が求められることがあり、筆者が出席したASEAN分野別会合においても、そのような主張が各国から出されたことがあった。



きる<sup>16</sup>。

#### (4) 第3章

第3章には加盟国（ASEAN Member States）に関する規定が設けられている。第4条は現在のASEAN加盟国を列挙しており、同条に掲げられていない国は加盟国としての地位が認められない。

ASEANに加盟するためには手続的要件と実体的要件の両方を満たす必要があり、いずれも第6条にその規定がある。第6条第1項、3項及び4項は手続上の要件を定めており、加盟の申請及び承認についてはASEAN調整理事会（ASEAN Coordinating Council：ACC）によって定められる手続に従い、同理事会の推挙に基づきASEAN首脳会議のコンセンサスにより決定することとされており、ASEAN憲章への加入に関する文書（Instrument of Accession）への署名によって正式に加入が認められる。

他方、承認のための実体的要件については第6条第2項に定められており、①地理的に東南アジア地域と認められる位置にあること（同項(a)号）、全ASEAN加盟国の承認（recognition）があること（同項(b)号）、ASEAN憲章により拘束されること及び同憲章に従うことに合意していること（同項(c)号）及び加盟国としての義務を遂行する意思及び能力があること（同項(d)号）の4つの基準によって判断することとされる<sup>17</sup>。(d)号の基準に関し、第5条には加盟国としての義務及び権利に関する規定が設けられており、全加盟国は平等の権利及び義務を有するとされ（同条第1項）、ASEAN憲章の各規定を効果的に実施し、加盟国としての全ての義務を果たすため、適切な国内法の整備等の必要な措置を講じる義務を負う（同条2項）。

そのほかにもASEAN憲章は加盟国に様々な義務を課しているが、代表的なものとして、ASEAN事務局の運営予算の均等負担及び拠出義務（第30条第2項）、ASEAN議長国としてASEAN首脳会議をはじめとするASEAN関連会議<sup>18</sup>を開催する義務（第30条第2項）<sup>19</sup>、外交儀礼及び慣例を遵守する義務（第

<sup>16</sup> 共同体としてのASEANに対する技術協力（専門家の派遣やASEANからの研修の受入等）の実施に当たり、ASEANのとるべき措置等を包括的に定めた「技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定」（通称「日ASEAN技術協力協定」）は、我が国と政府間機関としてのASEANとの間で締結された国際約束の1つであり、2019年5月に河野太郎外務大臣（当時）とリム・ジョクホイASEAN事務総長（当時）との間で署名が行われた。ただし、派遣専門家の特権免除等、ASEAN各国の主権に属する事項については、ASEANは処分権を持たないため、派遣先のASEAN各国との間の個別の合意によって付与されることとなる（ASEAN憲章第17条第2項）。

<sup>17</sup> (a)号から(c)号までの基準は、通常その有無が客観的に明らかであることが多く、その認定に特段の問題が生じることは少ないと思われる。他方、(d)号の基準、特にASEAN加盟国としての義務を果たす能力の有無は、総合的な評価が必要であることから、加盟国によって意見が分かれ、コンセンサスの形成を阻害する原因となり得る。この点に関し、東ティモールは2011年にASEANへの加盟を申請してから2022年に原則承認されるまでに約12年の年月を要しているところ、ASEANはその原因を明らかにしていないが、同国については(a)号から(c)号の基準が特段問題とならないと考えられることから、(d)号の基準の評価及びその前提となる調査に時間を要した可能性が高いと推察される。なお、前述のとおり、東ティモールが正式加入するためにはASEANが定めたロードマップ上の目標をクリアする必要がある、ASEANが現時点で(d)号の基準を満たしていると判断していないことは注意を要する。

<sup>18</sup> ここでは、ASEAN首脳会議、ASEAN外相会議（ASEAN Foreign Ministers Meeting）及びASEAN分野別会議等ASEANの公式会議の総称として用いている。以下同じ。

<sup>19</sup> ただし、同項は「the Member State assuming the Chairmanship」という修飾節を付加しており、ASEAN関連会議の開催はあくまで「議長を引き受けた」加盟国の義務であることには注意を要する。

33条)、各対話パートナーとの調整役 (Dialogue Coordinator) を輪番で務める義務 (第42条)<sup>20</sup> 等がある。

(5) 第4章

ア 第4章は第7条から第15条で構成され、ASEANの各機関とその任務について定めている。同章でその性質及び権限が定められているASEANの機関は、ASEAN首脳会議 (ASEAN Summit) (第7条)、ACC (第8条)、ASEAN共同体理事会 (ASEAN Community Council) (第9条)、ASEAN分野別閣僚級会議 (ASEAN Sectoral Ministerial Bodies) (第10条)、ASEAN事務総長 (Secretary-General of ASEAN) 及びASEAN事務局 (第11条)、CPR (第12条)、ASEAN国内事務局 (ASEAN National Secretariats) (第13条)、ASEAN人権機関 (ASEAN Human Rights Body) (第14条) 及びASEAN基金 (ASEAN Foundation) (第15条) であり、各機関の職務及び各機関間の関係については図1のとおりである。

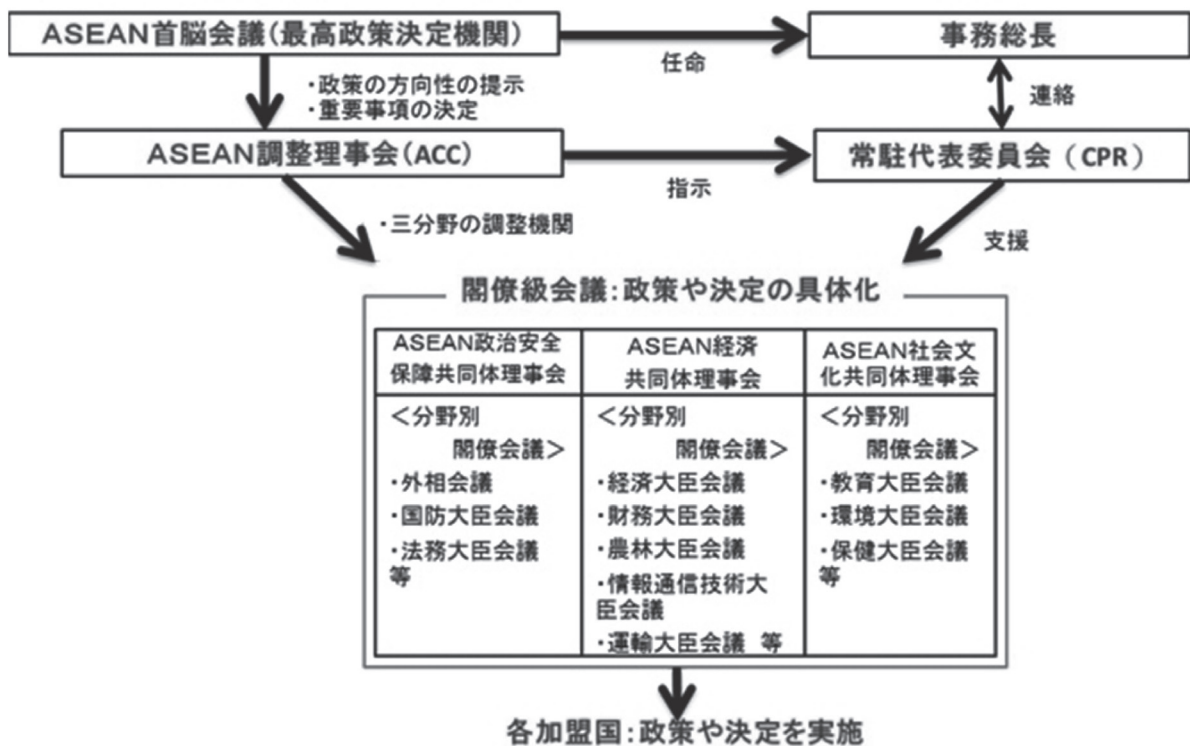


図1 ASEANの機関及び役割

外務省ホームページ「ASEAN概況」より引用<sup>21</sup>

<sup>20</sup> ASEANの対話パートナーの1つである日本にも調整国が割り当てられており (「対日調整国」と呼ばれる。)、任期は3年で逆アルファベット順の輪番制である。2021年8月からタイが対日調整国を務めている。

<sup>21</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page25\\_001325.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page25_001325.html) (2023年10月29日閲覧)

- イ ASEAN首脳会議はその名のとおりASEAN各国の首脳で構成される会議体であり（第7条第1項）、ASEANの最高政策決定機関として、ASEANの政策の方向性の提示や重要事項<sup>22</sup>に関する意思決定等を行う（第7条第2項各号）。ASEAN首脳会議は年2回（概ね4～5月及び9～10月）開催され、9～10月に開催されるASEAN首脳会議では、日ASEANやASEAN+3首脳会議等、ASEANと対話パートナー等による会議も開催される。
- ウ ACCは、ASEAN各国の外務大臣によって構成される会議体であり、ASEAN首脳会議の準備その成果文書の実施、各ASEAN共同体理事会間の調整等を目的として年2回開催される（第8条第1項及び第2項）。
- エ ASEAN共同体理事会は、ASEAN政治・安全保障共同体理事会、ASEAN経済共同体理事会及びASEAN社会・文化共同体理事会の3つの理事会から成り、各共同体に属するASEAN分野別閣僚級会議の管轄下に置かれ、各ASEAN共同体の目標を実現すべく、最低年2回の会合を開催し、ASEAN首脳会議で決定された政策の実施、異なる共同体間又は分野別閣僚級会議間の調整、ASEAN首脳会議への報告や勧告の提出等を行う（第9条第1項、第2項及び第4項）。
- オ ASEAN分野別閣僚級会議は、各会議の所管の範囲内において、ASEAN首脳会議で決定された政策や合意の実施、ASEAN統合や共同体構築に向けた協力の強化、各共同体理事会への報告や勧告の提出等の任務を行う（第10条第1項）<sup>23</sup>。各分野別閣僚級会議は、関連する高級実務者会合（Senior Officials Meeting：SOM）やその下位機関を監督し、各分野における具体的政策の実施や実務上の協力について協議を行っている。
- カ ASEAN事務総長は、ASEAN加盟国の国民から選ばれ、ASEAN首脳会議で任命される<sup>24</sup>。任期は5年で延長や更新は不可である（第11条第1項）。ASEAN事務総長は、ASEAN憲章及びその他の法的文書等の規定によって認められる義務及び責任を果たすことが求められているほか、ASEANの合意や政策の実施状況をモニタリングし、ASEAN首脳会議等の関連会合に出席してASEANの活動について報告するなどの職責を負っている。ASEAN事務総長の下には4人の事務次長（Deputy Secretary-General）が配置され、各共同体又は官房をそれぞれ担当している<sup>25</sup>。ASEAN事務局はインドネシア・ジャカ

<sup>22</sup> ASEAN事務総長の任命（同項(g)号）やASEAN分野別閣僚級会議やその他のASEAN機関の創設（同項(f)号）等がこれに含まれる。

<sup>23</sup> ASEAN分野別閣僚級会議は付属文書1に列挙されており、2020年11月時点でAPSCに9、AECに16、ASCCに19の合計44の閣僚級会議がそれぞれ存在している。法務・司法に関連する分野別閣僚級会議及びその下位機関については第3で詳述する。

<sup>24</sup> ASEAN事務総長を輩出する国はアルファベット順に基づいて決定される（ASEAN憲章11条1項）。現在のカオ・キムホン（Kao Kim Houn）ASEAN事務総長はカンボジア国籍、前任のリム・ジョクホイ（Lim Jock Hoi）はブルネイ国籍である。また、ASEAN事務総長は閣僚級と位置付けられており（第7条第2項第(g)号）、カオ事務総長の前職はカンボジア王国首相補佐特別大臣（Minister attached to the Prime Minister）である。

<sup>25</sup> 事務次長のランクは副大臣又は次官級（Deputy Minister）とされている（第11条第4項）。

ルタにあり、ASEAN事務総長<sup>26</sup>及び事務次長を含む職員<sup>27</sup>が執務を行っている。ASEAN事務局の主な業務はASEAN関連条約、プロジェクト等の実施促進及び進捗管理、各種年次報告書の作成、ASEAN関連会議への参加、関連文書の管理、対外広報等である。

キ CPRは、各ASEAN加盟国からジャカルタに派遣されている常駐代表（大使）で構成される会議体であり、ACCやASEAN分野別閣僚級会議との連携や調整、外部パートナーとの協力の促進等を主な職務としている（第12条）。

ク ASEAN国内事務局は、各ASEAN加盟国の政府内に設けられている対ASEANの窓口（focal point）であり、ASEANの政策を各国内で実施するとともに、各国内におけるASEAN関連会議の準備等を行う（第13条）。ASEAN人権機関（ASEAN Human Rights Body）については第3で後述する。

#### (6) 第5章

ASEAN関連組織は、ASEANの機関ではないが、ASEAN憲章、特にASEANの目的及び原則の実現を支援する組織を指し、付属文書2に列挙されている<sup>28</sup>。法務・司法分野では、ASEAN各国の最高裁判所長官による会議体「ASEAN最高裁判所長官評議会（Council of ASEAN Chief Justices：CACJ）」<sup>29</sup>やASEAN各国の弁護士等による団体「ASEAN法律協会（ASEAN Law Association：ALA）」、ASEAN各国の警察当局によるネットワーク「ASEANPOL」等がある。

#### (7) 第7章

第20条はASEANの意思決定に関する規定であり、同条第1項によりASEANの意思決定は協議及びコンセンサスに基づいて行うことを基本原則としている<sup>30</sup>。この基本原則は極めて重要であり、あらゆるASEANの会議体においてこの原則により意思決定が行われている。「協議及びコンセンサス」と定めていることから、有効な意思決定であると認められるためには、全加盟国が意思決定の場面に参加したという事実だけでは足りず、その協議にも参加した事実が必要である<sup>31</sup>

#### (8) 第9章

第9章は予算及び財政について定めているところ、ASEAN事務局の運営に必

<sup>26</sup> ASEAN事務総長はASEAN事務局の長であるとともに、ASEANの最高運営責任者でもある（第11条3項）。

<sup>27</sup> 事務次長の下には12の局（Directorate）があり、その下には課（Division）が設けられている。局長（Director）、課長（Assistant Director）及び上級職員（Senior Officer）についてはASEAN加盟国の国籍を有する者から公募によって採用される。ローカルスタッフを含めASEAN事務局の職員は約400名であり、ASEANの機能強化やASEAN関連会議の増設により1人当たりの業務負担は増加傾向にある。

<sup>28</sup> 2020年5月時点で75のASEAN関連組織が掲載されている。

<sup>29</sup> CACJは、日中韓との司法分野における協力を強化すべく、2022年11月に第1回となる「ASEAN+3会合」を開催した。

<sup>30</sup> 通常この基本原則に基づいて意思決定が行われ、コンセンサスが得られなかった場合や同原則に対する重大な違反があった場合はASEAN首脳会議の判断を仰ぐこととなるが（第20条第2項及び第4項）、その他のASEANの法的文書にそれと異なる定めがある場合は当該規定に従うことを妨げられないとされる（同条第3項）。

<sup>31</sup> ただし、必ずしもASEAN全加盟国の代表者が一堂に会している必要はなく、一部の国が欠席している場合でも、必要な情報が提供され、議論の機会が確保されていればこの基本原則を充たしていると判断される場合もあり、実例も存在する。

要となる予算はASEAN各国が均等に負担し、適切な時期に当該費用に支弁するための金銭を拠出することとされている（第30条第2項）。これは、各国の財政規模や経済格差等にかかわらずASEAN全加盟国が同額の費用を負担することを意味し、ASEANの権利と義務は平等に認められるとする第5条第1項の規定に基づくものである。ASEAN事務総長は、ASEAN事務局の年間運営予算案を作成し、CPRの勧告に基づきACCの承認を得なければならない（同条第3項）。

(9) 第10章

第10章は運営及び手続について定めている。ASEAN加盟国は、任期1年間（暦年）の輪番制（英語表記のアルファベット順で交替）でASEAN議長国を務めることとされており、議長国は、ASEAN関連会議を開催し、議長を務めなければならないとされている（第31条第1項及び第2項）<sup>32</sup>。議長国は、ASEANの利益と幸福を積極的に向上させ、ASEAN中心性を確保し、非常事態や危機に適切に対処し、ASEANを代表して外部パートナーとの緊密な関係を強化するなどの責務を負う（第32条）。ASEAN及びASEAN加盟国は、ASEANに関連する活動の実施に当たり、既存の外交儀礼や慣例に従うこととされる（第33条）。ASEANの作業言語（working language）は英語であり（第34条）、ASEAN関連会議では必ず英語が用いられる。ASEAN憲章も英語が原文であり（第53条）、各種の成果文書も英語が原文である。

(10) 第11章

ASEANのアイデンティティ及び象徴について規定されている。ASEANのモットーは「One Vision, One Identity, One Community」であり（第36条）、ASEANの旗は付属文書3により、ASEANのエンブレムは付属文書4により、その規格と各部分の意味が定められている（第37条）。

(11) 第12章

第12章は対外関係に関する規定を設けている。特に重要であるのは、対外関係において、ASEANがその中心性の維持等に向けた原動力となることや（第41条第3項）、一体性及び団結に基づいて、共通の地位の確立や共同の活動の追及に向けた調整と努力を求めている点である（同条第4項）。ASEANの中心性及び一体性の原則は、ASEANの対外関係において直接的な影響を及ぼしており、法務・司法分野の日ASEAN協力を考える上でもこれらの原則を無視することはできない。なお、ASEAN憲章では、国連やその他の地域・国際機関へのASEANの参加はACCが判断しなければならないとされている（第45条第2項）。

(12) 第13章

第13章は、署名、批准、寄託及び効力発生日（第47条）、改正（第48条）、

<sup>32</sup> この点に関し、前述のとおり、2026年に議長国を務めることとなっているミャンマーは、今年9月のASEAN首脳会議において、国内情勢を理由に2026年の議長国を辞退し、2027年に議長国を務める予定だったフィリピンが繰り上がって2026年に議長国を務めることとなった。

委任事項や手続に関する規則の制定（第49条）、レビュー（第50条）、解釈（第51条）、同憲章発効前に発効した法的文書の効力（第52条）、原文の取扱い（第53条）、国連への登録（第54条）、財産の帰属（第55条）等の総則を定めている。第51条により、ASEAN憲章の個々の条文の解釈は、ASEAN事務局がASEAN加盟国の請求に基づきACCの定める手続に従って行うこととされており（同条第1項）、各章のタイトルや見出しについては専ら参考のために存在し、それ自体解釈の根拠とはならないとされている（同条第3項）。

### 第3 法務・司法分野に関連するASEAN分野別閣僚級会議等

#### 1 概観

(1) 前述のとおり、ASEANの3つの共同体の中には合計44の分野別閣僚級会議が存在している。このうち、法務・司法分野に直接的に関連する会議体として以下のものがある<sup>33</sup>。

- ① ASEAN国境を超える犯罪（越境犯罪）に関する閣僚級会議（ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime：AMMTC）
- ② ASEAN法務大臣会議（ALAWMM）
- ③ ASEAN薬物問題に関する閣僚級会議（ASEAN Ministerial Meeting on Drug Matters）
- ④ ASEAN刑事共助に関する中央当局閣僚・司法長官会議（ASEAN Ministers/Attorney-General Meeting of the Central Authorities on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters：AMAG-MLAT）<sup>34</sup>

これらの会議体はいずれもAPSCに属している。各会議体の下位機関（SOM及びワーキンググループ（WG）・タスクフォース（TF）等）は図2のとおりである。このうち、①から③については、我が国と対話の枠組みを有している。

<sup>33</sup> 法務・司法分野に直接関係するものとして①～④を挙げているが、他の分野別会議が特定の法分野を取り扱っていることがある。例えば、民商事法、汚職対策、知的財産法、競争法等の分野については、ASEAN経済共同体の各分野別会議が所管している。

<sup>34</sup> 同会議体の前身は2003年に既に存在していたが（ASEAN刑事共助条約を起草・締結するために創設された「刑事共助条約に関する司法長官会合」）、ASEAN分野別閣僚級会議に昇格されたのは2019年のことであり、最も新しいASEAN分野別閣僚級会議の1つである。なお、同年には2004年に締結されたASEAN刑事共助条約もASEAN条約に昇格している。

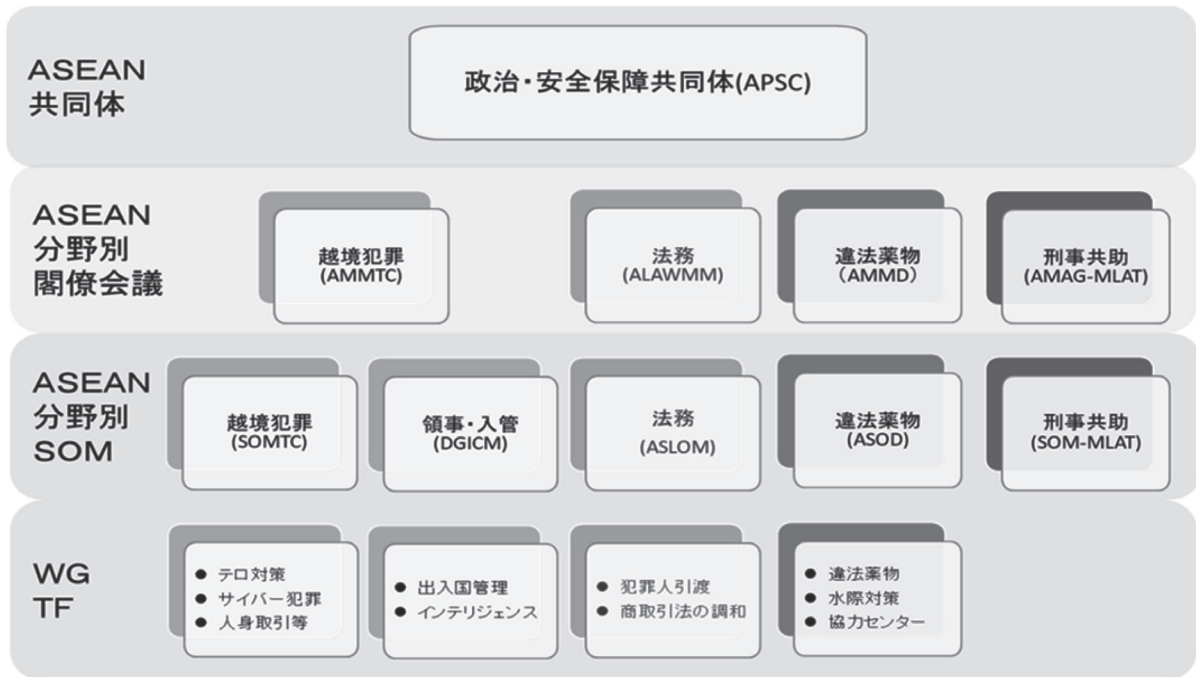


図2 法務・司法分野のASEAN分野別会議

また、前述のとおり、分野別会議ではないが、ASEAN人権機関（ASEAN憲章第14条）として以下の機関が設置されている。

⑤ ASEAN政府間人権委員会（ASEAN Intergovernmental Commission of Human Rights：AICHR）

(2) これらの会議体や人権機関では、関連する条約等の国際合意を所管しているほか、法的拘束力のない声明や作業計画等の文書を採用し、これらに基づいて個別の取組や協力案件を協議し、実施している。各会議体が所管する主な国際合意及び採択済み文書の一覧は表1のとおりである<sup>35</sup>。

<sup>35</sup> この表に掲げられている国際合意及び文書は、ASEAN内で締結又は作成されたものであり、ASEANと外部パートナーの間で締結又は作成されたものは含まない。

表1 主な所管国際合意及び採択済み文書一覧

	越境犯罪	法務	違法薬物	刑事共助	人権機関
国際合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ テロ防止条約</li> <li>◆ 人身取引(特に女性・子供)防止条約</li> <li>◆ 査証免除に関する合意</li> </ul>	なし	なし	◆ 刑事共助条約	
宣言声明	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 越境犯罪防止</li> <li>◆ テロ防止のための共同活動</li> <li>◆ 国際的な穏健主義促進活動</li> <li>◆ 急進化及び暴力的過激主義の台頭防止</li> <li>◆ 外国人テロ戦闘員の移動の防止</li> <li>◆ 違法な人の移動の防止</li> <li>◆ 人身取引(特に女性・子供)防止</li> </ul>	◆ 共同声明	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「薬物のないASEAN」の実現</li> <li>◆ 麻薬の乱用・違法な輸出入の防止</li> <li>◆ 薬物乱用に関する国際問題</li> </ul>	◆ 共同声明	◆ ASEAN人権宣言
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 越境犯罪防止</li> <li>◆ テロ防止</li> <li>◆ 急進化及び暴力的過激主義の台頭防止</li> <li>◆ 人身取引(特に女性・子供)防止</li> <li>◆ 出入国管理上の諸問題における国際協力</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 違法薬物に対する地域の安全確保</li> <li>◆ 違法薬物の製造・密輸及び使用の防止</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ AICHR5か年計画2021-2025)</li> <li>◆ (障害者の人権)</li> </ul>

本稿ではこれらの会議体及び人権機関についてすべて触れることは困難であるため、当部の活動に関連があるALAWMM及びAICHRについて述べることにしたい。

## 2 ALAWMM及びAICHR

### (1) ALAWMM

ア ALAWMMは、ASEAN各国の法務閣僚<sup>36</sup>により構成されるASEAN分野別閣僚会議であり、第1回ALAWMMは1986年にインドネシア・バリで開催され、直近では2021年に第11回ALAWMM(議長国・マレーシア)が開催されている<sup>37</sup>。図3のとおり、ALAWMMの下にはSOMとしてASLOMがあり、ASLOMの下には現在「商取引法の調和」及び「ASEAN犯罪人引渡条約」の2つのWGが存在する3層構造となっている。かつてALAWMMは3年に1回、ASLOMは1年6か月に1回の頻度で開催されていたが、時代や環境の変化に適切に対応するためという理由により、2022年以降、ALAWMMは2年に1回、ASLOMは1年に1回の開催にそれぞれ変更された。ALAWMMが開催される年は、同会議の直近にASLOMが開催され、前回以降の各国の取組についてステートメントが行われるとともに、ALAWMMで採

<sup>36</sup> 近年のALAWMMの出席閣僚は以下のとおりである。ただし、用務の都合により下位の者が代理で出席することも多い。

ブルネイ：司法長官 (Attorney General)、カンボジア：司法大臣 (Minister of Justice)、インドネシア：法務人権大臣 (Minister of Law and Human Rights)、ラオス：司法大臣 (Minister of Justice)、マレーシア：首相府大臣 (Minister in the Prime Minister's Department (Law and Institutional Reform))、フィリピン：司法大臣 (Secretary of Justice)、シンガポール：法務大臣 (Minister of Law)、タイ：法務大臣 (Minister of Justice)、ベトナム：司法大臣 (Minister of Justice)

<sup>37</sup> 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンライン開催となった。



扱される共同声明（Joint Communiqué）のドラフトについての協議が行われることが慣例となっている<sup>38</sup>。

<b>ALAWMM（ASEAN法務大臣会議）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ASEAN加盟国の法務・司法大臣が出席</li> <li>◆ 3年に1回開催→2022年から2年に1回に変更</li> <li>◆ ASLOMの議論を踏まえてASEANの法務・司法分野の協力について協議し、共同声明を発表</li> </ul>
<b>ASLOM（ASEAN高級法務実務者会合）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ASEAN加盟国の高級法務実務者（局長～次官級）が出席</li> <li>◆ 1年半に1回開催→2022年から1年に1回に変更</li> <li>◆ ASEANの法務・司法分野の協力についてより実務的なレベルで協議、結果をALAWMMに報告</li> </ul>
<b>ASLOM・WG（ASLOM作業部会）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ASEAN加盟国法務当局の実務レベル（課長～局長級）が出席</li> <li>◆ 必要に応じて開催</li> <li>◆ 実務的な課題（現在は「犯罪人引渡」と「商取引法の調和」）について議論し、結果をASLOMに報告</li> </ul>

図3 ALAWMM及びその下位機関の概要

イ ALAWMM及びその下位機関にはTOR（Terms of Reference）等の所管事項を定めた文書は存在せず、各ASEAN加盟国から法務・司法当局の所管事項に関連する議題が提出され、当該議題がALAWMM及びその下位機関の所掌に属するか否かをその都度協議の上決定している<sup>39</sup>。ALAWMM、ASLOM及び各WGの議題及び議論の内容については公表されておらず、ALAWMMで採択され公表される共同声明及び各ASEAN加盟国の法務・司法当局の公式サイトやSNSの記事によってうかがい知ることができるのみである。直近3回のALAWMMの共同声明に掲げられている項目を整理したものが図4である。

<sup>38</sup> ALAWMMもASLOMも議長国はアルファベット順の輪番制で務めることとなっているが、ALAWMM開催年はALAWMM議長国がASLOM議長も務めることが慣例となっている。他方、ALAWMM非開催年はALAWMM議長国開催年とは異なる独自のローテーションで議長国を交替しているため、ALAWMMとASLOMの議長国は非常に複雑な動きをすることとなる。なお、2024年（ALAWMM非開催年）のASLOM議長国はシンガポールとなる見込みである。

<sup>39</sup> ALAWMM及びその下位機関を担当するASEAN事務局法律・協定サービス局条約課からの聴取結果による。なお、ALAWMMに限らず、筆者が関与した他のASEAN分野別会議等についても、所管事項を定めた文書はないとの回答がASEAN事務局の各担当課等から得られている。もっとも、他のASEAN分野別会議では、ASEAN内又は対話パートナーとの間で作業計画や行動計画等を策定し、それに基づいて協議や取組を行っているため、これらの文書が実質的に当該会議体のTORとしての役割を果たしている。

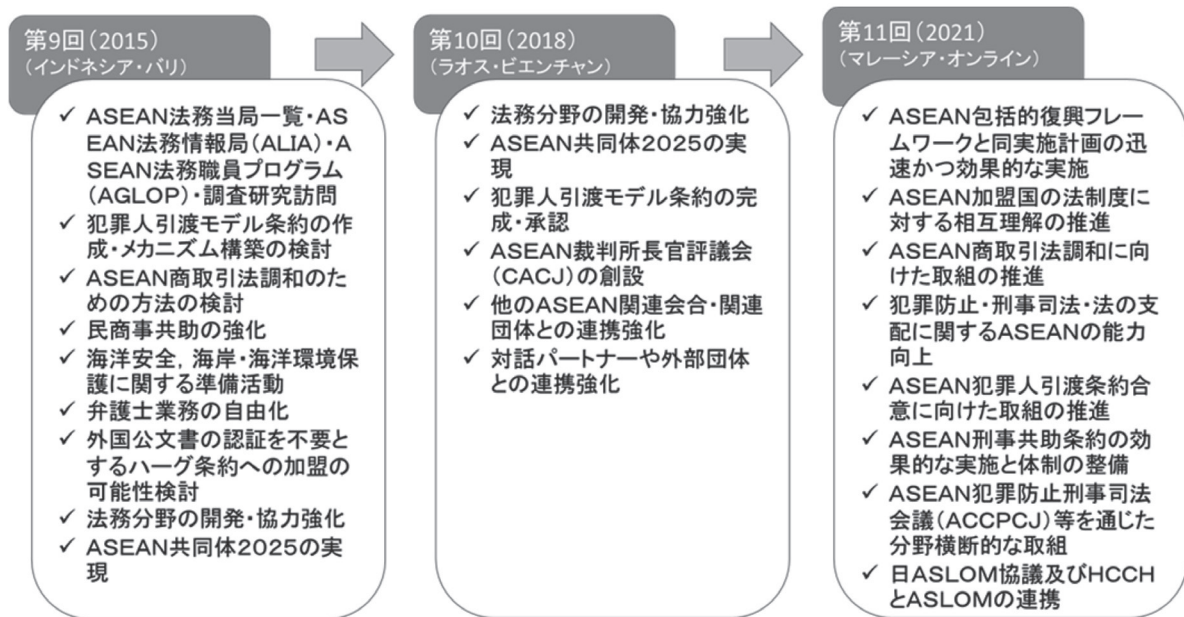


図4 直近3回のALAWMM共同声明の項目一覧

ウ ALAWMM及びその下位機関は、他のASEAN分野別会議とは異なり、2021年まで外部パートナーとの間でフォーマルな対話の枠組みを有していなかった。冒頭でも述べたとおり、我が国は、同年に開催された第20回ASLOMにおいて、第1回日ASLOM協議を開催し、外部パートナーとして初めてASLOMとの対話の機会を設けることに成功し、同協議には法務事務次官を団長とする我が国の代表団がオンラインで参加した。2022年には第2回日ASLOM協議がフィリピン・マニラで、今年2月には準備会合が東京でそれぞれ開催され、AJSMJの開催及びその内容に関する協議が行われるとともに、同準備会合において作業計画が採択された。そして、今年7月に東京で開催されたAJSMJでは、作業計画が承認されるとともに、成果文書として共同声明が採択された。

エ 共同声明及び作業計画は、法務・司法分野における日ASEANの中期的な協力目標として位置付けられ、今後、作業計画に基づき、様々なスキームを活用して、具体的な協力案件を形成・実施していくこととなる。今後の日ASLOM協議においても、作業計画の実施状況が共有されるとともに、未実施の項目に関し今後どのような協力を行っていくかを協議し、最終的にはすべての項目を実施することができるよう協力案件の形成と実施を進めていくこととなる。作業計画は別添のとおりであり<sup>40</sup>、「具体的取組」欄に記載されている取組をどのように実施していくかを検討していくかが今後の課題となる。

<sup>40</sup> 別添は作業計画の仮訳。共同声明及び作業計画の原文(英文)については法務省HP([https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00032.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html))をご参照いただきたい。

## (2) A I C H R

ア ASEAN政府間人権機関（A I C H R）は、ASEAN分野別閣僚級会議とは異なる特別の機関である。A I C H Rの目的は人権及び基本的自由の推進・保護であり（ASEAN憲章第14条1項）、その運営はASEAN外務大臣会議が定めるTORに従って行うこととされている。TOR上、A I C H Rの権限及び機能は以下のとおり定められている（括弧内の数字はTORのパラグラフ番号である。以下同じ）。

- 人権及び基本的自由の推進・保護のための戦略の策定（4.1）
- ASEAN人権宣言の起草（4.2）
- 人権に関する意識啓発（4.3）
- 国際人権条約の効果的な実施に関する能力向上の推進（4.4）
- ASEAN加盟国に対する国際人権条約等への加入・批准の推奨（4.5）
- 人権に関するASEANの法的文書の完全履行の推進（4.6）
- ASEAN分野別会議に対する人権に関する助言や技術協力の提供（4.7）
- ASEAN機関及び関連組織との対話や協議（4.8）
- 人権に関連する国内・地域・国際機関や組織との協議（4.9）
- 人権に関するASEAN加盟国からの情報収集（4.10）
- 人権問題に関する共通のアプローチや立場の確立（4.11）
- ASEAN内におけるテーマ別人権問題に関する研究の実施（4.12）
- 年次報告の作成及びASEAN外務大臣会議への提出（4.13）

イ A I C H RはASEAN加盟国により構成され、各ASEAN加盟国は1名の政府代表を任命する。各国政府代表のバックグラウンドは政府職員や学者が中心であるが、各国代表はその3年の任期中、A I C H Rの会合（定期会合は年2回開催。その他必要に応じて追加会合が開催される。）に出席し、ASEAN憲章及びA I C H RのTORに従って行動する義務を負い、任命国の政府に対して責任を負う（5.1ないし5.7）。A I C H Rの意思決定も協議とコンセンサスに基づいて行われる（6.1）。

ウ A I C H Rは、TORによって認められる権限に基づき、「ASEAN人権宣言」を起草するとともに、「A I C H R 5か年計画」<sup>41</sup>や、「障がい者の人権の主流化のためのマスタープラン2025」等の人権政策に関する中期目標を定め、その実施に向けた様々な取組を実施しており、その中にはビジネスと人権に関する取組も数多く含まれる。冒頭で述べたとおり、当部は、今年7月の司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとして、公益財団法人国際民商事法センター、独立行政法人国際協力機構（J I C A）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所との共催により、ビジネスと人権に関

<sup>41</sup> 現行の5か年計画は「AICHR Five Year Work Plan 2021-2025」である。

するシンポジウムを開催しているところ、ユユン・ワニングラム（Ms. Yuyun Wahyuningrum）A I C H R インドネシア政府代表を招へいし、A I C H R におけるビジネスと人権の取組について特別講演を行っていただいた。ビジネスと人権の分野は、A I C H R、特にユユン氏が高い関心をもって取り組んできた分野であり、そのことは、「A I C H R 5 か年計画 2 0 2 1 - 2 0 2 5」において、「A S E A N におけるビジネスと人権に関する国連指導原則の実施に関する経験を共有するための地域協議の実施」とその成果「ビジネスと人権に関する国内行動計画（National Action Plan）の策定にまつわるベストプラクティスと教訓の文書化」（同計画優先分野（Priority Area）2.5）や、「ビジネスと人権を含む人権上の諸問題を解決するためのベストプラクティスを共有するための取組」とその成果「共有されたベストプラクティスの文書化」（同計画優先分野2.6）が優先分野として掲げられていることから明らかである<sup>42</sup>。

また、同計画では、これらの優先分野に関連するA S E A Nの機関の1つとしてA S L O Mが挙げられているところ、前記作業計画においても、「法の支配を更に促進するための協力」の1つとして、司法アクセスの向上を含む法の支配と人権の更なる促進に関連する事項について知見を共有し理解を深めることが掲げられていることから、A I C H R 及びA S L O Mと連携し、ビジネスと人権の促進に関する知見の共有や司法アクセス・法的紛争解決能力の向上を図るための協力を行っていくことにより、A I C H R 5 か年計画及びワークプランを同時に実施することが可能であり、このような分野横断的な取組は日A S E A N関係の更なる強化につながっていくものと考えられる。

#### 第4 おわりに

以上のとおり、本稿では、A S E A Nの基本構造についてA S E A N憲章に沿って概観するとともに、法務・司法分野に関連するA S E A N分野別会議の全体像と現在注目すべき特定の会議体の動きについて見てきた。このほかにも、紙幅の関係で紹介することができなかったが、近年は日A S E A N関係にも大きな影響を与える取組が次々と行われているところ<sup>43</sup>、本号が発刊される今年12月に東京で日A S E A N特別首脳会議が開催され、日A S E A N関係に関する新たな指針が示されることにより、その動きはますます加速していくものと考えられる。司法外交閣僚フォーラムの開催や、法務・司法分野に関する共同声明や作業計画の採択という前例のない取組を行ってきた我が国としても、これらの成果文書に基づき、法務・司法分野における日A S E A N協力の更なる飛躍を遂げることが期待されている。

<sup>42</sup> この点に加えて、具体的内容までは不明であるものの、A I C H Rの活動報告を見るとA I C H R各会合において必ずビジネスと人権に関する各国の取組の報告や提言が行われていることがわかり、この事実からもA I C H Rのビジネスと人権に対する問題意識の高さがうかがえる。

<sup>43</sup> 例えば、2019年のA O I Pの策定や、2022年のC A C J + 3会合やA S E A N入国管理局長・外務省領事部門長高級実務者会合（ASEAN Directors-General of Immigration Departments and Heads of Consular Affairs Divisions of the Ministries of Foreign Affairs : D G I C M）+ 3協議の創設などが挙げられる。

(別添)



## 「日ASEAN法務・司法ワークプラン」の骨子

(2月13日に採択済み)

- 日本とASEANの法務高級実務者は、法務・司法分野の協力関係を深化させることを通じ、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値を推進するため、「日ASEAN法務・司法ワークプラン」(以下「ワークプラン」)を採択する。日本とASEANは、ワークプランの実施を通じて、日ASEAN特別法務大臣会合で採択される共同声明に掲げられたコミットメントを実現する。
- ワークプランは、日本とASEANの友好・協力を促進し、(ASEANの)「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に掲げる分野の取組に貢献する。
- 日本とASEANは、ワークプランの実施に当たり、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国連開発計画(UNDP)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)などの関係する国際機関と連携する。日本とASEANは、ワークプランに掲げられた全ての活動の実現に向けて、既存の枠組等との相乗効果(シナジー)を追求するとともに、作業の重複を避け、利用可能なあらゆる財源からの予算獲得の方法も含め、最良の方法を模索する。ワークプランは状況の変化に応じて柔軟に対応できるものとし、必要に応じて日本とASEANの合意によって修正できるものとする。
- ワークプランの進捗は、今後開催される日ASLOM協議(高級実務者協議)にて報告するものとし、日本とASEANは今後の進め方等について積極的に意見交換を行う。
- ワークプランに掲げられた全ての活動は、関連する所掌を有するASEANの分野別会合や、各国の関係省庁と緊密に協議しながら実施する。ワークプランの内容はいかなる場合にもASEANの既存の枠組みの所掌や構造に影響を及ぼさない。

総論	
1	(目的) 日本とASEANの法務・司法分野における中期的な課題を特定する。

	<p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、日ASLOM協議を定期的に開催する。</li> <li>・日ASLOM協議における戦略的対話を促進するための方策について協議する。</li> </ul>
2	<p><b>(目的)</b></p> <p>知識の向上、相互理解の強化を通じて重要課題に対処する。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務・司法分野の専門家や研究員等による研究や、知識の交換等を行うための持続可能な方法（訪問研修を含む）を検討する。</li> </ul>
3	<p><b>(目的)</b></p> <p>より強固なパートナーシップの実現に向けた法制度整備支援の要素を探求する。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度整備支援に関するこれまでの成果を棚卸し（ストックテイキング）するとともに、今後の支援の在り方の要素について検討するための協議を実施する。</li> </ul>
4	<p><b>(目的)</b></p> <p>法務・司法分野の専門家の交流を通じて人材育成と能力構築を促進する。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN各国と法務総合研究所の間で、計画的・組織的な人材交流を可能とするスキームを策定する。</li> </ul>
国際商取引のルールに基づく解決促進	
5	<p><b>(目的)</b></p> <p>国際商取引から生じる紛争を解決する手段として国際仲裁・調停の活用を強化する。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際仲裁・調停について、国内法を実施し、及び・又は、改善し、適当と認められる場合には、国際的なガイドライン、ルール、基準を検討するため、知識、グッドプラクティス及び経験（これら手続のデジタル化に関するものを含む）の交換に向けて、政府、仲裁・調停その他裁判外紛争解決手続を行う機関、実務家、その他国内法や実務に関する専門性を有する国際機関が集まって協議するための方策を検討する。</li> <li>・仲裁・調停その他裁判外紛争解決手続を行う機関や地域の実務家がネットワークを構築し、連絡窓口（フォーカルポイント）のリストを作成することで情報交換を促進するための機会を提供する。</li> </ul>
<b>犯罪防止・刑事司法に関する協力</b>	
<p>6</p>	<p><b>（目的）</b></p> <p>以下の分野を含む、刑事に関する効果的な国際協力を強化するためのメカニズムを強化する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 捜査共助</li> <li>－ 犯罪者処遇、矯正、社会内再統合</li> </ul> <p><b>（具体的取組）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期開催されるCrim-APにて共有された情報やベストプラクティス、また、特定された課題等を念頭に置きつつ、ASEAN各国の実務家を対象として、伝統的な犯罪のみならず新たな犯罪形態にも対処できるよう捜査や法執行手法に関するベストプラクティスの共有を通じて捜査共助に関する能力を構築し、また、自由刑に処された犯罪者の処遇に関する能力を構築するとともに、国際協力を行うに当たっての共通の課題に対処するためコンタクトポイントを設置する。</li> <li>・日ASEANの国際協力を強化するため、引き続きCrim-APに参加し、実務家による活発な議論を促進する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き京都宣言の実施に努める。</li> </ul>
7	<p><b>(目的)</b></p> <p>更生に親和的な環境を促進し、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、コミュニティボランティア等と連携する。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本とASEANいずれかの要請に応じて社会内処遇に関する知識を共有する機会を設ける。</li> <li>・犯罪者の処遇に関わるコミュニティボランティアの価値を促進する活動を実施する。</li> <li>・更生と社会内再統合に関わるコミュニティボランティアの価値を促進する活動を実施する。</li> </ul>
法の支配を更に促進するための協力	
8	<p><b>(目的)</b></p> <p>法の支配を更に促進するための重要な事項に関する知識と経験を向上させる。</p> <p><b>(具体的取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEANと日本の協議に基づき、法の支配と人権の更なる促進に関連する下記を含む事項について知識を共有して理解を深めるため、日ASLOM協議を含む適切な場を利用することを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－司法アクセスの向上</li> <li>－知的財産の紛争解決に関する法制度に関する情報やグッドプラクティスの交換を促進するため、連携してASEAN各国の実務家のJSIPフォローアップセミナーへの参加を促進する。</li> <li>－日本とASEANが適当と認めたその他の事項。</li> </ul> </li> </ul>



## 活動報告

### 【会合】

# 「ビジネスと人権」ウィークの試み ～今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待～

前国際協力部教官（現大阪高等検察庁検事）

國井弘樹

## 1 はじめに

国際協力部（ICD）は、関係機関の皆さまと共に、2023年7月第1週を「「ビジネスと人権」ウィーク」と銘打ち、国内外からこの分野における大変著名な有識者をお招きして各種セミナーや研究会等を開催し、最終日となる7月7日には、法務省法務総合研究所主催イベントとして、「ビジネスと人権」に関する国際シンポジウムを開催いたしました<sup>1</sup>。2023年は、日ASEAN友好協力50周年の記念すべき年にあたり、また我が国がG7議長国を務める年でもあることから、法務省では、7月に日ASEAN特別法務大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話、G7司法大臣会合を開催し、私たちのシンポジウムは、一連の「司法外交」閣僚フォーラムの開催記念特別イベントとして行われたものです。

ICDにとって、「ビジネスと人権」をテーマとした国際シンポジウムを主催することも、会場とオンラインのハイブリッド形式でこれだけ大規模なイベントをゼロから立ち上げることも初めての経験でしたし、それに加えて、今回は、1週間にわたって各種イベントを実施したため、サブ・ロジ両面で数多くの困難に直面しましたが、関係機関の皆さまにサポートいただきながら、内藤晋太郎ICD部長、須田大同副部長の下、全部員が一丸となって取り組むことで、「ビジネスと人権」ウィーク集大成となる最終日のシンポジウムには、会場・オンライン含め、合計400名近くもの方に参加いただくなど、ウィーク中の全イベントを好評のうちに終えることができました。

「ビジネスと人権」ウィークで開催されたシンポジウム等の内容は、それぞれ主催機関のホームページ等で確認いただくこととして、本稿では、ウィークの企画・準備段階で留意した点や、この分野における今後の法制度整備支援への期待などについて、ウィークの主任教官をさせていただいた筆者の私見として書いてみたいと思います。

## 2 法制度整備支援の文脈で「ビジネスと人権」を考えること

### (1) 世界に向けた約束

「ビジネスと人権」の問題が社会的にも大きな関心事項となってから久しく、今、経済産業省や外務省、厚生労働省などの政府機関に加え、一般社団法人日本経済団体

<sup>1</sup> 本シンポジウムのフライヤーや登壇者が使用したスライド資料については、ICDホームページ（[https://www.moj.go.jp/housouken/bhr0707\\_icd\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/housouken/bhr0707_icd_00001.html)）にて入手可能です。

連合会（経団連）などの経済団体や企業、NGO等で盛んに議論されていますが、これまでICDとして、法制度整備支援の文脈で「ビジネスと人権」の問題を正面から取り上げたことはほとんどありませんでした<sup>2</sup>。

しかしながら、法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく支援対象国の自助努力を支援して持続的成長を実現するための不可欠な基盤づくりを支援するもので、対象国への「法の支配」の定着に加え、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」なども目的のひとつとされています<sup>3</sup>。法制度整備支援を通じて、支援対象国による「ビジネスと人権」に関する取組を支援することは、対象国内における「法の支配」の浸透を図ると同時に、日本企業や海外企業が対象国でビジネスを営む上で必要となる基盤のひとつを整備することにも繋がります。つまり、ビジネスにおける人権への配慮がグローバル・イシューとなっている今、法制度整備支援の文脈でこの問題に取り組むことは、我々に課せられた使命であると言っても過言ではないわけです。

我が国では、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（2011年3月）を受け、2020年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」<sup>4</sup>を策定、公表しましたが、その第2章「行動計画」の中で、国連指導原則の3本柱に加え、「その他の取組」として、以下のように法制度整備支援について明記されています。

（今後行っていく具体的な措置）

途上国における法制度整備支援

- ・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省・法務省】

このように「ビジネスと人権」の分野における法制度整備支援を充実させていくことは、日本政府が全世界に向けて約束した行動計画のひとつとなっています。

今回の「ビジネスと人権」ウィークは、その約束を果たしていく“milestone”となるものです。

(2) なぜ「救済へのアクセス」なのか

国連指導原則は、3本柱として、①国家の人権保護義務、②企業の人権尊重責任、③救済へのアクセスを掲げています。今回、我々は、このうち「救済へのアクセス」を「ビジネスと人権」ウィークのメインテーマとして選びました。なぜ「救済へのア

<sup>2</sup> なお、2022年2月には国連開発計画（UNDP）とビジネスと人権に関するオンラインセミナーを共催しました（黒木宏太「UNDPとのビジネスと人権に関するオンラインセミナーの開催」ICD NEWS第91号120-127頁（2022年6月））。

<sup>3</sup> 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\_1305.html

<sup>4</sup> https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf

クセス」なのか、その理由について説明します。

国連指導原則では、国家は、ビジネスに関連した人権被害から保護するため、被害者が国家基盤型または非国家基盤型の、司法メカニズムまたは非司法的な苦情処理・救済メカニズムにアクセスできるよう、適切な措置をとらなければならないと定められています。

一方で、我が国の法制度整備支援は、ベトナムにおける市場経済化の支援に端を発し、1990年代半ばから四半世紀以上にわたって、ASEAN加盟国などの東南アジア諸国を対象に、法令の起草作業や法曹実務家の人材育成に関する支援などを通じて、相手国による人権尊重・保護義務の履行や、主として国家基盤型の司法メカニズムの促進を後押しすることで、「司法アクセス」や「法の支配」向上を目指して活動してきました。国家基盤型の司法メカニズムが救済の核心であることは、国連指導原則も指摘するところではあります。

ところが、残念なことに、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー<sup>5</sup>などの支援対象国における「法の支配」の浸透度はさほど向上していないとされているのも現実です。

また、国連指導原則の策定から10年目を迎えた2021年6月、国連作業部会は、報告書「ビジネスと人権に関する国連指導原則：最初の10年の棚卸し」を公表しましたが、その中で「救済へのアクセス」について、「情報へのアクセスといった基本的な問題を含め、（10年前に）指導原則において特定されている司法・非司法メカニズムへのアクセスにおける障害の多くが、依然として改善されないままの状態にある。」<sup>6</sup>として、「救済へのアクセス」に関する取組の遅れについて厳しくも明確に言及されています。

本ウィークにご協力いただいた山田美和さん（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所新領域研究センター長）も、「法の支配が定着していない国々で操業する企業はより高い意識と自らの説明責任が問われる。であるからこそ（日本による）法制度整備支援の担う役割は大きい。」と指摘しています<sup>7</sup>。

我々は、20年以上にわたる支援活動の中で得た（失敗も含めた）経験・教訓を踏まえて、これまで以上に真正面から「救済へのアクセス」向上に取り組んでいくべきです。そして、そこでの「救済」とは、国家基盤型の司法的・非司法的メカニズムにとどまらず、非国家基盤型の苦情処理・救済メカニズムを含むものでなければなりません。ウィークのハイライトにあたる最終日のシンポジウムでは、副題を「日本とASEANのグッド・プラクティスから、救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例

<sup>5</sup> JICAによるミャンマー法整備支援プロジェクトは2013年に開始されましたが、2021年2月の国軍によるクーデター直後に一切の活動を停止し、そのまま2023年5月末の期間満了をもって終了しています。

<sup>6</sup> “Guiding Principles on Business and Human Rights at 10: taking stock of the first decade (<https://undocs.org/A/HRC/47/39>)” のパラ93参照。

<sup>7</sup> 山田美和「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』再考－法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどう取り込むか－」ICD NEWS第90号32－46頁（2022年3月）  
<https://www.moj.go.jp/content/001368533.pdf> 参照。

を学び、今後の法制度整備支援の役割について考える」としたのは、そうした決意の表れだと理解していただければと思います。

### (3) ミャンマーでの経験

ここで、「ビジネスと人権」へのこだわりとして、ミャンマーでの筆者の実体験について若干長くなりますが述べさせていただきます。

筆者は、2014年6月から2年間、ミャンマー連邦最高裁判所・連邦法務長官府（現法務省）をカウンターパートとするJICA法整備支援プロジェクトの初代長期派遣専門家として同国首都ネーピードーに駐在し、その後、縁あって、2018年2月から4年4か月間、今度是在ミャンマー日本国大使館にて書記官として勤務させていただきました。

この間、ミャンマーは、2011年3月に半世紀以上続いてきた軍政から民政への移管を遂げ、2015年の総選挙を経て、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる国民民主連盟（NLD）政権が誕生し、「アジア最後のフロンティア」といった謳い文句とともに、日本を含めた多くの外国の投資先として人気を集めました。その熱は、2017年8月のいわゆる「ロヒンギャ」問題<sup>8</sup>、2020年の新型コロナウイルス蔓延にあっても、基本的に冷めることはありませんでした。

しかし、2021年2月1日の国軍によるクーデターにより、全て状況は一変します。筆者は、クーデター当日はもちろんのこと、それ以降、帰任するまでの約1年4か月間、邦人保護等の業務に従事しながら、現地で日々起きる事象をつぶさに見てきました。

ここで経験したことを詳細に書き記せば、それだけで紙面一杯になってしまうので、ここではミャンマーでの経験を基に「ビジネスと人権」に関して、筆者が強く心に留めていることを2点だけ言わせてください。

1点目は、一企業でできることには限界がある、ということです。現地日系企業の皆さまは、ミャンマー人従業員やその家族の生命・身体・日常生活を守るため、それぞれ採算度外視で、人権への負の影響をできる限り抑えるべく、懸命に努力を重ねていらっしゃいました（その具体例をここで申し上げることができないことが残念です。）が、やはりそれにも限界がありました。ここで筆者が強調したいのは、「救済」メカニズムの構築は、企業の責任であると同時に、国家の義務（指導原則25）であるということです。そして、社会全体で「救済」に関与していくことでより強靱で実効的な救済メカニズムを構築できるはずだという点です。

そして、2点目は、現場を知ろうとする努力を怠ってはいけない、という点です。クーデター直後から、人権NGOの中には「外国企業はミャンマー国軍を利すること

<sup>8</sup> 2017年8月25日未明、ミャンマー西部ラカイン州にて、ロヒンギャが政府施設を一斉攻撃したことに端を発し、国軍が掃討作戦（clearance operation）を実施。70万人を超えるロヒンギャが隣国バングラデシュに避難。この掃討作戦中にジェノサイドを含む重大犯罪が実行されたとして、ミャンマーは国際的に大きな非難を浴びました。詳細については、一例として、国連による事実調査団によるレポート（<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/myanmar-ffm/index#report>）参照。

のないよう、一刻も早くミャンマーから撤退すべし」とする声も強く存在しました。ところが、ある欧米企業が実際に撤退したところ、事業の売却先が国軍に近い企業であったため、売却前よりも内部統制が効かなくなったなどとして、「無責任な撤退ではないか」と新たな批判を呼びました。そもそも、軍事クーデター後であっても事業の買取りを希望するのは、国軍（またはそれに近い団体）しかあり得ず、それは「一刻も早い撤退」の当然の結果でした。机の上で考えるだけではどうやっても足りず、現場を知り、現地従業員や地域コミュニティ等に寄り添い、ステークホルダー・エンゲージメントを実践していくことなしに、適切な解決策を見いだすことはできない。軍事クーデター後のミャンマーでその思いを強くしました。

以上は、クーデターというかなり特殊な状況に基づく経験であり、これが他の全ての事例に妥当するものでないでしょう。しかしながら、国連指導原則は、紛争影響地域では実効的な支配が欠如しており、紛争発生国が適切な保護をなし得ない事態があり得ることを前提に、当該地域で多国籍企業がビジネスを営む場合には、本国としても、当該多国籍企業が人権侵害に関与することのないよう支援する役割があるとしています（国連指導原則7）。ミャンマーにおいても、今後、日本政府として、現地日系企業等と協力して実効性ある支援を行っていくことが強く求められています。

### 3 ゲストの人選に込めた思い

筆者は関係者の方々と共に、2022年末まで数ヶ月にわたって、「救済へのアクセス」に関するゲストスピーカーとして、どなたをお呼びするか、大いに議論し、頭を悩ませました。今回私たちがどのような考えでゲストを決定したのかは、ICDが今後同様のシンポジウムを企画しようとする際や、「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援の具体的活動を検討していくにあたって参考になるかもしれないと思い、これについても若干触れてみたいと思います。

#### (1) メインゲスト：キーワードは“ASEAN”

今回の「ビジネスと人権」ウィークが日ASEAN友好協力50周年記念イベントとして開催するものであることから、メインゲストはASEANから招聘したいと考え、ASEAN政府間人権委員会（A<sup>イ</sup>I<sup>イ</sup>C<sup>イ</sup>H<sup>イ</sup>R/A<sup>イ</sup>S<sup>イ</sup>E<sup>イ</sup>A<sup>イ</sup>N Intergovernmental Commission on Human Rights）<sup>9</sup>のチェアであり、インドネシア政府代表でもあるユン・ワニングラムさんを招聘することにしました。我が国の法制度整備支援は、主にASEAN加盟国を支援対象としており、今後の「ビジネスと人権」に関する支援対象国も必然的にASEAN加盟国が第一候補となってきます。ユンさんからASEANにおける「ビジネスと人権」を取り巻く現状や課題等について知見を共有いただ

<sup>9</sup> ASEAN域内の人権保護等を目的として、2009年10月にASEAN外相会議の諮問機関として設置（<https://aichr.org/>）。ASEAN10か国の政府代表で構成され、その年のASEAN議長国の政府代表がチェアを務めており、2023年はユンさんがチェア。ユンさんの招聘にあたっては、筆者のインドネシア出張中のアポイントメント取付けを含め、法務省から外務省に出向し、法務アタッシュとして現地でご活躍のASEAN日本政府代表部の伊藤参事官、在インドネシア日本国大使館の岩波書記官に大変お世話になりました。

くことは、今後の具体的な法制度整備支援の内容を検討していくにあたって有意義ですし、さらに域内でビジネスを行う日系企業の皆さまにとっても、この分野における今後の動向を知るための大変貴重な機会になるのではないかと考えた次第です。

なお、これはユンさんご本人にも直接お伝えしたのですが、今後のICDの活動として、AICHRとの連携は十分に想定される場所ですし、まずはユンさんを通じてAICHRと良好な関係を築いていくことが重要です。そういう意味も込めて、ユンさんをメインゲストとしてお招きしたことを付記しておきます。

## (2) 第2のキーワード：リビジョン

我が国の国別行動計画（NAP／National Action Plan）は、その対象期間を令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）の5年間としており、4年目となる2024年を目処に改定作業に着手するとされています。

一方、2019年にアジアでいち早くNAPを策定したタイでは、第1次NAPの最終年にあたる2022年を迎え、第2次NAPの策定作業中でした。私たちは、タイがこの3年間で何を経験し、どのような課題に直面したのか、第2次NAPではどのような点を重視しているのか、そうした点は我が国のNAP改定作業に関わる関係者のみならず、国内外でビジネスを営む企業関係者等にとっても、今後の動向等を見定める貴重な機会になり得るだろうと考えました。そこで、タイ法務省から「ビジネスと人権」を担当する権利自由擁護局国際人権課長ナリーラック・パイチャイヤプームさんをゲストとしてお呼びすることにしました。

さらに、リビジョンということ言えば、2023年半ばには、12年ぶりとなる「経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針」の改訂が予定されていました。同行動指針は、我が国の民間企業の方々にとって大いなる関心事項となっており、改訂版「行動指針」を広く共有するため、OECD責任ある企業行動センター長アラン・ヨルゲンセンさんをゲストに加えることにしました。なお、タイトルに「責任ある」が明記された改訂版「行動指針」は2023年6月8日にOECD閣僚理事会で採択され、結果的にではありますが、私たちのアランさん招聘によって、OECD関係者による改訂版「行動指針」の一般向け説明会を、全世界に先駆け、日本で開催することができました<sup>10</sup>。

## (3) 第3のキーワード：日本をよく知る研究者

以上3名のゲストは、政府や国際機関に所属しながら、「ビジネスと人権」の問題に取り組んでいらっしゃる方々ですが、一方で、世界にはこの新しい分野に関して、アカデミックな観点から研究している方もいらっしゃいます。そして、国連ビジネスと人権作業部会のメンバー（2016－2022）を務めた大学教授であり、かつ日本版NAPの策定に助言もいただいた世界的権威といえ、多くの方がすぐにそのお

<sup>10</sup> アランさんは、筆者らとのプライベートな会話の中で、多忙な中、1週間にも及ぶ招聘に応じた理由のひとつとして、アジア太平洋地域、特に日本とのパートナーシップ拡大はOECDの重要な使命であることを挙げ、行動指針改訂後、OECD正式ミッションとして最初に日本を訪問できたことは大変光栄である旨仰っていました。

名前を思い浮かべるでしょう。私たちは、アニタ・ラマサストリ教授にお声掛けすることにしました。同教授は、山田美和さんと個人的にも親しく、今回その伝手もあって、超超多忙な中、快く1週間もの長期日本滞在をお引き受けくださいました。やはり人的繋がりがとても重要だと再認識させられました。

(4) 第4のキーワード：言うは易く行うは難し「グリーンバンス・メカニズム」

国家には、人権への悪影響からの救済を可能とすべく、国家基盤型の司法型及び非司法型のグリーンバンス（苦情処理）メカニズムの提供など、適切な措置をとる義務があり（国連指導原則25）、企業は、社内にグリーンバンス・メカニズムを確立するよう求められています（同29）。そして、国家基盤型と非国家基盤型、いずれの場合も、グリーンバンス・メカニズムは、正当性やアクセス、予測可能であることなど、8要件を充足することが必要であるとされています（同31）。

しかし、そのような実効性あるグリーンバンス・メカニズムを新たに確立することはそう簡単なことではありません。特に中小企業関係者の方から、個社で対応するにはコストや人的リソース、ノウハウなどに不足していて、現実的に困難だという声も聞かれるところです。

そこで、「ビジネスと人権」ウィークの最終日に開催する国際シンポジウムでは、タイのチャロン・ポカパングループ、日本のイオン株式会社、株式会社ファーストリテイリングから、各企業による先進的な取組について紹介いただき、さらに企業の垣根を越えた取組例として、複数の会員企業による費用負担で運営されている「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」から、その活動概要を説明いただきました。

#### 4 「ビジネスと人権」ウィークのプログラム内容

本年7月3日（月）から7日（金）までの一週間、日頃から法制度整備支援で連携させていただいている各機関の協力を得ながら、種々のセミナーやシンポジウム等を開催し、多くの方に参加いただきました。その一部となりますが、公開イベントとして開催されたものについて紹介します。

(1) ワークショップ「ASEAN政府間人権委員会の役割と課題－アジアにおける人権課題について考える－」

開催日 7月3日（月）

主催 （独）日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

(2) 日本ASEAN友好協力50周年記念シンポジウム「ビジネスと人権」<sup>11</sup>

開催日 7月4日（火）

主催 （公財）国際民商事法センター（ICCLC）

後援 日本ローエイシア友好協会、（公社）商事法務研究会

<sup>11</sup> シンポジウムの詳細は、ICCLC NEWS第95号（[https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news\\_95.pdf](https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_95.pdf)）参照。

- 協 力 T M I 総合法律事務所
- (3) 経団連「OECD諮問委員会2023年度総会」<sup>12</sup>  
 開催日 7月5日(水)  
 主 催 (一社)日本経済団体連合会(経団連)
- (4) 国際シンポジウム「ビジネスと人権と環境」デューデリジェンスのさらなる可能性－OECD多国籍企業行動指針の改訂をうけて－<sup>13</sup>  
 開催日 7月6日(木)  
 主 催 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所  
 後 援 法務省法務総合研究所
- (5) 国際シンポジウム「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援～日本とASEANのグッド・プラクティスから救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例を学び、今後の法制度整備支援の役割について考える～」  
 開催日 7月7日(金)  
 主 催 法務省法務総合研究所  
 共 催 (独)国際協力機構(JICA)、(公財)国際民商事法センター(ICCLC)、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所  
 後 援 最高裁判所、日本弁護士連合会、外務省、経済産業省、国際機関日本アセアンセンター、国連開発計画(UNDP)

## 5 今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待

筆者は今回の「ビジネスと人権」ウィーク終了後に異動となり、現在はICDを離れておりますが、法制度整備支援の価値を信奉する関係者のひとりとして、今後の活動への期待を述べさせていただきます。

### (1) 支援対象国の市民に寄り添う支援

法制度整備支援の目的は、対象国における「法の支配」の向上であり、その目的の下、我が国は現役の裁判官や検察官、弁護士を含む法律実務家を現地に長期派遣して、その地に根付いた形で支援するという、他国にあまり例を見ない手法をとっています。ただ、自省を込めていえば、カウンターパート機関の中心が相手国の最高裁判所や法務省など、政府等の機関であることから、市民の声に耳を傾ける機会がそれほど多くはなかったのではないかと感じています。

しかしながら、法制度整備支援によって裨益をもたらすべきは、支援対象国の市民であり、市民に寄り添うことではじめて意義ある支援となるのだらうと思います。我々のクライアントは、究極的にはその国の市民です。

一方で、プロジェクトとして正式に承認され、実際に動き始めた後に、改めて市民の声を聞いて、それを具体的な活動内容に反映させることは、時として困難であるの

<sup>12</sup> 総会の概要は、[https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0727\\_07.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0727_07.html) 参照。

<sup>13</sup> シンポジウムの詳細は、<https://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Reports/20230706.html> 参照。



も事実です。

そこで、これから具体的活動内容を検討していく「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援では、是非、相手国政府だけでなく、市民（団体）や現地企業等の民間セクターを含め、できる限り多くのステークホルダーの意見を事前に聞いて欲しいと思います。ステークホルダー・エンゲージメントは、企業だけではなく、我々にも同じように求められている大原則だろうと思います。特に、法制度整備支援の対象となるのは「救済へのアクセス」の分野であり、救済を受けることになる市民の関与なくして、実効的なグリーンバンス・メカニズムをデザインすることなど不可能です。

## (2) ASEAN全体を対象に

従来の法制度整備支援は、ベトナムやカンボジアなど、特定の1か国を対象とした、いわゆるバイの支援が中心でした。特定の国の法制度を前提に、その国の歴史、習慣、国民性や風土等、固有の特徴に合致するように、テーラーメイドの支援を心がけてきたわけです。

一方で、経済のグローバル化に伴い、既に企業活動は国境を越え、複数の国や地域にまたがっており、それに伴う人権侵害やその危険性に国家の境界は関係ありません。国連指導原則は、人権理事会において全会一致で承認された、ステークホルダー全員の共通認識であって、世界共通の原則です。その実施を支援するにあたって、我々も可能な限り視野を広げていきたいところです。

「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援では、将来的にASEAN全体を対象とするような活動ができればよいと思います。本年9月に行われた日ASEAN首脳会議の議長声明においても、7月の日ASEAN特別法務大臣会合等の法司法分野における協力について触れた上、今後更に協力関係を強化していくことへの期待が述べられています<sup>14</sup>。

今回の「ビジネスと人権」ウィークで、AICHRのユンさんをゲストとしてお迎えしたことが、その契機になれば、これ以上ない幸せです。

## (3) 歩きながら考える

この「ASEAN全体を対象に」は、目指すべき理想かもしれませんが、その一方で、加盟国の間で種々の相違を抱えるASEAN域内で現実にASEAN全体を対象にプロジェクト化するには相当の困難も予想されるところです。プロジェクトの具体的内容を吟味し固めてから動き出すということでは、事前準備にあまりに時間を要し、時宜を得た支援の実施が難しくなってしまうかねません。

そこで、将来的な「ASEAN全体を対象に」というビジョンを先方と共有しつつ、まずは可能なところから一歩前に踏み出してはいかがでしょうか。例えば、タイでは、近く、第2次NAPが公表される見込みですし、ベトナムでは、2023年7月に国連開発計画（UNDP）、スウェーデンの支援を受けて、NAPを完成させま

<sup>14</sup> 議長声明パラ12参照 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100551385.pdf>)。

した<sup>15</sup>。ASEAN加盟国の中でも、「ビジネスと人権」に関する取組の進捗状況は異なっているため、まずはタイやベトナムのように、NAPの改定や策定を通じて、この分野への強い関心を示している国を対象に、その取組を支援することから始めるのも一案かもしれません。

ここで、7月7日の国際シンポジウムにおける、タイ法務省のナリーラックさんの「日本の法制度整備支援との協力への期待」と題するプレゼンテーションについて共有させてください。ナリーラックさんは、本ウィーク中に多くの関係者から刺激を受けたとして、今後の日本との協力について、具体的アイデアを提供くださいました。



このように我が国との協力に前向きなカウンターパートがいらっしゃるといことはとても重要です。目の前の小さな協力からはじめ、活動を進めながら、具体的な法制度整備支援プロジェクトに繋げていく、そのような手法があってもよいのではないのでしょうか。

## 6 おわりに

準備であれだけ苦勞し、また本番でも正に目が回るような忙しさで、怒濤の一週間でしたが、終わってみると淋しさすら感じさせる充実した時間でした。最初の着想段階から協力いただいた山田美和さんには、この場を借りて改めて感謝申し上げます。またICDの教官・専門官の助けがなければ、「ビジネスと人権」ウィークは実現できませんでした。素晴らしい仲間にも恵まれたと、心からそう思います。

<sup>15</sup> 7月14日付でベトナム語版を公表 (<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-843-QD-TTg-2023-hoan-thien-chinh-sach-nham-thuc-day-thuc-hanh-kinh-doanh-co-trach-nhiem-572544.aspx>)。

「ビジネスと人権」ウィーク終了から2週間後、国連ビジネスと人権作業部会委員が来日し、調査が実施されました<sup>16</sup>。調査最終日には、日本記者クラブにて記者会見も行われ、その席で委員が某芸能プロダクションのセクシャル・ハラスメントについて言及したこともあって、期せずして訪日調査が多くのメディアで取り上げられました。ミッション終了ステートメントでは、政府、企業及び市民社会の取組について高く評価をされた一方で、我が国に国家人権機関が存在しないことへの深い憂慮が示されるなど、厳しい指摘もあり、今後、ますますこの分野での取組を進めていかなければなりません。

「ビジネスと人権」は日本国内の企業のみならず、我々の支援対象国でビジネスを営む企業にとっても関心事です。この分野における支援は、法制度整備支援のもう一つの目的「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」に直接関わる支援でもあります。最後に、その観点からも、我々の活動への期待が高いことを付言させていただきます。

---

<sup>16</sup> 作業部会の訪日調査は、7月24日から8月4日まで実施され、その結果概要については、8月4日付ステートメント (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>) 参照。

## 【国際研修・共同研究】

### インドネシア法整備支援 第15回本邦研修

国際協力部教官

坂本達也

#### 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法整備支援プロジェクトに関し、令和5年5月17日（水）から同月27日（土）まで（移動日を含む）、インドネシアの裁判官15名を研修参加者として日本に招き、インドネシア法整備支援第15回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 本研修の背景及び目的

1 インドネシアでは、2015年12月から2021年9月までに実施されたJICAプロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に引き続き、同年10月から2025年9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を開始した。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び同法務人権省法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり、最高裁は、前プロジェクトに引き続き、本プロジェクトにおいて、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、①知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、②知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料（商標に関するケースブックが完成し、現在は、商標ガイドブックの作成中である。今後は、特許や著作権に関するケースブック及びガイドブックの作成を予定している。）の作成活動を行っている。

2 新型コロナウイルス感染症拡大により本邦研修を実施することができない状態が3年以上にわたって続き、その間に本プロジェクトが開始するに至ったため、本研修は本プロジェクトにおける初めての本邦研修である。

本研修のテーマにつき、インドネシアで知財事件の第一審を扱う商事裁判官からは、最も事件数の多い商標の重要論点（商標の類否等）を中心とする研修を実施してほしい、最近の特許事件やインターネットを通じた著作権事件に苦慮しているが、インドネシアでは先例が乏しく、日本における重要論点の判断方法や専門的知見の獲得

方法について学習したい、知財事件における損害額の算定に困難を感じているなどの意見があった。他方、インドネシアの知財研修の講師候補者や、上記執務参考資料を中心的に作成する知財ワーキンググループの裁判官らは、知財事件の一般的な知識を有しており、将来において重要な役割を果たしていくことが期待されているものの、未だ商事裁判官としての経験がない者も多く、特に実際の事件処理で問題になる重要論点に関する知見が十分であるとはいえない。さらに、知財分野における保全・執行も十分に機能していないという問題がある。

そこで、本研修においては、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、裁判官向けの研修を担当する講師として必要・有用な知見、執務参考資料の作成に必要・有用な知見の取得を目指すとともに、インドネシアでは、特許事件等における専門的知見の獲得に困難を生じていること等の問題があることを踏まえ、ビジネスコートや特許庁等を訪問し、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計の参考にしてもらうことを目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。



集合写真（法務省）

### 第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

#### 1 日本の知財紛争に関する講義

講義「日本の知財紛争の動向」では、当部の國井陽平教官が、日本の知財紛争の概況、審理の特色、最近の動向について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、研修テーマである知財関連訴訟における損害額の算定方法、知財分野における民事執行、知財調査官に関する質問のほか、日本の裁判所組織・人事に関する質問がなされるなど、インドネシアにおける実務的な関心を知ることができた。

## 2 特許法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「特許法の論点（クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員であるユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所長）を講師に迎え、午前には特許法の重要論点である上記各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例を用いた意見交換を実施した。

講義においては、クレーム解釈や新規性・進歩性の判断構造に関する原則論や重要論点を飯村先生の豊富な実務経験を交えて御説明いただくとともに、進歩性の裁判例を数多く御紹介いただいた。意見交換においては、特許庁と裁判所の進歩性の判断が分かれた事例（洗濯機の発明）を題材とした議論を行い、研修参加者からは先行発明と技術分野が異なっていることに着目した意見が出されるなど講義の内容を踏まえた実質的な検討がされた。



飯村先生による御講義の様子

## 3 ビジネス・コートへの訪問

- (1) ビジネス・コート（知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部）への訪問では、知的財産高等裁判所の裁判官による概要説明、施設見学に加え、東京地方裁判所知的財産権部の國分隆文部総括判事から「知財事件における保全・執行の実情」について、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である知的財産高等裁判所の勝又来未子判事から「損害額の算定」についての講義をしていただき、さらに知財調査官制度に関する概要説明をしていただいた。
- (2) 知的財産高等裁判所の裁判官による概要説明では、インドネシア側から事前に募った質問事項を踏まえ、知的財産高等裁判所及び知財訴訟に関する統計、民事事件と審決取消訴訟のいわゆる「ダブルトラック」の問題、知財事件における営業秘密の保護について御説明いただいた。研修参加者からは、審決取消訴訟の取消率に関する統計を踏まえ、取消しの理由や取消しが多い分野を尋ねる質問がされるなど

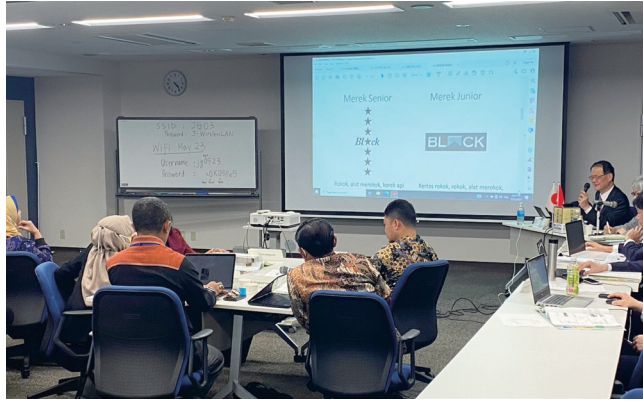
強い関心を持った様子であった。

- (3) 國分部総括判事の御講義では、知財事件における民事保全、民事執行の実情について御説明いただいた。民事保全、民事執行のそれぞれにつき日本の制度とインドネシアの制度を比較し、さらに重要な点につきディスカッションのポイントを明示していただくなど大変充実した講義資料を御準備いただいた。研修参加者からは、民事保全については正しい判断と迅速な判断を両立することが難しい、民事執行については、執行の申立てがあると債務者が反訴提起や再審申立てをするため審理が停滞する、判決主文が何を命じているのか不明な場合があるなどの具体的な悩みが挙げられ、講師との意見交換がされた。
- (4) 勝又判事の御講義では、知財関連訴訟における損害額の算定について御説明いただいた。インドネシアでは、損害額の算定に関する条文はなく、最高裁判所回章に損害賠償額は侵害者の得た利益を考慮して算出する旨の規定があるのみであり、裁判官が損害の算定に苦慮する場面があるとのことである。勝又判事には特許法102条1項から3項の規定とその考え方につき、平易な事例を用いて丁寧に御説明いただき、研修参加者は損害額の推定の手法について理解を深めた様子であった。
- (5) 知財調査官制度に関する概要説明では、勝又判事及び秋田将行知財調査官より、マッサージ機の発明に関する特許事件を題材として、調査報告の様子を実演していただいた。研修参加者は、調査官制度の有用性に大変興味を持った様子であり、実演していただいた事例に関する質問のほか、知財調査官の事務上の位置付け、経歴等に関する質問等を積極的に行っていた。

#### 4 商標法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「商標法の論点（商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授を講師に迎え、午前には商標法上の重要論点である上記各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、基本となる判断枠組に加え、具体的な事例が複数紹介されたが、例えば、商標の類否については、外観、称呼、観念の3点を機械的に観察するだけでなく、取引の実情に着目した検討方法についても分かりやすく御説明いただいたため、研修参加者のために大変勉強になる内容であった。グループディスカッションにおいても、主に商標の類否に関する具体的な事例につき、研修参加者は意見を出し合い主体的に取り組んでいた。研修参加者の中には、午前の講義内容を踏まえ、取引の実情を実質的に検討することができている者もいた。



玉井先生による御講義の様子

## 5 特許庁への訪問

特許庁への訪問では、特許庁の施策、特許審査の概要、特許審判の概要、商標制度の概要について御説明いただくとともに、審査室及び審判廷を見学させていただきました。研修参加者は、特許審査における先行技術調査の手法やそのデータベースの紹介を受けたり、審判廷で用いられている機材やシステムを見学したりすることができ、大変感銘を受けた様子であった。

## 6 著作権法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「著作権法の論点（インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である桜坂法律特許事務所の林いづみ弁護士を講師に迎え、午前には著作権法の基礎知識、著作権侵害訴訟のポイント（特に翻案権侵害の判断基準）、侵害訴訟以外のエンフォースメント等に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、インドネシアには著作権事件の数や裁判例が乏しく、重要論点である翻案権侵害の判断基準も定まっていないという現状を踏まえ、基礎的な部分から説明していただき、研修参加者のために大変重要なものとなった。グループディスカッションにおいては、ゲーム内のキャラクター画像につき翻案権侵害の成否が問題となる事案を題材とした。ゲームは著作物の集合体であり、ゲーム内のキャラクター画像も著作物であるという点に理解が及んでいなかった者も散見されたが、多くの研修参加者は、キャラクター画像の特徴を丹念に検討し的確な意見を述べていた。その後の質疑応答でも著作権侵害品を放置したECサイトの法的責任に関する質問があるなど、全体として研修参加者の問題意識は非常に鋭いものであった。





林先生による御講義の様子

#### 第4 おわりに

本研修は、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、裁判官向けの研修を担当する講師として必要・有用な知見、執務参考資料の作成に必要・有用な知見の取得を目的としていたところ、特許法、商標法、著作権法、知的財産法全般にまたがる重要論点につき、日本側の知見を提供することにより、主たる目的を達することができた。将来的な課題認識の醸成を目的とした知財調査官による技術説明・調査報告の有用性についても十分な理解を得たと思われる。研修全般を通じて、ケーススタディーやグループディスカッションを積極的に取り入れたことにより、研修参加者が自らの理解度を確かめる機会も十分に担保することができた。

最終日に実施した総括質疑においては、研修参加者が研修において印象に残った点を述べていく中で、日本側が理解してほしいと考えていた点が数多く具体的に指摘された。本研修には、知財事件の第一審を扱う商事裁判所所属の裁判官と、最高裁判所所属の若手裁判官が参加しており、研修の中で提供した知的財産法の重要論点に関する知見は、商事裁判所の実務においてすぐに参考とできるものであるし、専門的知見の獲得方法に関する知見は、将来の裁判所の制度設計の参考になるものであるため、裁判・司法行政実務の中核を担う人材にかかる重要なインプットを行い、問題点を認識してもらうことができたことは大きな成果であり、本プロジェクトの目的達成に貢献できたのであれば幸いである。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げます。

## インドネシア法整備支援第15回本邦研修 研修参加者名簿

1	ナワンサリ
	Ms. Nawangsari, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当調査官(高裁判事)
2	イ マデ スカダナ
	Mr. I Made Sukadana, S.H., M.H. 最高裁司法調査研究教育研修総局司法判事(高裁判事)
3	ラフミワン ムリアネティ
	Ms. Rafmiwan Murianeti, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当調査官(高裁判事)
4	ルディ スパルモノ
	Mr. Rudi Suparmono, S.H., M.H. スラバヤ地裁所長・同地裁商事裁判所裁判官
5	スタルノ
	Mr. Sutarno, S.H., M.H. スラバヤ地裁商事裁判所裁判官
6	ベトウシ シスケ マノエ
	Ms. Betsji Siske Manoe, S.H., M.H. 中央ジャカルタ地裁商事裁判所裁判官
7	フィクトル トギ ルマホルボ
	Mr. Victor Togi Rumahorbo, S.H., M.H. メダン地裁所長/同地裁商事裁判所裁判官
8	スサンティ アルシ ウィバワニ
	Ms. Susanti Arsi Wibawani, S.H., M.H. 中央ジャカルタ地裁商事裁判所裁判官
9	シヤムスル アリフ
	Mr. Syamsul Arief, S.H., M.H. 最高裁司法研修所長
10	ヨギ アルソノ
	Mr. Yogi Arsono, S.H., K.N., M.H. スマラン地裁商事裁判所裁判官
11	アクマッド ラシド プルバ
	Mr. Achmad Rasyid Purba, S.H., M.Hum スマラン地裁商事裁判所裁判官
12	アリフ サプト ヌグロホ
	Mr. Arief Sapto Nugroho, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当書記官代行(司法判事)
13	ファリッド ヒダヤト ソパメナ
	Mr. Farid Hidayat Sopamena, S.H., M.H. マカッサル地裁商事裁判所裁判官
14	グセ プラユディ
	Mr. Guse Prayudi, S.H., M.H. 最高裁育成室長特別秘書(司法判事)
15	ワワン エディ プラスティヨ
	Mr. Wawan Edi Prastiyo, S.H., M.H. 最高裁民事室長補佐判事(司法判事)

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 坂本達也(SAKAMOTO, Tatsuya)

教官 / Professor 國井陽平(KUNII, Yohei)

主任国際専門官 / Administrative Staff 菅原優志(SUGAWARA, Yushi)

国際専門官 / Administrative Staff 矢口昌宏(YAGUCHI, Masahiro)

## インドネシア法整備支援第15回本邦研修日程表

【担当教官:坂本教官 担当専門官:菅原専門官、矢口専門官】

月日	曜					備考
5 /	水	入国				
5 /	木	10:00 JICAブリーフィング	12:30 TIC	14:00 ICDオリエンテーション	15:00 15:00 【講義】日本の知財紛争の動向	17:00 TIC泊
5 /	金	10:00 【講義】特許法の論点(クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造)	12:00 TIC	14:00 【事例研究・意見交換】特許法の論点(クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造)	15:00 17:10 TIC 國井教官、西尾専門家	17:10 TIC泊
5 /	土					TIC泊
5 /	日					TIC泊
5 /	月	9:50 裁判所訪問(知的財産高裁裁判所)	12:00 裁判所	14:00 【講義・意見交換】知財事件処理における諸問題(知財保全・執行、損害の算定)	17:00 裁判所	TIC泊
5 /	火	10:00 【講義】商標法の論点(商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造)	12:00 TIC	14:00 【事例研究・意見交換】商標法の論点(商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造)	17:00 TIC	財団懇談会 TIC泊
5 /	水	9:50 【訪問】特許庁	12:00 特許庁	12:30 意見交換会 上富所長、内藤部長	14:30 15:00 赤れんが 研修準備	17:00 TIC泊
5 /	木	10:00 【講義】著作権法の論点(インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定)	12:30 TIC	13:55 【事例研究・意見交換】著作権法の論点(インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定)	17:10 TIC	TIC泊
5 /	金	10:00 総括質疑・意見交換	12:00 TIC	14:00 評価会・修了式	16:00 TIC	TIC泊
5 /	土	出国				

## 【海外出張】

### ウズベキスタン出張報告 ～国際会議参加及び関係諸機関訪問～

国際協力部教官

後藤 圭介

#### 第1 はじめに

法務総合研究所東山太郎総務企画部長、同研究所内藤晋太郎国際協力部長、同研究所総務企画部国際事務部門三宅妙子統括国際専門官及び当職は、令和5年5月14日（日）から同月20日（土）までの間、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）に出張した。

今回の出張では、ウズベキスタン司法省（以下「司法省」という。）が主催する国際会議「第3回タシケント・ロー・スプリング（Ⅲ International Legal Forum Tashkent Law Spring）」に参加したほか、関係諸機関を訪問して協議等を実施した（本出張の日程は別添1のとおり。また、出張時の様子は別添2のとおり。）。

本稿では、タシケント・ロー・スプリングでの活動内容のほか、関係諸機関を訪問して協議等を行った内容について紹介し、今後のウズベキスタンに対する法整備支援の方向性等について検討する。なお、本稿中、意見部分は、すべて当職の私見である。

#### 第2 タシケント・ロー・スプリング

##### 1 概要

本会議は、司法省が主催する司法分野に関する中央アジア地域で最大規模の国際会議であり、今回で3回目を迎えた。

本会議には、これまで中央アジアを始めとする司法関係者のほか、UNDPを始めとするドナー関係者が多数招待されて開催されており、我が国からは2019年の第1回会議では、当時の当部副部長及び教官が出席したほか、上川陽子法務大臣（当時）がビデオレターの形でスピーチを行った。

今回は、「永遠の価値としての基本的人権」を主たるテーマとし、カザフスタン共和国等の中央アジアを始めとする司法関係者のほか、UNDPを始めとするドナー関係者が多数招待されて5月17日と18日の2日間にわたり開催された。

当部は、協力関係にある司法省傘下の法律家トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）から招待を受け、内藤国際協力部長が講演を行った。

##### 2 第1日目（5月17日）

初日は、午前中にプレナリーセッションが行われ、ウズベキスタンのアクバル・タシクロフ司法大臣による本会議開催の挨拶があり、本会議の主なテーマのほか、本会

議の目的について、現代の時事的な法律問題について、各国司法関係者及びドナー関係者ら参加者が、基本的人権の視座から議論するための場を提供することなどにあるとの発言がなされた。

その後、在ウズベキスタンUNDP代表、シンガポール共和国内務法務大臣、アゼルバイジャン共和国司法大臣、キルギス共和国司法大臣らによって、それぞれの立場からの基本的人権の重要性に関する発言がなされた。

また、午後は、4つのブースに分かれて、「裁判外紛争解決手段（調停から仲裁へ）」や「法律業界におけるデジタルテクノロジー」等のテーマについて、各国の司法関係者やドナー関係者によるプレゼンテーションやディスカッションが行われた。

### 3 第2日目（5月18日）

2日目は、午前・午後とも、4つのブースに分かれて、各国の司法関係者やドナー関係者によるプレゼンテーションやディスカッションが行われた。

午前には、当部と繋がり深い法執行アカデミーのエフゲニー・コレンコ所長代行がモデレーターを務める「汚職防止方針」に関するセッションが行われ、講演者からは、汚職は人権に対するアンチテーゼであるとともに、法の支配に対する毒であって、汚職防止教育等への投資が重要である旨のプレゼンテーションが行われるなどし、聴講者も多く、盛況のうちに終了した。

午後には、トレーニングセンターのラビエフ所長がモデレーターを務める「法曹人材育成」に関するセッションが行われ、当部の内藤国際協力部長が「日本の法曹養成制度」に関する講演を行った。本セッションでは、内藤国際協力部長のほかにも、タシケント国立法科大学の教授やカザフスタン共和国調停者協会の事務局長等、合計8名の講演者が登壇し、それぞれの立場から法曹人材育成に関する講演を行った。

### 4 当部とトレーニングセンター間の協力計画の締結

トレーニングセンターのラビエフ所長がモデレーターを務め、内藤国際協力部長ほか7名による各講演が行われた上記セッション終了後、当部とトレーニングセンターとの間で、2023年から2025年の3年間にわたる協力計画の締結式が実施された。

当部は、2021年にトレーニングセンターとの間で協力計画を締結し、法律論文の交換やオンラインによるセミナーへの出席等の協力関係を続けてきたところであり、今回の3年間にわたる協力計画の締結により、更なる交流が行われることが計画されている。

## 第3 関係諸機関訪問

本出張では、トレーニングセンター、法執行アカデミー、司法省のほか、名古屋大学がタシケント国立法科大学内に設置した日本法の教育研究センターであるCJLウズベ

キスタン、名古屋大学ウズベキスタン事務所、JICAウズベキスタン事務所及び在ウズベキスタン日本国大使館を訪問したが、ここでは、トレーニングセンター、法執行アカデミー及び司法省訪問について触れることとする。

## 1 トレーニングセンター訪問

上記のとおり、当部は、2021年にトレーニングセンターとの間で協力計画を締結し、それに基づいた協力関係を構築しているが、出張者は、5月15日、ラビエフ所長らトレーニングセンター関係者らとの間で今後の協力関係の在り方についての打合せを行った。

ラビエフ所長からは、トレーニングセンターが1997年に大統領令に基づいて設立された司法省傘下の組織であり、ウズベキスタンの弁護士のほか、司法省を含め全ての政府機関の司法関係者に対する人材教育を行っていること、8,000人いるウズベキスタンの司法関係者のうち約7,000人がトレーニングセンターで定期的に研修を受ける対象となっており、2年に1回の割合で研修を受けていること、対象者の立場や成績に応じた内容の教育を行っていることのほか、現在も教育内容の改善を行っており、そのためにも日本の人材育成に関する知識や経験を非常に必要としている旨、我が国から法曹人材育成に関する知見の提供を依頼する旨の発言がなされた。

また、ラビエフ所長からは、タシケント・ロー・スプリングで内藤国際協力部長が講演することに対して感謝の意を表明するとともに、日本の法曹養成制度がウズベキスタン関係者だけでなく、その他各国等の関係者にとっても非常に印象深いものになると思うことのほか、タシケント・ロー・スプリングでの講演や議論の結果を分析することがウズベキスタンの法改正に非常に有益である旨の発言もなされた。

さらに、ラビエフ所長は、行政法解説書作成支援活動<sup>1</sup>について、解説書を作成することで法律的素養の低い一般国民に資することになるし、研修を実施するトレーニングセンターにとっても重要なことである旨の発言がなされた。

## 2 法執行アカデミー訪問

法務総合研究所は、2019年7月に、法執行アカデミーの前身である最高検察庁アカデミーとの間で、包括的な相互協力の枠組みを定める協力覚書(MOC)を締結し、これに基づいた統計に関するセミナー等を実施し、今年2月には、我が国において、モンゴル国と共同で司法関連統計共同研究を実施するなど、継続的な協力関係を構築している。

出張者は、5月16日、法執行アカデミーを訪問し、法執行アカデミー関係者と打合せを行った。

冒頭、法執行アカデミーのニグマジヤノフ副所長から、これまでの日本側による支援に対する感謝が述べられるとともに、上記司法関連統計共同研究のカリキュラムの

<sup>1</sup> 司法省と日本国法務省との間で2019年3月に締結した法務司法分野における協力覚書(MOC)に基づいて当部が行っている活動。

中で日本側から提供を受けたA Iを活用した犯罪の予防等に関する講義等については、受講したコレンコ所長代行等の参加者からフィードバックがあり、今後も、この分野に関して日本から学んでいきたい旨の発言があったほか、ウズベキスタンにおける刑事分野でのI T化の一例として、裁判所と検察庁の間でデータを共有する取組が開始されており、現在、一部において、パイロットプロジェクトが実施されている旨の情報提供があった。

また、これら協議の後、コレンコ所長代行の案内で、法執行アカデミー内を視察した。

### 3 司法省訪問

当部は、司法省をカウンターパートとして、行政法解説書作成支援を実施しており、毎月1回のオンラインでのセミナーのほか、2022年9月には現地セミナーを実施した。そして、今年に入り、行政手続法WGの司法省メンバーがウズベキスタンの行政改革の影響を受けて一時不在となったものの、司法省に働き掛けるなどした結果、今年4月には、同WGの司法省の新メンバーが選任されたことから、今後の支援活動について協議するため、出張者は、5月19日、司法省を訪問し、同WGの司法省の新メンバーと打合せを行った。

冒頭、司法省のアクバル国際部長からは、タシケント・ロー・スプリングへの出席及び日本の貢献に感謝する、国内の行政改革の影響を受けて、同WGの司法省メンバーにも変更が生じたものの、新たにメンバーが選定されたことから、行政法解説書の作成に向けて活動を進めていきたい、次の行政改革が起きるまでに同解説書の作成を完了させたい、今後は同席するウザクベルゲン法執行部副部長が同WGの司法省メンバーをまとめて中心となって関与していく旨の発言がなされた。

また、アクバル国際部長からは、毎月1回セミナーを開催しているが、同WGメンバーのモチベーションを高めるため、今年中には完全版の同解説書の出版とまではいなくても、何らかの形でこれまでのセミナーで検討した内容に関する同解説書の出版をしたい旨の発言があり、今度、セミナー担当者とは協議していくこととなった。

## 第4 今後の方向性等

### 1 タシケント・ロー・スプリング出席

本会議には、中央アジア諸国の司法関係者やドナー関係者が多数出席しており、我が国における法曹養成制度に関する講演を行うことで、我が国の知見を共有することができたと感じた。また、本会議の休憩時間等でも、参加者とコミュニケーションを図ることで、上記制度を含めた我が国の法制度整備支援に関する情報の提供を通じ、現在の支援対象国以外の国の状況、参加各国の法制度の状況等について情報を得ることができた。今後とも、本会議のような多数の司法関係者が集う会議に適宜出席することにより、我が国の知見を共有することで法制度整備支援の輪を広げられる可能性

を感じた。

## 2 トレーニングセンター訪問

トレーニングセンターとは、2021年に協力計画を締結し、学术论文の交換等の協力関係を実施してきたが、今回新たに和解調停と法曹人材育成等をテーマとした2023年から2025年までの3年間の協力計画を締結したことから、具体的な内容を更に検討していく必要がある。

## 3 法執行アカデミー訪問

法執行アカデミーに対しては、2020年7月からオンラインで犯罪白書作成支援を継続し、今年2月には司法関連統計に関する共同研究を実施したが、今回の訪問で、当該研究で得られた知見が法執行アカデミー内で共有され、さらにその分野における日本の知見の提供を希望していることが確認できたことから、今後も法執行アカデミー側の要望を踏まえつつ、いかなる協力関係が可能であるかについて検討していく必要がある。

## 4 司法省訪問

司法省に対しては、ウズベキスタン国内の行政改革によって、行政法解説書作成支援のカウンターパートである司法省行政手続法WGの司法省メンバーが刷新されたことから、新たに同WGのメンバーに選定された者に対するインプット等、これまでの支援との継続性を持たせつつ、今後も市橋克哉名古屋経済大学特任教授を始めとする日本側関係者の援助を得ながら協力関係を継続していく必要がある。

## 第5 おわりに

本出張では、名古屋大学ウズベキスタン事務所のエルドルジョン副所長や、司法省の好意により、CJLウズベキスタンの修了者で、名古屋大学に留学経験のある日本語が堪能なタシケント国立法科大学のフサインビジネス法学部長に、各訪問先に同行して通訳を含め、全面的にサポートしていただいた。

今後のウズベキスタンに対する法整備支援には、これらウズベキスタン側の関係諸機関の関係者の協力が必要不可欠であることから、今後も関係諸機関とは密に連絡を取り合いながら支援を続けていきたい。



## 令和5年5月ウズベキスタン「Tashkent Law Spring」等出張日程表

【令和5年5月14日(日)～5月20日(土)(移動日を含む。)]

[担当: 東山部長、内藤部長、後藤教官、三宅統括国際専門官]

(訪問先・宿泊場所は全てタシケント内)

月日	曜日			備考
5	日	午前 9:20成田発(KE0706)→11:45仁川着	午後 15:35仁川発(KE0991)→19:20タシケント着	
14				
5	月	午前 10:00JICAウズベキスタン事務所訪問 ・宮崎所長と意見交換 10:45名古屋大学ウズベキスタン事務所訪問 ・エルドルジョン副所長と打合せ	午後 16:30司法省法律家トレーニングセンター訪問 ・ラビエフ所長と会談	
15				
5	火	午前 11:00在ウズベキスタン大使館訪問 ・羽鳥大使との会談	午後 15:00法執行アカデミー訪問 ・コレニコ所長代行、ニグマジャノフ副所長と会談	
16				
5	水	午前 Tashkent Law Spring (@InterContinental Tashkent) ・9:00~10:00 Registration ・10:00~12:00 Plenary Session	午後 Tashkent Law Spring(@InterContinental Tashkent) ・14:00~18:30 Session(4rooms)	
17				
5	木	午前 Tashkent Law Spring(@InterContinental Tashkent) ・10:00~12:00 Session(4rooms)	午後 Tashkent Law Spring(@InterContinental Tashkent) ・14:00~18:30 Session(4rooms) ・14:00~18:30 <<Legal Personnel Modern Law>>Sectional on "Continuing training for lawyers" Amudarya1,2(1st froof) ・内藤部長講演 ・司法省法律家トレーニングセンターと協力計画の締結式	
18				
5	金	午前 資料整理等	午後 14:30タシケント国立法科大学日本法教育研究センター訪問 15:00司法省訪問 ・行政手続法WGセミナー担当者との会談 22:00タシケント発(OZ0574)	
19				
5	土	午前 8:15仁川着	午後 15:20仁川発(OZ0106)→18:15成田着	
20				



【トレーニングセンターとの協議】



【法執行アカデミーとの協議】



【タシケント・ロー・スプリングでの内藤部長の講演】



【トレーニングセンターとの協力計画締結式】



【司法省との協議】



【C J Lウズベキスタン訪問】

## 【講義・講演】

2023年8月から同年10月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

### 記

#### 京都大学における講義

日 時：8月11日（金）

場 所：京都大学

対象者：学生

テーマ：法務検察における法整備支援活動等

講 師：教官 後藤圭介

## 【研修等実施履歴】

2023年8月から同年10月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

### 記

#### 1 研修

- (1) インドネシア法整備支援第16回本邦研修

日 時 9月4日（月）から同月14日（木）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 法令ドラフターの能力向上に資する取組についての検討・日本の経験の共有

担 当 教官 菊地英理子

国際専門官 菅原優志

- (2) 第66回ベトナム法整備支援研修（司法省）

日 時 9月21日（木）から同月30日（土）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 日本の立法過程（起草、審査、完成）の研究

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 中嶋勇葵

- (3) 第67回ベトナム法整備支援研修（共産党中央内政委員会）

日 時 10月15日（日）から同月24日（火）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 汚職対策

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 中嶋勇葵

#### 2 共同研究

- (1) 第24回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 9月12日（火）から9月21日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

担 当 教 官 荒川豊  
国際専門官 辻のぞみ

- (2) 令和5年度モンゴル国共同研究（商取引法第3回）  
日 時 9月25日（月）から同月30日（土）まで  
場 所 国際法務総合センターほか  
テーマ 商取引の安全等  
担 当 教 官 後藤圭介  
国際専門官 飯澤聖愛

### 3 シンポジウム

- (1) 国際知財司法シンポジウム2023（J-SIP2023）（法務省パート）  
日 時 10月18日（水）  
場 所 弁護士会館 2階講堂クレオ  
形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）  
テーマ ECサイト等のプラットフォームによる模倣品対策、模倣品対策のための官民連携・国際連携  
担 当 教 官 福島崇之、後藤圭介、原彰一、坂本達也  
国際専門官 飯澤聖愛
- (2) 第11回国際民商事法シンポジウム  
日 時 10月26日（木）  
場 所 大阪中之島合同庁舎 国際会議室  
テーマ 東南アジア4か国の不動産法制と実務対応  
担 当 教 官 福島崇之、荒川豊  
国際専門官 三宅妙子、菅原優志、辻のぞみ

### 4 セミナー

ラオス

国立司法研修所（NIJ）とのオンラインセミナー  
日 時 9月5日（火）  
形 式 ハイブリッド形式（会場実施とオンライン配信の併用）  
テーマ 日本の知的財産法  
担 当 教 官 後藤圭介、坂本達也、國井陽平  
国際専門官 中嶋勇葵

## 5 その他

### (1) 司法修習（選択型実務修習）

日 時 8月28日（月）から9月1日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 教官 菊地英理子

国際専門官 三宅妙子

### (2) 霞が関・法務省インターンシップ

日 時 9月4日（月）から同月8日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 教官 後藤圭介

国際専門官 三宅妙子

### (3) 国際民商事法金沢セミナー

日 時 9月21日（木）

場 所 北國新聞20階ホール

テーマ 企業の進出と法整備支援

担 当 教官 茅根航一

国際専門官 菅原優志

## 【活動予定】

2024年1月から同年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

### 記

#### 1 研修

- (1) 第70回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）  
日 時 1月21日（日）から同月30日（火）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 日本の判例制度及び調停実務についての研究  
担 当 教官 原彰一、坂本達也  
国際専門官 矢口昌宏
  
- (2) カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」本邦研修  
日 時 2月19日（月）から3月1日（金）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 日本の法曹養成教育の研究  
担 当 教官 後藤圭介、坂本達也  
国際専門官 辻のぞみ

### 「初めてのICD、再びのICD」

総務企画部国際事務部門

統括国際専門官 三宅 妙子

国際専門官 飯澤 聖愛

#### 第1 初めてのICD

##### 1 はじめに

昨年4月に国際事務部門に着任いたしました飯澤聖愛と申します。

「法務総合研究所総務企画部国際事務部門研修第二担当に異動です。」、2022年3月1日、とある北海道の検察庁にいた私に内示が行われました。元々、北海道内の検察庁で検察事務官として勤務していた私にとっては、内示の異動先を聞き、「どこ??？」と脳内に浮かんだのは言うまでもありません。4月の着任まで、周りの職員で当所国際協力部（以下「ICD」という。）の職務を知っている者はおろか、異動先である国際専門官がどのような業務を行っているのかを知っている者はおらず、不安を胸に4月に着任した私は、まるで転職を経験したかのような気分をこれから味わうのでした。

##### 2 国際専門官の業務その1（コロナ禍における海外出張編）

国際専門官の業務については、過去のバックナンバーで諸先輩方がバラエティに富んだ形でたくさん紹介していますので、気になった方は是非ともバックナンバーを読み返していただきたいと思います。本書では私が印象に残った国際専門官の業務の一部について御紹介します。

着任後、最初に舞い込んできた案件は海外出張でした。2022年4月当時、世の中は新型コロナウイルス感染症が少しずつ落ち着きだしたところではあったものの、まだマスク生活や日本への入国制限・水際対策はとても厳しいものでした。そんな中、上司から「7月のベトナム出張に同行してほしい」との命を受け、ベトナム（ハノイ）へ出張することになりました。

出張にあたっては、先に出張を経験していた専門官にアドバイスをもらいながら、出張に必要な公用旅券の手配、外務省宛ての文書の作成・・・と事前準備は多岐にわたりました。また、先に述べたとおり、まだまだ日本への入国（帰国）の水際対策が厳しく、3回分のワクチン接種証明書の提出及び（現地の）出国前72時間以内のPCR検査陰性証明書の取得が必須でした。（ワクチン接種証明書を前居住地の北海道から取り忘れ、出張直前に途方に暮れかけたのはここだけの話です。）

出張中は、現地での会談・会議の様子の写真撮影、会議のメモ取り（現地語と日本語の逐次通訳あり）など様々な用務があります。同行している教官方に助けていただ



きながら、6日間にも渡る初めての海外出張は無事、誰一人コロナに罹ることなく終了しました。

それからというもの、ありがたいことに、I C Dに来てからの1年半で4回も海外出張を経験し（ベトナム3回、韓国1回）、検察庁時代の事務室勤務とはまるで違う仕事内容を身に染みて感じました。



【休務日に訪れた世界遺産ハロン湾（ベトナム）】



【大韓民国法院公務員教育院前での記念撮影（筆者は前列左端）】

### 3 国際専門官の業務その2（やりがいのある招へい業務編）

I C Dの主な業務の一つに、海外から研究員を招へいし、共同研究<sup>1</sup>等を行う業務があります。コロナ禍中は、海外の往来がストップし、4月に私が着任した際にはI C Dに勤務する専門官において招へい業務を経験した職員はおりませんでした。

そんな中、3月にモンゴル国とウズベキスタン共和国からそれぞれ政府職員を招へいし、共同研究を行うことになりました。何から手をつけていいか全く分からない状態の中、夏の終わり頃から教官を始め、統括や主任たちと共に手探りで一から共同研究を作り上げていきました。フライトの手配、日本への入国のための査証申請書類の準備、ホテル、新幹線、車両、通訳の手配、万が一研究員がコロナに罹った時のための外国人を受け入れてくれる病院探し等々……。教官たちと何度も何度も打合せを行い、準備期間中はまるで旅行会社に勤めているような感覚を味わいつつ、なんとか研究開始日を迎えました。当日は本当に日本に到着してくれるだろうか、飛行機に乗り遅れていないだろうか、入国手続は何もトラブルなく通過できるだろうか、不安はたくさんありましたが日本に到着した姿を見てとても安心した記憶です。

ただ、そこで業務は終わりではありません。約10日間の共同研究期間中は様々なことがありました。大事な訪問先幹部への表敬の日に研究員が寝坊、新幹線の移動の際には研究員が車内に講義資料を忘れ下車、そのため滞在先の京都から新大阪まで引き取りに行ったり……。大変なことが多々あっても、共同研究最終日に、研究員が日本での共同研究に満足して笑顔で帰国して行く姿を見ると、今まで体験したこと

<sup>1</sup> 法務総合研究所国際協力部が主体となって行う研修であり、その他にJ I C Aが主体となって行う本邦研修もある。

ない達成感を全身で感じ、この共同研究に携われてよかったと思いました。

#### 4 おわりに

ここまで国際専門官の業務を二つピックアップして御紹介しましたが、業務を想像できたでしょうか。ICDの国際専門官はこれ以外にも法務総合研究所主催のシンポジウムの運営や、ICD NEWSの発刊作業など幅広い業務に携わっています。

これを読んでいただいている法務省職員の中で、少しでも国際協力部あるいは国際専門官の業務に興味を持っていただければ大変嬉しく思います。興味を持った動機は、海外出張に行ってみたい、海外の人と交流してみたい・・・なんでもいいと思います。少しでも興味があれば、ぜひ異動先の候補の一つとして手を上げていただければ、ICDはいつでもあなたを歓迎しています😊

## 第2 再びのICD

### 1 22年振りのICD

本年4月に国際事務部門ICD担当の統括国際専門官に着任しました三宅妙子と申します。

私は、2000年4月に、大阪地方検察庁から初めて法務総合研究所に異動となり、法務省赤れんが棟の総務企画部企画課で勤務しました。2000年は、ICDが創設される前年に当たります。当時、法制度整備支援業務は企画課で所管しており、私は、企画課職員として本邦研修の事務などを担当しました。

2001年4月に法制度整備支援を専掌する部署としてICDが創設されたことに伴い、私も企画課職員からICDの事務を担当する国際協力専門官に異動となりました。ICD創設当初は、部長以下全員が赤れんが棟内で勤務していましたが、大阪中之島合同庁舎が新営され、同年11月、ICDが丸ごと新庁舎へ移転しました。

ICD勤務後は、長らく検察庁等で勤務していましたが、ご縁があって、この4月から再びICDで勤務させていただくことになりました。ICDは、2017年に大阪から現在地の東京都昭島市に設立された国際法務総合センターに移転しており、この昭島の地で、前回勤務時の楽しかった出来事を思い出したり、当時と今の違いを感じたりして、新鮮で刺激的な日々を送っています。

### 2 当時のICD 現在のICD

ICDが行う法制度整備支援の内容の柱は、当時から変わっていませんが、支援対象国が随分増えたという印象を受けています。当時は、ベトナム、ラオス、カンボジアが主な支援対象国だったと記憶していますが、今年度は、4月以降、ラオス、インドネシア2回、ベトナム2回の本邦研修、モンゴル共同研究が実施され、この後もベトナム2回、ウズベキスタン、ネパール、カンボジアなどの本邦研修が予定されています。現地調査や現地セミナーを開催済み又は開催予定の国を含めると、更に多くな

ります。

また、検事や裁判官等がJICAの長期専門家として現地に派遣されている国も増えているところ、長期専門家の適切かつ献身的な支援活動により、ICDの活動がよりスムーズに実施できていると感じています。さらに、ICDが着実に活動範囲を広げていることは、これまでICDの活動に関わられてきた方々のご尽力や活動の積み重ねによるものだと実感しています。

以上のようなICDの変化を感じる一方、昔と変わらないと思う部分もあります。

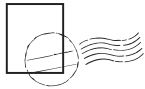
現在は、自らが研修事務を担当して研修員の方々と直接関わる機会がなく寂しく思っていたところ、本年10月に実施した第67回ベトナム本邦研修では、休日の観光に引率同行する機会を得ました。研修員の方々と、豊洲市場や東京スカイツリー、浅草などを観光し、バスや電車での移動、食事をする中も、片言の英語や翻訳アプリを駆使してコミュニケーションを取っていると、終わる頃には、以前から知り合いだったような通じ合った気持ちになりました。おもてなしの気持ちを持って接したとき、相手方もそれを受け取ってくれて感謝してもらえると大変うれしいものです。そのような気持ちを味わえるのは、ICDの醍醐味の一つではないかと久々に実感しました。

今年度は、コロナ禍がようやく落ち着き、本格的に本邦研修を再開しています。コロナ禍前を知っている専門官はおらず、専門官達はそれぞれ過去の資料を参考にしつつ手探りで業務を進めています。その中では大変な負担感を感じることもあると思いますが、それぞれが創意工夫しながら、全力で業務に取り組んでいます。例えば、ICD創設当初も、前例がなく、手探りで業務を進めることが少なからずありました。当時の私は、末端の専門官でしたが、そのような私の意見でも採用されることがあり、その自由な雰囲気によりやりがいを感じました。今のICDも、自由に、コロナ禍後の新しいICDを協力して作っていかれたらと思っています。

### 3 おわりに

本年10月26日、当所と公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）共催による「第11回国際民商事法シンポジウム」を大阪中之島合同庁舎内の国際会議室において開催しました。コロナ禍により、2017年の第9回シンポジウム以来6年振りの対面開催であり、しかもICDの昭島への移転後、初めての大阪開催となりました。

シンポジウム会場には、現在、大阪で勤務しているICDのOB・OGの方々が顔を出してくださいました。当時が懐かしくて見に来たよとおっしゃる方や頑張っていると激励くださる方と接して、今回の出張を機に、改めてこれまでのICDが積み重ねた歴史、専門官経験者同士の強いつながりやICDへの愛情を感じるとともに、私もしっかりと次にバトンを渡していきたいという思いを新たにしました。



## 各国の法制度整備支援の現場から



本年10月1日、ベトナム社会主義共和国に、ベトナム法整備支援プロジェクト長期派遣専門家として赴任しました、大西と申します。自分は、過去に、法務総合研究所国際協力部の教官として法整備支援に携わっていたことがあります。今回、改めて法整備支援活動に関わることとなりました。よろしくお願いいたします。

ベトナムは、経済の発展が目覚ましく、目に見えるところでは、自分が赴任しているハノイにおいても、高層建物がいくつも建設されています。発展の影響からか、市街地は、車、オートバイの渋滞が発生しています。

そのような中、自分は、この執筆を行っている現在、散策を兼ねて1時間ほど歩いて通勤していますが、ハノイ市街地における道路の横断は容易でないことは有名です。横断できそうな隙が見えたら横断を開始しないと、ずっと横断できません。道路を横断するとき、自分としては、向かってくる車とオートバイの動きを注視し、車は、向かってきたら先に通過させ、オートバイは、相手と自分の速度と距離を考え、相手が自分の前を通過しそうな状況であれば先に通過させ、自分が前を通過できそうな状況であればそのまま横断します。相手が自分の動きを予測できるよう、歩行速度を変えないようにします。そのとき、逆行してくるオートバイも注意します。多くのオートバイが向かってくる場合は、その波に乗るようにして歩行します。これは、信号のある横断歩道でも同じです。車道が青信号から赤信号になっても、数秒間は走行してきます。赤信号中でも走行してくるオートバイがいます。歩道を歩いている、オートバイは歩道を走行してくる可能性がありますので、油断できません。

法整備支援の関係で考えたとき、ルールとは、を考えさせられます。ルールが守られていないだけかもしれない。しかしながら、守るべきルールとは何なのか、ルールはどのようにして守ってもらうのかを考えさせられます。前述の自分の道路横断の際の動きも、仮にこの動きで自分が事故に遭う確率を下げる事ができているならば、ハノイにおいて守るべきルールなのでしょうか。法整備支援活動に携わると、改めて根本的なことを考えさせてもらえます。

ちなみに、ベトナムの人も、ベトナム人の交通マナーはよくないと言いますし、交通事故も多発しているそうです。それでも、運転が上手です。

(JICAベトナム長期派遣専門家 大西 宏道)



法・司法分野人材育成プロジェクトは、2022年11月の開始から1年が経ち、ワーキンググループとしても半年にわたって活動を行ってきました。活動が進むにつれ、若い方々のパワーを感じます。毎週の会議では、最近では、若手裁判官が積極的に活動を動かしてくださるようになってきました。教材のドラフトを一からしてくれたり、地方の裁判所でのインタビューに備えて自主的に資料を準備してくれたり、民法や民訴法の解釈に関する興味深い問題を提起してくれています。刑事・民事の裁判実務を行いながら、学生や書記官を教え、これに加えてワーキンググループの準備を行い、毎週、数時間か

けて地方から会議に参加しています。また、地方の裁判所を訪問しても、若手裁判官が入念に検討して多くの意見を出そうとしてくださるのが印象的です。

プロジェクトオフィスも、10月から新たに1名の若きスタッフを迎えました。王立法律経済大学に設置されている名古屋大学日本法教育研究センターの卒業生で、名古屋大学修士課程を修了した後、オフィスでさっそく活躍してくれています。若い方々のパワーを受けとめ、応えるために、専門家も努力が欠かせないと改めて気を引き締めています。

( J I C Aカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希 )



2023年7月の新プロジェクト開始と共に専門家としての2年間の任期満了予定でしたが、その後も更に2年間継続してラオス民法典を担当させて頂けることとなり、弁護士業務に戻るのももう少し先になりました。新しいプロジェクト立ち上げに他の専門家と共に尽力したいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ところで2023年10月29日はラオスではオークパンサー（出安居日）という日で、ヴィエンチャンの街中でも、日本のお祭りのようにたくさんの屋台が出店し、お祭りが盛大に行われました。夕方以降、普段からは想像もできないくらいの人数が集まり、人混みでなか

なか前に歩けません。日本のお祭りとは違うのは、メインストリートの両側にコーヒーや通信会社など企業の協賛店のブースが並ぶエリアがあり、全ての店舗の大型スピーカーから大音量の営業トークが発せられる為、音楽ライブ会場最前列スピーカー目の席よりも体力が求められる厳しい環境でした。3ヶ月間続いた僧侶の厳しい修行期間の終わりを祝うのだそうで、結婚式などのお祝いごと解禁され、賑やかな時期が始まります。

翌30日、これもラオス最大のお祭りの一つ・ボートレーシングフェスティバルが開催され、1艘20-40人くらい(?)で漕ぎ進むロングボートの競争がメコン川で行われました(ヴィエンチャンの街はメコン川河岸にあります)。メコン川ではこの日の為に練習する姿も見られるのですが、雨季の突然の大雨でも大きな掛け声で練習をしているあたり、なかなかの体育会系です。

加えて、自宅のあるうちの某村付近でもこのボートレーシングが別途行われており、数日前からお祭り気分、村の中のダートロード両側に規模の小さな屋台街も出現します。比較的静寂に包まれた期間の終わりを告げるかのように、近隣の住宅から、こちらも巨大スピーカーを通して大音量のビートやカラオケが深夜12時(もしくは午前2時)頃まで聞こえてきます。この時期以降はこれが散発した覚えで、重低音ビートが体に染み込んできます。活発に攻めてくるのは自宅の表側で、裏側の寝室では若干防御されるのですが、両隣もしばしばこれに加勢するため、四面楚歌を実感します。これを苦にせず「ついに乾季が近づいてきたな」という感慨と共に眠りにつくという特殊能力が求められます。

( J I C Aラオス長期派遣専門家 阿讃坊 明孝 )



2024年2月14日にインドネシアで大統領選が行われます。

インドネシアの大統領選は、大統領候補と副大統領候補のペアを国民が直接選ぶ方式で行われます。2023年10月19日からの届出期間に3組のペアが届け出をしました。

そのうちの1組のペアが大統領候補のプラボウォ氏（現国防相）と副大統領候補のギブラン氏です（現ソロ市長）。ギブラン氏はジョコ・ウィドド現大統領の長男でまだ36歳の若さです。

大統領選について興味がそそられる出来事が尽きませんが、この場で1点だけご紹介します。

インドネシアでは、総選挙法で、大統領・副大統領の被選挙権の年齢は40歳以上と制限されており、36歳のギブラン氏は出馬できないはずでした。しかし、届出期間直前の同年10月16日、憲法裁判所は、大統領・副大統領の被選挙権の年齢は40歳以上だが、地方首長経験者は40歳未満でも被選挙権を有するとの判断を下しました。この判断により、ソロ市長のギブラン氏は出馬できることとなりました。驚いたのは、この裁判の裁判長を務めた憲法裁判所長官がジョコ・ウィドド現大統領の義弟（大統領の妹の夫）だったことです。

プラボウォ氏・ギブラン氏ペアの対立候補者には法学者で元憲法裁長官もあり、同人らが上記判断に対しどのような言動をするかなど、今後の大統領選の動きから目が離せません。

（JICAインドネシア長期派遣専門家 及川 裕美）



ネパールの法・司法・議会省に対するアドバイザーとして赴任している弁護士の磯井美葉です。

ネパールの省庁は、ほとんどが「シンハダルバール（ライオン宮殿、というような意味）」と呼ばれる一画にあり、法・司法・議会省もそうです。

外国の援助機関がこの一画にオフィスを置けることは稀で、私のオフィスも近くの民間ビルに入っています。現在のオフィスは、2代前の長尾貴子専門家、先代の石崎明人専門家から引き継いでいます。

普段は、ネパール人弁護士のアマン・マハルジャンさんと2人でこのオフィスにいます。アマンさんは、法的素養、英語力に加え、幅広い人脈を生かして、向上心を持って頑張ってくれています。アマンさんはネワール族というカトマンズの先住民族の出身で、公用語であるネパール語と、仕事で使う英語のほかに、ネワール語も話します。ネパール人の中には、このように、ネパール語と英語に、自分たちの民族の言語を加え、少なくとも3つの言語を操る人は珍しくありません。

（JICAネパール長期派遣専門家 磯井 美葉）

－編集後記－

ICD NEWS第97号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。  
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、瀬戸法務総合研究所長から「～法制度整備支援のこれから～」と題して、ICDの歴史や7月に行われた司法外交フォーラムに触れつつ、これからの法制度整備支援について述べていただきました。

「外国法制・実務」では、カンボジア、インドネシア、ラオス及びスリランカにおける法制度・実務等を御紹介するとともに、ASEANの基本構造と法務・司法分野に関するASEAN分野別会議等の近時の動向について御紹介しています。

カンボジアについては、カンボジア王立法律経済大学非常勤チア・シュウマイ氏から「アンコール遺跡周辺の土地に関する占有をめぐる問題—アンコール遺跡のゾーン1・2—」と題して、世界遺産でもあるアンコール遺跡に関する土地問題について御紹介いただきました。

インドネシアについては、西尾前JICA長期派遣専門家（現名古屋地方裁判所判事）から「インドネシアにおけるベースライン調査について(2)」と題して、前号に引き続き、裁判官の立場から見た同国における知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を把握するためのベースラインにつき御紹介いただきました。

また、及川JICA長期派遣専門家から「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」と題して、同国におけるドラフターの任務等や育成に関して御紹介いただきました。

ラオスについては、同国の澤井JICA長期派遣専門家から「プロジェクト活動における本邦研修の戦略的活用について」と題して、本年4月に行われた本邦研修を例に取りつつ、プロジェクト活動について御紹介いただきました。

スリランカについては、茅根国際協力部教官から「スリランカ刑事訴訟法の改正経過—刑事訴訟の迅速化の観点を中心に—」と題して、同国における刑事訴訟法の改正経過等について御紹介いただきました。

福島国際協力部教官からは、「ASEANの基本構造と法務・司法分野に関するASEAN分野別会議等の近時の動向」と題して、ASEANの基本構造について、ASEAN憲章に沿って概観するとともに、法務・司法分野に関連するASEAN分野別会議の全体像と現在注目すべき特定の会議体の動きについて御紹介いただきました。

「活動報告」では、当部が実施した一部の活動として、本年7月に開催された「司法外交」閣僚フォーラム開催記念特別イベント「ビジネスと人権」について、國井前国際協力部教官（現大阪高等検察庁検事）より「「ビジネスと人権」ウィークの試み～今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待～」と題して、御自身のミャンマーでの

御経験を交えながら今後の「ビジネスと人権」分野における法制度整備支援への期待について御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、三宅統括国際専門官及び当職から、「初めてのICD、再びのICD」と題して国際専門官の業務について、それぞれの視点から紹介させていただきました。

「各国の法制度整備支援の現場から」では、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア及びネパールの各国のJICA長期派遣専門家から各国の現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

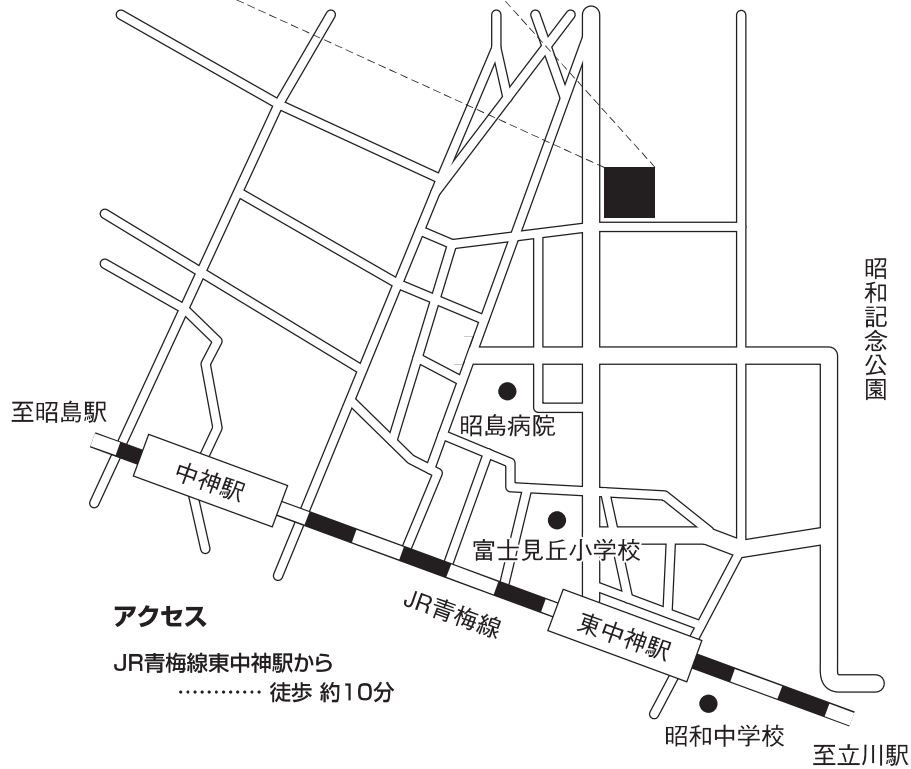
関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門国際専門官  
飯 澤 聖 愛





法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：[https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス：[icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2023年12月

